

## 2 下水道計畫

(事業計畫遂行半途にあるもの) (昭和9年度末)

都 市	事業名稱	繼續年限	排水区域	排水管線	汚水最後の處分方法	工費 總額 (括弧内既支出額) (千円)
			面積 (ヘクタール)	延長 (米)		
44 西宮市	...	...	1,120 (0)	28,000 (0)	目下考究中	...
60 高崎市	第二期下水道事業	昭8-10	124 (...)	...	自然流下に依り河川に放流	300 (53)
65 秋田市	秋田都市計畫事業	昭7-11	236 (104)	3,790 (3,322)	...	858 (526)
66 大分市	...	1箇年	7.7 (7.7)	810 (810)	無處理の儘放流	12 (12)
78 千葉市	千葉都市計畫下水道事業	昭10-11	47 (...)	1,000 (...)	河川に放流	160 (...)
85 一宮市	一宮市下水道築造	大正15-昭10	254 (220)	67,486 (58,449)	自然放流	1,500 (1,270)
88 川口市	下水道築造	...	0.2 (0.06)	1,670 (...)	市街地に在りては排水幹線に放出し逐次芝川へ流出其の他は用悪水路に仍りて荒川、芝川各河川に流出するものとす	6 (...)
94 浦和市	...	...	395 (...)	99,013 (7,623)	...	1,170 (17)
101 熊谷市	...	昭6-12	324 (251)	31,223 (28,435)	星川へ放流す	118 (107)
107 川越市	川越市下水道布設	昭6-10	...	21,611 (20,987)	郊外の河川に放流す	395 (334)
113 帯廣市	緑ヶ丘池西二條九丁目側溝間火防用水路新設工事	1箇年	26 (17)	2,018 (0)	火防用水路並に既設排水区域に水量を補足する幹線水路にして沿線二部の排水を合流し既設排水区域を経て帯廣川に放流す	27 (0)
304 釜石町	災害復舊、凶作救済土木事業並町單獨事業	昭9-10	9 (7)	2,763 (2,100)	...	7 (5)
501 京城府	第三期下水	昭8-10	281 (164)	18,947 (8,936)	未處理放流	300 (150)
506 開城府	開城府東西線道路並下水改修工事	昭8-10	170 (118)	1,155 (508)	天然稀釋法	44 (24)
510 鎮南浦府	鎮南浦府第二期市區改正並下水修築工事	昭9-10	11 (2)	468 (100)	合流法にして大同江に放流	90 (7)
511 清津府	下水及び路面整理工事	昭6-10	865 (865)	1,595 (1,595)	海面に放流す	186 (179)
601 臺北市	區計畫特第一號路線排水溝工事	昭8-10	1,360 (1,360)	3,141 (2,500)	河川に放流	416 (310)
802 豊原町	豊原町下水道工事	...	238 (27)	2,672 (964)	自然流下法にて河川放流とす	1,250 (166)

## 3 下水道建設費財源

都 市	種 類	昭和10年度	昭和9年度	昭和8年度	昭和7年度	昭和6年度	
		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
1 東京市	總額	× 7,230,000	× 7,210,000	× 7,060,000	× 6,251,000	× 4,850,000	
	國庫補助金	× 1,336,068	× 1,349,397	× 1,329,198	× 835,475	× 756,177	
	一般歳入 市債	× 532 × 5,893,400	× 603 × 5,860,000	× 602 × 5,730,200	× 25 × 5,415,500	× 823 × 4,093,000	
2 大阪市	總額	× 4,648,275	5,452,482	4,807,306	3,208,073	2,638,039	
	財産賣却代	× 4,500	14,402	16,622	13,572	3,486	
	國庫補助金	× 2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	受益者負擔金	× 389,853	989,752	1,188,944	2,020,003	483,298	
	雜收入	× 602	9,052	2,146	2,250	4,071	
	市債	× 4,251,320	4,438,276	3,499,594	1,072,248	2,047,184	
水道會計繰入	×	—	—	99,000	99,000	99,000	
	3 京都市	總額	× 3,085,858	× 2,860,000	× 1,739,309	× 1,342,000	× 895,000
4 名古屋市	總額	× 1,089,745	× 749,646	× 955,867	× 949,859	× 2,698,484	
	國庫補助金	× 75,200	× 71,973	× 148,589	× 220,188	× 378,410	
	雜收入其の他 市債	× 2,215 × 1,012,330	× 1,793 × 675,880	× 4,278 × 803,000	× 61 × 729,610	× 7,967 × 2,312,107	
6 横濱市	...	...	...	...	...	...	
	8 福岡市	總額	819,600	371,000	228,200	155,000	4,506
國庫補助金		22,492	24,000	1,000	1,000	1,000	
縣補助金		600	600	600	1,800	1,510	
一般會計繰入		...	400	2,800	...	1,996	
市債		796,508	343,000	223,800	152,200	...	
11 仙臺市	總額	300,000	300,000	436,028	225,231	199,815	
	國庫補助金	...	3,000	29,497	7,680	2,000	
	一般歳入 市債	× 300,000	× 205,000	× 310,531	× 119,190	× 82,000	
電気事業會計繰入	...	...	92,000	96,000	97,000	108,000	
	13 八幡市	...	...	...	...	...	
14 札幌市		總額	× 112,000	109,295	158,100	112,700	66,600
		國庫補助金	× 21,400	15,395	1,000	1,000	—
	市費 市債	× 90,600	93,900	157,100	111,700	66,600	
15 静岡市	總額	× 419,447	291,445	277,143	70,462	594,855	
	國庫補助金	× 2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	縣補助金	× 20,000	8,000	8,960	9,240	5,000	
	雜收入	× 5,447	7,445	16,183	22,629	16,590	
	市債	× 274,000	274,000	250,000	—	544,000	
電気事業會計繰入	× 118,000	—	—	36,593	27,265		
22 豊橋市	總額	× 818,374	× 909,602	× 947,975	× 562,542	× 471,818	
	財産賣却代	× 113,285	× 62,340	× 56,160	× 22,920	—	
	國庫補助金	× 1,000	× 115,515	× 126,735	× 92,903	× 74,355	
	縣補助金	× 3,500	× 3,600	× 3,000	× 200	—	
	受益者負擔金	× 109,785	× 85,889	× 59,252	× 38,514	—	
	雜收入	× 3,100	× 3,622	× 4,099	× 4,600	× 800	
剩餘金	—	—	—	58,000	—		
一般會計繰入	× 1,704	× 1,636	× 3,729	× 13,405	× 6,663		
市債	× 586,000	× 637,000	× 637,000	× 390,000	× 390,000		

備考 1. 本表は本會よりの照會に對する各市の回答に據る。  
2. ×印は豫算他は決算の金額を示す。



3 下水道建設費財源

都 市	種 類	昭和10年度 (円)	昭和9年度 (円)	昭和8年度 (円)	昭和7年度 (円)	昭和6年度 (円)
25 川 崎 市	總 額	—	—	× 296,876	—	—
	國庫補助金	—	—	× 30,127	—	—
	市 費	—	—	× 4,749	—	—
28 下 關 市	總 額	—	—	× 262,000	—	—
	市 費	—	—	—	—	—
	市 債	—	—	—	—	—
30 岐 阜 市	總 額	× 870,000	930,000	—	—	—
	國庫補助金	× 1,000	—	—	—	—
	縣 補助金	× 5,000	—	—	—	—
	市 債	× 864,000	930,000	—	—	—
34 小 倉 市	總 額	× 33,777	26,110	23,281	48,611	67,319
	國庫補助金	× 10,000	3,000	4,000	2,000	2,000
	縣 補助金	× 1,800	2,400	1,200	1,200	600
	市 債	× 21,977	20,710	23,081	45,411	64,719
42 高 松 市	總 額	× 250,000	× 250,000	× 250,000	× 100,000	—
	國庫補助金	× 1,000	× 1,000	× 1,000	—	—
	縣 補助金	× 2,000	× 2,000	× 2,000	—	—
	市 債	× 247,000	× 247,000	× 247,000	× 100,000	—
44 西 宮 市	總 額	× 90,000	—	—	—	—
	國庫補助金	× 1,000	—	—	—	—
	市 費	× 89,000	—	—	—	—
49 宇 部 市	寄附金	× 312	1,864	427	2,957	644
	一般會計繰入	× 468	2,873	640	4,214	966
53 岡 崎 市	總 額	—	—	98,797	138,035	123,244
	土地賣拂代	—	—	5,583	6,354	4,330
	國庫補助金	—	—	10,000	5,000	10,000
	縣 補助金	—	—	21,700	5,000	20,000
	雜收入	—	—	1,514	81	2,314
	一般會計繰入	—	—	60,000	121,600	86,600
59 那 霸 市	總 額	× 23,962	—	—	—	—
	國庫補助金	× 1,000	—	—	—	—
	雜收入	× 50	—	—	—	—
	市 債	× 22,500	—	—	—	—
	水道會計繰入	× 412	—	—	—	—
60 高 崎 市	總 額	× 121,000	119,000	61,000	1,000	5,641
	國庫補助金	× 1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	縣 補助金	—	—	—	—	4,641
	市 債	× 120,000	118,000	60,000	—	—
63 長 岡 市	國庫補助金	20,000	10,000	10,000	5,000	5,000
	縣 補助金	7,500	5,000	5,000	10,000	20,000
	一般會計繰入	—	—	—	—	—
65 秋 田 市	總 額	× 144,158	× 152,002	× 210,000	× 228,000	—
	國庫補助金	× 1,000	× 1,000	× 55,100	× 55,100	—
	縣 補助金	× 5,000	× 5,000	× 10,000	× 10,000	—
	受益者負擔金	× 31,296	× 59,864	× 31,900	× 30,900	—
	都市計畫特別税	—	× 7,138	—	—	—
	一般經濟繰入金	× 2,862	—	—	—	—
	市 債	× 104,000	× 79,000	× 113,000	× 132,000	—
66 大 分 市	總 額	× 17,600	12,021	12,733	6,143	—
	市 費	× 17,600	12,021	12,733	6,143	—

3 下水道建設費財源

都 市	種 類	昭和10年度 (円)	昭和9年度 (円)	昭和8年度 (円)	昭和7年度 (円)	昭和6年度 (円)
78 千 葉 市	總 額	× 64,100	—	—	—	—
	縣 補助金	× 3,200	—	—	—	—
	受益者負擔金	× 10,700	—	—	—	—
	一般會計繰入	× 200	—	—	—	—
	市 債	× 50,000	—	—	—	—
83 福 島 市	總 額	× 300	300	3,292	20,506	2,000
	國庫補助金	× —	—	840	5,270	—
	市 費	× 300	300	2,452	15,236	2,000
85 一 宮 市	總 額	230,000	140,000	140,000	165,000	140,000
	國庫補助金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	縣 補助金	10,800	8,200	7,000	6,000	12,000
	一般會計繰入	1,000	800	32,000	20,000	11,000
	市 債	217,200	132,000	100,000	138,000	116,000
86 別 府 市	總 額	4,408	2,662	2,609	2,714	3,123
	市 費	4,408	2,662	2,609	2,714	3,123
88 川 口 市	總 額	—	—	3,241	—	—
	縣 補助金	—	—	888	—	—
94 浦 和 市	總 額	—	—	2,353	—	—
	市 費	—	—	—	—	—
96 鳥 取 市	縣 補助金	× 10,500	× 7,304	× 4,415	× 7,830	× 3,758
101 熊 谷 市	總 額	× 6,000	5,000	9,000	66,000	86,000
	國庫補助金	× 1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	縣 補助金	× 5,000	4,000	8,000	3,000	1,000
107 川 越 市	總 額	—	—	—	84,000	84,000
	市 債	—	—	—	—	—
111 平 塚 市	總 額	× 6,000	4,224	4,307	4,660	6,491
	縣 補助金	× 6,000	4,224	4,307	4,660	6,491
	市 債	—	—	—	—	—
113 帶 廣 市	總 額	× 2,000	× 2,000	× 2,000	× 288,050	× 106,950
	國庫補助金	× 1,000	× 1,000	× 1,000	× 1,000	× 1,000
	縣 補助金	× 1,000	× 1,000	× 1,000	—	—
116 酒 田 市	總 額	—	—	—	× 287,050	× 96,950
	市 債	—	—	—	—	—
	國庫補助金及市債	—	—	—	—	—
304 釜 石 町	總 額	—	—	12,000	75,000	—
	國庫補助金	—	—	12,000	75,000	—
	市 債	—	—	—	—	—
308 大 宮 町	總 額	—	3,069	8,110	7,465	43,564
	國庫補助金	—	—	—	—	10,891
	市 債	—	2,250	6,019	5,411	—
319 野 田 町	總 額	—	819	—	—	—
	市 債	—	—	—	—	—
	市 費	—	—	—	—	—
304 釜 石 町	國庫補助金	× 1,430	× 1,962	× 2,582	—	—
	市 債	—	—	—	—	—
308 大 宮 町	總 額	× 4,667	4,921	5,144	2,968	1,000
	縣 補助金	× 1,555	1,306	1,019	919	333
	町 費	× 3,112	3,615	4,124	2,048	667
319 野 田 町	總 額	× 750	1,500	4,702	—	—
	縣 補助金	× 750	1,500	4,702	—	—



### 3 下水道建設費財源

都 市	種 類	昭和10年度	昭和9年度	昭和8年度	昭和7年度	昭和6年度
		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
501 京 城 府	總 額	× 203,228	× 118,802	× 139,108	× 57,230	× 116,747
	國庫補助金	× 37,500	× 37,500	× 37,500	× —	× 72,500
	府 費	× 165,788	× 81,302	× 101,608	× 57,230	× 44,247
502 釜 山 府	總 額	...	...	...	× 20,000	× 26,500
	國庫補助金	...	...	...	× 20,000	× 16,500
	道 補助金	...	...	...	...	× 10,000
504 大 邱 府	總 額	× 54,000	× 53,000	× 53,000	× 138,531	× 121,075
	國庫補助金	× 30,000	× 30,000	× 20,000	× 49,800	× 32,200
	道 補助金	× 5,334	× 5,333	× 5,333	× 38,000	× 38,000
	府 費	× 18,666	× 17,667	× 27,667	× 52,431	× 50,875
506 開 城 府	總 額	19,870	8,036	16,189	—	—
	國庫補助金	7,153	2,893	5,828	—	—
	道 補助金	2,782	1,125	2,266	—	—
	府 費	9,935	4,018	8,095	—	—
507 新 義 州 府	總 額	× 4,997	1,204	4,284	550	—
	一般會計	× 4,997	1,204	4,284	550	—
511 清 津 府	總 額	...	22,175	33,552	64,578	58,538
	國庫補助金	...	...	30,000	30,000	30,000
	府 費	...	22,175	3,552	34,578	28,538
512 木 浦 府	總 額	...	...	...	× 98,400	× 93,170
	國庫補助金	...	...	...	× 71,150	× 46,150
	道 補助金	...	...	...	× 20,000	× 20,000
514 群 山 府	總 額	...	...	...	× 7,250	× 27,020
	國庫補助金	...	...	...	...	...
	道 補助金	...	...	...	...	...
601 臺 北 市	總 額	× 106,478	117,189	209,096	5,679	240,657
	國庫補助金	× 62,748	64,662	124,749	...	128,555
	州 補助金	× 15,687	16,165	31,687	...	26,090
602 臺 南 市	總 額	× 28,043	36,362	52,660	2,500	86,012
	市 費	× 28,043	36,362	52,660	3,179	86,012
	寄附金	...	...	...	...	...
603 基 隆 市	總 額	× 26,995	28,689	64,844	88,600	11,334
	國庫補助金	× 6,204	4,399	15,146	24,837	...
	州 補助金	× 11,233	14,978	31,821	42,509	7,556
	市 費	× 9,558	9,312	17,877	21,254	3,778
607 新 竹 市	總 額	× 2,500	1,168	5,353	950	1,242
	國庫補助金	× 1,166	389	1,784	316	414
	州 補助金	× 1,166	389	1,784	316	414
	市 費	× 1,168	390	1,785	318	414
802 豐 原 町	總 額	...	...	...	...	...
	市 費	...	...	...	...	...
802 豐 原 町	總 額	× 33,000	36,607	55,000	40,631	—
	工事補助	× 16,500	18,000	25,000	20,000	—
	一般町費	×	607	—	631	—
	借入金	× 16,500	18,000	30,000	20,000	—

## XVII

17

## 保 健 衛 生

**傳染病概況** 傳染病豫防法規定のコレラ、赤痢、腸チフス、バラチフス、痘瘡、發疹チフス、猩紅熱、チフテリア、流行性腦脊髄膜炎及ペストの10種傳染病の最近に於ける發生數及之による死亡數は次の如くである。

全國及都市に於ける傳染病

年 次	全 國				都 市			
	發生數 (人)	死亡數 (人)	人口1萬 中患者 (%)	患者100中 死亡 (%)	發生數 (人)	死亡數 (人)	人口1萬 中患者 (%)	患者100中 死亡 (%)
昭 和 4 年	97,893	25,656	15.55	26.21	38,440	9,626	25.00	25.04
昭 和 5 年	100,509	24,871	15.59	24.74	38,128	9,124	24.68	23.93
昭 和 6 年	99,881	25,145	15.28	25.17	41,800	9,897	26.08	23.68
昭 和 7 年	103,265	24,666	15.59	23.89	46,297	10,012	23.37	21.63
昭 和 8 年	123,797	27,770	18.42	22.43	69,640	15,050	33.28	21.61

備考 内務省衛生局「衛生局年報」に據る。

傳染病の發生數は、全國、都市共に大體漸増の傾向を示してゐるが、患者に對する死亡率は漸減してゐる。之は人口自然増加に伴ふ患者發生の漸増以外に、都市其他の衛生思想の普及、傳染病豫防治療施設の擴充等によつて傳染病發見の可能性増加したること並に傳染病醫療設備の擴大改善による死亡率の低下に原因するものであらう。

次に傳染病の發生率は、都市に於いて全國平均より遙に高率であるが、之は密住生活其他の都市特有の社會環境に基き傳染病發生の機會多く且感染の危険大なるによると共に、農村に比し都市に於て傳染病發見の機多きことも其一因であらう。



次に各種傳染病に就いて、其發生率（人口1萬に對する發生割合）及死亡率（患者100人に對する死亡割合）を對照すれば次表の如く、都鄙を通じて發生率最も大なるは赤痢と腸チフスで、死亡率の最も高いのは流行性腦脊髄膜炎であり、赤痢、發疹チフス、腸チフス之に次ぐ。昭和8年度に於いて全國殊に都市の傳染病發生率著増せるは、猩紅熱、デフテリア及赤痢の發生激増せるに依るのであるが、就中東京の赤痢、デフテリア、猩紅熱の蔓延、大阪、京都、廣島、福岡、吳の猩紅熱の流行は最も顯著である（後掲の本篇第1表參照）。一時殆ど終熄した痘瘡が、昭和7年より俄然擡頭し同年全國發生數305を數へたが、昭和8年には更に増加して375に達したのは、滿洲國との交通頻繁となつたことが其一因であると言はれる。亦流行性腦脊髄膜炎の發生増加も注目すべきである。

全國及都市に於ける各種傳染病の發生率と死亡率（昭和6-8年）

	コレラ	赤痢	腸チフス	パラチフス	痘瘡	發疹チフス	猩紅熱	デフテリア	流行性腦脊髄膜炎	合計
全國發生數										
昭和6年	—	29,655	38,259	4,094	23	3	6,430	21,087	280	99,881
7年	4	32,251	35,519	4,822	305	3	8,257	21,866	238	103,265
8年	—	38,049	38,529	5,305	375	4	12,631	28,545	359	123,797
全國死亡數										
昭和6年	—	12,316	7,599	337	1	2	324	4,391	175	25,145
7年	2	12,865	6,501	396	45	2	335	4,358	162	24,666
8年	—	14,220	7,232	358	56	1	408	5,274	221	27,770
都市發生數										
昭和6年	—	12,798	16,674	1,553	15	1	3,589	7,004	166	41,800
7年	3	15,347	14,693	2,256	163	1	5,514	8,175	145	46,297
8年	—	25,065	17,647	2,090	135	3	10,363	14,118	219	69,640
都市死亡數										
昭和6年	—	4,658	3,419	138	1	—	151	1,391	109	9,897
7年	1	5,370	2,803	140	27	—	200	1,377	94	10,011
8年	—	8,414	3,585	174	16	1	302	2,416	142	15,050
全國發生率										
昭和6年	—	4.54	5.85	0.63	0.00	0.00	0.99	3.23	0.04	15.28
7年	0.00	4.86	5.36	0.73	0.05	0.00	1.25	3.30	0.04	15.59
8年	—	5.66	5.73	0.79	0.06	0.00	1.88	4.25	0.05	18.42
全國死亡率										
昭和6年	—	41.53	19.86	8.23	4.35	66.67	5.00	20.82	62.50	228.96
7年	50.00	39.89	18.30	8.21	14.75	66.67	4.06	19.93	68.07	289.88
8年	—	37.37	18.77	6.75	14.93	25.00	3.23	18.47	61.56	186.08
都市發生率										
昭和6年	—	7.99	10.40	0.97	0.01	0.00	2.24	4.37	0.10	26.08
7年	0.00	7.75	7.42	1.14	0.08	0.00	2.78	4.13	0.07	23.37
8年	—	11.98	8.44	1.00	0.06	0.00	4.95	6.75	0.10	33.28
都市死亡率										
昭和6年	—	36.40	20.68	8.89	6.67	—	4.21	19.86	65.66	162.37
7年	33.33	34.99	19.08	6.21	16.56	—	3.63	16.84	64.83	195.47
8年	—	33.57	20.32	8.33	11.85	33.33	2.91	17.11	64.84	192.26

備考 内務省衛生局「衛生局年報」に據る。

後掲の本篇第1表には10種傳染病中最も重要な赤痢、腸チフス、パラチフス、猩紅熱、デフテリアに就き昭和8年中の各市發生數及發生率を掲記した。

外地に於ける10種傳染病は、各都市の發生數、死亡數を統一的に見得る統計資料を缺くを以て、其全土に關する最近の統計を掲ぐれば次表の如くである。

外地に於ける傳染病（ペストは發生無し）

	コレラ	赤痢	腸チフス	パラチフス	痘瘡	發疹チフス	猩紅熱	デフテリア	流行性腦脊髄膜炎	合計
朝鮮										
患者數										
昭和6	—	1,912	6,615	564	1,376	1,466	2,190	941	104	15,168
7	70	2,339	6,306	516	2,787	1,166	2,223	1,276	113	16,796
8	—	2,833	7,725	565	4,928	1,439	1,498	1,425	128	20,541
死亡數										
昭和6	—	406	914	35	343	137	319	323	58	2,535
7	38	561	992	35	544	132	313	433	59	3,107
8	—	553	1,078	39	966	152	116	406	59	3,369
昭8發生率	—	1.36	3.71	0.27	2.37	0.69	0.72	0.69	0.06	9.88
同死亡率	—	19.56	13.95	6.90	19.60	10.56	7.74	28.49	46.09	16.40
臺灣										
患者數										
昭和6	1	241	983	73	2	—	58	441	10	1,809
7	16	324	985	100	61	—	57	523	10	2,076
8	—	247	1,035	30	1	—	59	628	20	2,020
死亡數										
昭和6	1	34	243	8	—	—	4	104	6	400
7	6	32	223	26	8	—	1	88	8	392
8	—	34	246	8	1	—	—	101	17	407
昭8發生率	—	0.49	2.05	0.06	0.00	—	0.12	1.24	0.04	4.00
同死亡率	—	13.77	23.77	26.67	100.00	—	0.00	16.08	85.00	20.15
關東州										
患者數										
昭和6	—	1,327	487	128	34	64	550	294	27	2,911
7	303	1,545	378	142	193	33	1,077	434	45	4,150
8	—	2,183	800	215	640	145	1,065	442	48	5,538
死亡數										
昭和6	—	145	80	5	3	4	31	33	19	320
7	205	179	59	9	42	—	87	51	26	658
8	—	200	110	7	149	2	109	50	29	656
昭8發生率	—	15.50	5.68	1.53	4.54	1.03	7.57	3.14	0.34	39.31
同死亡率	—	9.16	13.75	3.26	23.28	1.38	10.23	11.31	60.42	11.85
樺太										
患者數										
昭和6	—	34	307	30	—	—	42	175	—	588
7	—	28	213	10	—	—	88	346	—	685
8	—	42	366	35	—	—	71	385	1	900
死亡數										
昭和6	—	4	44	3	—	—	4	39	—	94
7	—	10	37	2	—	—	3	76	—	123
8	—	11	56	3	—	—	1	86	1	158
昭8發生率	—	1.40	12.20	1.17	—	—	2.37	12.83	0.03	30.00
同死亡率	—	26.19	15.30	8.57	—	—	1.41	22.34	100.00	17.56

備考 朝鮮總督府「朝鮮總督府統計年報」、臺灣總督官房調査課「臺灣總督府統計書」、關東廳「關東廳統計書」及樺太廳長官房調査課「樺太廳統計書」に據る。發生率は人口1萬人に對する比率である。



該表に掲げた昭和8年各種傳染病發生率は、同年に於ける發生患者数を各外地總人口を以て除したもので、結果は朝鮮、臺灣に於いて内地に比し著しい低率を示してゐる。然し之を詳細に檢すれば、朝鮮に於いては傳染病患者の約27%、臺灣に於いては過半、關東州では90%近く迄が内地人であつて、人口の民籍別或は國籍別構成割合と甚しく比例を失してゐるのを見る。之は衛生思想普及せず衛生施設を利用し得ざる土着民間に、統計に洩れた傳染病患者及死亡者が、意外に多數に上ることを惟はしめるのである。今各外地に於ける内地人のみに就いて傳染病發生率及死亡率を見るに、次の如く發生率は内地に比し極めて高い。

臺灣に於いては上記10種傳染病よりも、マラリアが同地社會衛生上一層重要な傳染病である。其發生数は詳かでないが、死亡者は昭和8年3021にして、其殆ど全部が臺灣人にして内地人の同病死亡は44である。

外地に於ける内地人の傳染病 (昭和8年)

		コレラ	赤痢	腸チフス	パラチフス	痘瘡	疹	猩紅熱	ダテリヤ	流行性腦脊膜炎	合計
朝鮮	患者	—	1,298	1,831	252	165	75	1,289	552	40	5,502
	死者	—	212	275	12	26	4	61	59	19	668
	發生率	—	23.90	33.71	4.64	3.04	1.38	23.73	10.16	0.74	101.31
臺灣	患者	—	200	458	21	—	—	53	348	3	1,083
	死者	—	22	90	3	—	—	—	7	2	124
	發生率	—	7.99	18.30	0.84	—	—	2.12	13.90	0.12	43.26
關東州	患者	—	2,128	762	206	439	138	992	381	44	5,090
	死者	—	186	103	6	61	1	80	31	28	526
	發生率	—	76.28	27.31	7.38	15.74	4.95	35.56	13.66	1.58	182.44
	死亡率	—	8.74	13.52	2.91	13.90	0.72	8.06	8.14	63.64	10.33

備考 朝鮮總督府「朝鮮總督府統計年報」、臺灣總督官房調査課「臺灣總督府統計書」及關東廳「關東廳統計書」に據る。發生率は人口1萬人に對する比率。

傳染病隔離治療施設 明治30年の傳染病豫防法は、上記10種傳染病の發生したる場合市町村に於て患者隔離清潔方法及消毒方法を行ひ、之に必要な人員器具藥品等を置き、傳染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所を設くべき旨を規定してゐる。而して市設傳染病院は、昭和元年末の93より116(昭和9年3月末)に、其病床數に於て6,889より8,662に増加し、隔離病舎は、同じ期間に25より56に、其病床數に就いて508より893に激増を示した。言ふ迄もなく、傳染病院、隔離病舎等の私

營のものが多數に存在するが、次表に見られる如く、其數は最近漸減してゐる。

傳染病院、隔離病舎、隔離所及消毒所

		傳染病院			隔離病舎			隔離所			消毒所 全國
		市立	其他	合計	市立	其他	合計	市立	其他	合計	
施設數	昭和6	109	1,159	1,268	42	7,487	7,529	10	99	109	32
	" 7	114	1,146	1,260	53	7,420	7,473	12	71	83	42
	" 8	116	1,145	1,261	56	7,342	7,398	12	63	75	44
病床數	昭和6	7,415	18,974	26,389	691	68,060	68,751	1,309	581	1,890	—
	" 7	8,363	17,887	26,250	803	67,596	68,399	1,493	447	1,940	—
	" 8	8,662	18,075	26,737	893	66,665	67,558	1,485	441	1,926	—

備考 内務省衛生局「衛生局年報」に據る。

臺灣には傳染病豫防法の一部施行せられ、朝鮮に於ては傳染病豫防令の施行を見、内地市町村と同じく傳染病院、隔離病舎、隔離所及消毒所等の施設を、主なる地方公共團體に擔當せしめてゐる。

結核概況 其死亡數に於いて法定傳染病死亡數の4.6倍に上り、蔓延の度亦著しき結核に就いては、傳染病の如く衛生行政對策未だ備はらず、國民衛生上實に憂ふべき状態に在る。本篇第2表には人口10萬以上各市の結核死亡に關する表を掲げたが、之を總括して全國と對比し、且昭和2年以後の推移を見るに次表の如くである。

内地に於ける結核死亡

		實數				死亡率 (人口1萬に對する死亡)			
		全國		人口10萬以上の都市		全國		人口10萬以上の都市	
		肺結核 (人)	其他共總 (人)	肺結核 (人)	其他共總 (人)	肺結核 (人)	其他共總 (人)	肺結核 (人)	其他共總 (人)
昭和	2	85,502	119,439	17,947	24,602	14.0	19.5	19.0	26.1
"	5	86,082	119,635	18,309	25,170	13.4	18.6	17.9	24.7
"	6	89,192	121,875	21,209	28,581	13.6	18.6	18.5	24.9
"	7	87,427	119,196	× 22,299	× 29,859	13.2	18.0	× ...	× ...
"	8	* 93,640	126,703	* 29,444	38,990	* 13.9	18.8	* 19.0	25.2

備考 1. ×印は昭和7年は東京市の市域擴張あり、同市の舊市域同年死亡數に10月乃至12月の新市域死亡數加算さる。之を同年10月1日現在大都市人口を以て除する時は死亡率激減を來し、誤解を生ずるにより、本表には故ら同年の都市死亡率を掲げず。  
2. \*印は呼吸器の結核(肺結核以外に氣管及氣管支の淋巴腺をも含む)なり。  
3. 本表は内閣統計局「人口動態統計」に據る。



最近に於ける結核死亡率は些か低下して居るが、昭和8年度に於いて全國殊に都市の同病死亡數、死亡率共に上昇せるは注目すべき現象である。今我全國同病死亡率をイングランド及ウェールズの8.9(1931年)、ドイツの7.9(同)には勿論、フランスの16.1(1930年)、イタリーの12.2(1929年)に比ぶるも、其率の大なるは驚くべきものであつて、改善の餘地大なるを思はしめる。尙最近の文部省體育課の調査の結果、昭和8年度に於いて全國中等學校生徒中の死亡、病氣退學、病氣休學及病氣缺席者の大部分が結核性疾患に依るものであることが判明し、當局を憂慮させてゐる。

次に我國都市に於ける結核死亡率は、全國の夫れに比し常に遙に高く、一般死亡率が常に都市に於いて全國より低率を示すのと正反對の傾向に在り、同病が特に都市住民を蝕む事大なるを知り得る。尙人口10萬以上の我國各都市の結核死亡數及死亡率に就ては後掲第2表を参照されたい。

外地に於ける結核死亡統計は、朝鮮に於ては備はらず、臺灣、關東州の昭和7及8年度の數字を掲ぐれば次の如くである。臺灣に於ては全土、都市共に其死亡率は内地の夫れに比しやや低いが、關東州は内地よりも高率である。

臺灣及關東州に於ける結核死亡

	實 數				死 亡 率			
	全 土		都 市		全 土		都 市	
	肺結核	其他共 總 數	肺結核	其他共 總 數	肺結核	其他共 總 數	肺結核	其他共 總 數
臺 灣								
昭和7年度	6,520	7,606	1,207	1,409	13.5	15.8	17.3	20.2
" 8年度	6,723	7,971	1,497	1,777	13.5	16.0	18.4	21.9
關 東 州								
昭和7年度	1,621	1,821	671	818	16.9	18.9	21.3	26.0
" 8年度	1,726	1,945	764	929	17.2	19.4	22.6	27.5

備考 臺灣總督官房調査課「臺灣人口動態統計」及關東廳「關東廳人口動態統計」に據る。

**結核療養及豫防施設** 大正8年の結核豫防法は、人口5萬以上の市に對し結核療養所を設け、療養の途無き患者を收容せしむべき旨を主務大臣に於て命ずることを得ることとし、且國庫は之に對し市が支出する經費の6分の1乃至2分の1を補助することを規定してゐる。之によつて結核療養所を設置した市は、六大都市及廣島、福岡、函館、長崎、仙臺、札幌、金澤、岡山、静岡、新潟、岐阜、宇都宮の18市

に昭和8年八戸市が新に加はつた。八戸市及昭和7年新設の仙臺市を除く他の17市の療養所内に於ける昭和8年末在院者總數は2,643名(前年末2,533名)にして、略ほ收容定員總數2,820名に近い。之を昭和元年末の療養所設置都市數13收容定員1,886名に比較すれば、此種施設の漸次擴充されつつあることを知り得るが、現在各市共收容希望者は非常な數に上り、極度の收容能力を發揮するも到底需要に應じ得ない状態にある。従つて病氣の晩期に始めて收容される者が多く、死亡率は甚だ高い。即ち昭和8年17市の療養所に於いて、前年よりの在院者及新入院者數計6,862名に對し、在院中死亡者は2,294名にして約33.4%と言ふ高い死亡率を示し、且前年度の32.1%より更に増加してゐる。尙昭和6年度より實施せられた結核豫防及治療に關する日本放送協會の府縣納付金は、結核治療事業に對し好個の財源を與ふるものであり、納付金總額は昭和10年度約97萬圓である。

上述の如き貧弱な施設を以てしては到底結核の蔓延を防止することを得ないので、内務大臣は其根本對策を保健衛生調査會及日本結核豫防協會に諮問し、各々其答申を得たが、内務省衛生局は之等の答申案に基き、全國町村への健康相談所設置と結核患者届出制度採用とを根幹とする現行結核豫防法の改正案を來議會に提出し、昭和11年度豫算に所要經費を要求するものと傳へられてゐる。

外地に於いては唯朝鮮に大正7年朝鮮總督府令第4號肺結核豫防に關する件の制定があるに過ぎない。夫れも多衆の集合する建築物内に喫煙を配置すべきこと外若干の簡単な取締規程を設けて居るに止まる。

**花柳病、トラホーム豫防及治療施設** 花柳病診療所の設置に關しても、花柳病豫防法に依つて、結核豫防法が結核療養所施設を規定せると略同一内容の事項を規定してゐるけれ共、之に基いて診療所を設置してゐる市は殆ど無く、特殊業者に關するものは別として、花柳病の豫防及治療に對する一般公的施設は殆ど皆無の状態に在る。従つて最近健康相談所、診療所の性病秘密無料治療並に早期診断、方面委員、救療機關及各種社會事業團體の性病治療對策樹立、健康保險法の改正に依る性病の公的治療の促進並に花柳病相談所の設立等の必要が、一部識者の間に唱導せられつつある。

亦トラホーム豫防法に依り市は地方長官の指示に従ひトラホーム豫防及治療の施



設を行ふべきことを規定されて居り、之に依つて診療所を設置せる市もあるが、多くは他の衛生施設に附屬せるもので、小規模である。尙之に關する費用に對しては市は道府縣より補助金を受け、道府縣は其補助額の6分の1を國庫より支給される。

**一般療病施設** 以上の傳染病豫防法結核豫防法等に基く特殊療病施設の外に、市自身の發意に依つて市民の爲に一般病院施設を有するものがある。其中東京、大阪、名古屋、神戸、横濱、函館、仙臺、札幌、小樽、静岡、堺、小倉、松本、山形、若松(福岡)、津、室蘭、釧路、宇和島、鳥取及丸龜等の市立病院は、いづれも比較的大規模のものである。何れの市の市立病院も貧困者に對しては無料取扱規定を定めて居るが、就中東京及大阪の無料取扱は其範圍が大である。東京、大阪、神戸等の大都市に於いては病院費を普通會計を以て支辨し、其他諸都市では、特別會計として獨立處理するものが多い。

最近の傾向として顯著な事實は、各市に於ける簡易なる診療所の設置であり、何れも無料或は輕費を以て内科、眼科、小兒科及簡単な外科等の診察治療を爲すものであつて、一般市民に歡迎せられる。

救護醫療、國民健康保險其他の機能の不充分と開業醫制度の現状に於ける社會的缺陷とを民衆が明かに認識するに至り、醫療の地的、人的普及並醫療費の合理化を目標として、最近醫療利用組合運動が著しく擡頭し目覺しき進出を示してゐる。之は農林省當局の熱心なる指導の下に農村更生方策として行はるる所であつて、都市に於ける問題であるよりも寧ろ農村に關する所大なるものがあるが、都市に於いても亦多くの施設を見る。昭和10年3月末に於ける全國醫療利用組合數は136に達し、其設立府縣數は1道1府27縣に及び同組合及同聯合會の區域に屬する市町村數は11市、156町、972村である。

一般醫療施設に關して最近の最も顯著なる現象は、醫療の國家的統制の擴大強化の傾向である。而して其具體的表現として、内務省社會局の國民健康保險法案、同省衛生局の醫療中樞機關(ヘルスセンター)設置案、醫師國家試驗制度案及び看護婦料金値下運動等がある。國民生活の安定を圖る爲め社會施設として内務省社會局は、先年來國民健康保險制度を研究し、既に昨年(昭和9年)の如きは之が豫算2,000萬圓を大藏省に提示したが、削除されたので其後種々再吟味を加へ、昭和10年6月其要綱成案を

得たので、愈々來議會には其實現を期することとなつた。他方内務省衛生局は醫療の半國營とも言ふべき、「醫療中樞機關設置案」を立案したが、同案は大體郡を單位として全國約600箇所(箇所約5萬圓)の公立病院を建設、15箇年計畫で全部の病院を完設することにし、全經費3,000萬圓は府縣が半額を負擔、國庫から半額を補助する計畫にして、之等の病院は治療を行ふ許りでなく、公衆衛生行政の中心機關たらしとするものである。國民健康保險法案と醫療中樞機關設置案とを繞つて、衛生局、社會局、日本醫師會及日本藥劑師會の間に種々論議がなされつつある。開業醫の素質向上と醫師の地方分散(醫師の都市集中狀況に就いては本年鑑第2卷所載の醫師、齒科醫師、藥劑師、産婆分布表参照)とを計る爲、内務省では醫師に國家試験を課し、且試験合格者を甲種乙種に分ち、乙種合格者には開業醫過剩の土地では開業を許可しないと云ふ方針の下に、醫師國家試験制度の具體的立案に着手した。亦大衆の重荷たる醫療費の輕減を齎らす爲の一策として、内務省は、「準看護婦制」(一般家政婦に3箇月位の講習を受けしめ、之に準看護婦の認定を與へる)の制定を企てる一方、各道府縣を通じて各都市の病院に對し看護婦の食費、寢具料其他の値下を實行せしめ、以て看護婦料金の低下を慫慂せしむる計畫であると傳へられる。上記の諸計畫の他に、懸案中の衛生組合法の實現、衛生地區の創設、公衆衛生委員の設置及花柳病豫防法の改正等多くの問題が残されてゐる。

都市衛生行政に關する新しい一の試みとして、東京市に於ける衛生地區の設置がある。即ち東京市京橋區に米國ロツクフェラー財團の出資に據つて建設さるる保健館を中心として特別衛生地區を設置することとなり、昭和9年12月27日市告示848號を以て其取扱事業を規定し、假館に於て昭和10年1月1日より事業を開始した。而して其事業内容は、各種疾病の豫防並健康増進、國立公衆衛生技術員養成機關其他公私衛生諸機關との連絡協働、一般公衆衛生に關する規範的事業、衛生思想の普及啓發及び公衆衛生に關する諸般の調査研究等である。

大都會特有の疾病として最近問題となりつつあるは、血壓亢進、頭痛及不眠等を伴ふ一種の神經衰弱類似の所謂「ビル病」及ビルディングの夏期冷房装置の不備より生ずる感冒及倦怠である。「ビル病」に就いては、其原因が高層常住者の空氣イオン缺乏に依ることが發見され、之が對策として人工的にイオンを發生させ、之を補給すべ



きであるとされ、亦冷房装置より生ずる健康障害に就いては、其原因は換氣装置の缺陷にあるものと見られ、冷房装置の科學的改善の必要が要求されてゐる。

騒音防止問題は論議の域を脱して、漸く防止實行の時代に入り、長崎縣（昭和9年7月21日）神奈川県（昭和9年8月1日）及東京市（昭和10年7月1日）に於て騒音防止取締令が實施された。亦神戸市では電車の防音車輛が完成を見、試運轉の結果30%の防音成績を収めた。最後に空氣汚染問題に就いては東京市、岐阜市等に於て夫々汚染調査が實行され、其結果に就き研究が進められて居る。

**火葬場** 明治8年5月の太政官布告第89號は、從來の火葬禁止を解き、次いで同年6月内務省達乙第80號を以て火葬に關する土地の境域、種類及關係事項の制限等を具體的に規定したが、此規定が引續き今日に迄及んでゐる。尙詳細なる取締規定に就いては地方廳の命令に任されてゐる。一面明治30年制定の傳染病豫防法は、傳染病死亡者の死體を火葬すべきことを定め、其後土地收用法及都市計畫法は、必要なる場合は火葬場事業の爲に土地を收用又は使用することを得る旨を規定する。

後掲第3表に見られる如く昭和9年末内地都市に於いて市設火葬場を有するものは108市にして、朝鮮、臺灣、關東州及樺太に於ても大部分の都市が何れも火葬場を經營してゐる。此他に私營火葬場の多くあることは言ふを俟たないが、近年市營化の傾向著しく、同時に火爐の様式も改善せられ、最近では箱田式、日新式、堀野式、東京博善式及昭和式等の重油燃焼爐を使用するもの多く、尙神戸市、横須賀市及清水市等の如く電氣燃焼爐を用ふるものがある。

料金規定は各市區々にして一定の規準を見出し難いが、唯何れも若干の等級を設け、寢棺座棺を區別し、大人小人を別ち、更に市外居住者には約5割の料金増徴を爲すを通例とする。貧困者に對し特に免除減額せるものも多い。

**墓地** 内地都市に於いて市營墓地を有するもの95市にして、朝鮮、臺灣、關東州及樺太に於いても大部分の都市が墓地を經營してゐる（後掲表第3表參照）。市營墓地は以前の神葬祭地としての墓地と元寺院境内の共葬墓地及客死せる外國人を葬りたる所謂外人墓地等を市有化したものが、其大部分であつて、更地に新設したものは極めて少數である。神葬祭地は、明治7年太政官に於いて市内に散在した墓地への土葬を禁ずると同時に之を共葬墓地と定め、明治22年市制町村制の實施と同時に市に移されたものが多い。元寺院境内共葬墓地は言ふ迄もなく既往寺領に屬して

居たのであるが、明治初年、土地處分、地和改正處分等に依り其性質一般公共の用に供すべきものなるの關係上、人民共有地と定めたもので、主として之を市町村制實施と共に、或は其後市に引繼いだものである。

市營墓地の面積は、東京其他數市を除いては餘り廣大なものは存しないが、近年市内寺院内の墓地漸く狭少を訴へるに及び、勢ひ市外に市營墓地新設或は増加の傾向を見る。亦墓地として廣大なる面積を得難く且土葬を禁ずる事の多い都市に於ける埋葬の一形式として、納骨堂の施設が漸く行はれるの徴がある。墓地の設備は近年其面目を改め、其設計に於いて從來の小間割式を改め、壯麗な庭園式と爲すものを見る。東京市の多磨墓地の如きは其著例である。

使用料を徴收するものと徴收しないものがあり、亦兩者の中間を行くものとして、或限度迄無料とし、夫れ以上は料金を徴收するものがある。有料は一時拂と毎年拂と2種に分る。料金に等級を附するもの多く、劃一的のものは少い。尙我國各市の墓地の詳細に就ては後掲第3表に掲げた。

**公園** 都市生活者の保健、慰安等の爲に、公園が必要不可欠のものであることは、汎く認識されてゐるところであるが、從來、我國公園の多くは舊城趾、社寺境内、名勝地、史蹟及私園等を轉用若くは使用したものであつて、往々之に鞦韆滑臺等少許の運動器具を配置するに過ぎなかつた。然るに最近何れの都市に於いても、土地區劃整理に際しては、出來得る限り公園地を造成するの方針を採り、亦市民も公園、運動場等の必要を認めて、進んで土地の寄附、建設費の負擔を爲す等種々の援助を與ふる氣運を生じたので、公園は其數に於いても、面積に於いても、亦施設内容に就いても近時其面目を革めつつある。尙關東大震災の慘禍に鑑み、帝都復興事業として大小の公園及公園道を都市計畫の基本施設として選擇して以來、公園施設が保安上の一重要施設として認められるに至つた。

都市の公園經營に關して注目すべき最近の傾向は、從來公園は市民をして單に逍遙風致鑑賞を樂しましむる以外に多くの目的を有して居なかつたが、近時スポーツ熱の興隆と共に、公園を野球、庭球、競技、競泳等運動競技の爲に利用し得ん爲に、之に關する各種の施設を行ふものが漸次増加しつつある。言はば公園は市民の保健に對する消極的設備たる域より、市民の健康増進の爲の積極的施設へと進むに至つた。

上述の如き情勢の下に各都市共近時旺に公園の増設擴張を行ひ、最近數年間に箇所數、總面積の激増を見た（昭和10年3月末現在各市公園箇所數、總面積及人口1人當



面積に就ては後掲第4表参照)。即ち昭和6年全國112市中公園施設を有しない市は15市であつたが、昭和10年には全國128市中10市に減じたのみならず、大都市に於ける公園施設の擴充には實に顯著なるものがある。然し之をロンドン、ニューヨーク、ベルリン等の歐米大都市の公園の狀況と對比すると、次表の如く我國大都市の公園施設が未だ極めて未發達な状態に在ることを知り得る。

内外大都市公園比較

市名	人口	市面積 (エーカ)	公園面積 (エーカ)	人口100人に對する公園面積 (エーカ)	市面積と公園面積との千分比
ロンドン (1932)	4,357,800	74,850	7,483	0.172	100
ニューヨーク (1932)	7,218,223	191,360 (1930)	14,481	0.201	76
ベルリン (1932)	4,227,171	88,349	1,597	0.038	18
東京 (1933)	5,486,200	135,996	663	0.012	5
大阪 (1933)	2,654,000	46,243	270	0.010	6
京都 (1934)	1,052,500	71,326	70	0.007	1

備考 本表は London County Council, London Statistics; The Municipal Year Book; Municipal Reference Library Notes; The World Almanac; Statistisches Jahrbuch der Stadt Berlin; 本年鑑(昭和9年用及昭和10年用)に據る。

運動場及遊戯場 最近、體育獎勵の氣運旺盛なるに伴つて、都市に於ては民間の施設以外に市設の陸上競技場、野球場、庭球場及プール等の新設、擴張さるるもの多く、其數、面積、利用率等共に増大しつつある。兒童の爲の遊戯場は、未だ汎く普及してゐない(後掲第3表参照)。

1 各市傳染病 (昭和8年中)

都 市	患者發生數					發生率 (人口1萬中患者割合)				
	赤痢	腸チフス	パラチフス	猩紅熱	デフテリア	赤痢	腸チフス	パラチフス	猩紅熱	デフテリア
1 東京市	12,521	3,134	439	4,832	5,646	22.82	5.71	0.80	8.81	10.29
2 大阪市	3,894	2,758	274	1,169	2,459	14.67	10.39	1.03	4.40	9.27
3 京都市	1,514	1,092	85	1,034	506	14.74	10.63	0.83	10.36	4.93
4 名古屋市	134	1,132	159	320	67	1.35	11.44	1.61	3.23	0.68
5 神戸市	1,651	1,059	43	195	456	19.73	12.65	0.51	2.33	5.45
6 横浜市	397	296	35	324	623	5.82	4.34	0.51	4.75	9.13
7 廣島市	99	326	12	36	16	3.42	11.27	0.41	1.24	0.55
8 福岡市	155	297	7	64	60	5.65	10.82	0.26	2.33	2.19
9 函館市	—	209	11	46	165	—	9.64	0.51	2.12	7.61
10 長崎市	119	130	83	63	85	5.57	6.08	3.88	2.95	3.98
11 仙台市	68	338	23	62	156	3.22	15.98	1.09	2.93	7.38
12 吳江市	198	316	9	49	73	9.76	15.58	0.44	2.42	3.60
13 八幡市	81	232	56	47	152	4.21	12.07	2.86	2.45	7.91
14 札幌市	6	211	61	210	220	0.33	11.56	3.34	11.51	12.05
15 静岡市	216	76	6	43	105	14.16	4.98	0.39	2.82	6.89
16 熊本市	120	78	19	16	14	6.58	4.28	1.04	0.88	0.77
17 鹿兒島市	24	114	1	7	18	1.66	7.88	0.07	0.48	1.24
18 和歌山市	33	196	14	14	20	1.96	11.63	0.83	0.83	1.19
19 金澤市	25	142	8	12	13	1.53	8.70	0.49	0.74	0.80
20 岡山市	118	138	2	91	44	7.49	8.76	0.13	5.78	2.79
21 須賀市	302	162	8	39	285	19.38	10.40	0.51	2.50	18.29
22 豊橋市	77	155	14	29	33	5.11	10.29	0.93	1.92	2.19
23 小樽市	—	143	19	60	202	—	9.46	1.26	3.97	13.37
24 佐世保市	179	67	5	3	46	12.23	4.58	0.34	0.20	3.14
25 川崎市	33	93	4	10	52	2.48	7.00	0.30	0.75	3.91
26 新潟市	9	213	18	11	50	0.67	15.81	1.34	0.82	3.71
27 堺市	173	107	11	43	56	13.62	8.43	0.87	3.39	4.41
28 下關市	71	54	1	29	55	5.69	4.33	0.08	2.32	4.41
29 濱松市	103	27	6	9	5	8.60	2.26	0.50	0.75	0.42
30 岐阜市	59	116	16	29	28	5.16	10.15	1.40	2.54	2.45
31 門司市	32	127	12	15	20	2.82	11.19	1.06	1.32	1.76
32 高知市	109	111	7	20	50	10.43	10.62	0.67	1.91	4.78
33 大牟田市	63	54	3	4	19	6.12	5.24	0.29	0.39	1.84
34 小倉市	52	65	6	27	31	5.32	6.65	0.61	2.76	3.17
35 徳島市	349	91	14	22	45	37.05	9.66	1.49	2.34	4.78
36 前橋市	33	55	16	13	92	3.60	6.00	1.75	1.42	10.04
37 久留米市	64	60	10	9	9	7.16	6.71	1.12	1.01	1.01
38 青森市	23	91	17	30	44	2.60	10.29	1.92	3.39	4.98
39 旭川市	—	201	58	94	307	—	22.71	6.55	10.62	34.69
40 松山市	25	52	3	5	14	2.87	5.98	0.34	0.57	1.61
41 甲府市	49	54	4	27	42	5.69	6.27	0.46	3.14	4.88
42 高松市	86	68	6	23	3	10.17	8.04	0.71	2.72	0.35
43 宇都宮市	6	40	9	6	16	0.71	4.73	1.07	0.71	1.89

備考 内務省衛生局「衛生局年報」に據る。







### 2 各市結核死亡

都 市	實 數				人口1萬に付死亡率		
	昭和8年		昭和7年	昭和6年	昭和8年	昭和7年	昭和6年
	肺結核の結核	其他の結核	總 數	總 數			
1 東京市	9,993	13,231	6,311	4,632	24.1	11.9	22.2
2 大阪市	5,214	6,899	6,372	6,501	16.0	24.6	25.8
3 京都市	2,156	2,900	2,655	2,552	28.2	26.5	26.1
4 名古屋市	1,724	2,241	1,945	1,894	24.7	20.2	20.3
5 神戸市	1,886	2,467	2,254	2,286	29.5	27.5	28.4
6 横浜市	1,366	1,792	1,559	1,598	26.2	23.6	24.9
7 廣島市	378	524	500	508	18.9	17.7	18.4
8 福岡市	459	611	593	584	22.2	24.4	24.8
9 長崎市	512	632	612	591	29.1	29.1	34.1
10 鹿嶋市	407	499	528	585	23.3	25.1	28.2
11 仙台市	447	589	576	547	27.8	27.9	27.8
12 呉市	288	404	366	375	19.9	18.4	19.3
13 八幡市	339	490	451	487	25.5	24.5	27.7
14 札幌市	579	799	702	689	43.7	35.0	39.8
15 静岡市	273	334	342	286	21.8	22.9	20.5
16 熊本市	406	488	421	455	26.8	23.9	26.4
17 鹿児島市	204	259	303	331	17.9	21.3	23.7
18 和歌山市	258	336	245	285	19.9	20.3	23.9
19 金沢市	379	552	552	613	33.9	34.2	38.5
20 岡山市	267	346	295	292	22.2	19.1	19.3
21 横須賀市	221	319	219	263	20.4	18.9	23.7
22 小樽市	378	489	454	436	32.4	30.7	29.7
23 佐世保市	225	311	298	369	21.3	21.0	26.8
24 川崎市	153	208	199	199	15.6	17.2	18.1
25 新潟市	255	346	273	277	25.6	20.8	21.6
26 堺市	259	350	324	346	27.6	26.0	28.2
27 津市	213	289	237	267	24.1	20.4	23.7
28 門司市	205	285	273	328	25.0	24.4	29.9
臺灣							
601 臺北市	578	667	625	620	24.2	23.5	24.9
602 臺南市	202	239	252	273	22.5	24.5	26.9
603 基隆市	221	254	185	210	31.4	23.0	26.5
604 高雄市	123	138	99	123	18.2	13.7	18.8
605 嘉義市	148	170	104	125	25.4	16.5	20.5
606 臺中市	71	87	82	93	13.4	13.3	15.9
607 新竹市	62	70	62	73	13.5	12.2	15.4
608 屏東市	69	76	...	...	19.5	...	...
609 彰化市	71	76	...	...	13.2	...	...
關東州							
701 大連市	738	892	780	710	28.9	27.4	25.2
702 旅順市	26	37	38	23	12.4	13.1	7.4

備考 内閣統計局「人口動態統計」、臺灣總督官房調査課「臺灣人口動態統計」及關東廳「關東人口動態統計」に據る。

### 3 市設火葬場及墓地

都 市	火 葬 場				墓 地		
	名 稱	窯の様式	窯數 (昭和9年度末)	火葬數 (昭和9年度中)	名 稱	面積 (昭和9年度末)	埋葬數 (昭和9年度中)
1 東京市					青山墓地	159,203	89,719
					谷中	60,748	40,921
					雑司が谷	57,953	42,968
					染井	45,719	17,636
					龜戸	5,227	16,663
					多摩	152,225	70,663
2 大阪市	阿倍野	薪炭混用窯	77	18,587	阿倍野	66,552	396
	長柄	油窯	44	10,873	長柄	20,612	113
	小野	油窯	48	7,596	長柄	9,207	...
	春日	油窯	22	4,477	外吉	4,056	29
	日屋	油窯	10	1,561	喜連	3,122	...
	住吉	薪炭混用窯	10	1,484	遠里	2,838	...
	平野	薪炭混用窯	10	1,186	粉野	2,244	...
	松原	薪炭混用窯	10	548	國次	1,908	...
	大塚	薪炭混用窯	7	368	千原	1,370	...
		薪炭混用窯	2	135	大東	1,126	...
		薪炭混用窯	2	36	長居	858	...
		薪炭混用窯			幣島	842	...
		薪炭混用窯			安立	789	...
		薪炭混用窯			今宮	644	...
		薪炭混用窯			大和田	456	...
		薪炭混用窯			佃	423	...
		薪炭混用窯			西北	400	...
		薪炭混用窯			長居	314	...
		薪炭混用窯			大平	5,815	...
		薪炭混用窯			野橋	3,861	3
		薪炭混用窯			鶴原	2,977	...
		薪炭混用窯			南島	2,630	91
		薪炭混用窯			野濱	2,053	...
		薪炭混用窯			野濱	1,894	...
		薪炭混用窯			野濱	1,320	...
		薪炭混用窯			野濱	1,037	...
		薪炭混用窯			野濱	842	...
		薪炭混用窯			野濱	792	...
		薪炭混用窯			野濱	677	...
		薪炭混用窯			野濱	594	...
		薪炭混用窯			野濱	449	...
		薪炭混用窯			野濱	463	...
		薪炭混用窯			野濱	324	...
		薪炭混用窯			野濱	149	...
3 京都市	蓮華	準式	16	6,743	小谷	2,476	...
	花山	日新式	15	8,647	住吉	37,695	21
	歸命	石谷式	7	1,845	地蔵	18,182	12
					景勝	1,157	1
					若王子	5,726	20
					大日	22,066	17
					清水	5,633	67
					寶塔寺	6,952	1

備考 1. 本表は本會よりの照會に對する各市の回答に據る。  
 2. \*印の附記せる都市は、時日の關係上電報を以て照會したる爲詳細は不明、弧括内の數字は箇所數を示す。  
 3. 尙火葬場、墓地に就ては追補欄(389頁)参照され度し。



3 市設火葬場及墓地

都 市	火 葬 場				墓 地		
	名 稱	窯の様式	窯數 (昭和9 年度末)	火葬數 (昭和9 年度中)	名 稱	面積 (昭和9 年度末)	埋葬數 (昭和9 年度中)
4 名古屋市	八事火葬場	博善社石炭式	15	4,192	八事墓地	2,199	393
5 神戸市	神戸火葬場	電熱式	52	7,032	夢野墓地	454,681	280
	春日野	電熱式	25	3,392	春日野	29,114	62
	六甲	電熱式	3	321	須磨	9,223	16
					春日野外人	13,068	22
				小野濱外人	9,289	...	
				宇治外人	4,014	...	
6 横濱市	久保町火葬場	日新式	12	7,396	久保町共葬墓地	107,613	1,040
	上大岡町	日新式	6	647	三ツ澤	21,154	252
				根岸町	29,035	45	
				根岸町外人	15,431	2	
				日野	184,053	136	
				上大岡町	43,749	...	
7 廣島市							
8 福岡市	龍燈崎火葬場	新式	5	4,187	共葬墓地	470,000	138
	西新	新式	1	189			
9 函館市							
10 長崎市	市立火葬場	蒸焼式	13	2,068	長崎市有墓地	14,712	—
11 仙臺市	市立火葬場	神戶石谷式	16	3,412			
12 吳市	市立金立火葬場	高松式	7	1,718	吳市共同墓地	14,850	151
13 八幡市	市立火葬場(1)	高松式	...	...	市營墓地(3)	...	...
14 札幌市	札幌市火葬場	煉瓦造連接窯	14	4,497	豊平北墓地	47,603	26
					南	12,033	
					圓山	16,992	
					山鼻	18,136	
15 静岡市	静岡市火葬場	元器若式を改造す	17	2,664	静岡市共葬墓地	3,891	84
16 熊本市					市營花園公園墓地	29,631	24
17 鹿兒島市					鹿兒島市營墓地	288,445	1,800
18 和歌山市	和歌山市火葬場	博善式石炭窯	11	2,576	和歌山市營共葬墓地	40,445	251
19 金澤市	談議所火葬場	片山式	7	2,561	野田山墓地	387,882	14
	西泉	片山式	4	1,343	末廣町	14,741	—
20 岡山市	岡山市火葬場	葉若式	18	1,569	岡山市墓地	337,138	147
21 横須賀市	坂本火葬場	日新式	3	1,858			
	浦郷	日新式	4	449			
22 豊橋市	豊橋市立火葬場	片山式	4	1,478	豊橋市立墓地	192,078	—
	其他市有	在來露天	21	858	其他市有	394,504	259
23 小樽市	小樽市立火葬場	煉瓦造火葬式	16	3,046	小樽市有墓地	335,079	6
24 佐世保市	市立火葬場	特許日新式	2	2,116	市營共同墓地	23,143	—
		重油製置焼屍窯	3				
25 川崎市							
26 新潟市	市立火葬場	日新式	6	695	新潟市共同墓地	13,019	4
27 堺市	市立葬儀所	煉瓦式	23	2,663	堺市營墓地	8,250	...
28 下關市	市立越島	葉若式	20	1,870	關山墓地	14,566	...
	彦島	葉若式	8	343	東部	7,927	...
					中部	4,987	...

3 市設火葬場及墓地

都 市	火 葬 場				墓 地		
	名 稱	窯の様式	窯數 (昭和9 年度末)	火葬數 (昭和9 年度中)	名 稱	面積 (昭和9 年度末)	埋葬數 (昭和9 年度中)
28 下關市					西部墓地	7,392	...
					武久	5,247	...
					行旅病人	983	...
29 濱松市	濱松市火葬場	片山式	4	1,427	濱松市有墓地	465,679	241
		高松式	3	354			
30 岐阜市	岐阜市立火葬場	煉瓦にて自然通風	4	1,815	上加納山墓地	25,521	...
31 門司市	門司市火葬場	石谷式	4	498			
32 高知市	(重油式火葬場5箇の兼定にて建設中)						
33 大牟田市	(追補参照)						
34 小倉市	市立清水火葬場	舊式にて名稱なし	7	1,094			
35 徳島市	徳島市立火葬場	三機式	5	2,042			
36 前橋市	前橋市火葬場	日新式重油火葬場	3	1,365	天川墓地	14,098	56
37 久留米市	久留米市火葬場	日新式	4	1,559	久留米市墓地	10,089	7
38 青森市	青森市火葬場	市の設案によるもの	11	1,373	常光寺寺院附墓地	5,086	331
					正覺寺	7,224	228
					蓮心寺	3,809	155
					蓮華寺	2,914	159
					阿彌陀院	294	73
					浪打共同墓地	1,980	61
					榮町	1,037	32
					神館	...	37
					澤田	...	15
					新田	...	13
					八重田	...	7
39 旭川市	神居火葬場	普通式	6連1基	7,227	神居墓地	9,670	1,275
	近文	普通式	6連1基	557	近文	7,990	686
40 松山市	松山市立火葬場	煉瓦造板蓋地出付	12	1,292	鷺鷥共葬墓地	11,210	...
					千秋寺境内	3,502	...
					天徳寺	8,184	...
					大駄場	11,959	...
					大客谷	7,504	...
					七ノ坪	819	...
					山越	...	...
					姫原	...	...
41 甲府市	甲府市立火葬場	式名なし 煉瓦造	10	776	甲府市共葬墓地	70,873	379
42 高松市					萬日墓地	26,562	61
					姥ヶ池	21,299	29
					楠川	1,726	8
					柳三昧	280	—
					貝ノ口	716	—
					沖松島	730	—
					四本松	300	—
43 宇都宮市							
44 西宮市	(追補参照)						
45 長野市	長野市火葬場	堀野式	3	1,049			
46 松本市	松本市火葬場	日新式	2	903	松本市有墓地	15,256	51
47 富山市	富山市火葬場	石谷式	25	1,867	富山市設墓地	60,255	156
48 姫路市	市立火葬場	石谷式	6	882	市營墓地	19,394	...
49 宇部市	(市立火葬場舊式及び重油製置焼屍窯にて建設中)						
50 山形市	山形市火葬場	式名を有せず	5	918			



3 市設火葬場及墓地

都 市	火 葬 場				墓 地		
	名 稱	窯の様式	窯數 (昭和9) (年度末)	火葬數 (昭和9) (年度末)	名 稱	面積 (昭和9) (年度末)	埋葬數 (昭和9) (年度末)
*51 若松市(福岡)	市營火葬場(1)	—	—	—	市營墓地(1)	—	—
*52 福井市	—	—	—	—	—	—	—
53 岡崎市	稻熊火葬場	博愛式	7	—	市營墓地	50,845	—
54 盛岡市	—	—	—	—	—	—	—
55 宮崎市	宮崎市火葬場	石谷式	4	517	宮崎市有墓地	103,600	484
56 桐生市	桐生市斎場	堀野式	3	—	桐生市墳墓地	67,542	339
57 大津市	膳所斎場	レイ特許廻轉式	3	297	別所中院墓地	2,673	2
58 水戸市	—	—	—	—	—	—	—
59 那覇市	(昭和4年度市營火葬場)	1 個設備の兼定)	—	—	—	—	—
60 高崎市	高崎市火葬場	博善式	3	730	市有墓地	59,202	412
61 清水市	北矢部火葬場	日新式	3	1,047	市有墓地	3,492,000	63
*62 戸田市	市營火葬場(1)	—	—	—	市營墓地(2)	—	—
63 長岡市	長岡市葬斎場	堀野式重油窯	3	771	—	—	—
64 室蘭市	室蘭市モトマリ火葬場	石谷式白煙無臭	9	821	室蘭市モトマリ共同墓	45,870	57
	"イタンキ"	小松式	3	184	"イタンキ共同墓地	36,904	22
*65 秋田市	秋田市火葬場	日新式	3	809	市有共葬墓地	2,518	—
66 大分市	—	—	—	—	—	—	—
67 鋼路市	鋼路市火葬場	石谷式	7	978	鋼路市墓地	155,239	77
68 津市	津市立火葬場	博善式	7	674	津市海岸墓地	2,970	12
69 福山市	野上火葬場	石谷式火葬窯	7	808	沖野上町墓地	719	—
					木之庄町尾上	7,766	62
					入船町	781	—
					東深津町	1,056	—
					鳥越	2,485	—
					木之庄町	1,637	—
					奈良津町	1,010	—
					手城町	1,485	—
					草戸町	2,954	—
					佐波町	2,155	—
*70 郡山市	郡山市火葬場	石谷式	7	525	郡山市共同墓地	3,924	347
71 八戸市	(特許三機式窯3個にて 業開始)	八戸市火葬場建設昭 和10年7月1日	—	—	八戸共葬墓地	69,719	869
					"共有"	3,082	—
*72 八王子市	市營火葬場(1)	—	—	—	市營墓地(1)	—	—
73 高岡市	高岡市火葬場	窯は普通の煉瓦 石造自然通風	2	1,188	—	—	—
*74 宇治山田市	市營火葬場(1)	—	—	—	市營墓地(1)	—	—
75 奈良市	市設白登寺火葬場	石谷式	7	909	市設白登寺墓地	41,841	74
					市設奈良坂分	2,970	15
76 四日市市	四日市市火葬場	重油火葬爐	4	855	市營墓地	5,233	3
*77 宇和島市	市營火葬場(1)	—	—	—	市營墓地(71)	—	—
78 千葉市	—	—	—	—	—	—	—
79 尼崎市	—	—	—	—	西難波墓地	2,010	1,311 (碑數)
					初島墓地	2,469	250
80 今治市	今治市火葬場	昭和式重油窯	4	743	市營大谷墓地	36,201	138
					市營新堂地	2,045	19
81 松江市	松江市火葬場	石谷式	5	535	松江市南北共同墓地	122,000	31
82 佐賀市	市營火葬場	日新式	2	882	佐賀市共同墓地	990	8
		岩本式	1	—	—	—	—

3 市設火葬場及墓地

都 市	火 葬 場				墓 地		
	名 稱	窯の様式	窯數 (昭和9) (年度末)	火葬數 (昭和9) (年度末)	名 稱	面積 (昭和9) (年度末)	埋葬數 (昭和9) (年度末)
83 福島市	福島市火葬場	石谷式	5	524	福島市營墓地	640,660	177
84 沼津市	沼津市火葬場	—	7	727	沼津市共同墓地	905	4
85 一宮市	一宮市火葬場	高松式、石谷式	11	871	一宮市營墓地	22,130	—
86* 別府市	市營火葬場	—	—	—	市營墓地(2)	27,877	82
87 足利市	足利市火葬場	足利市土木課設計	5	428	足利市共同墓地	825	2
88 川口市	—	—	—	—	—	—	—
89 銚子市	(市營火葬場昭和10年7月設立8月より開始す)	—	—	—	市有墓地	19,767	—
90 飯塚市	市營火葬場	箱田式	3	614	公設墓地(495)	72,458	191
91* 弘前市	市營火葬場(1)	—	—	—	市營墓地(4)	—	—
92 若松市(福島)	若松市火葬場	日新式	2	317	若松市香光院附屬墓地	49,276	233
	"	博善式	5	503	—	—	—
93 米澤市	米澤市火葬場	新便用自然通風式	5	389	—	—	—
94 浦和市	—	—	—	—	浦和市共同墓地	1,320	17
95 浦和市	重高傳染病院組合火葬場	—	3	469	市有墓地	—	242
96 鳥取市	鳥取市火葬場	石谷式	13	725	鳥取市墓地	1,838	3
97 大垣市	大垣市火葬場	東京博善式	3	785	市有墓地	1,160	53
98 瀬戸市	瀬戸市一里塚火葬場	高松式	5	750	市營瀬戸市一里塚墓地 其の他市營に非ざるも の2ヶ所	17,458	—
						49,587	104
99 明石市	—	—	—	—	—	—	—
100* 都城市	市營火葬場(1)	—	—	—	市營墓地(4)	—	—
101 熊谷市	市立火葬場	有煙指出式	7	332	市有墓地	76,814	630
102 岸和田市	岸和田市火葬場	踏鐵型	9	711	岸和田墓地	308,000	—
103 上田市	—	—	—	—	—	—	—
104 米子市	米子郊外斎場	石谷式	5	375	—	—	—
105 鶴岡市	鶴岡市火葬場	煉瓦式	7	509	—	—	—
106 津山市	津山市火葬場	煉瓦式	—	241	—	—	—
107 川越市	川越市火葬場	石谷式	5	324	—	—	—
108* 延岡市	市營火葬場(1)	—	—	—	市營墓地(62)	—	—
109* 直方市	市營火葬場(3)	—	—	—	市營墓地(4)	—	—
110 松阪市	博善火葬場	葉若式	5	492	—	—	—
111 平塚市	平塚市火葬場	—	4	388	市有共同墓地	47,555	271
112 石巻市	—	—	—	—	北鰯山共葬墓地	32,041	68
					四香谷地	2,151	4
113 帯廣市	帯廣火葬場	尾山式	7	707	帯廣墓地	10,579	7
					伏木	11,802	—
114 山口市	山口市火葬場	石谷式	3	525	—	—	—
115 三條市	三條市火葬場	煉瓦積火皿式	4	631	—	—	—
116 酒田市	酒田市火葬場	—	5	555	酒田市共同墓地	3,624	70
117 倉敷市	倉敷市火葬場	—	4	309	市有墓地	19,180	203
					民有墓地	87,273	—
118* 海南市	市營火葬場(3)	—	—	—	市營墓地(1)	—	—
119* 萩市	市營火葬場(1)	—	—	—	市營墓地(2)	—	—
120 高田市	高田市營茶屋場	三機式	3	598	—	—	—
121* 八幡濱市	市營火葬場(4)	—	—	—	市營墓地(19)	—	—
122 尾道市	尾道市火葬場	石谷式	7	449	尾道市共同墓地	4,165	26
123 唐津市	衣干山火葬場	石炭	5	524	市有共同墓地	122,249	207
124* 中津市	市營火葬場(1)	—	—	—	—	—	—
125 新宮市	—	—	—	—	—	—	—
126 九倉市	—	—	—	—	九倉市共葬墓地	10,635	16
127 首里市	—	—	—	—	ハタマツ墓地	13,121	—
128 徳山市	(追補参照)	—	—	—	—	—	—



3 市設火葬場及墓地

都 市	火 葬 場				墓 地		
	名 稱	窯の様式	窯數 (昭和9) (年度末)	火葬數 (昭和9) (年度中)	名 稱	面積 (昭和9) (年度末)	埋葬數 (昭和9) (年度中)
<b>大町村</b>						平方米	
301 平野町	...	...	...	...	...	...	...
302 夕張町	...	...	...	...	...	...	...
303 小田村	...	...	...	...	...	...	...
304 釜石	釜石火葬場	...	4	332	大只越公葬場	14,870	81
					大仲	20,965	47
					板ヶ澤	396	7
					鳥ヶ澤	119	1
					中松	188	4
					原	132	7
					石	1,004	6
					平田	2,083	9
					濱	693	7
305 穂波村	...	...	...	...	...	...	...
306 宮田町	...	...	...	...	...	...	...
307 川内町	...	...	...	...	...	...	...
308 大宮町	大宮町立火葬場	...	4	257	大宮町有共同墓地	8,613	133
309 栃木	栃木火葬場	薪木窯	6	323	町有墓地	792	13
					部落共有墓地	48,629	251
					共葬墓地	1,017	27
310 鎌倉町	小坪共同火葬場	岩本式	3	407	...	...	...
311 防府町	...	...	...	...	...	...	...
312 能代港町	能代港町火葬場	煉瓦造洋式	4	569	宇出戸沼墓地	2,949	46
313 上諏訪町	上諏訪町火葬場	通風式	4	305	上諏訪町共有墓地	79,547	133
314 下諏訪町	...	...	...	...	下諏訪町有墓地	77,953	186
					部落有	2,680	11
315 彦根町	平田山火葬場	石谷式	10	469	湯山共同墓地	20,000	...
316 敦賀町	共同火葬場	...	5	418	寺町墓地	65,167	268
317 洲本町	洲本町火葬場	...	1	14	町有墓地	12,300	2
318 野田町	野田町火葬場	煉瓦造火窯	2	122	...	...	...
319 坂出町	(追補参照)	...	...	...	...	...	...
320 飯田町	...	...	...	...	...	...	...
321 池田町	池田火葬場	大谷式	6	275	千本墓地	2,975	...
<b>朝鮮</b>							
501 京城府	京城府弘濟内里葬場	博善式 箱田式重油窯	10 5	6,633	弘濟内里墓地	114,537	48
					忘憂里	1,712,898	7
					彌阿里第一	178,210	884
					第二	333,538	448
					水鐵里	238,683	2,314
					新寺里	513,880	354
					梨恭院	347,018	...
502 釜山府	釜山府管谷町火葬場	日新式	2	1,545	府管谷町共同墓地	68,185	37
					府管鶴章里	29,205	434
					府管牧ノ島	11,088	172
503 平壤府	案山火葬場	無煙無臭式	5	509	案山共同墓地	94,258	38
					愛美山	513,526	89
					船橋里	65,439	342
					長山	363,528	2,427
					長山家族	297,594	224
504 大邱府	大邱府火葬場	箱田式	6	970	大邱府内地人共同墓地	22,067	4
505 仁川府	(追補参照)	...	...	...	朝鮮人	177,220	1,121

3 市設火葬場及墓地

都 市	火 葬 場				墓 地		
	名 稱	窯の様式	窯數 (昭和9) (年度末)	火葬數 (昭和9) (年度中)	名 稱	面積 (昭和9) (年度末)	埋葬數 (昭和9) (年度中)
506 開城府	開城府德善里火葬場	箱田式	2	143	水鐵洞共同墓地	189,206	187
					細谷洞	63,657	564
					新庵洞	45,243	282
					板旺洞	25,640	2
507 新義州府	新義州火葬場	葉若式	4	157	新義州共同墓地	51,362	722
508 咸興府	...	...	...	...	...	...	...
509 元山府	元山府管火葬場	石谷式	4	233	元山府中洞里共同墓地	99,248	202
510 鎮南浦府	鎮南浦府火葬場	薪炭式	2	138	鎮南浦府麻山里共同墓地	42,489	949
511 清津府	清津府火葬場	薪炭窯	3	305	柳沙里朝鮮人	110,187	862
					駱駝山共同墓地	535,986	7
					雙燕山	18,781	...
					新岩洞	25,443	...
					東海岸	8,679	...
					水南洞	43,808	27
512 木浦府	木浦府火葬場	箱田式重油窯	2	185	木浦府内地人共同墓地	18,833	50
					朝鮮人	107,333	540
513 馬山府	馬山府火葬場	重油式	1	133	馬山府内地人共同墓地	32,182	11
					朝鮮人	157,181	441
514 群山府	群山府火葬場	東京博善式	3	219	群山府新豊町墓地	18,418	30
					沙場里	79,939	57
					烽臺山	1,650	270
515 全州府	(追補参照)	...	...	...	...	...	...
516 光州府	光州火葬場	薪炭及石炭窯	3	140	光州府共同墓地	144,296	323
517 大田府	大田火葬場	内田式	3	163	大田共同墓地	84,992	326
<b>臺南</b>							
601 臺北市	...	...	...	...	...	...	...
602 臺南市	臺南火葬場	在來式	1	339	鹽埕共同墓地	291,961	1,163
					桶盤淺	491,773	390
					竹篙	1,901	12
					後甲	29,572	10
					鄭子寮	7,111	2
					上鯤	6,005	...
					安平	21,021	106
					三分子基督教	7,418	18
603 基隆市	寶町火葬場	燃炭式	4	...	寶町共同墓地	11,445	30
					瀧川町	75,933	42
					大正町	135,481	1,087
					仙洞町	3,300	64
					田寮町	1,676	1
					大水窟	5,030	75
					深澳抗	4,320	35
					深澳抗口	1,577	2
					濱町	16,431	41
					槓子寮	3,724	12
					八斗子	6,539	32
					砂子園	6,326	17
					大竿林	14,078	6
					内外木山	9,147	11
					内外木山寮	3,346	5
					內寮	12,677	13
					內寮	50,651	9
604 高雄市	高雄火葬場	日新式煉瓦窯	3	272	高雄共同墓地外19ヶ所	409,184	1,420
605 嘉義市	嘉義市山子頂火葬場	村田式	3	184	嘉義市共同墓地	443,402	1,688



3 市設火葬場及墓地

都 市	火 葬 場				墓 地		
	名 稱	窯の様式	窯數 (昭和9年度末)	火葬數 (昭和9年度中)	名 稱	面積 (昭和9年度末)	埋葬數 (昭和9年度中)
606 臺中市	台中火葬場	在來式	3	296	台中共同墓地外ヶ所	218,406	1,076
607 新竹市	新竹市火葬場	在來式	2	115	內地人共同墓地	25,466	12
					十八尖山	248,833	448
					牛埔山	398,129	417
					金山面	34,290	63
					埔頂	34,290	30
					金針山傳樂街墓地	9,682	3
608 屏東市	屏東火葬場	薪炭式	3	108	屏東共同墓地	57,892	340
					崇蘭	31,832	78
					頭前隊	90,899	102
					歸來館	83,309	187
					公館	23,793	76
					大海	27,634	37
					豐	88,708	143
609 彰化市	彰化火葬場	薪炭式	1	51	內地人共同墓地	3,069	1
					南塚山	292,984	356
					岸頭山	193,644	161
					中心崙	190,826	82
					箕箕湖山	217,269	228
					"	9,102	...
					大湖山	43,375	37
					双崎山	78,718	40
					嶺埔山	398,134	18
					大厝後山	136,616	26
					草山尾崙	120,767	30
					和尚崙	2,311	5
					和菜寮	10,360	3
					頂埔崙	4,948	15
					"	6,003	...
					阿夷庄尾	9,973	27
					公園頭	307	13
					"	1,452	...
					橫崙	18,199	18
					后壁崙	1,511	67
					羊仔崎山	17,708	2
關東州							
701 大連市	市立大連火葬場	石炭燒窯	20	1,893	市役大連共同墓地	7,316	...
	" 西 "	"	5	507	未完成墓地用地	14,075	—
702 旅順市	旅順火葬場	"	4	156	水師營共同墓地	16,433	4
樺太							
801 大泊町	大泊町火葬場	薪炭窯	6	401	大泊町共同墓地	14,355	6
802 豊原町	豊原町火葬場	薪炭窯	3	429	豊原町共同墓地	103,158	24
					" 追分 "	8,805	
					" 並川 "	10,019	
					" 中澤 "	1,545	
					" 大澤 "	5,280	
					" 清川 "	8,805	
					" 唐松 "	5,161	
					" 下並川 "	5,161	
					" 軍川 "	8,805	

追補

3 市設火葬場及墓地

都 市	火 葬 場				墓 地		
	名 稱	窯の様式	窯數 (昭和9年度末)	火葬數 (昭和9年度中)	名 稱	面積 (昭和9年度末)	埋葬數 (昭和9年度中)
9 函館市	護法院火葬場	連立諸爐房	17	3,847	住吉町共同墓地	26,734	105
	臺町火葬場	連立七爐房	7	1,504	臺町共同墓地	52,446	0
33 大牟田市	片平火葬場	三機式重油火葬爐	5	1,887	—	—	—
	健老火葬場	式名なし(舊式)	3	178	—	—	—
44 西宮市	滿池谷火葬場	日新式重油薪	4	1,421	滿池谷墓地	33,058	331
	芝火葬場	薪	2	95	—	—	—
128 德山市	德山市火葬場	爐 燒 式	5	399	慶萬墓地	16,569	26
					江田藪	12,294	8
					引地	18,515	33
					岩黒	23,848	27
					上田平	11,309	7
					部落有共同墓地(合算)	84,347	58
311 防府町	桑山火葬場	葉若式火葬窯	3 昭和11年度末	410	石小祖墓地	2,842	13
					中河原	1,709	15
					桑山	25,160	21
					迫戸	3,900	7
					古祖原	6,304	5
					畑	3,689	2
					高州	390	...
					野鳥	757	...
					石ヶ口	24,201	...
320 坂出町	田尾火葬場	煉瓦造	5	289	田尾墓地	13,587	13
	谷内	煉瓦造	1	43	谷内	1,686	2
					雞石	893	6
505 仁川府	仁川府火葬場	煉瓦造薪炭式	6	547	仁川府栗里共同墓地	10,911	8
					仁川府承基里共同墓地	147,769	1,644
515 全州府	全州府火葬場	薪炭燒式窯	3	139	老松共同墓地	1,835	8
					華山共同墓地	40,952	303
					鍾岩共同墓地	157,785	250



4 公園・遊戯

都 市	公 園			遊 戯 場		
	箇所数	総面積 (平方米)	人口1人 當面積 (平方米)	企業主體	箇所数	総面積 (平方米)
1 東 京 市	109	2,817,635	0.50	市	7	19,183
2 大 阪 市	47	1,263,856	0.46	—	—	—
3 京 都 市	12	362,390	0.52	× 京 都 電 燈 會 社 × × 愛 宕 電 燈 會 社 ×	2 × 2 ×	220,377 16,046
4 名 古 屋 市	10	1,254,008	1.23	…	…	…
5 神 戸 市	7	1,359,854	1.59	各 種 團 體	5	3,351
6 横 濱 市	9	421,635	0.60	市	8	15,219
7 廣 島 市	4	204,519	0.69	—	—	—
8 福 岡 市	4	909,802	3.22	—	—	—
9 函 館 市	2	296,000	1.32	市	1	2,300
10 長 崎 市	5	485,242	2.24	—	—	—
11 仙 臺 市	4	68,647	0.32	…	…	…
12 吳 市	1	94,615	0.46	—	—	—
*13 八 幡 市	3	…	…	× 私 營 ×	1 ×	72,727
14 札 幌 市	6	936,925	4.84	市	1	305,361
15 静 岡 市	3	50,206	0.32	市	1	6,574
16 熊 本 市	5	96,344	0.52	愛國婦人會熊本支部	1	1,488
17 鹿 兒 島 市	10	452,473	3.07	市	2	27,874
18 和 歌 山 市	2	69,453	0.41	—	—	—
19 金 澤 市	3	376,148	2.23	—	—	—
20 岡 山 市	4	333,343	2.08	市	1	2,000
				石井十次記念協會	1	280
				片瀬町戸主會	1	150
				岡南町戸主會	1	100
21 横 須 賀 市	3	67,690	0.42	—	—	—
22 豊 橋 市	3	35,997	0.23	豊川鐵道株式會社	1	56,198
23 小 樽 市	2	368,829	2.41	市	2	2,282

- 備考 1. 本表は本會よりの照會に對する各市の回答に據る。  
 2. 運動場使用回数に就ては、東京、京都、横濱、長崎、奈良、入場人員は東京、横濱、  
 3. 公園の人口一人當面積は各市公園總面積を各市の昭和9年10月推定人口數を以  
 4. ×印の箇所は本年鑑前版に據つた、從つて計數は昭和9年3月末の數字であ  
 5. \*印の附記せる都市の公園に就いては時日の關係上 電報にて照會したる爲箇

場・運 動 場 (昭和10年3月末現在)

都 市	運 動 場						
	企業主體	箇所数	総面積 (平方米)	施設概要	昭和9年度 使用回数	昭和9年度 入場人員	都 市 番 號
市	—	35	154,021	陸上競技場7、庭球場7、排球 場1、弓道場1、水泳場12、野 球場7	13,927	531,199	
市	—	1	34,966	陸上競技場、水泳場、庭球場	102	169,500	2
市	—	1	148,874	野球場、庭球場、水泳場3	1,071	783,618	3
× 市 府 營 ×	× 1 ×	× 1 ×	× 32,760 ×	陸上競技場、野球場、庭球場	× 70 ×	× 91,300 ×	—
× 私 營 ×	× 2 ×	× 2 ×	× 48,406 ×	野球場2、蹴球場1	× … ×	× … ×	—
市	—	1	26,200	陸上競技場	111	4,646	4
市	—	2	45,726	野球場、陸上競技場、水泳 場、庭球場	1,707	336,826	5
市	—	6	31,399	陸上競技場1、野球場、フ ール3、大弓場	167	212,433	6
× 鶴見臨海鐵道會社 ×	× 1 ×	× 1 ×	× 23,471 ×	野球場	× 53 ×	× 25,000 ×	—
—	—	—	—	—	—	—	7
—	—	—	—	—	—	—	8
市	—	1	—	陸上競技場	120	70,000	9
三菱重工業株式會 社 長崎造船所	—	1	51,405	陸上競技場、蹴球場 野球場、庭球場、籠排球場、 相撲場	…	…	10
…	…	…	…	…	…	…	11
市	—	1	12,100	野球場	…	…	12
× 市 市 ×	× 1 ×	× 1 ×	× 7,518 ×	野球場	× … ×	× … ×	13
× 日 本 製 鐵 會 社 ×	× 1 ×	× 1 ×	× 24,097 ×	野球場、庭球場、柔劍道場、 大弓場	× … ×	× … ×	—
市	—	8	125,276	陸上競技場、野球場、庭球場 水泳場、相撲場	150	…	14
静岡電氣鐵道株式 會社	—	1	99,178	野球場	132	279,000	15
市	—	1	1,250	甲種競泳プール	…	…	—
市	—	1	98,155	野球場、陸上競技場	431	…	16
市	—	1	21,487	野球場、庭球場、陸上競技 場其他種々	104	207,168	17
—	—	—	—	—	—	—	18
市	—	1	32,400	陸上競技場、庭球場、排球場	18	77,470	19
市	—	1	18,000	陸上競技場、野球場	…	…	20
—	—	—	—	—	—	—	21
渥美電鐵株式會社	—	1	24,000	野球場	23	6,900	22
豊川鐵道株式會社	—	1	49,587	陸上競技場、庭球場	22	12,336	—
市	—	3	38,847	陸上競技場、庭球場、野球場	566	38,840	23

長崎、京城、總面積は神戸に於て一部不明の分あるも判明の分のみを合計して掲げた。  
 て除し得たるものである。  
 る(運動場使用回数及入場人員は昭和8年度)。  
 所數以外の事項不明。



4 公園・遊戯

都 市	公 園			遊 戯 場		
	箇所数	總面積 (平方米)	人口1人 當面積 (平方米)	企業主體	箇所数	總面積 (平方米)
24 佐世保市	1	400,191	2.71	市	2	40,237
25 川崎市	2	31,751	0.23	—	—	—
26 新潟市	2	39,712	0.29	—	—	—
27 堺市	7	189,398	1.47	—	—	—
28 下關市	1	8,445	0.07	市	6	2,395
29 濱松市	—	—	—	寺 大正通遊園地會員	1 1	250 515
30 岐阜市	3	215,118	1.84	—	—	—
31 門司市	4	139,804	1.21	市	1	102
32 高知市	4	483,628	4.52	市	1	13,068
33 大牟田市	—	—	—	町 自治會	1	574
34 小倉市	—	—	—	町 自治會	1	6,769
35 徳島市	2	203,084	2.13	軌道會社	1	14,850
36 前橋市	2	212,226	2.26	市	1	992
37 久留米市	1	8,278	0.09	市	1	423
38 青森市	2	40,086	0.44	日本赤十字社群馬支部	1	1,422
39 旭川市	2	59,497	0.66	—	—	—
40 松山市	2	233,951	2.64	市	2	57,274
41 甲府市	2	97,763	1.11	—	—	—
42 高松市	1	760,000	8.81	縣	1	2,970
43 宇都宮市	3	59,949	0.70	—	—	—
44 西宮市	1	826	0.01	—	—	—

場・運動場 (昭和10年3月末現在)

都 市 番 號	運 動 場				
	企業主體	箇所数	總面積 (平方米)	施設概要	昭和9年度 使用回数
24	市	1	4,316	一般陸上競技場、野球場	...
25	市	2	53,300	野球場、陸上競技場、 庭球場、水泳場	42 16,300
	川崎ゴルフクラブ	1	826,350	18ホールス	...
	東横電鐵株式會社	1	165,270	野球場、陸上競技場	...
	第一生命保險會社	1	33,400	野球場、陸上競技場、庭球 場、大弓場	...
	安田生命保險會社	1	33,056	野球場、陸上競技場、庭球場	...
	横濱正金銀行	1	56,200	野球場、庭球場、大弓場、庭 園	...
	富士電機製造會社	1	15,860	野球場、庭球場、排球場、 籠球場	...
	東京電氣株式會社	1	36,359	野球場	...
26	市	2	137,777	陸上競技場、野球場、庭球場 水泳場、相撲場、馬場、音 樂堂	...
27	市	1	11,672	野球場、陸上競技場、各種 競技場	380 35,000
28	—	—	—	—	—
29	—	—	—	—	—
30	市	2	33,721	野球場、其他施設なし	...
31	市	1	7,438	野球場	...
32	市	1	24,031	野球場、陸上競技場	502 44,270
	縣	1	12,484	野球場、庭球場、相撲場、 兒童遊戯場	...
33	市	1	24,034	陸上競技場	20
34	市	1	29,700	ラグビー場	55 156,350
35	縣	1	26,786	陸上競技場	110 467,000
36	市	1	23,760	野球場、陸上競技場	77 23,100
37	—	—	—	—	—
38	市	1	...	野球場、陸上競技場	21
	青森都市振興會	1	...	野球場	...
	青森體育協會	1	...	野球場、陸上競技場	...
39	市	1	8,659	野球場	25 12,500
40	縣	1	40,755	野球場、陸上競技場、水上競技場	25 30,000
	愛媛縣體育會	1	15,600	陸上競技場	15 28,000
41	縣	2	33,800	陸上競技場、野球場、籠排 球場、庭球場	50 52,054
	市	1	...	水泳場	...
42	市	1	18,180	野球場	40 40,000
	高松グラウンド株 式會社	1	...	...	...
43	市	1	6,836	...	124
44	市	1	...	...	...



4 公園・遊戯

都 市	公 園			遊 戯 場		
	箇所數	總 面 積 (平方米)	人 口 1 人 當 面 積 (平方米)	企 業 主 體	箇所數	總 面 積 (平方米)
45 長野市	1	289,046	3.62	—	—	—
46 松本市	5	214,167	2.71	—	—	—
47 富山市	1	400,785	5.14	—	—	—
48 姫路市	1	195,033	2.53	—	—	—
49 宇部市	2	48,843	0.64	市	1	3,960
50 山形市	3	68,784	0.95	—	—	—
*51 若松市(福岡)	—	—	—	—	—	—
*52 福井市	1	—	—	—	—	—
53 岡崎市	3	444,626	6.29	—	—	—
54 盛岡市	1	76,139	1.10	—	—	—
55 宮崎市	2	106,172	1.58	—	—	—
56 桐生市	1	26,055	0.39	—	—	—
57 大津市	3	88,806	1.33	縣市	1	10,700
58 水戸市	2	118,805	1.80	—	2	20,111
59 那覇市	1	59,522	0.91	—	—	—
60 高崎市	2	35,795	0.56	市	3	793
61 濱水市	—	—	—	静岡電鐵株式會社	1	82,500
62 戸畑市	8	54,226	0.87	—	—	—
63 長岡市	2	203,911	3.31	—	—	—
64 室蘭市	1	195,935	3.24	—	—	—
65 秋田市	2	183,269	3.03	私 營	1	99,000
66 大分市	2	89,325	1.48	—	—	—
67 鋼路市	1	36,051	0.61	—	—	—
68 津山市	2	72,436	1.23	市	3	90
69 福山市	1	13,423	0.23	—	—	—
*70 郡山市	1	—	—	—	—	—
71 八戸市	3	80,771	1.39	市	5	—
*72 八王子市	1	—	—	—	1	—
73 高岡市	1	212,417	3.73	市	1	990
74 宇治山田市	2	2,999	0.05	—	—	—
75 奈良市	1	2,905,658	51.96	縣	1	1,818
*76 四日市市	2	—	—	—	—	—
*77 宇和島市	4	—	—	—	1	—
78 千葉市	4	10,945	1.10	—	—	—
79 尼崎市	1	270	0.005	—	—	—

場・運 動 場 (昭和10年3月末現在)

運 動 場	企 業 主 體	箇所數	總 面 積 (平方米)	施 設 概 要	昭 和 9 年 度		都 市 番 號
					使 用 回 數	入 場 人 員	
市	—	2	21,150	野球場、陸上競技場、籠球場、水泳場	120	131,669	45
縣	—	1	191,108	—	900	44,285	46
市	—	1	4,092	水泳場	111	25,659	47
縣	—	1	43,296	—	—	—	48
市	—	1	29,515	野球場、其他	21	—	49
縣	—	1	24,967	陸上競技場	23	45,570	50
市	—	2	29,885	野球場、陸上競技場	148	—	51
市	—	1	39,858	陸上競技場、野球場、相撲場	38	33,440	52
桐生市體育協會	—	1	19,830	野球場、陸上競技場	30	50,000	53
軌道會社	—	2	31,930	水泳場	154	47,119	54
縣	—	1	93,425	野球場、庭球場、一般陸上競技場	187	—	55
市	—	2	9,900	陸上競技場、水泳場	6	63,000	56
市	—	—	—	—	—	—	60
市	—	—	—	—	—	—	61
市	—	1	—	—	—	—	62
栃尾鐵道株式會社	—	1	3,850	水泳場	72	22,275	63
市	—	1	11,352	—	7	12,000	64
市	—	1	23,100	野球場、陸上競技場	28	120,400	65
縣	—	1	23,100	野球場、陸上競技場	—	—	66
市	—	1	40,800	野球場、陸上競技場、庭球場、排球場、籠球場、蹴球場、卓球場、相撲場	530	190,000	67
市	—	1	14,997	陸上競技場	—	—	68
市	—	1	—	—	—	—	69
市	—	1	—	—	—	—	70
市	—	2	—	野球場、陸上競技場、打毬場	7	55,000	71
磐城セメント會社	—	1	—	野球場、陸上競技場	—	—	72
八戸スケート協會	—	1	—	ホッケーリンク2、スピードトラック1	7	50,000	73
市	—	1	—	—	—	—	74
市	—	2	13,200	相撲場各種運動場	—	—	75
縣	—	3	46,373	陸上競技場、籠球場、水泳場、蹴球場	79	110,211	76
市	—	—	—	—	—	—	77
市	—	—	—	—	—	—	78
市	—	—	—	—	—	—	79



4 公園・遊戯

都 市	公 園			遊 戯 場		
	箇所数	總面積 (平方米)	人口1人 當面積 (平方米)	企業主體	箇所数	總面積 (平方米)
80 今治市	2	27,917	0.53	—	—	—
81 松江市	1	186,572	3.97	—	—	—
82 佐賀市	1	17,252	0.35	—	—	—
83 福島市	2	41,328	0.81	—	—	—
84 沼津市	1	101,599	2.08	市	1	3,939
85 一宮市	1	14,032	0.29	—	—	—
86 別府市	4	67,841	1.43	市	1	992
				市	1	661
				六勝岡	1	1,322
				鶴見岡	1	1,983
				別府遊園鋼索鐵道會社	1	—
87 足利市	2	40,759	0.86	—	—	—
88 川口市	—	—	—	—	—	—
89 銚子市	—	—	—	—	—	—
90 飯塚市	1	64,541	1.41	—	—	—
*91 弘前市	1	—	—	市公園内兒童遊戯場	1	—
92 若松市(彌生)	3	331,013	7.34	—	—	—
93 米澤市	2	46,098	1.21	—	—	—
94 浦和市	1	27,514	0.62	—	—	—
95 市川市	1	26,579	1.09	—	—	—
*96 鳥取市	2	—	—	—	—	—
97 大垣市	—	—	—	市	1	590
98 瀬戸市	1	3,800	0.09	—	—	—
99 明石市	1	582,918	14.46	—	—	—
*100 郡城市	1	—	—	—	—	—
101 熊谷市	2	94,970	2.47	—	—	—
102 岸和田市	2	33,012	0.88	—	—	—
103 上田市	1	135,342	3.64	市	1	5,791
104 米子市	1	17,817	0.49	瀧町青年同志會	1	329
105 鶴岡市	1	59,017	1.63	—	—	—
106 津山市	2	108,469	2.99	—	—	—
107 川越市	—	—	—	—	—	—
108 延岡市	3	900,000	25.07	—	—	—
*109 直方市	2	—	—	—	—	—
110 松阪市	1	62,453	1.79	市	1	227,729
111 平塚市	2	68,641	1.97	—	—	—
112 石巻市	6	91,678	2.63	私 營	2	514
113 帯廣市	4	1,050,386	30.97	—	—	—
114 山口市	4	75,837	2.27	—	—	—
115 三條市	1	3,960	0.12	—	—	—
116 酒田市	1	50,090	0.93	—	—	—
117 倉敷市	3	63,802	2.00	—	—	—

場・運動場 (昭和10年3月末現在)

都 市	運 動 場					都市番號	
	企業主體	箇所数	總面積 (平方米)	施設概要	昭和9年度 使用回數		昭和9年度 入場人員
市	—	—	—	—	—	80	
市	—	3	49,936	陸上競技場、蹴球場、籠球場、庭球場	118	138,527	81
市	—	1	66,000	野球場、陸上競技場、庭球場	180	350,000	82
市	—	—	—	—	—	—	83
市	—	—	—	—	—	—	84
市	—	—	—	—	—	—	85
市	—	1	17,266	野球場	77	770,000	86
市	—	1	2,294	庭球場、温泉プール	180	4,600	—
市	—	1	992	庭球場	120	6,000	—
市	—	1	2,860	庭球場	150	4,500	—
市	—	1	1,983,474	9 ホール	—	7,300	—
市	—	—	—	—	—	—	87
市	—	—	—	—	—	—	88
市	—	—	—	—	—	—	89
市	—	—	—	—	—	—	90
市	—	3	—	陸上競技場、庭球場、野球場	—	—	91
市	—	—	—	—	—	—	92
市	—	1	8,277	—	11	5,600	93
市	—	—	—	—	—	—	94
市	—	—	—	—	—	—	95
市	—	—	—	—	—	—	96
市	—	1	21,290	野球場、蹴球場、陸上競技場	92	23,650	97
市	—	—	—	—	—	—	98
市	—	—	—	—	—	—	99
市	—	—	—	—	—	—	100
市	—	1	12,721	野球場、陸上競技場	40	—	101
市	—	—	—	—	—	—	102
市	—	3	54,876	陸上競技場、野球場、庭球場	2,159	37,043	103
市	—	1	33,289	陸上競技場、野球場、水泳場	195	52,600	104
市	—	1	19,521	陸上競技場	125	29,800	105
市	—	—	—	—	—	—	106
市	—	1	11,780	野球場	—	—	107
市	—	—	—	—	—	—	108
市	—	—	—	—	—	—	109
市	—	—	—	—	—	—	110
私 營	—	1	5,986	—	—	—	111
私 營	—	1	11,846	—	—	—	112
私 營	—	1	7,225	—	2	500	—
私 營	—	1	12,264	野球場	20	15,000	113
市	—	—	—	—	—	—	114
市	—	1	24,090	庭球を除く外陸上競技一般	26	72,000	115
市	—	1	12,000	野球場	8	25,000	116
私 營	—	1	15,000	陸上競技場	16	47,100	—
私 營	—	1	5,000	野球場	—	3,000	117
私 營	—	1	113,960	競馬場	2	40,000	—



4 公園・遊戯

都 市	公 園			遊 戯 場		
	箇所数	總 面 積 (平方米)	人 口 1 人 當 面 積 (平方米)	企 業 主 體	箇所数	總 面 積 (平方米)
118 海 南 市	...	...	...	...	...	...
119 萩 市	1	43,299	1.39	...	...	...
120 高 田 市	—	—	—	...	...	...
*121 幡 橋 市	4	...	...	...	...	...
122 尾 道 市	2	5,081	1.68	...	...	...
123 唐 津 市	1	42,975	1.43	...	...	...
*124 中 津 市	1	...	...	...	...	...
125 新 宮 市	—	—	—	...	...	...
126 丸 龜 市	2	73,711	2.50	市	1	2,592
127 首 里 市	1	36,449	1.84	...	...	...
*128 德 山 市	1	...	...	...	...	...
大 町 村						
301 平 野 村	...	...	...	...	...	...
302 夕 張 村	...	...	...	...	...	...
303 小 田 村	...	...	...	...	...	...
304 釜 石 町	3	67,400	1.82	...	...	...
305 穂 波 町	...	...	...	...	...	...
306 宮 内 町	...	...	...	...	...	...
307 川 内 町	...	...	...	...	...	...
308 大 宮 町	1	264,000	8.07	縣	2	28,300
309 枋 木 町	2	134,493	4.53	縣 社 神 明 宮	1	800
310 鎌 倉 町	2	5,613	0.20	...	...	...
311 防 府 町	2	264,000	1.04	...	...	...
312 能 代 町	1	11,404	0.45	...	...	...
313 上 諏 訪 町	1	20,925	0.996	個 法	3	1,117
314 下 諏 訪 町	2	38,769	1.65	...	2	992
315 彦 根 町	2	19,802	0.84	...	1	600
316 敦 賀 町	1	130,000	5.51	町 縣 町	1	1,500
317 洲 本 町	2	267,944	8.53	...	2	...
318 野 田 町	2	151,073	6.93	...	...	...
319 坂 出 町	2	7,596	0.35	...	...	...
320 飯 田 町	...	...	...	...	...	...
321 池 田 町	—	—	—	...	...	...
縣 府						
501 京 城 府	8	1,196,430	2.73	府 王 職 社	1	3,550
				李 京 城 軌 道 會	1	4,450
					1	35,350
502 釜 山 府	4	19,539	0.11	...	...	...
503 平 壤 府	...	...	...	...	...	...
504 大 邱 府	1	107,969	1.00	府	1	1,180
505 大 仁 川 府	6	608,212	7.77	...	...	...
506 開 城 府	1	48,669	0.92	...	...	...
507 新 義 州 府	—	—	—	...	...	...
508 咸 興 府	...	...	...	...	...	...
509 元 山 府	—	—	—	府	2	538,596

場・運 動 場 (昭和10年3月末現在)

運 動 場	企 業 主 體	箇所数	總 面 積 (平方米)	施 設 概 要	昭 和 9 年 度		都 市 番 號
					使 用 回 數	入 場 人 員	
...	...	...	...	...	...	...	118
...	...	...	...	...	...	...	119
市 聯 合 青 年 會	1	17,463	陸上競技場、相撲場	2	2,000	...	120
...	...	...	...	...	...	...	121
...	...	...	...	...	...	...	122
...	...	...	...	...	...	...	123
...	...	...	...	...	...	...	124
...	...	...	...	...	...	...	125
...	...	...	...	...	...	...	126
...	...	...	...	...	...	...	127
...	...	...	...	...	...	...	128
...	...	...	...	...	...	...	...
岡 谷 體 育 協 會	1	16,200	野球場	...	15,000	...	301
...	...	...	...	...	...	...	302
...	...	...	...	...	...	...	303
釜 石 製 鐵 所	2	29,198	陸上競技場、野球場、庭球場	25	16,000	...	304
...	...	...	...	...	...	...	305
...	...	...	...	...	...	...	306
...	...	...	...	...	...	...	307
縣	5	52,350	陸上競技場、野球場、庭球場、水泳場、兒童徒涉池	166	153,300	...	308
...	...	...	...	...	...	...	309
...	...	...	...	...	...	...	310
町	1	12,000	...	35	9,000	...	311
町	1	37,059	陸上競技場、野球場、射撃場	20	25,000	...	312
町	1	19,835	野球場、陸上競技場	35	36,000	...	313
町	1	22,110	野球場	19	9,500	...	314
...	...	...	...	...	...	...	315
町	1	2,900	野球場、庭球場	20	40,000	...	316
縣	1	14,000	一般陸上競技場	20	50,000	...	317
町	1	18,321	野球場、庭球場、陸上競技場、水泳場、水泳場、水泳場	...	...	...	318
...	...	...	...	...	...	...	319
株 式 會 社 坂 出 グ ラ ン ド	1	23,521	野球場	14	11,000	...	320
...	...	...	...	...	...	...	321
...	...	...	...	...	...	...	...
府	1	83,886	野球場、陸上競技場、庭球場、水泳場、馬場其他	318	283,768	...	501
...	...	...	...	...	...	...	...
京 城 總 督 府 鐵 道 局 府	2	23,700	野球場、水泳場	...	...	...	...
府	1	71,851	野球場、陸上競技場、庭球場、馬術場、相撲場、水泳場	362	64,441	...	502
...	...	...	...	...	...	...	503
府	1	24,129	野球場	50	20,000	...	504
府	2	9,675	蹴球場、庭球場	100	...	...	505
府	1	34,700	野球場、庭球場、蹴球場、水泳場	34	25,000	...	506
平 安 北 道 體 育 協 會	1	24,407	野球場	34	28,251	...	507
...	...	...	...	...	...	...	508
府	1	49,500	野球場、庭球場	30	45,000	...	509
ゴ ル フ ク ラ ブ	1	200,196	ゴルフ場	180	5,400	...	...
元 山 體 育 協 會	1	264,000	スキー場	...	20,000	...	...



4 公園・遊戯

都 市	公 園			遊 戯 場		
	箇所數	總 面 積 (平方米)	人 口 1 人 當 面 積 (平方米)	企 業 主 體	箇所數	總 面 積 (平方米)
510 鎮南浦府	2	80,550	1.69	—	—	—
511 清津府	2	155,760	3.14	—	—	—
512 木浦府	1	11,103	0.68	—	—	—
513 馬山府	2	74,313	2.31	—	—	—
514 群山府	1	46,112	1.52	...	...	...
515 全州府	1	142,802	3.37	—	—	—
516 光州府	...	...	...	...	...	...
517 大田府	—	—	—	—	—	—
<b>臺 灣</b>						
601 臺北市	2	83,024	0.33	...	...	...
602 臺南市	1	146,065	1.44	—	—	—
603 基隆市	1	22,885	0.27	—	—	—
604 高雄市	6	8,430	0.11	—	—	—
605 嘉義市	1	134,820	2.00	市	1	14,035
606 臺中市	...	...	...	...	...	...
607 新竹市	2	1,013,017	20.02	—	—	—
608 屏東市	1	78,399	1.92	—	—	—
609 彰化市	1	40,000	0.83	—	—	—
<b>關 東 州</b>						
701 大連市	6	2,359,600	7.79	市	1	2,040
702 旅順市	...	...	...	關東體育研究所	1	11,570
<b>津 太</b>						
801 大泊町	1	1,225,750	26.53	—	—	—
802 豐原町	1	332,750	6.96	—	—	—
				學 校 園	1	2,529
					1	2,578

場・運 動 場 (昭和10年3月末現在)

企 業 主 體	箇所數	總 面 積 (平方米)	施 設 概 要	都 市 番 號		
				昭和9年度 使用回數	昭和9年度 入場人員	
府	1	18,629	野球場	43	23,800	510
南滿鐵道會社	1	9,900	野球場	35	12,500	511
府	1	11,856	野球場、庭球場	22	10,494	512
府	1	16,002	野球場、蹴球場 其他陸上競技場	80	48,000	513
府	1	13,028	野球場、庭球場、陸上競技場	73	...	514
府	2	41,401	野球場、陸上競技場	13	18,000	515
鐵 道 局	1	16,400	野球場	15	7,500	517
...	...	...	...	...	...	...
市	2	5,619	陸上競技場、野球場	229	50,000	601
市	1	19,850	野球場、其他一般競技場	...	...	603
市	1	23,140	野球場	13	10,000	604
高堆ゴルフクラブ	1	13,967	ゴルフ場	56	20,000	...
市	1	314,050	ゴルフ場	...	6,400	...
市	2	22,273	野球場、庭球場	34	...	605
市	3	29,664	野球場、庭球場、水泳場、 陸上競技場	453	27,336	607
...	...	...	...	...	...	...
關 東 州 廳	1	67,400	陸上競技場	156	311,000	701
關 東 體 育 研 究 所	1	56,193	陸上競技場、野球場、庭球 場、水泳場、排技場等	...	46,200	702
町	2	41,555	野球場、陸上競技場	...	...	801 802



「都市問題」特輯號目錄

	發行年月	定價	送料
都市財政特輯	昭和 3. 3	.60	.02
市營事業特輯	3.10	.80	.025
市會議員選舉特輯	4. 2	.80	.03
後藤伯爵追悼號	4. 6	.80	.03
瓦斯問題特輯	4. 7	絶版	
復興展紀念號	5. 1	1.00	.03
大都市制度號	5. 2	絶版	
都市豫算號	5. 3	.50	.02
帝都復興紀念號	5. 4	絶版	
公企業勞働問題號	5. 6	•	
都市教育號	5. 7	•	
都市問題會議紀念特輯	5.10	.80	.02
地方行政及財政整理問題特輯	6. 8	.80	.02
地方財源特輯	6.10	.80	.025
公益企業特輯	7. 1	2.50	.045
東京市政調查會創立十周年紀念市政論集	7. 3	1.50	.045
大東京紀念特輯	7.10	1.00	.045
都制問題特輯	7.11	.60	.02
市會選舉對策號	8. 2	.70	.025
選舉肅正號	8. 3	.70	.03
増新稅問題批判號	9. 3	.60	.02
第四回全國都市問題會議紀念特輯	9.10	1.00	.03
災害防備・自治濟美特輯	9.11	.60	.025
地方財政改善策特輯	10.8	1.60	.05

XVIII

社會事業

**社會事業概況** 歐洲大戰を契機として急激に發達した我國社會事業の多くは昭和の時期に入つて漸くその實踐的效果を顯著にし、一方斯の期に入つて漸く旺となつた社會事業の科學的研究は實踐的社會事業に稍と確固たる基礎を與へ、その體系化を促進した。大正末期より昭和の時代にかけての著しい現象は獨り社會事業施設の量的擴大に止らず其の質に於ける著しい發展であり、又一方私設社會事業より其の公營化への顯著なる進展である。蓋し窮民の著増と、之に應ずる社會事業立法の増大とに因ること論無しとはいへ、他方社會事業理論の嚮導に俟つこと亦決して少しとはしないであらう。昭和の時期に於て新たに施行せられた社會事業立法のみを以てしても、不良住宅地區改良法(昭和2年3月公布 同年7月15日施行)、公益質屋法(昭和2年3月公布 同年8月10日施行)、救護法(昭和4年4月公布 同年7月1日施行)、入營者職業保障法(昭和6年4月公布 同年11月1日施行)、兒童虐待防止法(昭和8年3月公布 同年10月1日施行)、少年救護法(昭和8年5月公布 同年9月1日施行)等多くを數へ得る上に、斯の時期に先立つ僅々數年の間に其の施行を見た社會事業諸立法、例へば軍事救護法(大正6年4月公布 同年7月1日施行)、職業紹介法(大正10年4月公布・同年7月1日一部施行、大正12年3月日施行)、職業紹介事務局官制公布(同4月施行と共に全部施行)、船員職業紹介法(大正11年4月公布 同年12月1日施行)、住宅組合法(大正10年4月公布 同年7月10日施行)、借地法(大正10年4月公布 同年5月15日施行)、借家法(大正10年4月公布 同年5月15日施行)、借地借家調停法(大正11年4月公布 同年10月1日施行)、少年法(大正11年4月公布 同年12月1日施行)等が其の實績を示すに至つたのは正に漸くこの期に入つてからのことである。昭和時代は正しく我國社會事業の最隆盛時とこそいふべきであらう。乍然このことはとりもなほさずこの時期に於て大衆の窮迫化、要保護弱者の増大化の甚しきことの別の表現でこそあらう。

地方財政概要に依れば、明治40年地方費總額の1%にすぎなかつた我國地方社會事業費は、大正元年に於て3%、同2年4%となり、逐年増加の傾向にあつた



が、特に昭和5年度に至り急激に増加して20%を超えるに至つた。殊に市に於ける社会事業費は、絶対額に於て比年躍進的に増加せしのみならず、市歳出総額に對する相對額に於ても亦漸進的に増加し、更に道府縣及町村に於ける當該支出との相對額に於て獨り著しき増加の趨勢を示した。蓋し從來の社会事業は概ね都市社会事業たることを如實に物語るものであらう。地方財政概要による社会事業費は、地方公共團體の歳出中、救助費、公益市場費、職業紹介所費、感化救済費、保育所費、部落改良費、無料宿泊所費、簡易食堂費、小住宅建築費等社会事業關係の種目を合算せるも

(1) 地方團體に於ける社会事業費

年度	歳出	道府縣費		市費		町村費		計	
		實數(円)	千分比	實數(円)	千分比	實數(円)	千分比	實數(円)	千分比
5	歳出總額	478,238,248	273	776,350,757	443	498,147,570	284	1,752,736,575	1,000
	社会事業費	15,493,180	379	12,439,711	304	12,989,422	317	40,922,313	1,000
	比率%	32		16		26		23	
6	歳出總額	502,572,907	309	634,459,007	390	488,937,099	301	1,625,969,013	1,000
	社会事業費	10,473,317	298	15,095,744	429	9,608,661	273	35,177,722	1,000
	比率%	21		24		20		22	
7	歳出總額	624,808,519	329	730,395,466	385	543,723,528	286	1,898,927,513	1,000
	社会事業費	10,239,471	278	17,026,049	463	9,544,994	259	36,810,514	1,000
	比率%	16		23		18		19	
8	歳出總額	494,696,393	282	808,197,698	461	451,746,992	257	1,754,641,083	1,000
	社会事業費	6,376,203	174	20,374,830	556	9,893,460	270	36,644,493	1,000
	比率%	13		25		22		21	
9	歳出總額	492,377,997	275	840,114,529	469	460,139,857	256	1,792,632,383	1,000
	社会事業費	6,325,393	140	22,892,447	505	16,072,147	355	45,289,987	1,000
	比率%	13		27		34		25	

備考 1. 地方財政概要に據り作成。 2. 昭和5, 6, 7年度は決算、同8, 9年度は豫算。

(2) 廣義の社会事業費

年度	道府縣費		市費		町村費		計	
	實數(円)	千分比	實數(円)	千分比	實數(円)	千分比	實數(円)	千分比
2	20,786,820	455	16,527,943	362	8,346,099	183	45,660,844	1,000
5	21,185,017	353	25,440,683	419	13,831,752	228	60,457,452	1,000
6	25,136,435	383	27,710,292	423	12,708,177	194	65,554,904	1,000
7	23,998,144	355	28,433,783	420	15,148,344	225	67,586,271	1,000
8	28,883,471	347	33,747,855	403	21,009,827	250	83,641,153	1,000

備考 社会事業統計要覽に據り作成。

のであるが、更に毎年度内務省社会局社会部に依り調査せらるる・社会事業行政機關諸費・醫療保護費等をも含めた・廣義の社会事業費に就いて觀るも、敘上の事實は明かに看取せられる。

社会事業の發展傾向は亦社会事業施設についても看られる。規模の大小、質の如何を問はず1箇と數へる限りに於て、其の施設數の増加のみに依り社会事業の進展を卜することは多くの危険を含むにもせよ、それに依り一の傾向を見ることは許されるであらう。この意味に於て下記第3表は最近に於ける社会事業の著しい發展を裏付けるよすがともなり得るであらう。

(3) 社会事業施設

年度	社会事業に關する機關	救護施設	醫療保護施設	經濟保護施設	失業救済及防止施設	兒童保護施設	其の他	計
2	220	407	81	1,268	308	945	244	3,473
4	313	539	501	1,584	349	1,274	467	5,027
5	327	564	538	1,659	399	1,387	496	5,370
6	943	573	594	1,695	498	1,470	507	6,278
7	1,193	582	599	1,832	556	1,481	548	6,792

備考 1. 社会事業統計要覽に據り作成。  
2. 「社会事業に關する機關」には、聯絡統一、調査研究、職員養成、助成、方面委員及同後援等の諸機關を含む。

近時社会事業に於ける著しい傾向の一は、都市より農村への社会事業的關心の移行乃至主力傾倒の傾向である。經濟的・政治的には所謂産業組合の發展擴充或は農村自力更生の鼓吹によつて農村窮乏化防止乃至農民不平鎮壓の諸政策が執られたけれども、農民の現實的窮迫は遂に政治的操作のみの能く解決するところではなかつた。窮乏農民の自然的要求は昭和7年夏の臨時議會を招集して所謂時局匡救の諸對策を議せしめ、農漁民の糊口の資に充つべき金銭的給與の手段として尨大なる時局匡救土木事業の起工を促す一方、醫療保護の急施と相俟つて公益質屋、職業紹介、託兒施設等、從來主として都市に偏在せる諸社会事業施設の農村に於ける擴充策を樹立せしむる等一舉にして農村社会事業の發展を促進せしめたのであつた。3箇年度の時局匡救諸事業は昭和9年度を以て一先づ終了して、所謂非常時的急迫状態は漸く脱し得たけれども農村はそれによつて樂園と化したわけではない。所謂反産運動の熾烈なるにも拘らず、尙産業組合運動の政治的・經濟的役割を認めつつ其の活動を助長



する一方、打續く災害にことよせて匡救事業の繼續實施を餘儀なくし、農村社会事業の更なる發展に努められねばならぬ情勢に在る。本年 10 月の第 8 回全国社会事業大會に於ける後藤内相の諮問事項「最近の社会情勢に鑑み農村に適切なる社会施設の普及充實を圖るの要ありと認む云々」は斯る事情を端的に物語るものであらう。

最近に於ける顯著なる現象の二は經濟保護並に兒童保護事業の著しい發展である。昭和 7 年救護法の施行に伴ふ窮民救護事業の整備と相俟つて防貧施設としての公益質屋、職業紹介所の施設が全国的に普及せしめられつつある。蓋し中小産者の貧民層への轉落を防止することはそれ自體社会政策の要請に適合するものであるとはいへ、社会的負擔の觀點からも防貧の救貧に勝ること大なることの認識の結果であらう。兒童保護の部門に於ては、最近施行の諸立法に依る法的保護の外所謂學校給食施設の大規模實施、託兒施設の普及等見るべきもの多く、最近特に少年職業紹介並に職業指導が重要視せられ、母子扶助法の制定が實踐の問題となり、商店法の制定亦漸く社会事業家によつて議せらるるに至つてゐる。推ふに、初期社会立法が多く資本主義的生産の維持發展の爲に絶えざる勞働力の補給を確保するの必要よりして、資本主義經濟制度其のものの要請に基いて施行せらるるに至つたと其の本質的原因を同じうす

(4) 支出種目別地方社会事業費

年度	行政機關費	窮民救助費	軍事救護費	醫療保護費	經濟保護費	社会教化費	兒童保護費	その他	計
2 { 總額 (円) 指數	2,207,488 100	3,762,488 100	127,680 100	6,480,413 100	9,806,152 100	4,903,417 100	3,068,883 100	15,303,803 100	45,660,814 100
5 { 總額 (円) 指數	2,686,293 120	4,031,627 107	151,055 118	9,224,130 142	21,807,829 222	5,772,026 117	3,846,788 125	12,958,194 84	60,457,452 132
6 { 總額 (円) 指數	2,182,519 99	4,631,693 123	135,730 106	8,756,142 135	25,933,666 264	5,298,946 108	4,227,171 137	14,339,137 94	65,554,804 143
7 { 總額 (円) 指數	1,852,336 84	10,436,147 277	217,514 170	8,743,191 135	23,423,824 238	5,587,002 114	3,888,293 126	18,427,964 88	67,586,271 148
8 { 總額 (円) 指數	3,131,519 142	10,166,845 270	205,164 161	11,251,841 174	23,166,243 236	6,288,409 128	5,146,387 168	24,281,745 159	63,641,153 183

備考 社会事業統計要覽に據り作成。

るか否かは措き、兒童の身心の保護が健全なる第二國民の基礎たるの認識の高められた結果であらうことは論無きところであらう。

經濟保護及兒童保護事業の特に最近に於ける著しい發展は支出種目別社会事業費(前頁第 4 表)並に前掲社会事業施設累年表の能く語るところであらう。

社会事業に於ける著しい傾向として更に斯の部門に於ける統制的傾向を擧げることが出來やう。最近社会事業家間に於ける社会省設置促進の運動、方面委員國家統制の要望等頻りなるは一般統制的傾向に拍車するものであらう。近時漸く旺んとなつた社会事業資金共同募金運動は亦各種社会事業の經濟的聯繫に基いて其の事業的提携への途を開く緣由ともなるものであらう。所謂國民健康保險法案、職業紹介所國營

(1) 費用負擔團體別救護狀況 (自昭和 9.4 至同 9.9)

種 類	道 府 縣			市			町 村		
	實人員	延人員	金額 (円)	實人員	延人員	金額 (円)	實人員	延人員	金額 (円)
生活扶助 { 居宅 收容	882	87,975	11,129	57,572	8,163,359	1,083,734	70,226	10,081,188	919,746
	862	87,608	23,189	9,918	1,256,212	421,233	894	109,697	31,809
醫 療 { 居宅 收容	121	8,976	877	7,905	487,875	70,466	4,279	172,331	30,029
	(60)		(3,268)				(1,166)		
助 産 { 居宅 收容	410	30,728	11,415	6,986	687,243	262,211	505	32,557	16,131
	(396)		(6,223)				(254)		
生業扶助 { 居宅 收容	9	—	40	570	—	2,561	196	—	812
	(2)		(39)				(37)		
計 { 居宅 收容	5	78	31	163	2,018	810	3	20	12
	(5)		(163)						
埋 葬 委 員 會 救 護 施 設 的 事 務 { 居宅 收容	1	—	20	21	—	297	200	—	1,622
	(1)			(2)			(7)		
計 { 居宅 收容	1,013	—	12,066	66,068	—	1,157,058	74,901	—	952,209
	(63)		(3,309)				(1,210)		
計 { 收容	1,277	—	39,635	17,130	—	684,254	1,402	—	47,952
	(63)		(6,386)				(254)		
計 { 計	2,290	—	51,701	83,198	—	1,841,312	76,303	—	1,000,161
	(464)		(9,695)				(1,464)		
埋 葬 委 員 會 救 護 施 設 的 事 務 { 居宅 收容	124	—	726	2,040	—	13,005	1,559	—	8,880
	—	—	—	3,097	—	14,513	5,423	—	15,710
合 計	—	—	—	225	6,238	1,810	820	17,806	5,045
	59	10,398	2,086	1,132	125,134	21,355	27	4,131	1,157
月 平 均 所 要 額	—	—	54,513	—	—	1,891,995	—	—	1,030,953
	—	—	9,085	—	—	315,332	—	—	171,825

備考 1. 内務省社会局保護課の調査による。

2. 括弧内は同一人にして 2 種以上の救護を受けた者を示す。



(2) 昭和7年乃至9年救護状況比較 (各年度4月乃至9月)

年度	生活扶助		医療		助産		生業扶助		計		
	人員	金額 (円)	人員	金額 (円)	人員	金額 (円)	人員	金額 (円)	人員	金額 (円)	
7	居宅	87,262	1,153,630	9,387	58,221	1,019	4,708	246	2,404	97,914	1,218,963
	收容	6,922	196,062	4,298	113,536	46	133	—	—	11,266	309,731
	計	94,184	1,349,692	13,685	171,757	1,065	4,841	246	2,404	109,180	1,528,694
8	居宅	121,493	1,900,422	14,470	104,011	1,192	5,318	168	2,290	137,323	2,012,041
	收容	10,930	330,143	7,431	205,976	233	958	1	12	18,595	537,089
	計	132,423	2,230,565	21,901	309,987	1,425	6,276	169	2,302	155,918	2,549,130
9	居宅	128,680	2,014,609	12,305	101,372	775	3,413	222	1,939	141,982	2,121,333
	收容	11,737	481,231	7,901	289,757	171	853	—	—	19,809	771,841
	計	140,417	2,495,840	20,206	391,129	946	4,266	—	—	161,791	2,893,174

(3) 救護法に依る要救護者 (昭和10.5.1現在)

要救護者種別	居宅		收容		計
	市	町村	救護施設 (法第7條)	その他	
65歳以上の老衰者	18,338 (9,951)	60,559 (21,834)	1,876 (1,549)	1,765 (513)	82,538 (33,847)
13歳以下の幼者	72,975 (27,474)	120,746 (32,175)	2,782 (1,830)	1,807 (676)	198,310 (62,155)
妊産婦	1,607 (93)	5,212 (376)	41 (9)	80 (6)	6,940 (484)
不具廢疾の者	3,818 (1,844)	14,581 (5,165)	305 (234)	527 (133)	19,231 (7,376)
疾病傷痍の者	16,309 (5,809)	20,999 (5,970)	2,035 (1,653)	1,251 (648)	40,594 (14,080)
精神耗弱又は身體虚弱なる者	4,563 (1,440)	20,291 (4,545)	1,191 (624)	999 (539)	27,044 (7,148)
乳兒哺育の母	3,569 (204)	6,065 (425)	173 (9)	104 (7)	9,911 (645)
合計	121,179 (46,815)	248,453 (70,490)	8,403 (5,908)	6,533 (2,522)	384,568 (125,735)

備考 1. 第8回全国社会事業大会協議参考資料(22-23頁)より轉載。  
2. 括弧内は5月1日現在に於て救護法に依る救護を受け居る者にして再掲である。

(4) 方面委員設置状況 (昭和9.3.31現在)

	自治體數	委員設置 自治體數	方面委員數	委員未設置 自治體數
市	123	123	9,126	—
町村	1,700	1,494	7,848	206
全 國	9,708	6,015	19,681	3,693
	11,531	7,632	36,655	3,899

備考 1. 全日本方面委員聯盟の調査による。 2. 全国とは1道3府43縣の總計。

論の擡頭は社会事業の國家的統制への一の萌芽と見ることも出来やう。隣保事業を全国的に確立して幕政時代の五人組制度を新しき形に於て復活し、部落の教化、防貧、救済等社会的事業の一切を「隣保協會」に依つて行はしめんとする内務省の企圖は、斯る傾向の最も具體的な表徴であらう。

**救護法に依る救護事業** 昭和9年度上半期に於ける救護法の實施状況を其の費用負擔團體別に依つて見れば前々頁第1表の如くであつて、全国に於ける被救護者總數は159,168人(總件數161,791)を算へ、其の經費2,893,174圓に達してゐる。

救護法に依る救護を受ける者の數は逐年増加を示しつつあるが(前頁第2表参照)、救護法に依る要救護者にして然も同法に依る救護を受け得ない者尙多數存在し(前頁第3表参照)、其の他何等かの方法に依つて現に救済せられ又は救済するを要すと認められる所謂貧困カード階級者は昭和10年5月1日現在に於て總世帯514,008、人口1,989,203人に及ぶの狀態に在る。

救護法に就ては法實施以來日尙淺きに拘らず、被救護者の年齢、被救護者の看護人に對する扶助、同法第4條の委員設置の方法等につき現行法の條項改正につき夙に多くの論議を生じてゐるが、本年度に至つて政府が救護法第25條に依る救護費國庫補助率を従來の100分の50より突如として100分の44に減率せる爲俄然斯問題が論議の焦點とせられ、10年度該補助費豫算の増額と共に同法第25條の國庫補助率2分の1以内とあるを2分の1と明確に改正規定すべき旨一般に要望せられ、第8回全国社会事業大会に於ても大會決議を以て該要求を内務大藏兩大臣に建議するところがあつた。

救護法の實踐的運營者たる方面委員は逐年増加しつつあり、市にして委員の設置なきものは皆無であるが、委員未設置の町村は尙多數存在し、町に於ては内地町總數



の 12%強。村に於ては總村數の 38%餘は尙 1 人の委員をも存しない現状に在る (前頁上段第 4 表参照)。

**軍事救護法に依る救護事業** 本邦窮民救護状況については救護法による救護の外特に軍事救護事業に注意するを要する。軍事救護法に依る被救護者は逐年増加の趨勢を辿りつつあるが (次頁第 3 表参照)、殊に昭和 7 年度以降著しき増加を示してゐる。蓋し上海及滿洲事變に因る傷病者の著増に因るものであらう。軍事救護法に依る昭和 9 年度被救護者別並に救護種類別救護状況は下表 (1)、(2) の如くであるが、この他軍事救護法適用範圍外の者にして軍人援護資金に依り直接道府縣に依り救護を受けた者昭和 7 年度に於て 3,807 人 (2,445 戸)、其の經費 50,541 圓に上り、又同年度道府縣より民間軍人援護團體に與へた補助亦 93,744 圓に及んでゐる。<sup>3)</sup> 因に、昭和 10 年 4 月 1 日現在道府縣に於ける軍人援護資金總額は 2,285,850 圓にして、10 年度豫算に依る直接援護金 41,415 圓、同補助費支出 77,571 圓の計上を見てゐる。<sup>4)</sup>

(1) 被救護者別軍事救護状況 (昭和 9 年度)

	傷病兵	傷病兵及其の家族	下士兵卒の家族	傷病兵の遺族	下士兵卒の遺族	計
戸數(戸)	137 (17)	1,532 (134)	29,409 (1,366)	317 (8)	601 (33)	31,996 (1,558)
人員(人)	137 (17)	6,523 (154)	96,913 (1,482)	873 (8)	1,326 (34)	105,772 (1,695)
金額(円)	12,738	239,054	2,469,125	35,011	53,320	2,809,248

備考 1. 括弧内の數字は同一人にして 2 種以上の救護を受けたものを示す。 2. 「傷病兵及其の家族」欄には、傷病兵にして家族と共に救護を受けた者を包含する。其の人員は 1,374 人である。

(2) 救護種類別軍事救護状況 (昭和 9 年度)

	生活扶助	醫 療	助 産	生業扶助	臨時生活扶助	埋 葬	計
戸數(戸)	31,917	63 (1,093)	(29)	5 (2)	11 (17)	(417)	31,996 (1,558)
人員(人)	105,653	68 (1,181)	(30)	23 (6)	28 (53)	(425)	105,772 (1,695)
金額(円)	2,743,741	60,092	250	448	667	4,050	2,809,248

備考 括弧内の數字は同一人にして 2 種以上の救護を受けたものを示す。

(3) 軍事救護事業累年比較

年 度	戸 數 (戸)	人 員 (人)	金 額 (円)	年 度	戸 數 (戸)	人 員 (人)	金 額 (円)
大正 7	12,325	34,473	536,747	昭和 5	16,379	51,856	1,586,695
" 11	11,980	32,452	920,533	" 6	22,604	71,643	1,731,614
昭和 元	11,560	33,585	1,150,560	" 7	30,751	99,023	2,427,496
" 2	12,269	36,080	1,275,477	" 8	30,094	98,905	2,702,935
" 3	14,867	44,947	1,474,078	" 9	31,996	105,772	2,809,248
" 4	14,540	44,143	1,498,014				

**醫療保護事業概況** 窮民一般に對する救護施設としては従來前記救護法に依る醫療救護、濟生會に依る救療の外、尙行旅病人及行旅死亡人取扱法に依るものがあり、昭和 7 年中の行旅病人取扱人員は 9,559 人を算へ其の經費 505,459 圓に及んでゐる。<sup>5)</sup> 特殊醫療保護施設としては、結核豫防法、トラホーム豫防法、癩豫防法、精神病者監護法、精神病院法、寄生蟲病豫防法、傳染病豫防法、花柳病豫防法等に依る診療又は施療の方法が講ぜられ、更に特定人に對するものとしては、夫々軍事救護法、傷兵院法、健康保險法、工場法、労働者災害扶助法、鍬夫勞役扶助規則、北海道土人保護法、臺灣窮民救助規則等に依る救療の方法が有り、其の他行政警察規則、罹災救助基金法に依る特定の救護が存在する。乍然、一般診療及施療施設に上記諸法律に依る特殊療養施設殊に精神病院、結核療養所の如きは従來主として都市に多く存在し、<sup>6)</sup> 諸法規に依る一般救療亦特定人か然らざれば全く治療の途なき極貧者に限られ、一般農民或は都市庶民は充分なる醫師の診療を受くることを得ないと同時に無料又は輕費の診療機關を利用することも許されぬ實情に在つた。産業組合法に依る醫療利用組合の設立と所謂時局匡救醫療救護事業 (別記) 實施の要求とは斯る事情に胚胎した。醫療利用組合の發展は昭和 8 年以降頗る著しきものがあり、昭和 10 年 3 月末に於ける組合總數は 136 に達し、其の設立府縣數は 1 道 1 府 23 縣、組合及同聯合會の區域に屬する市町村數 11 市、156 町、972 村に及んでゐる。<sup>7)</sup> 市部に於て其の設立を見るものは、青森、弘前、八戸、盛岡、秋田、東京、八王子、福山、甲府等の諸都市であつて、都市中産階級の醫療機關として重要な地歩を占めつつある。蓋し過般大審院にまで廣された・八王子醫療組合と八王子醫師會との抗争、<sup>8)</sup> 或は中小商工業 96 組合 15 萬人の會員を擁すと稱せられる東京實業聯合會の企圖せる醫療組合病院の設立に對する東京府醫師會の反對等は、この種醫療利用組合の庶民に



於ける意義と進歩性とを物語るものであらう。尙、医療保護事業に關聯して、第 67 議會に於て提案せられ又第 8 回全國社会事業大會に於ても其の制定促進を決議せられた。悪質遺傳の斷種法、及近時漸く時局匡救医療事業と關聯して實踐的問題となれる國民健康保險法制定の論議は注目せらるべき現象であらう。

**時局匡救医療救護事業** 時局匡救医療救護事業は御下賜金 300 萬圓及同額の國庫支出金を以て昭和 7 年 9 月より 7 年度乃至 9 年度に互り行はれたものであつて、原則として農漁山村に於ける要救療者に無料にて醫療を受けしむるものであり、醫療の便ある地に對しては委託診療を、其の便なき地に對しては附近市町村の醫師の出張診療を、更に委託診療及出張診療に依り難い僻陬地に對しては巡回診療を行ふの建前を以て道府縣に於て直接或は恩賜財團濟生會を通じて之を行ふ仕組である。其の事業実績を見るに、昭和 7 年度に於ては御下賜金及國庫支出金各々 60 萬圓と更に道府縣費支出 37 萬餘圓を以て 54 萬餘人を救療し、同 8 年度に於ては御下賜金及國庫支出金各々 120 萬圓、道府縣費 31 萬餘圓を以て實に 89 萬人に近き患者

時局匡救医療救護事業成績

種 類	昭和 7 年度		昭和 8 年度		昭和 9 年度		
	患者數	治療日數	患者數	治療日數	患者數	治療日數	
委託診療	外來	183,666	2,602,356	325,644	4,844,531	361,957	5,767,399
	往診	24,175	388,253	40,685	667,128	38,997	637,735
	入院	8,750	177,797	17,333	394,897	18,671	444,010
出張診療	外來	88,257	915,104	143,581	1,860,242	153,913	1,934,356
	往診	4,408	34,952	11,446	95,953	19,023	92,068
巡回診療	外來	209,691	1,384,332	303,957	2,267,026	317,317	1,715,323
	往診	9,948	57,057	2,718	17,721	1,691	20,436
其の他	外來	15,741	81,315	42,289	107,757	85,051	219,975
	往診	1,075	25,758	928	27,358	988	52,933
	入院	239	7,717	258	11,484	584	19,404
合 計	外來	497,355	4,983,107	815,471	9,079,556	918,237	9,637,053
	往診	39,606	506,020	55,777	808,160	60,699	803,172
	入院	8,989	185,514	17,591	406,381	19,255	463,414
	計	545,950	5,674,641	888,839	10,294,097	998,191	10,903,639

備考 1. 昭和 7,8 兩年度分は内務省衛生局編、「時局匡救医療救護實施概況」により、同 9 年度分は衛生局調査の原表による。 2. 本表合計中直接道府縣にて行つたもの、昭和 7 年度に於ては、患者數 371,711、治療日數 3,702,448、同 8 年度患者數 523,468、治療日數 6,299,622、同 9 年度、患者數 548,175、治療日數 5,896,125、其他は恩賜財團濟生會を通じて行つたものである。

に醫療の途を與へ、更に 9 年度に於ては 8 年度同様の支出に加ふるに各地災害を考慮して附加せる國庫支出 30 萬圓を以て 99 千餘人に對し治療を施してゐる。本事業は時局匡救事業の建前上昭和 9 年度を以て打切らるる筈であつたが、事實上要救療者の尙多きと、この種救療事業繼續施行の要望の聲高きとに鑑みて政府は昭和 10 年度に於ても 180 萬圓の國庫支出を以て該醫療救護を繼續實施してゐる。

乍然、昭和 8 年度に於て内務省が全國府縣に照會調査した所に據れば要救療者總數は約 270 萬と算せられ、その内現在救護法によつて救療される者約 10 萬人、濟生會に依る救療者約 30 萬人、其他の公私救療施設による救護約 60 萬人として從來約 100 萬人が何等かの救療を受けつつあつたわけであるが、非常時救療によつて更に大體 100 萬人が救療を受くるにせよ尙 70 萬人は全く病みて治療の途を得ず放置せられる現状にある。<sup>10)</sup>

因に、内務省衛生局の調査に據れば、昭和 9 年 3 月末現在開業醫師なき町村數は全國に於て 3,427 に達し、之に對し御下賜金・國費に依る出張診療所 899、公費に依る出張診療所 72、其他に依る出張診療所 358 の設置あり、専任公醫ある町村數 108 を算へてゐる。齒科醫師なき町村、藥劑師なき町村に至つては實に夫々 8,112、8,995 の多きを示し、産婆なき町村 2,351 醫師なく交通不便なる町村 525 有り、醫師まで 1 里以上 2 里までの町村 1,754、同 2 里乃至 3 里 485 町村、同 3 里乃至 4 里 125 町村、同 4 里乃至 5 里 48 町村、同 5 里以上 54 町村を算へてゐる。

**兒童保護事業概況** 近時榮養不良兒、病弱兒、貧兒の増加は一般の兒童保護への關心を高めたが、他方兒童保護事業には近隣の反對少きと經費比較的小額を以て足るの事實と相俟つてこの種事業の興起漸く著しきものがあつた。とはいへ從來この種施設は勞働者階級の集注、婦人勞働者の存在多き大都市に偏在するの傾向あり、例へば産院、妊産婦相談所の設立は公私設とも東京、大阪等の諸都市に多く、乳兒院の設置は殆ど大都市に限らるるの趣があり、<sup>11)</sup> 保育所の類亦能く市部に普及發達を見、殊に常設託兒所の如きは昭和 8 年 5 月現在全國總施設 634 (内公設 155、私設 479) 中其の多くは市に存在するの状態である。<sup>12)</sup> 乍然最近漸く農村地方に於ける兒童保護の必要認められ、巡回産婆の設置、乳幼兒健康相談所及保育施設の設立等中小都市及農村に於て漸次多きを加ふるに至つた。殊に農漁村に於ける農繁期・漁繁期又は繰絲期等所謂季節託兒所の設置は極めて著しきものがあつた。昭和 8 年度の調査に依れば



この種託兒所總數は 5,745 に及び、内公設 863 中市設は僅かに 11 にすぎず、他は町村營にして内村營施設は 684 を算へてゐる。<sup>13)</sup>

昭和 6 年内務省社會局の調査に依れば、14 歳未満の被虐待兒 811 人、虐待の虞ある境遇に在る兒童 11,926 人にして、合計 12,737 人が兒童虐待防止法に依る保護の対象と推定せられたのであるが、昭和 9 年度に於て同法に依り保護處分を受けた件數及同法第 7 條の禁止制限に對する違反件數は下表に示すが如くである。少年教護法の實施狀況は不明であるが、昭和 10 年 10 月現在全國に於ける少年教護院は國・道・府縣營 45、認可(代用感化院) 7 在り、其の收容定員は 2,678 人にして昭和 9 年度經常費豫算額は 778,172 圓に及んでをり、外に少年教護法に依らざる・少年教護事業を行ふ私設社會事業施設 6 (收容定員 154 人) が存在してゐる。

(1) 兒童虐待防止法第 2 條に依り保護處分を受けたる兒童數

年 齡 別	訓 誡		條件附監護		收容委託		計		總 計
	調養者若は養育者の虐待に係る者	然らざる者	調養者若は養育者の虐待に係る者	然らざる者	調養者若は養育者の虐待に係る者	然らざる者	調養者若は養育者の虐待に係る者	然らざる者	
1 歳未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 歳以上	7	—	1	1	19	1	27	2	29
6 歳未満	72	65	19	3	97	12	188	80	268
6 歳以上	—	—	(1)	—	(5)	—	(6)	—	(6)
14 歳未満	—	—	1	—	3	2	4	2	6
14 歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15 歳未満計	79	65	21	4	119	15	219	84	303
			(1)		(5)		(6)		(6)

備考 括弧内の數字は同一兒童に對し各號の處分を行ひたるものとす。

(2) 兒童虐待防止法第 7 條の規定に依る禁止制限に對する違反件數

禁止制限の業務及行爲の種類	起 訴	不 起 訴	處 分 未 済	計
乞 食	—	59	9	68
占	—	1	3	4
遊藝	6	50	6	62
馬、輕便車、脚踏車、新製品、其	1	12	1	14
藝妓、酌、聞	5	26	1	32
新製品、其	—	1	3	4
其	4	132	31	167
計	—	1	—	1
計	16	282	54	352

母子扶助法制定の問題は近時漸く理論の域を脱して實踐的に考慮せられるに至つ

た。同問題は數年來既に議會の問題となつたのであるが、第 66 議會に於ては特に「東北地方其の他の災害地に於ける母子保護に關する請願」が貴衆兩院を通過し、之と呼應して母子扶助法制定促進婦人聯盟の活動亦活潑なるものがあり、最近生活難を原因とする親子心中の逐年増加の傾向に在るの事態に鑑み第 8 回全國社會事業大會に於ても母子扶助の法制の確立の要は一般の確認するところであつた。<sup>14)</sup>

**學校給食施設** 兒童保護の事業として注意を要するのは所謂學校給食施設である。該施設は、近時農漁山村民及都市中産階級の疲弊窮迫著しき結果學童中晝食を缺き或は甚しく粗悪なる食事を攝る者増加し兒童の健康上及就學上由々しき状態に在るに鑑み、昭和 7 年 9 月より 3 箇年度に亙る臨時施設として實施せられたものである。昭和 9 年度に於ける實施狀況は尙不明であるが、7,8 兩年度に於ける其の實績は下表の如く、之に對し政府は昭和 7 年度 513,333 圓、同 8 年度 1,069,536 圓の交付金を與へ、更に 9 年度には一般交付金の外各地冷害、旱害、風水害等に依る第 2 豫備金支出をも含めて 1,565,740 圓を交付してゐる。この外道府縣、市町村、公益團體等の負擔するところ亦少くなく、特志者の寄附及被給食者の負擔をも合すれば相當多額に上るわけである。本施設は元來非常時臨時施設として實施せられたのであるが、其の養護施設としての意義並に過去の實績に鑑み、昭和 10 年度に於ても學齡兒童就學臨時獎勵費の名を以て第 1 次交付金 52 萬圓を先づ交付し、更に第 2 次及災害を考慮しての臨時交付金を併せて大約 40 萬圓を各府縣に交付して、其の施設を繼續實施せしめてゐる。因に、大正 14 年度國勢調査に依る内地未就學兒童數は

學校給食實施狀況

年 度	實施市町村數	實施學校數	給食延人員		給食實人員		食 費	
			公 費 (人)	私 費 (人)	公 費 (円)	私 費 (円)		
昭和 7	6,491	11,047	29,232,438	2,941,569	338,329	42,268	572,052	79,001
8	7,471	12,329	39,294,399	4,904,506	506,590	53,222	1,206,295	183,853

備考 1. 文部省體育課、「學校給食施設に關する調査概報」(昭和 9.1 刊及同 10.1 刊)による。 2. 給食人員中には「公費」、「私費」とも公費のみに依り實施せるもの或は私費のみに依り實施せるものの外、公費私費併せ實施せるものを包含してゐる。 3. 上表の外、公費に依り現品を給與せるもの、昭和 7 年度に於て實人員 55,902 人、延人員 4,017,857 人、經費 106,074 圓、同 8 年度、實人員 77,613 人、延人員 5,798,578 人、經費 178,344 圓がある。



11,167,596 人であつて、其の 100 分の 1 即ち約 10 万人は貧困家庭の児童にして給食を要すべき欠食児童と推定せられる。

**隣保事業** 労働者集団居住地に於ける近隣居住者の精神的並に経済的指導援助の必要は最近漸く一般の認むるところとなり、所謂隣保事業の發達には稍と見るべきものがあり、昭和 9 年 3 月末に於けるこの種施設は市町村の經營するもの 39、私法人の經營にかかるもの 33、その他 80 計 152 に及ぶといへ、<sup>15)</sup>其の略半は東京及大阪の兩市に偏在するの現状である。本事業は由來其の經營に付き精神的要素の濃厚なるを要する點より民間篤志家に依る經營を一般に適當なりと認められてゐるが、其の行ふ事業は児童保護、簡易なる診療、各種相談、簡易なる經濟保護等多岐に亙るを常とし、又本來之等社會諸施設の綜合的經營を行ふの必要上經費比較的多額を要するため、漸次公營化の止むなき傾向に在るもののやうである。隣保事業と方面事業との統合聯絡の必要は既に昭和 7 年 11 月全國隣保事業並保育事業協議會に於ても認められたところであるが、<sup>16)</sup>東京市は昭和 9 年末之を制度的に實施し、市民館を方面事業の中心として名實共に兩事業を合併統一した。隣保事業は元來都市に於て發達を見たものではあるが、近時農村更生運動と關聯して農村に於ける綜合的社會施設の必要認められ農村隣保事業の振興についても漸く實踐的に考慮せられるに至つた。

**職業紹介事業概況** 昭和 8 年以來引續き失業状態は緩和せられつつありといへ、窮乏農山村に於ける潜在的失業、都市に於ける未就職者の數亦決して少しとはせず、職業紹介事業の必要度は更に高められつつありと認められる。昭和 9 年度に於ては所謂婦人身賣防止運動と關聯して窮乏地方婦人の職業紹介事業に於て著しい發展を見、紹介所數も亦町・村立に於て夥しい増加を示してゐる。昭和 10 年 3 月末現在に於ける公益職業紹介所數は内地に於ては公立 584、私立 37 (法人經營 30、其の他 7) にして、内市立紹介所は 212 に及び、町立 243、村立 110、町村組合立 19 あり、外地に於ては朝鮮に府立 7、邑立 1、法人經營 2、私人經營 2、臺灣に市立 5、樺太に法人經營のもの (人事相談所) 2 が存在する。

昭和 9 年度に於ては失業應急事業の縮小に應じて日傭労働紹介に於ては 8 年度に比し事業成績の低下を見たけれども、一般職業紹介に於ては求人、求職、就職の絶

對數に於て何れも増昂を示し、就職率亦 2% の増加を示してゐる。乍然、一面營利職業紹介業今尙盛んであり、昭和 10 年 3 月末に於ける營業者數は 2,417 を算へ、昭和 9 年中の取扱件數亦 52 萬餘人の多數に上るの状況であつて、公益職業紹介所の擴充に依る營利職業紹介業の廢止て、理想には前途尙遠遠の感なきを得ない。各市 (大町村) 別職業紹介状況は別表記載の如くであるが、公益職業紹介年別成績を示せば下表 (1)、(2) の如く、尙參考の爲營利職業紹介業の年別成績を示せば第 3 表の如くである。

(1) 一般職業紹介年別取扱成績

年 別	取扱紹介所數	求 人 數	求 職 者 數	就 職 者 數	求職率 (%)	就職率 (%)
大正 12	132	817,427	720,438	312,550	88	43
" 13	161	1,095,567	979,346	444,382	89	45
" 14	170	853,950	877,982	283,598	103	32
昭和 元	180	729,720	780,615	222,563	107	29
" 2	196	624,550	794,686	215,608	127	27
" 3	213	690,275	750,791	215,717	109	29
" 4	242	720,521	882,491	263,669	122	30
" 5	282	904,730	1,168,114	336,197	129	29
" 6	332	1,134,951	1,366,161	481,293	120	35
" 7	367	1,217,457	1,502,468	540,725	123	36
" 8	419	1,451,998	1,528,291	633,315	105	41
" 9	489	1,794,042	1,569,982	672,460	88	43

備考 職業紹介年報 (昭和 7 年迄) 及中央職業紹介事務局の調査による (2,3 表同様)。

(2) 日傭労働紹介年別取扱成績

年 別	取扱紹介所數	求 人 數	求 職 者 數	紹介員數	殺到率 (%)	紹介率 (%)
大正 12	42	1,158,134	1,318,648	1,091,047	114	83
" 13	36	1,325,673	1,535,496	1,263,712	116	82
" 14	42	1,282,026	1,620,438	1,270,571	126	78
昭和 元	35	2,522,177	2,793,384	2,477,746	111	88
" 2	31	2,386,231	2,752,643	2,374,471	116	86
" 3	30	2,977,208	3,373,237	2,973,242	113	88
" 4	41	3,015,195	3,473,237	3,010,280	115	87
" 5	61	5,128,345	6,174,973	5,122,110	120	83
" 6	191	2,861,650	14,196,691	11,748,118	120	83
" 7	287	13,870,289	17,391,341	13,778,103	125	79
" 8	292	16,897,143	20,124,272	16,779,159	119	83
" 9	229	14,528,296	16,893,232	14,371,322	116	85



(3) 営利職業紹介年別取扱成績

年 別	営業者数		求人 数	求職者数	就職者数	求職率 (%)	就職率 (%)
	總 数	取扱者数					
大正 12	9,966	4,246	977,502	775,030	478,401	79	61
" 13	10,097	4,916	1,037,741	908,381	539,421	83	59
" 14	10,028	4,820	1,034,737	1,024,064	554,487	99	54
昭和 元	9,712	4,600	1,203,076	1,096,663	624,884	91	57
" 2	3,385	1,975	941,259	747,129	452,359	79	61
" 3	3,414	1,975	972,400	713,971	464,439	73	65
" 4	3,357	1,974	1,011,217	761,284	484,563	75	64
" 5	3,206	1,911	959,785	791,688	474,468	82	60
" 6	3,122	1,827	972,854	782,928	503,285	80	64
" 7	2,927	1,917	1,012,023	813,503	535,801	80	66
" 8	2,729	1,689	1,046,068	774,035	538,647	74	70
" 9	2,541	1,645	1,049,085	720,922	521,429	68	72

**職業紹介制度の改革案** 近時失業対策として職業紹介事業は益其の重要性を加へつつあるが、更に該事業の統一的發展を期せんとする事務當事者の希望と、他面本事業に関する自治體の財政的負擔軽減の要求とより一般に職業紹介所國營意見の擡頭を見來つたが、政府亦、從來の職業紹介制度の下に於ては内務省及各府縣の一般地方行政組織と二重行政の弊に陥り相互の連絡上に於ても敏速圓滑を缺くの嫌多きに鑑みて、其の制度に根本的改正を加へることに決し近く右に関する法律改正案を議會に提出し、内務省及社會局官制の改正と同時に實施する意嚮の由傳へられてゐる。右職業紹介行政機構改正案の大綱は下の如くである。

1. 現在の中央職業紹介事務局及7地方職業紹介事務局は之を廢止すること。
2. 中央事務局の事務は之を社會局社會部に移管し専任事務官を増置して全國の職業紹介事業の統制連絡に當り各地方廳との密接なる連絡に依り勞務の需給調節を圖ること。
3. 7地方事務局は夫々當該府縣社會課に之を移管し事實上現在の管轄區域を1ブロックとしてその中心となり管下各府縣の統制並に社會局との連絡に當ること。
4. 各道府縣市町村等の現存 510 箇所の職業紹介所は道府縣の管轄下に置くこと。
5. 以上の行政系統改革に依り職業紹介事業を道府縣行政と合一せしめ産業經濟教育警察等の行政事務と密接なる連絡の下に其の擴大強化を圖り一層時代の要求に適應せしめると。

因に、昭和9年12月18日付内務省令第37號を以て職業紹介法施行規則第17條の改正行はれ、職業紹介所の設置なき地方に於て求職者を募集せんとする場合地方職業紹介事務局又は職業紹介所より之等地方の市町村長に聯絡し市町村長をし

て其の管内の求職者を通報せしめることとし、之に依り全國的に職業紹介の機能を發揮せしめんと企圖せられた。

**失業應急事業** 昭和9年度に於ける全國失業應急事業の施行狀況及び之に依り

(1) 昭和9年度失業應急事業施行狀況 (昭和10.3.31現在)

種 目	事業費 豫算額 (円)	同上支 出済額 (円)	勞力費 豫算額 (円)	同上支 出済額 (円)	勞働者使 用豫定延 人員 (人)	同上實際 使用延人 員 (人)	1日平均 使用豫定 人員 (人)	同上實際 使用人員 (人)
一般勞働者 失業應急事業								
一般補助事業	33,607,248	22,424,015	9,444,853	6,629,730	6,983,087	5,053,053 (4,457,283)	19,145	13,844
臨時冬季失業 應急事業	359,566	359,517	142,553	142,534	112,508	112,606 (111,635)	308	309
起債事業	13,087,961	6,605,078	2,993,285	1,374,526	2,110,368	950,690 (706,855)	5,781	2,604
計	47,054,775	29,338,610	12,580,691	8,146,790	9,210,963	6,116,358 (5,275,773)	25,234	16,757
小額給料生活者 失業應急事業	1,655,749	1,547,057	1,490,042	1,417,195	1,235,150	1,150,352 (1,150,352)	3,334	3,152
總 計	48,710,524	30,885,667	14,070,733	9,563,985	10,446,113	7,266,710 (6,426,125)	28,618	19,909

備考 1. 内務省社會局職業課の調査による。2. 事業費及勞力費の支出済額並に勞働者實際使用延人員は昭和9年4月以降の累計を示す。3. 勞働者實際使用延人員欄に於ける括弧内の數字は上記數字の内職業紹介所利用に依る者を示す。4. 1日平均勞働者使用豫定人員は勞働者使用豫定延人員を、又1日平均勞働者實際使用人員は勞働者實際使用延人員を夫々365日にて除したものである。

(2) 失業救済事業勞働者及小額給料生活者使用狀況 (昭和9年度)

年 月	勞働者失業救済事業			小額給料生活者 失業應急事業 (人)
	失業應急事業 (人)	其他失業者使用 事業 (人)	計 (人)	
昭和 9. 3	1,319,771	1,133,860	2,453,631	170,175
4	527,768	265,123	792,896	93,391
5	423,667	260,021	683,688	91,871
6	329,851	257,920	587,771	91,302
7	285,665	311,877	597,542	95,006
8	446,915	389,073	835,988	64,168
9	539,863	387,288	927,151	121,735
10	415,217	337,534	752,751	107,873
11	491,550	323,723	815,273	98,132
12	604,568	372,700	977,268	102,548
10. 1	547,502	337,484	884,986	67,425
2	624,858	310,530	935,388	100,628
3	878,934	386,518	1,265,452	116,273

備考 内務省社會局職業課の調査による。



救済を受けた労働者及小額給料生活者の月別延数は夫々前頁第1表及第2表の如く、特に小額給料生活者失業緊急事業の施行団体別状況を下記第3表に、一般労働者失業緊急事業の各市別概要を本篇第4表に示した。

(3) 小額給料生活者失業緊急事業 (昭和9年度)

施行公共団体名	事業費 豫算額 (円)	同上支 出済額 (円)	就業手當 豫算額 (円)	同上支 出済額 (円)	授職者豫 定延人員 (人)	同上實際 使用延人 員 (人)	1日平均 授職豫定 人員 (人)	同上實際 使用人員 (人)
東京市	1,007,459	929,843	915,336	872,102	756,229	701,338	2,437	2,239
大阪市	59,453	57,034	40,565	39,370	33,804	33,397	108	106
京都市	16,774	16,561	14,307	14,275	11,920	12,335	39	39
名古屋市	21,796	23,461	20,664	18,283	17,220	15,061	60	48
神戸市	49,313	47,184	37,560	37,435	31,300	32,099	100	102
横浜市	86,723	85,498	72,865	73,269	60,722	65,319	194	207
東京府	357,147	335,820	343,673	322,927	286,395	258,420	915	824
大阪府	54,084	51,657	45,072	39,534	37,560	32,383	120	103
合計	1,655,749	1,547,058	1,490,042	1,417,195	1,235,150	1,150,352	3,384	3,152

備考 1. 1日平均授職豫定人員は授職豫定延人員を施行豫定日数(日曜日を省きたる、但日曜日が祭日と重りたる場合は之を加ふ、實際の場合に於ても之に準ず)にて除したるもの、又1日平均實際使用人員は授職者實際使用延人員を事業者手の日より終了の日までの日数にて除したるものである。2. 授職者實際使用延人員は總て職業紹介所利用に依るものである。3. 神戸市は昭和9.5.1乃至10.3.31、他は全て9.4.1乃至10.3.31。

失業緊急事業は原則として失業者特に多き六大都市其の他都市地方のみを対象とするものであるが、之と關聯して半失業又は潜在的失業の状態に在る農山村窮民の救済を目的として昭和7年度乃至9年度に於て實施せられた所謂時局匡救土木事業をも併せ考慮するの要があらう。所謂救農土木事業は其の範圍を必ずしも明確にし得ないけれども、豫算面上農村振興土木事業及農業土木事業と云ふ文字を以てせる内務省及農林省關係豫算は、昭和7,8,9の3箇年度を通じて夫々128百萬餘圓及106百萬餘圓であり、更に直接的に農村過剩勞働力の使用に少からず役立つべしと思惟せられる其の他の時局匡救土木事業には、内務省關係に於て前記3箇年度歳出通計、孰れも3千萬圓を越ゆる治水事業並に道路改良事業、5百萬圓に近き港灣改良事業、4百萬圓を計上する地方改善緊急事業、16百萬圓を超過する北海道拓殖事業等があり、之等に併せて地方費の尨大なる支出を惟ふとき、低廉なる勞賃とはいへ、之等に依つて農山漁村民の貨幣收入を圖り一時的たりとはいへその窮境を救ひ得たことは充分に想像し得らるるところである。救農土木事業は時局匡救事業の建

前上昭和9年度を以て一應打切られたが、昭和10年度に於ても農村其他應急土木事業費、中小河川改良助成費、地方港灣改良助成費及港灣修築費等の補助を得て施行すべき府縣事業及國直轄にて施行すべき國道・治水及港灣等の諸工事に就いては現下の失業状態に鑑みその施行に當つては昭和8年5月1日付の社會部長及土木局長通牒に準據し要救済失業者及生活困窮者を先づ救済し當該地方の失業緩和に資するやう特に留意せられてゐる。

**日傭労働者失業共済施設** 日傭労働者の要救済失業状態が慢性化するに及んでは、之が救済は失業緊急事業のみに期待すること難く、その補充として経費を要すること一層少き救済方法をも併せ講ずるの必要が生ずる。之がため一方的救護の方法に依らず労働者の自助的精神を重んずる趣旨に於て勸奨せられたもの即ち日傭労働者失業共済組合である。現在事業實施中の3組合に付き昭和9年度の事業実績を概観すれば下表の如くである。

日傭労働者失業共済事業実績 (自昭和9.4至同10.3)

施設団体名	月末現在 加入者数 平均	出頭延 人員	就業延 人員	失業延 人員	受給延 人員	出頭延に 對する失 業延の割 合 (%)	失業延に 對する受 給延の割 合 (%)
東京市労働者共済會	4,600	980,503	666,682	313,970	103,476	32.0	33.0
名古屋市労働者共済會	438	83,273	27,941	55,332	19,036	66.4	34.4
神戸市労働保險組合	1,474	429,508	399,835	29,703	4,714	6.9	15.9

備考 内務省社會局職業課の調査による。

日傭労働者失業共済施設の存在は未だ少數の都市に止り然も其の範圍は失業緊急事業に於ける登録労働者の範圍に比し甚だ狭小であつて、現に救済せられつつある者は要救済失業者中の一小部分にすぎない。茲に於てか失業對策委員會は、此種施設に對して國庫よりも補助を與へてその加入者の範圍を相當擴張せしめ又は失業者特に多き大都市にして現在この種施設なき地方に於ては新に之を施設せしむる等之が獎勵の方法を講ずると共にその組織及運営方法を改善し、且之に付き嚴に監督を加ふること必要なりとして昭和8年6月15日正式に「日傭労働者失業共済施設要綱」を議決確定し、内務省は之に基き六大都市及福岡市に該施設を實施し約10萬人の日傭労働者を加入せしめて上記7都市を通じて1日凡そ1萬人を救済するの計畫を樹



て、失業手当金総額年 146 萬圓を要すべしとの推算の下に昭和 9 年度より之を実施するやに傳へられたが、該施設は失業保険の備を作るものであるとの資本金側の強硬なる反對に會ひ遂にその実施を見ずして今日に至つてゐる。乍然大都市に於ける日傭労働失業者は依然として多數存在し、之に對し失業應急事業の逐年縮小の傾向に在るの現状に鑑み該施設は尙實踐的考慮を要求しつつあるものといふべきであらう。本問題に關聯して重要意義ある全國及 7 大府縣に於ける労働手帳の昭和 9 年度月別交付状況を示せば次の如くである。

全國及 7 大府縣労働手帳月別交付状況 (昭和 9 年度)

年 月	全 國			7 大 府 縣		
	取 扱 所 数	交付申込數	月末現在有效交付數	取 扱 所 数	交付申込數	月末現在有效交付數
9. 4	213	290,772	122,666	93	182,479	69,473
5	188	269,490	112,400	90	170,733	67,314
6	178	260,775	107,456	89	173,041	66,695
7	182	258,905	102,497	91	169,656	61,848
8	192	261,523	100,217	88	168,847	59,359
9	197	251,323	98,729	86	161,818	58,846
10	198	247,396	97,916	85	163,929	56,591
11	199	255,465	99,892	87	171,617	58,443
12	204	259,546	101,655	89	174,531	59,832
10. 1	203	259,546	109,849	90	178,101	66,676
2	207	265,533	114,645	95	182,133	68,877
3	265	273,186	108,133	97	185,491	63,290
4	206	260,116	98,003	95	188,306	61,467

備考 中央職業紹介事務局の調査による。

**大阪市に於ける失業保険及勤績獎勵積立金制度** 財団法人大阪市労働共済會は、原則として大阪市立職業紹介所の紹介に依り大阪市内に就職し勤績 6 箇月以上の者を被保険者とする失業保険を設立し昭和 7 年 6 月 1 日より施行したが、保険給付は保険料納付 1 箇年以上の者に對して行はるゝものであつて一昨年度に於て漸く受給資格者を生ずるに至つた程度にすぎない。昭和 9 年度中の実績を一瞥すれば、前年度末被保険者數 819 人に對し 9 年度新加入者 174 人、同退去者 217 人であつて 10 年 3 月末日現在加入者は 776 人に達してゐる。其の事業実績を概観すれば次表の如くである。

大阪市労働共済會失業保険事業実績 (昭和 9 年度)

種 類 別	加 入 者 數 (昭和 10.3 末現在)	保 險 料 收 納 額 (円)	保 險 金 受 給 者 數	保 險 金 支 出 額 (円)
第 1 種	333	1,918.00	...	920.00
第 2 種	40	290.50	...	70.00
第 3 種	403	4,499.00	...	1,700.00
計	776	6,707.50	...	2,690.00

備考 第 1 種は保険料 1 箇月に付 50 錢、第 2 種は同 70 錢、第 3 種は同 1 圓の保険契約である。

尙、大阪市は使用人解雇手当制度の實質を有する勤績獎勵積立金制度を樹立し、有限責任大阪市昭和信用組合をして之を取扱はしめることとし昭和 9 年度より之を実施したが、本制度は原則として大阪市立職業紹介所を通じて使用人を雇入る雇傭主に對し之を利用せしめるものであり、雇傭主が使用人の勤績獎勵のために使用人名義を以てする貯金制度であつて、原則として契約期間を満 5 年とし、月掛金 1 圓に付き契約期間満期拂渡金額 66.71 圓、又 2 年目より毎年月掛金を 1 圓宛増す場合は契約満期拂渡金 194.93 圓となる計算である。該制度實施後未だ 1 箇年度を經過せるにすぎないが、既に昭和 10 年 10 月 29 日現在に於て件數 546 件、貯金總額 14,766.10 圓に達してゐる。

**失業對策委員會に於ける解雇・退職手当制の立案** 今や我國工業界は軍需工業の繁榮と輸出貿易の進展に因り大に躍進を示し之に伴ひ労働者の數も亦増加し工場労働者の失業者の數は大に減少せるも、數年後に於て或は此の反動の來ることなきを保し難い、されば事業界の比較的安定を得、一部には相當繁榮を見つある今日に於て將來に備へて相當の積立をなし退職解雇等の場合に之を給與せしめ失業の苦痛を緩和するの途を講じ置くことが必要である。かかる趣旨に基いて失業對策委員會は一昨年以來小委員會を設けて解雇・退職手当制度の確立につき慎重調査研究中の處漸く本年 5 月退職積立金法案要綱を得たが、該案に對しては各方面に諸種の議論があり本年 6 月 1 日以来數次の特別委員會に於ても尙決定を見るに至らず今日に及んでゐる。

該要綱に依れば、退職積立金法は、原則として當時 10 人以上の従業者を使用する工場礦山及勅令を以て指定する事業に之を適用し、1 年未滿の期間を定めて備はるる者を除く、一切の



労働者及年収 1,200 圓未満の職員を法適用の対象とするものであつて、(1)事業主をして従業者の賃金の 100 分の 2 に相當する金額を支拂日毎に従業者及事業主双方より控除積立て置かしめ、原則として従業者の退職又は死亡の場合之を交付せしむべき「退職積立金」、(2)事業主法人なる時は毎決算期に於て利益金より資本金額の年 100 分の 5 に相當する金額を控除し事業主個人なる時は 1 年の利益金より 2,000 圓を控除し残餘の利益の 10 分の 1 の限度に於て支拂賃金の 100 分の 3 に相當する金額を積立てしめ、従業者の退職又は死亡の場合に交付せしむべき「特別退職積立金」、及び(3)事業主をして前記(2)の利益金の 10 分の 1 が特別退職積立金を控除して尙殘餘あるときは其の殘餘の限度に於て支拂賃金の 100 分の 1 に相當する金額を積立てしめ、事業主の都合に依り雇傭契約を解除する場合勤続 1 箇年を超えたる従業者を限り該準備金の存する限度に於て賃金 35 日分の解雇手當を支給せしむべき「解雇手當準備金」の 3 につき主として事業主及従業員の權利義務の關係を規制するものである。

本案に依れば、全國工場及鑛山労働者 195 萬人及び現在何等の救済制度なき 8 萬餘の所謂臨時工に對しても些少なからその失業苦輕減の利益に浴せしめ得るわけであつて、一般輿論は之を支持してゐるが、資本家團體に於ては我國特有の解雇・退職手當の法制化は從來の勞資間の溫情的美風を毀損せしむるものであるとして強硬に之に反對せるものの如くである。尙、参考の爲社會局調査に依る最近の民營工場鑛山に於ける解雇手當支給狀況を示せば下表の如くである。

解雇手當支給狀況 (昭和 4 年乃至同 8 年)

年 度	解雇總數 (人)	解雇手當を受けたるもの (人)	同上の解雇總數に對する割合 (%)	解雇手當總額 (円)	1 人當平均		解雇手當を受けざるもの (人)
					年 額 (円)	昭和 4 年度を 100 とする 相 對 数	
昭和 4	686,939	113,949	16.6	8,546,466	75.00	100	572,990
5	697,549	140,201	20.1	18,309,179	130.59	170	557,348
6	551,480	104,649	19.0	17,984,442	171.85	229	446,831
7	484,244	75,486	15.6	9,606,032	127.26	170	408,758
8	523,700	68,926	13.2	6,319,903	91.69	122	454,774

**住宅政策概況** 近時漸く量的住宅難は稍々緩和せられたかに見えるけれども、大正 9 年 5 月現在全國住宅不足數 122 千餘戸<sup>19)</sup>に對し、大藏省預金部資金の低利融通に依り勸奨建設せられた・市町村・住宅組合・公益法人等に依る公益住宅は僅々 67 千戸にすぎず、この外民間企業として建設せられた住宅亦少くないにしても、年々約 90 萬の増加を示しつつある我國人口が年毎に要求する新規住宅は 18 萬戸を下らないものと推定せられ、他面頻發する罹災等に因る住宅の滅失亦決して少しとせず、企業家の營利的建設經營を以てして充分に住宅需要を満しつつありやは疑はしい。蓋

し近時比較的多數の空家を觀るけれども之は一般に家賃負擔力の衰へた結果漸次大住宅より小住宅へ、更に獨立住居より同居生活へと變轉移住し 1 人當居住面積の縮少せられた結果と見らるべく所謂經濟的住宅難は益々深刻の度を増しつつありと認められる。更に現存住宅中には其の實質不良にして風紀保安衛生上洵に憂慮すべきもの少なく、殊に農漁山村の住宅問題と共に都市の不良住宅及不良住宅地區改善の要は緊切を加へつつあるの現状である。

前記預金部の低利資金を得て小住宅を供給貸與する公共團體及公益團體は大正 8 年以降漸次多きを加へたが、昭和 7 年 12 月末現在に於て經營團體數 261、經營箇所數 642、總戸數 33,500 戸、建築費總額 43,520 千餘圓に及んでゐる。<sup>21)</sup>

住宅組合は昭和 9 年 11 月末現在に於て組合數 2,742、組合員數 30,747 人、建築費總額 68,043,766 圓を算へ、内東京府の 523 組合を筆頭に、大阪 (135)、京都 (125)、兵庫 (187)、神奈川 (228)、福岡 (116) 及愛知 (93) 等大都市を含む府縣に多く存在してゐる。<sup>22)</sup>

大正 8 年以降昭和 9 年度 (11 月まで) に大藏省預金部より住宅建設資金として融通した低利資金總額は 112 百萬圓を超え、同期間社会事業關係資金融通總額 140 百萬圓に對し略 80% を占むる狀況にある。其の年度別内譯及之による各年度建設住宅は下表の如くであつて、昭和 4 年度以降傾に減少を示せるは、同年 7 月地方債の制限に關する訓令の趣旨並に住宅難の數的緩和の狀況に在りとの政府の見解に基づくものの如くである。

住宅關係低利資金融通額及住宅建設戸數

年 度	低利資金融通額 (円)	住宅建設戸數 (戸)	年 度	低利資金融通額 (円)	住宅建設戸數 (戸)
大正 8	12,790,933	6,083	昭和 3	10,603,000	6,036
" 9	4,359,000	2,261	" 4	2,418,300	2,034
" 10	9,647,000	4,479	" 5	3,162,600	5,525
" 11	8,773,600	4,149	" 6	1,801,800	1,641
" 12	13,167,107	6,423	" 7	2,098,700	2,086
" 13	8,744,500	4,332	" 8	751,600	1,651
" 14	10,472,400	5,755	" 9	322,500	510
" 15	9,256,000	5,175	合 計	112,105,640	66,880
昭和 元	13,736,600	8,748			

備考 1. 社會局福利課の調査による。2. 低利資金融通額昭和 9 年度分は融通決定額を含み、住宅建設戸數昭和 8,9 兩年度は建設釐定戸數を含む。



**不良住宅地区改良事業** 不良住宅地区改良法に依る不良住宅地区改良事業の實施状況は下表の如くであつて、之等改良事業費に對する國庫補助額は昭和2,3兩年度各679,910圓、同4年度979,910圓、同5年度475,000圓、同6年度40萬圓、同7年度25萬圓、同8年度35萬圓、同9年度20萬圓にして、10年度補助費豫算亦15萬圓を計上してゐる。乍然大正14年6月現在全國人口5萬以上の都市及其の隣接町村に於ける大體100世帯以上の不良住宅集團地区217、面積2,009千坪餘、地區内居住世帯72,612、人口309千餘人に對し該改良事業は洵に九牛の一毛たるの感あり、本法施行の當初政府の企圖した六大都市代表地區に於ける10箇年約13千戸の改良住宅建設の計畫に比するも相距ること遠きものがある。

不良住宅地区改良事業計畫及成績概況

地 區	事業施行者	地區指定年月日	事業方法認可年月日	事業費(円)	買收土地面積(アール)	住宅戸數	昭和9.10月末迄の完了事業
東京市荒川區三河島町地内	東京府	昭和3.3.26	昭和3.3.28	1,337,190	222 (6,717)	310 鐵木	昭和8.3完了
東京市豊島區西巢鴨町地内	東京府	3.3.29	3.3.29	879,930	82 (2,490)	228 鐵木	昭和7年末完了
東京市荒川區日暮里町地内	同 潤 會	8.11.24	9.3.26	708,212	101 (3,041)	182 鐵	土地80アール買收
大阪市天王寺區下寺町地内及其附近	大 阪 市	3.2.9	3.3.23	5,916,897	694 (20,981)	1,388 鐵木	鐵728戸木146戸
名古屋市中區奥田町地内及其附近	愛知縣社會事業協會	3.3.26	3.3.30	1,886,786	416 (12,595)	203 鐵木	事業完了精算中
神戸市吾妻通5丁目地内及其附近	神 戸 市	5.10.3	6.5.21	2,198,679	190 (5,754)	702 鐵	166戸
横濱市中區南太田町地内	同 潤 會	3.5.23	4.4.15	753,759	189 (5,729)	246 木	昭和5中完成

備考 1. 買收土地面積欄中括弧内の數字は坪數、住宅戸數欄中鐵は鐵筋コンクリート建住宅、木は木造住宅を示す。2. 昭和9年10月末迄の完了事業は内務省社會局福利課の調査による。3. 地區面積、地區内總人口及同總世帯數を本表記載順に示せば次の如し。(1)4,358坪、1,617人、422世帯、(2)2,354坪、917人、234世帯、(3)3,112坪、940人、305世帯、(4)18,796坪、6,072人、1,688世帯、(5)13,930坪、2,459人、537世帯、(6)10,289坪、3,563人、701世帯、(7)6,449坪、1,117人、285世帯

**公益質屋** 庶民金融機關たる公益質屋は、昭和2年8月10日公益質屋法の施行以來、一般大衆の貧困化に因る之が設置の要求と政府の積極的獎勵策と相俟つて逐年普及しつつあつたが、本施設は相當多額の資金を要する爲め多く富裕都市に偏在し従つて其の利用者は労働者に最も多く、小商工業者及俸給生活者の利用亦少くはなかつたが、農漁村民は其の施設の存在なき爲め之が利益を享受すること極めて少き状態にあつた。然るに打續く經濟界の不況は農漁民の窮乏を加速化し、農漁山村

に於ける庶民金融の梗塞は之に拍車を加へつつあつたに鑑み、遂に昭和7年時局窮迫の緊急對策たる所謂時局匡救事業の一として全國を通じての公益質屋の設置獎勵案の採擇を見るに至り、昭和7年度以降多額の公益質屋獎勵費の支出を得て各地に之が新設を見、昭和6年度に於ては全國を通じて300に過ぎなかつたものが昭和8年4月末現在に於ては529を、同9年4月末現在に於ては787を算へ、更に本

(1) 公益質屋事業成績 (昭和2年乃至8年度)

年度別	取扱質屋數	利用者數(人)	貸 付		年度末貸付金總額(円)	辨 済		流 質	
			口 數(口)	金 額(円)		口 數(口)	金 額(円)	口 數(口)	元利金額(円)
2	81	231,980	311,391	1,662,382	919,469	281,023	1,483,117	7,625	42,691
3	119	436,513	603,676	3,227,272	1,552,719	488,276	2,910,366	17,102	97,505
4	196	725,276	949,860	5,172,328	2,623,328	744,855	4,064,341	32,005	143,209
5	261	966,745	1,228,672	6,479,853	3,809,972	1,024,430	5,409,736	65,679	329,650
6	314	1,164,375	1,433,020	7,242,398	3,675,878	1,258,143	6,525,777	99,915	495,345
7	510	1,432,000	1,731,476	8,475,092	4,031,242	1,517,832	7,479,729	114,138	511,020
8	765	1,857,812	2,254,220	11,796,763	5,248,027	2,010,687	9,755,981	98,553	429,742

備考 1. 内務省社會局福利課の調査に據る。(2,3表同様) 2. 昭和2年度は昭和2年8月乃至3年3月分。

(2) 公益質屋職業別利用者數 (昭和2年乃至8年度)

年度別	取扱質屋數	労働者	俸給生活者	小工業者	小商人	農業者	漁業者	その他	計
2	81	86,970	28,998	26,846	35,018	14,093	6,182	33,873	231,980
3	119	147,389	52,583	56,887	68,613	31,672	13,884	62,485	436,513
4	196	270,753	81,113	85,242	113,545	45,930	20,970	107,723	725,276
5	261	343,791	95,792	108,451	176,833	63,399	31,139	144,340	966,745
6	314	393,762	112,888	129,556	229,502	77,590	44,976	176,101	1,164,375
7	510	465,012	139,498	151,957	293,249	96,091	48,486	237,707	1,432,000
8	765	567,355	154,810	200,660	394,526	142,487	86,964	311,070	1,857,812

(3) 公益質屋經營主體別内譯 (昭和10.4末現在)

區 別	公益質屋數	同經營主體數	貸付資金額(円)	1箇所平均貸付資金額(円)
市	132	85	4,514,552	34,201
町	377	376	5,452,340	14,462
村	474	472	4,601,635	9,708
公益法人及町村組合	25	16	585,085	23,403
計	1,008	949	15,153,612	15,033



年 4 月末現在に於ては總施設 1,000 を超え、貸付資金總額 15 百萬圓餘に達するに至つた。前掲第 1 及第 2 表は公益質屋事業の公益質屋法施行以來の實績を年次的に示し、第 3 表はその經營主體別現況を示したものであつて、之により斯事業の發展特に所謂時局匡救事業の意義の一斑を窺ふに足るであらう。本篇第 3 表には各市に於ける昭和 8 年度公益質屋事業の實績を示した。

公益質屋の業務經營に付き、政府融通の低利資金に對する實際運用金額の割合を觀るに、昭和 2 年度には 41%、3 年度 41%、4 年度 45%、5 年度 53%、6 年度 53%、7 年度 44%、8 年 12 月末現在に於ては 44% であつて、8 年 4 月乃至 9 月の上半期に於ては全國 661 箇所を通じて 1139 萬圓の融資中僅々 538 萬圓の運用に過ぎぬ狀況に在るに鑑み、政府は 9 年 6 月 1 日の學務部長會議に於て公益質屋の設置奨励と業務指導に關し充分意を用ふべき旨注意を喚起したが、更に昭和 10 年度に於ては全國數箇所にて公益質屋事務研究會を開催し公益質屋事務の整備並に其の内容の充實等に付き研究審議し以て公益質屋の改善發達に資するの方針を執る一方、別に昭和 10 年 3 月 28 日付社會局長官通牒（發社第 48 號）に依り、公益質屋の設備計畫認可及國庫補助に關しては昭和 7 年 9 月 15 日付依命通牒（發社第 109 號）による取扱を廢止し、爾後昭和 2 年 8 月 8 日付「公益質屋ニ對スル國庫補助ノ件」通牒（發社第 107 號）により取扱ふべき旨を廳府縣長官宛通牒し特に昭和 10 年度に於ては國庫補助豫算相當減額せられたるを以て公益質屋の新設擴張については左記の事項を含み申請副申進達するやう通達した。

- 1 新に設置すべき箇所の選定に付ては當該市町村に於ける庶民金融逼迫し且各種の事情より考察し公益質屋設置の見込確實なるのみならず設置の場合將來事業經營の見込確實なるものに限ること。
- 2 既設公益質屋の設備の改良又は擴張は必要已むを得ざるものに限ること。
- 3 設備費總額は極力節約せしめ特別の事情あるものの外 1 箇所最高 3 千圓を標準として計畫せしむること。
- 4 預金部資金等既借入金の滞納あるが如き其の財政状態不良なる市町村に對しては預金部資金の融通は困難なるを以て當該市町村の財政状態に付充分調査すること。
- 5 國庫補助申請は各道府縣共 1、2 箇所程度に止むること。

尙、公益質屋法は昭和 9 年 11 月 7 日付勅令（第 321 號）に依り同月 10 日より樺太にも施行せらるるに至つた。

簡易食堂・公益浴場・共同宿泊所 昭和 8 年度に於ける簡易食堂、公益浴場及

共同宿泊所の全國概況は下表の如くである（何れも内務省社會局福利課の調査による）、前年度に比し食堂は府縣市營に於て 11、總施設に於て 4 を増加し、又浴場は市町村營に於ては 9、總施設に於て 1 を増加してゐるが、其の利用者數に於ては何れも減少を示してゐる。之に對し共同宿泊所は總施設數に於ては前年度と同一（公營に於て 5 の増加、私營に於て 5 の減少）であるが、其の利用者數に於ては 1 箇月平均に於て 22 千の増加を示してゐる。各市別共同宿泊所の概況に付ては之を本篇第 6 表に掲げた。

簡易食堂概況（自昭和 8.4 至同 9.3）

經營主體別施設數				利用者數		賣上金額	
府縣市	町村	其他	計	總數	1 箇月平均數	總數 (円)	1 箇月平均額 (円)
59	3	12	74	11,105,732	925,477	1,226,874	102,239

備考 1 食料は朝食 5 錢乃至 20 錢、晝食 5 錢乃至 20 錢、夜食 5 錢乃至 25 錢。

公益浴場概況（自昭和 8.4 至同 9.3）

經營主體別施設數			入浴人員		入浴料	
市町村	其他	計	1 箇年延人員	1 箇月延人員	1 箇年總額 (円)	1 箇月平均額 (円)
93	75	168	20,827,063	1,735,588	241,985	20,165

備考 1. 福島、秋田、高知の 3 縣分は昭和 7 年度分による。2. 168 施設中無料は 32、他は入浴料大人 5 圓乃至 4 錢、小兒 5 圓乃至 2 錢である。

共同宿泊所概況（自昭和 8.4 至同 9.3）

經營主體別箇所數			宿泊延人員			1 箇月平均數
公營	私營	計	4 月—9 月	10 月—3 月	計	
83	119	152	1,530,736	1,680,991	3,211,727	267,323

備考 1. 群馬、岩手、秋田、山口の 4 縣分は昭和 7 年度の數字による。2. 152 施設中無料宿泊所は 83 施設。有料宿泊所は宿泊料 1 泊 4 錢乃至 30 錢。

- 註 1. 地方行政、第 43 卷第 11 號（昭和 10. 11）、73 頁参照。  
 2. 第 8 回全國社会事業大會協議參考資料、21 頁。  
 3. 日本社会事業年鑑（昭和 9 年版）、108 頁。



4. 内務省社会局保護課の調査による。
5. 第13回社会事業統計要覧、161—162頁。
6. 同上、167—168頁、169—181頁、185—188頁参照。
7. 農務時報、第81號(昭和10.6)、2頁。
8. 東京朝日新聞、昭和10年10月10日参照。
9. 報知新聞、昭和10年11月7日参照。
10. 日本社会事業年鑑(昭和9年版)、168頁参照。
11. 第13回社会事業統計要覧、49—50頁、51—52頁参照。
12. 中央社会事業協會編、「保育所(常設)に関する調査」(昭和9.6)、及前掲社会事業統計要覧、52—75頁参照。
13. 中央社会事業協會編、「季節保育所に関する調査」(昭和9.6)。
14. 中央社会事業協會、「親子心中に関する調査」(第8回全国社会事業大會協議參考資料6—9頁)参照。
15. 内務省社会局福利課の調査による。
16. 中央社会事業協會、「全国隣保事業並保育事業協議會報告書」参照。
17. 昭和10年6月28日付地方長官宛社会局社会部長、内務省土木局長通牒、並に同年7月5日付各土木出張所長宛社会部長及土木局長通牒、参照。
18. 大阪市昭和信用組合の回答による。
19. 内務省社会局、「都市住宅問題」(大正13年)附録「全国住宅不足數調」による。
20. 大正12年9月の關東大震火災に因る全潰・全燒・全流失の466,299戸、同14年5月丹後但馬地方の震災に因るもの3,481戸、昭和2年3月奥丹後地方の震災に因るもの11,555戸、同5年11月豆相地方の震災に因るもの9,520戸、同8年3月三陸地方震嘯災に因るもの10,101戸、同9年3月函館市火災に因るもの23,600戸、同年9月關西地方風水害に因るもの全潰・全流失16,650戸、同10年6月關西地方北九州及中國地方水害に因るもの等。
21. 前掲社会事業統計要覧、101頁。尙各市(大町村)別公益住宅建設状況に付いては、本年鑑昭和10年用(第4卷)住宅篇488—491頁参照。
22. 前掲社会事業統計要覧、102—103頁。
23. 大正14年の調査並に最近に於ける不良住宅地區の各市別状況に付いては本年鑑昭和10年用、住宅篇492—523頁参照。

# 1 救護状況 (昭和10年4月1日現在)

都 市	被 救 護 者				方 面 委 員		救 護 費 (昭和10年度) (円)	救護法に據らざる窮民被救護者	
	居 宅 世帯數 (戸)	人 員 (人)	實 人員 (人)	延 人員(人) (昭和9年度)	設 置 方面數 (區)	委 員 總數 (人)		實 人員 (人)	延 人員(人) (昭和9年度)
1 東 京 市	6,376	13,202	2,090	1,638,741	115	1,880	1,434,181	238	14,077
2 大 阪 市	2,681	4,637	1,709	813,432	60	1,060	525,275	—	—
3 京 都 市	1,266	2,302	308	104,707	22	976	187,164	—	—
4 名 古 屋 市	1,375	2,859	309	100,391	57	368	226,346	—	—
5 神 戸 市	997	2,124	276	93,223	10	477	238,103	—	—
6 横 濱 市	960	1,950	383	140,445	7	241	200,043	—	—
7 廣 島 市	268	388	71	23,368	15	181	19,953	—	—
8 福 岡 市	277	685	17	4,534	30	30	15,000	—	—
9 函 館 市	69	161	131	64,372	7	51	15,788	608	4,920,200
10 長 崎 市	328	594	84	23,056	14	78	32,981	—	—
11 仙 臺 市	176	480	103	9,753	43	43	32,197	—	—
12 吳 市	153	195	15	7,082	11	106	14,123	—	—
13 八 幡 市	33	76	13	3,530	24	27	6,564	—	—
14 札 幌 市	129	328	96	38,848	8	59	27,308	19	213
15 釧 路 市	196	304	31	10,950	11	36	28,530	—	—
16 熊 本 市	181	264	39	18,301	3	43	15,085	—	—
17 鹿 兒 島 市	352	796	89	22,144	5	46	35,034	—	—
18 和 歌 山 市	327	560	42	13,945	22	50	31,704	3,248	594,384
19 金 澤 市	398	517	204	37,682	16	150	41,390	651	1,859
20 岡 山 市	406	506	64	24,628	16	275	24,500	22	1,754
21 横 須 賀 市	101	185	23	6,415	3	57	12,845	150	7,496
22 豊 橋 市	202	315	19	6,356	9	50	22,379	—	—
23 小 樽 市	114	201	89	19,385	7	48	14,591	—	30
24 佐 世 保 市	114	305	348	696	8	87	12,784	348	696
25 川 崎 市	97	256	18	7,732	1	65	16,850	139	916
26 新 潟 市	238	375	30	11,045	12	70	17,954	627	186,846
27 堺 市	403	574	111	14,038	4	66	29,348	870	3,480
28 下 關 市	144	187	1	111	1	80	12,529	36	5,480
29 濱 松 市	176	379	6	1,256	1	30	18,538	—	—
30 岐 阜 市	685	857	57	10,597	30	30	32,765	321	5,310
31 門 司 市	108	191	6	557	20	20	9,542	73	408
32 高 知 市	220	355	60	21,407	9	92	24,934	14	6,354
33 大 牟 田 市	—	178	—	—	17	17	12,254	—	—
34 小 倉 市	30	53	7	1,416	11	11	5,021	8	2,281
35 徳 島 市	141	176	3	64,235	9	48	8,650	358	—
36 前 橋 市	12	31	7	2,992	5	147	3,899	2,633	3,648
37 久 留 米 市	99	195	—	—	12	12	8,910	123	729
38 青 森 市	92	99	3	1,064	20	20	10,700	52	6,601
39 旭 川 市	37	42	520	141,624	7	40	11,681	20	280
40 松 山 市	165	225	25	7,303	8	23	15,302	11	2,164

備考 1. 本會の照會に對する各市の回答による。×印を附したる市は回答なき爲、本年鑑昭和10年用に依り昭和9年度分を再掲。  
 2. 救護法に據らざる窮民被救護者中には、救護法に據らざる各種救療、窮民一時救助又は扶助等概れ市(府、町、村)の自から行へる救護者を含む。この外方面事業助成會其他各種社会事業團體の救助にかかる窮民被救護者相當多數に上るもの如くである。  
 3. 東京市は外に食糧券(1枚5錢)の交付數2,359,849枚、實人員585,107人、醫療券の交付數273,418枚あり。



1 救護状況 (昭和10年4月1日現在)

Table with columns: 都市, 被救護者 (居宅, 收容), 方面委員 (設置, 委員), 救護費 (昭和10年度, 昭和9年度), 救護法に據らざる窮民被救護者 (實人員, 延人員). Rows list various cities like 甲府市, 高松市, etc.

松本市は上記方面委員の外に副方面委員137名あり。

1 救護状況 (昭和10年4月1日現在)

Table with columns: 都市, 被救護者 (居宅, 收容), 方面委員 (設置, 委員), 救護費 (昭和10年度, 昭和9年度), 救護法に據らざる窮民被救護者 (實人員, 延人員). Rows list various cities like 川口市, 銚子市, etc.



1 救護狀況 (昭和10年4月1日現在)

2 職業紹介狀況 (昭和9年度)

都 市	被 救 護 者				方 面 委 員		救 護 費 (昭和10年度) (円)	救護法に據らざる窮民被救護者		
	居 宅 世帯數 (戸)	人 員 (人)	容 容		設 置 方面數 (區)	委 員 總數 (人)		實 人 員 (人)	延 人 員 (昭和9年度) (人)	
			實 人 員 (人)	延 人 員 (昭和9年度) (人)						
309	栃木町	14	39	8	1,666	5	24	1,219	11	622
310	鎌倉町	6	17	30	10,950	5	5	3,606	38	38
311	防府町	45	51	5	1,825	21	21	5,270	—	—
312	能代町	10	22	—	—	14	15	1,128	99	2,491
314	上野町	31	69	1	365	—	9	3,520	316	1,250
315	下野町	27	58	—	—	5	5	1,650	5	24
316	彦根町	22	23	5	1,543	19	19	1,879	7	2,555
317	敦賀町	20	26	—	—	4	8	1,212	367	409
318	洲本町	48	73	—	—	1	13	3,535	12	1,249
319	野田町	10	10	—	—	4	9	517	309	426
320	坂出町	24	40	—	—	15	15	1,645	34	340
321	飯田町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
322	池田町	10	24	—	—	1	10	1,538	—	—
朝鮮										
501	京城府	—	—	—	—	5	116	3,800	124	192
502	釜山府	—	—	44	925	3	46	348	—	—
503	平壤府	—	—	—	—	2	14	733	560	560
504	大邱府	2	176	17	8,153	—	—	12,368	110	39,671
505	大仁川府	—	—	—	—	7	7	810	309	3,266
506	開城府	—	—	—	—	3	18	470	166	1,389
507	新義州府	—	—	—	—	—	—	—	—	—
*508	咸興府	2	2	46	4,088	—	—	100	—	—
509	元山府	58	58	35	487	1	1	670	—	—
*510	鎮南府	3	3	6	206	—	—	325	—	—
511	清津府	—	—	—	—	—	—	130	—	1,920
512	木浦府	—	—	—	—	—	—	—	4	1,317
513	馬山府	—	—	—	—	—	—	360	5	62
514	群山府	—	—	—	—	—	—	90	—	—
515	全州府	—	—	—	—	—	—	20	250	—
臺灣										
601	臺北市	33	78	—	—	19	66	1,590	—	—
602	臺南市	63	207	17	408	1	54	2,547	80	542
603	基隆市	—	—	—	—	7	33	1,210	41	485
604	高雄市	9	12	5	5	13	38	712	4	4
605	嘉義市	35	35	—	—	30	36	1,200	—	—
606	臺中市	9	9	1	—	29	53	1,516	55	553
607	新竹市	40	72	—	—	5	15	1,010	3	17
608	屏東市	27	55	—	128	9	13	1,548	31	10,500
609	彰化市	—	—	—	—	8	16	—	—	—
關東州										
701	大連市	—	—	—	—	5	45	22,720	39	20,736
702	旅順市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
樺太										
801	大泊町	24	108	17	4,384	26	26	8,218	326	9,145
802	豊原町	—	368	—	14,238	32	—	1,000	—	8,073

備考 新竹市居宅救護者數中市費の者 33 世帯 62 名、州費の者 7 世帯 10 名、救護費は市及州窮民救助費を併算記載。  
豊原町被救護者居宅收容共に樺太慈惠院のもの、其の他は豊原町關係。

都 市	一般職業紹介				日傭労働紹介				職業紹介所費 (昭和10年度) (円)	
	紹介所數	求人數	求職者數	就職者數	紹介所數	求人數	求職者數	紹介員數		
1	東京市	39	300,131	289,027	83,061	32	3,049,646	4,316,380	3,049,626	94,155
*11		122,158	163,872	34,029	2	237,552	240,629	236,536	—	—
2	大阪市	7	102,364	174,593	30,310	6	1,870,718	2,034,631	1,834,186	721,771
*7		34,807	37,310	22,546	—	—	—	—	—	—
3	京都市	3	58,081	39,593	11,041	1	577,483	668,325	177,333	33,513
4	名古屋市	4	56,073	54,895	22,200	3	421,049	772,874	421,729	44,939
*2		1,961	2,848	783	1	8,301	9,082	7,883	—	—
5	神戸市	4	53,189	100,081	18,231	2	489,525	524,846	489,525	73,868
6	横濱市	3	28,340	20,740	5,882	1	533,573	536,609	533,575	28,090
7	廣島市	2	16,858	12,279	4,436	1	154,128	154,128	154,128	1,351
*1		452	276	98	—	—	—	—	—	—
8	福岡市	1	13,486	10,671	3,081	1	114,044	126,536	113,732	23,821
9	函館市	4	36,226	16,705	14,391	4	63,794	89,878	61,501	5,323
10	長崎市	1	7,782	13,398	4,300	1	127,947	149,310	127,947	4,852
11	仙台市	1	5,261	5,930	1,788	1	322,682	332,206	322,682	4,509
12	吳市	1	6,817	5,075	2,286	1	70,079	74,615	70,079	1,411
13	八幡市	1	5,103	9,509	1,615	1	152,103	160,215	152,103	—
14	札幌市	1	10,834	8,933	3,121	1	267,407	284,161	265,917	13,612
15	静岡市	1	9,175	6,801	3,806	1	57,994	57,994	57,994	7,496
16	熊本市	1	5,356	5,844	1,707	1	37,061	34,871	37,061	5,983
17	鹿児島市	1	3,217	3,340	897	1	106,285	205,707	106,645	5,180
18	和歌山市	1	1,373	1,193	669	1	37,341	37,341	37,341	2,446
19	金澤市	1	14,248	10,320	6,560	1	52,264	49,090	49,090	5,552
20	岡山市	1	12,933	9,115	3,575	1	45,632	53,052	45,624	6,497
*1		1,593	993	413	—	—	—	—	—	—
21	横須賀市	1	2,726	3,426	1,436	1	32,636	32,636	32,636	2,815
22	豊橋市	1	2,449	1,967	1,055	1	156,556	179,986	156,556	2,526
23	小樽市	1	29,012	12,984	8,981	1	153,607	235,769	153,607	16,050
24	佐世保市	1	5,518	7,024	1,636	1	68,754	74,164	68,754	11,590
25	川崎市	1	3,342	1,327	801	1	138,701	138,701	138,701	4,012
26	新潟市	1	3,215	2,301	1,422	1	70,648	70,648	70,648	3,069
27	堺市	1	11,590	12,203	6,894	1	107,100	139,968	107,100	6,741
28	下關市	1	3,027	3,347	1,628	1	138,759	138,759	138,759	5,435
*1		545	429	378	—	—	—	—	—	—
29	濱松市	1	6,024	5,031	2,999	1	18,329	18,329	18,329	3,620
30	岐阜市	1	2,799	2,801	2,224	1	41,424	41,424	41,424	7,475
31	門司市	1	2,857	3,275	1,084	1	43,622	52,890	43,622	—
32	高知市	1	5,978	6,562	2,280	1	47,074	47,074	47,074	5,548
*1		1,269	1,035	343	—	—	—	—	—	—

備考 1. 職業紹介公報に據り作成。但職業紹介所費は本會の照會に對する各市(町村)の回答による。

2. \*印を附したるは公益法人經營。



2 職業紹介狀況 (昭和9年度)

2 職業紹介狀況 (昭和9年度)

都 市	一般職業紹介			日傭労働紹介			職業紹介所費 (昭和10年 度推定) (円)	
	紹介所数	求人数	求職者数	紹介所数	求人数	求職者数		
33 大牟田市	1	2,593	3,012	1,188	141,523	141,624	141,519	...
34 小倉市	1	5,712	8,238	3,756	141,126	149,567	141,126	5,906
35 徳島市	1	5,786	5,074	1,992	2,404	2,839	2,404	3,458
36 前橋市	1	13,722	2,583	1,440	4,012	4,012	4,012	2,975
37 久留米市	1	3,996	3,164	1,465	52,539	52,539	52,539	2,383
38 青森市	1	671	1,379	925	45,749	45,749	45,749	7,900
39 旭川市	1	3,321	2,915	1,006	82,210	105,648	82,139	5,426
40 松山市	1	6,492	4,279	1,884	—	—	—	2,638
41 甲府市	1	1,538	1,221	570	6,166	6,166	6,166	4,425
42 高松市	1	4,449	4,015	1,450	16,602	16,602	16,602	2,672
43 宇都宮市	1	3,289	2,083	1,242	27,061	27,061	27,061	...
44 西宮市	1	11,036	6,715	4,162	13,398	13,398	13,398	6,000
45 長野市	1	12,631	6,216	6,275	74,071	74,281	74,071	3,144
46 松本市	1	10,913	6,884	7,382	5,499	5,499	5,499	2,873
47 富山市	1	6,585	5,098	2,141	34,311	34,340	34,311	1,188
48 姫路市	1	3,999	3,081	997	7,564	8,269	7,564	2,783
49 宇部市	1	2,363	1,624	664	49,405	49,405	49,405	2,314
50 山形市	1	5,584	5,074	3,475	24,129	24,129	24,129	3,235
51 若松市(福地)	1	2,129	2,933	970	91,947	96,312	91,947	...
52 福井市	1	7,585	5,412	4,118	28,095	28,095	28,095	...
53 岡崎市	1	5,814	3,930	1,644	—	—	—	3,822
54 岡崎市	1	1,444	1,947	1,282	38,787	38,787	38,787	3,889
55 盛岡市	1	1,982	1,764	960	—	—	—	1,249
56 岩手市	1	2,493	1,555	893	5,990	5,990	5,990	1,821
57 大津市	1	2,961	1,401	780	11,036	11,036	11,036	...
58 水戸市	1	3,387	2,585	949	11,304	11,304	11,304	...
59 那珂市	1	568	865	182	16,955	17,165	16,955	1,356
60 高崎市	1	5,318	3,543	2,136	9,196	9,196	9,196	2,211
61 清水市	1	5,183	4,807	3,152	18,663	19,433	18,537	...
62 戸畑市	1	2,127	2,690	816	106,031	112,091	106,031	...
63 長岡市	1	4,672	2,329	1,526	27,074	27,074	27,074	2,127
64 室蘭市	1	1,261	2,071	1,413	35,942	37,230	35,942	4,242
65 秋田市	1	3,807	1,624	956	12,323	12,323	12,323	4,311
66 大分市	1	3,901	3,093	1,699	22,246	22,246	22,246	1,865
67 釧路市	1	5,578	4,552	3,040	39,681	38,687	36,716	3,866
68 津市	1	784	674	236	6,251	6,251	6,251	2,354
69 福山市	1	412	411	206	—	—	—	...
70 郡山市	1	1,999	1,975	1,009	26,580	26,580	26,580	2,379
	1	4,168	965	593	14,913	14,873	14,913	1,828

都 市	一般職業紹介			日傭労働紹介			職業紹介所費 (昭和10年 度推定) (円)		
	紹介所数	求人数	求職者数	紹介所数	求人数	求職者数			
71 八戸市	1	3,092	5,299	2,664	1	8,486	8,486	8,486	2,672
72 八王子市	1	6,719	2,560	1,093	1	21,144	23,278	21,144	...
73 高岡市	1	2,859	2,607	1,754	—	—	—	—	1,884
74 宇治山田市	1	1,759	1,245	624	1	27,589	27,589	27,589	2,251
	* 1	515	320	132	—	—	—	—	...
75 奈良市	1	2,396	1,803	1,087	1	15,866	15,866	15,866	1,413
76 四日市市	1	1,782	816	342	1	3,910	3,910	3,910	...
77 宇和島市	1	1,900	1,424	720	1	5,022	5,022	5,022	...
78 千葉市	1	3,854	3,051	1,479	1	21,335	21,335	21,335	3,060
79 尼崎市	1	7,017	9,497	3,812	1	14,515	12,814	12,409	3,775
80 今治市	1	4,626	1,928	1,128	1	9,099	9,099	9,099	1,869
81 松江市	1	2,297	1,994	1,108	1	18,269	18,269	18,269	2,677
82 佐賀市	1	5,835	4,301	2,140	1	29,418	29,418	29,418	926
83 福島市	1	2,214	2,764	1,235	1	92,805	92,805	92,805	4,084
84 沼津市	1	8,926	4,180	2,771	1	2,976	2,976	2,976	2,994
85 一宮市	1	6,479	2,185	1,205	1	594	1,292	594	1,945
86 別府市	1	5,420	3,844	2,154	1	24,670	24,670	24,670	...
87 足利市	1	1,739	771	392	1	5,207	5,207	5,207	2,715
88 川口市	1	3,349	5,792	2,385	1	79,177	79,177	79,177	3,735
89 銚子市	1	1,959	1,085	475	1	4,005	4,005	4,005	2,013
90 飯塚市	1	3,506	2,569	930	1	45,952	48,514	45,865	...
91 弘前市	1	2,480	2,581	1,904	1	49,059	49,716	49,059	2,973
92 若松市(福地)	1	2,520	2,190	1,493	1	13,637	13,637	13,637	2,664
93 米澤市	1	2,640	2,368	1,380	1	139,211	131,888	123,731	2,758
94 浦和市	1	2,951	2,568	1,130	1	3,692	3,560	3,562	2,994
95 市川市	1	2,262	1,750	1,405	—	—	—	—	2,628
96 鳥取市	1	3,629	2,799	1,538	—	—	—	—	...
97 大垣市	1	1,626	993	730	1	16,961	16,961	16,961	1,868
98 瀬戸市	1	1,851	1,191	592	1	617	617	617	2,298
99 明石市	1	1,580	1,085	944	1	25,259	25,320	25,259	1,625
100 都城市	1	1,394	1,512	1,122	—	—	—	—	...
101 熊谷市	1	6,226	1,454	1,186	1	4,243	4,077	4,049	525
102 岸和田市	1	2,054	1,390	628	1	27,173	30,294	27,173	2,868
103 上田市	1	4,424	5,433	5,075	1	66,389	66,389	66,389	1,807
104 米子市	1	2,423	1,521	1,023	1	24	24	24	1,593
105 鶴岡市	1	3,878	3,369	2,234	1	12,528	13,047	12,528	2,768
106 津山市	1	1,598	1,162	534	—	—	—	—	3,242
107 川越市	1	2,237	1,355	825	1	135,347	137,501	133,668	2,468
108 延岡市	1	2,048	1,500	627	1	5,142	13,553	5,083	3,025
109 直方市	1	1,844	1,387	623	1	49,511	50,993	49,511	...



2 職業紹介状況 (昭和9年度)

都 市	一般職業紹介			日傭労働紹介			職業紹介所費 (昭和10年度除算) (円)		
	紹介所数	求人数	求職者数	就職者数	紹介所数	求人数		求職者数	紹介員数
110 松阪市	1	1,419	1,253	800	1	10,635	10,635	10,635	1,476
111 平塚市	1	3,195	1,264	833	1	39,946	39,946	39,946	2,383
112 石巻市	1	1,234	842	571	1	8,366	8,366	8,366	2,572
113 帯広市	1	643	403	196	1	1,465	8,312	1,459	1,730
114 山口市	1	576	888	300	1	64,574	64,935	64,574	1,706
115 三條市	1	2,556	863	644	—	—	—	—	2,140
116 酒田市	1	1,861	1,616	1,354	1	95,970	96,367	95,907	2,894
117 倉敷市	1	2,479	1,897	1,391	1	8,656	8,656	8,656	2,505
118 海城	—	—	—	—	—	—	—	—	...
119 萩	—	—	—	—	—	—	—	—	901
120 高田市	1	551	1,238	1,100	1	1,656	1,656	1,656	1,255
121 八幡濱市	1	2,545	1,162	759	—	—	—	—	...
122 尾道市	1	2,286	1,445	1,092	1	22,109	22,109	22,109	1,193
123 唐津市	1	1,701	1,582	1,375	1	25,790	25,790	25,790	2,487
124 中津市	1	1,819	1,704	975	—	—	—	—	...
125 新宮市	1	1,192	1,160	1,030	—	—	—	—	1,909
126 丸亀市	1	2,854	2,049	1,005	1	25,843	25,929	25,843	1,865
127 首徳市	1	243	407	97	1	26,172	26,172	26,172	1,576
128 里山	1	687	672	580	—	—	—	—	...
大町村	—	—	—	—	—	—	—	—	...
301 平野村	1	125,832	5,273	4,474	1	55,440	81,745	51,937	8,617
302 夕張村	1	72	54	20	1	518	518	518	...
303 小田村	—	—	—	—	—	—	—	—	...
304 釜石村	1	1,503	1,291	1,042	1	67,878	53,723	53,631	2,091
305 穂波村	—	—	—	—	—	—	—	—	...
306 宮田町	—	—	—	—	—	—	—	—	...
307 川内町	—	—	—	—	—	—	—	—	...
308 大宮町	1	5,000	2,470	1,226	1	13,406	14,400	13,406	2,763
309 榑木町	1	2,183	1,220	543	1	18,690	19,439	17,483	1,745
310 鎌倉	—	—	—	—	—	—	—	—	...
311 防府町	1	2,179	4,101	1,579	1	780	780	780	2,031
312 能代町	1	494	1,312	903	1	1,347	1,348	1,347	2,966
313 上諏訪町	—	—	—	—	—	—	—	—	...
314 下諏訪町	—	—	—	—	—	—	—	—	30
315 彦根	1	2,104	990	634	—	—	—	—	1,404
316 敦賀町	1	697	491	251	1	250	250	250	1,439
317 洲本町	1	651	527	198	—	—	—	—	161
318 野田町	1	599	349	177	—	—	—	—	...
319 坂出町	1	116	950	593	—	—	—	—	1,745
320 飯田	—	—	—	—	—	—	—	—	...

3 公益質屋事業実績 (昭和8年度)

都 市	施設数	貸附資金		貸 附		流 質		期末現在 貸附金額 (円)
		総 額 (円)	利用者数	口 数	金 額 (円)	口 数	貸附元 利 金(円)	
1 東京市	20	780,743	183,190	304,696	1,322,476	19,486	71,511	460,536
* 11	227,085	70,679	108,524	486,624	8,006	25,799	193,882	
2 大阪市	4	450,000	45,758	59,561	461,633	2,326	11,549	285,289
3 京都市	1	6,000	3,783	4,199	13,805	104	282	10,342
* 2	33,000	3,938	4,808	20,609	281	1,682	23,814	
4 名古屋市	4	200,000	37,380	37,380	162,512	1,296	4,542	64,786
5 神戸市	3	122,523	7,765	10,838	90,482	216	1,269	49,329
6 横濱市	12	610,000	125,834	135,673	607,021	8,519	38,098	224,411
* 1	50,000	18,272	18,255	79,855	439	1,479	58,051	
7 広島市	2	48,000	15,458	15,458	102,279	480	1,581	22,773
8 福岡市	1	83,000	6,639	8,598	64,153	363	1,878	18,876
9 函館市	1	54,500	3,715	5,650	33,129	335	1,354	...
10 長崎	1	10,000	—	—	—	—	—	...
12 吳市	1	34,500	5,208	6,619	27,017	762	2,034	8,656
13 八幡市	2	50,100	7,387	10,148	74,070	1,402	6,313	48,432
14 札幌市	1	30,000	7,082	9,920	61,959	1,209	8,316	28,192
15 静岡市	2	40,000	13,999	19,073	82,435	8,273	35,097	41,607
16 熊本市	1	21,526	3,440	3,440	12,189	522	1,736	...
17 鹿児島市	1	30,000	16,980	24,242	85,573	651	1,627	33,486
18 和歌山市	1	30,000	4,435	6,984	36,037	1,124	6,029	17,785
19 金澤市	1	15,000	2,120	3,133	19,520	25	63	8,116
20 岡山市	2	13,000	3,408	5,812	18,389	880	3,076	5,859
21 横須賀市	2	100,000	5,976	8,291	55,611	535	3,423	32,074
22 豊橋市	1	39,250	6,216	7,858	37,034	87	221	11,423
24 佐世保市	1	15,588	386	386	1,619	—	—	...
25 川崎	1	50,000	703	843	3,969	—	—	3,332
27 堺市	1	20,000	11,079	12,632	46,069	749	1,613	24,976
28 下関市	1	25,956	2,969	3,555	14,233	195	582	5,217
29 濱松市	1	20,000	5,981	7,686	24,196	914	1,250	11,705
30 岐阜市	1	73,520	13,386	22,812	121,790	700	3,435	42,406
32 高知市	1	35,000	3,717	4,594	21,095	793	3,489	9,340
33 大牟田市	1	20,000	6,045	5,865	22,908	686	2,015	7,212
34 小倉市	1	30,000	4,450	4,450	21,469	47	111	574
36 前橋市	1	33,000	6,884	5,100	24,102	49	223	3,471
38 青森市	1	35,000	9,572	9,572	60,532	139	352	32,177
39 旭川市	1	30,000	7,286	7,287	50,238	298	1,330	14,914
40 松山市	1	24,324	6,481	6,481	27,231	—	—	7,974
41 甲府市	1	35,000	10,369	10,369	28,369	109	245	11,293
42 高松市	1	20,000	5,845	5,855	18,175	587	1,625	1,225
44 西宮市	1	30,000	1,618	2,451	16,834	88	938	9,882
45 長野市	1	10,000	1,720	1,720	8,481	—	—	8,481
46 松本市	1	30,000	7,704	9,342	30,704	178	453	16,849
49 宇部市	1	15,000	1,599	1,598	17,634	76	1,512	10,591
50 山形市	1	32,000	4,609	5,609	26,952	96	307	12,667
51 若松市(福岡)	1	15,000	7,194	12,521	71,592	647	3,009	25,497
52 福井市	1	30,000	4,055	5,129	32,099	835	2,435	11,263
54 盛岡市	1	39,175	13,496	13,396	45,708	—	—	22,384
55 宮崎	1	20,000	9,628	9,762	29,823	1,778	4,687	15,738

備考 1. 内務省社会局福利課の調査原表に據り作成。  
 2. 施設数欄中\*印を附したるは法人經營、其の他は自治體經營。  
 3. 昭和10年4月1日現在に於て施設なき市は本表中より削除した。但外地諸都市は施設あるものと雖も、実績不明の爲之を割愛した。



3 公益質屋事業実績 (昭和8年度)

都 市	施設数	貸附資金 總 額 (円)	利用者数	貸 附		流 賃 口 数	期 末 現 在 貸附金額 (円)	
				口 数	金 額 (円)			
56 桐生市	1	30,000	10,583	7,850	30,413	764	2,793	413
57 大津市	1	25,000	4,100	5,649	23,763	98	246	8,945
58 水戸市	1	30,000	97	120	563	—	—	529
59 那覇市	1	20,000	9,247	9,247	30,764	330	594	15,572
60 高崎市	1	10,000	4,030	2,637	7,758	49	154	70
61 清水市	1	20,000	3,612	5,625	20,804	1,252	4,743	20,804
62 戸田市	1	23,000	9,171	9,111	36,159	—	—	14,472
63 長岡市	1	10,000	4,328	4,328	11,978	51	149	4,624
64 室蘭市	1	25,000	5,066	5,066	32,241	214	1,136	11,946
65 秋田市	1	50,000	19,021	19,021	71,836	373	845	22,710
67 釧路市	1	40,000	8,962	9,491	60,872	578	2,674	37,643
68 津市	1	45,000	21,921	21,921	116,868	974	5,644	38,514
70 郡山市	1	33,000	10,171	15,409	48,799	290	645	25,328
71 八戸市	1	35,000	9,516	9,516	40,669	885	3,119	14,175
72 八王子市	1	40,000	7,943	10,107	33,552	—	—	14,756
73 高岡市	1	10,000	3,097	3,318	12,499	92	492	6,663
74 宇治山田市	1	27,250	9,734	15,411	66,425	—	—	22,693
76 四日市市	1	25,000	7,945	7,945	35,490	135	419	11,423
77 宇和島市	1	8,640	4,918	5,098	18,788	289	1,051	7,010
79 尼崎市	1	22,000	3,714	5,478	29,502	48	211	10,818
80 今治市	1	25,000	7,171	7,171	31,935	—	—	12,043
82 佐賀市	1	44,939	5,591	8,004	33,328	2,445	10,062	15,428
87 足利市	1	23,666	—	—	—	—	—	—
90 飯塚市	1	20,000	10,359	10,359	62,481	192	804	20,396
93 米澤市	1	34,000	5,239	7,372	30,483	1,326	5,778	24,927
97 大塚市	1	39,302	1,659	2,576	12,400	419	1,566	8,912
98 瀬戸市	1	20,000	3,187	4,305	15,895	31	71	5,369
100 都城市	1	45,000	14,023	19,121	37,492	1,373	2,381	11,591
101 熊谷市	1	10,000	8,384	8,384	31,606	765	2,430	10,594
102 岸和田市	1	28,500	—	—	—	—	—	—
106 津山市	1	4,500	3,126	4,291	18,536	255	933	8,960
107 川越市	1	10,000	6,551	6,551	22,960	391	1,369	9,048
110 松阪市	1	20,000	22,228	22,228	65,061	948	1,515	128
111 平塚市	1	20,000	5,442	7,968	34,247	475	1,739	10,772
113 帯広市	1	27,000	4,032	5,863	51,892	145	878	16,208
114 山口市	1	29,800	10,221	10,297	53,496	454	1,263	18,064
117 倉敷市	1	10,000	6,001	6,002	22,797	116	215	9,263
118 海南市	2	40,250	1,450	1,452	11,039	—	—	9,954
121 八幡濱市	1	25,000	4,534	4,534	20,820	—	—	10,757
122 尾道市	1	29,000	1,812	1,912	11,105	153	646	5,224
123 唐津市	1	10,000	2,442	2,442	12,731	21	98	6,036
126 丸亀市	1	3,000	1,825	1,825	4,356	65	132	1,237
127 首里市	1	18,000	5,282	5,282	9,679	—	—	13,667
128 徳山市	1	20,000	7,586	9,785	40,086	455	1,712	14,301
大町	—	—	—	—	—	—	—	—
302 夕張町	1	20,000	5,330	6,043	38,802	278	740	13,693
304 釜石町	1	45,000	1,720	1,720	4,047	—	—	6,913
306 宮田町	1	15,000	2,528	2,528	14,349	14	40	5,831
308 大宮町	1	30,000	16,670	19,920	63,347	2,727	8,242	17,518
314 下諏訪町	1	12,000	4,615	4,615	19,365	—	—	7,550
315 彦根町	1	10,000	478	834	4,284	52	244	1,516
316 敦賀町	1	12,000	—	—	—	—	—	—
317 洲本町	1	20,000	1,402	1,402	5,459	—	—	3,027

4 一般労働者失業應急事業施行状況

(昭和9年度)

都 市	事業費 算 額 (円)	同上支 出済額 (円)	労力費 算 額 (円)	同上支 出済額 (円)	労働者使 用予定延 人員 (人)	同上實際 使用延人 員 (人)	備 考
1 東京市	補13,671,205	8,974,009	3,949,349	2,391,728	2,624,225	1,514,978	6,7,8 年度繰越 (1,367,798) 及9年度の計
	起 6,047,509	2,034,794	1,299,534	509,193	799,161	307,609	"
						(224,269)	"
2 大阪市	補 1,985,113	1,408,294	601,705	424,517	419,155	281,743	8 年度繰越及 9
	起 2,293,954	1,817,246	339,688	223,086	194,107	(206,992)	年度の計
						103,480	8 年度繰越
						(13,737)	"
3 京都市	補 1,587,408	1,352,149	525,123	548,997	431,032	443,964	8 年度繰越及 9
	起 443,113	241,086	601,668	76,841	135,768	(443,964)	年度の計
						60,208	9 年度
						(60,208)	"
4 名古屋市	補 3,323,211	1,910,306	685,224	288,065	554,617	207,755	8 年度繰越及 9
						(185,044)	年度の計
5 神戸市	補 663,275	535,517	264,034	231,548	202,067	168,246	"
	起 102,998	137,096	49,315	44,834	20,784	(168,246)	"
						17,486	7 年度繰越
						(1,003)	"
6 横濱市	起 60,939	59,451	3,102	2,904	2,350	1,725	"
	冬 359,566	359,517	142,553	142,534	112,508	(1,464)	"
						112,606	8 年度繰越及 9
						(111,635)	年度の計
7 廣島市	補 378,318	240,287	77,194	101,161	69,043	84,665	"
						(79,800)	"
8 福岡市	補 181,489	77,476	47,489	5,182	35,288	4,478	"
	起 296,894	127,472	99,126	30,378	79,803	(3,502)	"
						25,175	7 年度繰越及 9
						(24,192)	年度の計
10 長崎市	補 165,082	134,825	60,326	73,019	46,488	75,986	8 年度繰越及 9
						(53,349)	年度の計
11 仙臺市	補 180,427	148,254	53,993	41,823	58,474	49,127	"
	起 180,000	138,688	60,524	46,336	66,638	(48,481)	"
						51,468	9 年度
						(51,468)	"
12 吳 市	補 115,867	67,088	38,383	28,594	28,867	23,131	8 年度繰越及 9
						(21,227)	年度の計
13 八幡市	補 168,971	140,901	69,084	61,572	52,998	50,610	"
	起 273,000	215,363	70,251	46,347	52,156	(45,622)	"
						37,606	9 年度
						(33,701)	"
14 札幌市	補 378,483	363,482	117,852	115,078	107,252	96,604	8 年度繰越及 9
	起 200,200	200,200	47,976	75,035	41,307	(93,069)	年度の計
						59,662	9 年度
						(59,662)	"
15 静岡市	起 215,261	71,193	67,166	18,295	67,903	20,615	"
						(20,276)	"

備考 1. 内務省社会局職業課の調査による。  
 2. 補は一般補助事業、起は起債事業、冬は臨時冬季失業應急事業の略。  
 何れも昭和10年3月31日迄の實施状況。  
 3. 労働者實際使用延人員欄中括弧内の数字は、職業紹介所紹介にかかる労働者数を示す。



4 一般労働者失業緊急事業施行状況

(昭和9年度)

都 市	事業費 算額 (円)	同上支 出済額 (円)	労力費 算額 (円)	同上支 出済額 (円)	労働者使 用予定延 人員 (人)	同上實際 使用延人 員 (人)	備 考
16 熊本市	補 100,690	96,764	30,012	34,599	32,428	37,704 (29,262)	9年度
	起 105,000	78,323	36,241	25,627	40,280	29,010 (24,766)	〃
17 鹿児島市	補 142,466	110,877	31,587	37,321	32,908	46,186 (46,186)	〃
	起 26,887	22,801	6,774	3,280	6,833	3,353 (3,533)	〃
18 和歌山市	補 56,000	41,700	20,000	19,580	18,423	17,744 (17,206)	〃
19 金澤市	補 42,042	37,208	19,779	18,977	24,271	18,481 (18,217)	8年度繰越
	起 76,936	19,571	20,910	5,164	22,796	5,434 (5,434)	9年度
20 岡山市	補 127,189	53,157	65,247	31,758	54,682	25,831 (25,691)	8年度繰越及9 年度の計
21 横須賀市	補 261,306	143,348	39,253	24,850	29,307	18,936 (14,133)	〃
22 豊橋市	補 175,386	136,319	60,944	63,070	49,699	52,378 (42,261)	〃
23 小樽市	補 160,732	144,482	67,733	80,063	49,237	60,901 (44,357)	〃
24 佐世保市	補 51,050	45,404	26,059	25,644	21,995	24,259 (23,066)	〃
25 川崎市	補 788,592	415,688	186,241	118,971	104,812	82,989 (82,986)	〃
26 新潟市	補 27,655	27,620	13,956	13,538	18,510	18,804 (18,563)	〃
27 堺市	補 139,265	114,939	34,170	37,783	26,000	25,299 (21,041)	〃
	起 133,004	123,409	21,726	26,218	11,434	16,000 (10,988)	6年度繰越
28 下関市	補 152,478	147,191	35,282	32,734	30,675	29,838 (25,475)	8年度繰越及9 年度の計
	起 110,000	25,365	22,000	—	19,701	—	9年度
31 門司市	補 53,829	44,856	18,146	16,492	13,481	13,741 (10,554)	〃
32 高知市	補 101,698	90,761	31,258	33,137	30,442	35,119 (24,855)	8年度繰越及9 年度の計
33 大牟田市	補 207,760	145,577	60,358	77,333	62,653	102,121 (102,121)	〃
	起 39,000	18,040	14,863	6,659	11,314	7,365 (7,365)	9年度
34 小倉市	補 234,449	100,682	68,935	49,769	58,470	40,161 (40,161)	7年度繰越及9 年度の計
37 久留米市	補 16,276	15,126	5,300	5,233	5,053	5,024 (4,298)	8年度繰越
38 青森市	補 110,000	106,807	30,000	27,853	29,173	31,748 (31,288)	9年度
39 旭川市	補 111,807	104,833	33,457	36,352	29,624	33,811 (33,278)	8年度繰越及9 年度の計

4 一般労働者失業緊急事業施行状況

(昭和9年度)

都 市	事業費 算額 (円)	同上支 出済額 (円)	労力費 算額 (円)	同上支 出済額 (円)	労働者使 用予定延 人員 (人)	同上實際 使用延人 員 (人)	備 考
41 甲府市	補 56,742	34,825	19,199	10,162	21,706	10,742 (10,247)	7年度繰越
42 高松市	起 81,934	41,989	22,206	12,443	16,694	12,913 (9,112)	9年度
45 長野市	補 21,888	21,601	13,500	13,502	15,000	17,569 (16,623)	8年度繰越
	起 59,000	22,850	16,054	4,854	17,598	6,260 (5,944)	9年度
46 松本市	補 8,062	7,322	3,189	2,578	1,951	2,851 (2,564)	8年度繰越
49 宇部市	補 16,019	18,241	8,566	9,286	7,773	8,715 (8,715)	〃
	起 133,311	70,753	31,952	11,595	26,248	12,405 (12,405)	9年度
50 山形市	補 39,021	27,682	27,175	14,399	27,606	20,939 (18,847)	8年度繰越及9 年度の計
51 若松市 (鶴岡)	補 127,524	97,550	70,410	66,076	58,224	63,830 (52,795)	〃
54 盛岡市	補 64,985	8,344	20,233	3,697	22,049	4,114 (4,114)	9年度
58 水戸市	起 52,000	23,199	17,440	7,449	14,632	8,269 (7,789)	〃
61 清水市	補 17,017	16,801	5,091	5,091	5,491	5,885 (5,885)	8年度繰越
62 戸畑市	補 144,525	115,465	57,050	49,732	46,853	50,900 (50,900)	8年度繰越及9 年度の計
65 秋田市	補 3,553	2,945	1,750	2,198	2,500	2,207 (2,207)	8年度繰越
67 釧路市	補 30,749	31,508	27,528	27,480	18,413	20,072 (18,132)	〃
69 福山市	補 51,684	51,720	24,325	27,528	22,366	26,087 (23,673)	7,8年度繰越計
70 郡山市	補 19,160	17,196	9,024	7,286	10,414	8,830 (8,830)	9年度
72 八王子市	補 38,811	18,901	17,673	8,927	15,807	8,073 (8,073)	8年度繰越及9 年度の計
84 沼津市	起 15,650	4,575	11,350	2,628	12,476	2,783 (2,783)	9年度
90 飯塚市	補 3,587	450	450	450	656	649 (614)	8年度繰越
91 弘前市	補 59,704	59,704	14,000	16,136	12,516	16,009 (14,198)	9年度
	起 73,650	30,064	22,523	9,312	21,110	11,201 (11,191)	〃
92 若松市 (鶴岡)	補 38,135	35,895	10,870	11,435	11,460	13,161 (13,161)	〃
93 米澤市	補 10,000	10,000	9,382	9,401	12,810	12,172 (12,172)	〃
99 明石市	補 2,988	1,057	500	500	385	373 (167)	8年度繰越
	起 139,343	28,165	64,210	14,111	55,691	12,365 (1,415)	9年度

103 上田市以下は 456 頁へ続く



5 市部託児所 (昭和10年4月1日現在)

Table with columns for City (都 市), Public (公 設), and Private (私 設) facilities. Rows list cities from 1 to 35, including Tokyo, Osaka, Kyoto, and others, with detailed statistics on staff, children, and costs.

備考 1. 本会の照會對する各市の回答による。 2. 季は季節託児所、其他は常設託児所 3. 補助費は私設託児所に対する市(府、町、村)の補助金。補助費欄中…線のものは概ね他の社会事業兼営の爲託児所のみ金額不明のもの。 4. 公私託児所共食料又は中間食代、菓子料2~5錢を徴収するところが多い。 5. 名古屋市設託児所中には夜間のみの託児所1(收容定員20、無料)あり。 廣島市公設託児所 \* 印は廣島陸軍糧秣、兵器、被服各支廠及廣島地方專賣局設置のもの。 静岡市は外に臨時公設季節託児所約5箇所を毎年5、6月の中10~15日開設す。 金澤市公設託児所中1箇所は本年開設したるもの、私設託児所、保育料中7錢とあるは晝食を含む。

5 市部託児所 (昭和10年4月1日現在)

Table with columns for City (都 市), Public (公 設), and Private (私 設) facilities. Rows list cities from 36 to 72, including Maebashi, Niigata, and others, with detailed statistics on staff, children, and costs.

松山市公設託児所は第1、2種カード階級の児童(3歳より學齡期迄)のみを取扱ふ。秋田市私設託児所は經營者が他の社会事業をも併營し居り、補助金はその全事業への額を示す。 福山市は農繁期休業を利用し小學校長、協同組合長主體となり婦人会、女子青年團其他の應援に依り開設、經費は福山市農會、廣島縣社会事業協會等々の補助、寄附金による。



5 市部託兒所 (昭和10年4月1日現在)

都 市	公 設					私 設				
	施設 數	收容 定員 (人) (昭和9年度)	受託兒童 總延數 (人日) (昭和9年度)	保育料 (1人1日) (錢) (昭和9年度)	經費(円) (昭和10年度 豫算)	施設 數	收容 定員 (人) (昭和9年度)	受託兒童 總延數 (人日) (昭和9年度)	保育料 (1人1日) (錢) (昭和9年度)	補助費 (昭和10年度 豫算) (円)
73 高岡市	—	—	—	—	—	5	150	14,220	3	430
74 宇治山田市	1	72	18,467	2	3,207	—	—	—	—	—
75 奈良市	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—
76 四日市市	—	—	—	—	—	2	135	—	—	—
77 宇和島市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
78 千葉市	—	—	—	—	—	2	—	10,583	5	1,465
79 尼崎市	—	—	—	—	—	4	170	22,229	3~10	706
80 今治市	—	—	—	—	—	1	(45)	1,080	4	—
82 佐賀市	—	—	—	—	—	12	250~80	21,504	0~2	100
83 福島市	—	—	—	—	—	2	116	—	—	—
84 沼津市	—	—	—	—	—	2	180	30,016	0~2	350
85 一宮市	—	—	—	—	—	5	500	121,921	月 100	960
86 別府市	—	—	—	—	—	4	—	6,190	—	—
87 足利市	—	—	—	—	—	1	40	—	—	—
88 津市	—	—	—	—	—	1	50	11,279	月 50~100	—
89 銚子市	—	—	—	—	—	3	573	16,414	月 100	300
90 飯塚市	—	—	—	—	—	2	120	3,100	2~3	182
91 弘前市	—	—	—	—	—	2	240	20,924	—	50
92 若松市(福島)	—	—	—	—	—	5	300	10,089	2~4	200
93 米澤市	—	—	—	—	—	5	200	2,481	—	144
94 浦和市	1	50	10,424	—	1,790	—	—	—	—	—
95 市川市	1	50	910	—	300	—	—	—	—	—
96 鳥取市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
97 大垣市	—	—	—	—	—	1	—	21,641	月 50	400
98 瀬戸市	—	—	—	—	—	8	—	2,577	—	—
102 岸和田市	1	50	17,038	月 50	2,421	3	210	54,730	月 100	1,000
103 上田市	—	—	—	—	—	1	約 100	2,240	—	—
104 米子市	—	—	—	—	—	1	50	—	3	200
105 鶴岡市	—	—	—	—	—	3	70	1,400	1~2	235
106 津川市	—	—	—	—	—	2	150	43,971	3~5	350
107 延岡市	1	50	11,987	—	1,446	2	76	12,115	0~2	550
108 直方市	3	—	145	—	270	2	150	30,675	5	460
109 直松市	—	—	—	—	—	27	787	4,277	—	494
110 平塚市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
111 石巻市	1	60	20,654	—	1,378	2	30~40	2,230	2	—
112 石巻市	1	100	12,818	3	1,984	—	—	—	—	—
113 山口市	3	約 200	1,452	—	185	230~70	11,621	0~3	200	
114 三條市	—	—	—	—	—	1	80	1,847	2	100
115 酒田市	—	—	—	—	—	1	135	22,324	—	370
116 倉敷市	—	—	—	—	—	1	100	1,141	—	—
117 倉敷市	—	—	—	—	—	3	195	39,146	月 0~100	300
	—	—	—	—	—	7	365	2,172	0	—

6. 公私共全託兒所の設置なき都市——千葉市、川口市、明石市、都城市、熊谷市、尾道市、首里市、鎌倉町、上諏訪町、野田町、池田町、京城府、釜山府、大邱府、開城府、新義州府、元山府、鎮南浦府、馬山府、群山府、臺南市、高雄市、新竹市、屏東市。

5 市部託兒所 (昭和10年4月1日現在)

都 市	公 設					私 設				
	施設 數	收容 定員 (人) (昭和9年度)	受託兒童 總延數 (人日) (昭和9年度)	保育料 (1人1日) (錢) (昭和9年度)	經費(円) (昭和10年度 豫算)	施設 數	收容 定員 (人) (昭和9年度)	受託兒童 總延數 (人日) (昭和9年度)	保育料 (1人1日) (錢) (昭和9年度)	補助費 (昭和10年度 豫算) (円)
118 海南市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
119 萩市	—	—	—	—	—	1	50	—	—	—
120 高田市	2	80	28,860	4	2,597	1	50	17,590	4	1,100
121 八幡濱市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
123 唐津市	—	—	—	—	—	4	80~100	65,355	月 80~100	732
	—	—	—	—	—	3	30~50	374	—	—
124 中津市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
125 新宮市	—	—	—	—	—	2	100	—	月 100	200
126 九龍市	—	—	—	—	—	2	—	1,316	10	390
128 徳山市	—	—	—	—	—	1	90	—	—	—
大町村										
301 平野村	—	—	—	—	—	3	270	42,827	月 100	80
302 夕張町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
303 小釜町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
304 小釜石町	—	—	—	—	—	3	150	26,695	3	—
305 穂波村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
306 宮内町	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
307 川内町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
308 大宮町	—	—	—	—	—	1	20	5,193	—	—
309 板木町	—	—	—	—	—	2	140	1,429	6~7	—
311 防府町	4	161	1,288	—	220	1	50	3,758	月 100	550
312 能代港町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314 下諏訪町	1	111	23,219	月 100	1,505	—	—	—	—	—
315 彦根町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316 敦賀町	1	40	9,396	—	853	1	75	13,822	5	450
317 洲本町	—	—	—	—	—	6	282	4,330	8~18	—
319 坂出町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
320 飯田町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
朝 鮮										
503 平壤府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
505 仁川府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
508 咸興府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
511 清津府	1	50	9,784	—	789	1	50	19,318	—	150
512 青森府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臺 灣										
601 臺北市	—	—	—	—	—	2	75	40,867	2~4	250
603 基隆市	—	—	—	—	—	1	—	2,476	—	—
605 嘉義市	—	—	—	—	—	1	36	7,359	—	—
606 臺中市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
609 彰化市	3	90	1,260	—	280	—	—	—	—	—
關 東 州										
701 大連市	—	—	—	—	—	3	115	40,689	月 0~50	1,100
702 旅順市	—	—	—	—	—	1	42	12,839	32	100
樺 太										
801 大泊町	—	—	—	—	—	1	71	15,888	5	700
802 豊原町	—	—	—	—	—	1	50	1,126	0~3	400



6 共同宿泊所 (昭和10年4月1日現在)

6 共同宿泊所 (昭和10年4月1日現在)

都市	施設数	收容定員 (總計) (人)	宿泊延 人員 (昭和9年度) (人)	宿泊料 (1泊分) (銭)	宿泊所費 (昭和10年度) (円)	宿泊料 收入 (昭和10年度) (円)	備考
1 東京市	有 10 無 4 * 有 31 * 無 13	1,976 1,048 3,628 2,474	361,477 301,947 ...	13~27 7~25	87,200 34,870 ...	74,520 ...	婦人寄宿舎、月貸宿泊所等をも含む
2 大阪市	有 6 無 2	1,709 300	618,151 47,072	12~15	59,932 28,800	99,651 ...	外に家族室を有する海員宿泊所あり 收容定員數男190人 女10人 宿泊料收入は國庫補助金
3 京都市	無 1	200	28,418	—	10,000	10,000	有料宿泊延人員中には下の部20,541人を含む。 無料宿泊所費は上半期分
4 名古屋市	有 2 無 2	415 355	119,406 19,681	12	20,439 15,000	14,511 ...	
5 神戸市	有 2 無 2	453 200	150,009 49,720	17	18,460 9,006	25,989 ...	
6 横濱市	無 2 * 8	400 ...	92,668 ...	—	20,000 ...	...	
7 廣島市	無 2	40	...	—	...	...	
8 福岡市	無 1	50	947	—	4,850	...	宿泊延人員は10年2,3月の2箇月分
9 函館市	* 無 1	24	1,019	{ a b } 10 20	120	120	宿泊延人員中 a 429人 b 510人外に無料80人
11 仙台市	* 有 1 * 無 1	30 3,036	...	—	6,350	...	有料宿泊所は帝國海軍々人ホーム、吳海軍寮吳施宿所宿泊部經營、無料は吳施宿所施設部及吳同濟義會經營社會館
12 吳市	* 有 3 * 無 2	250 60	13,963 14,873	平均 10	6,776 3,143	2,640 ...	
13 八幡市	無 1	178	...	—	...	...	
14 札幌市	* 有 1 * 無 1	100 300	11,823 30,554	10	4,432 15,040	771 ...	無料宿泊所は會員組織にして會費及一般寄附金により維持經營す
15 静岡市	* 有 1 * 無 2	20 60	1,427 22,205	10	181 707	70 ...	
19 金澤市	* 無 1	...	...	—	...	...	
20 岡山市	有 1	40	8,990	15	2,218	1,647	社団法人横廠工友會經營
21 横須賀市	* 有 1	150	4,635	15	2,701	720	1夜を限り 無料宿泊者に朝夕2食を給與す
22 豊橋市	* 有 1 無 1	15 10	2,684 493	—	890 31	...	
24 佐世保市	無 1	10	493	—	31	...	
25 川崎市	* 有 1	100	28,788	15	5,641	3,384	
28 下関市	* 有 1	10	26	10~30	80	15	
29 濱松市	* 有 1 無 1	10 70	773 8,915	—	196 3,474	...	
30 岐阜市	* 無 1	30	4,414	10	2,215	85	
31 門司市	...	...	...	...	...	...	
33 大牟田市	...	...	...	...	...	...	前橋養老院の附屬事業。 窮乏者に 1泊限り宿泊せしむ
36 前橋市	無 1	5	56	—	32	...	無料婦人宿泊所
37 久留米市	無 1	20	362	—	790	...	
38 青森市	* 有 1	50	2,554	20	3,100	600	
39 旭川市	* 有 1	10	1,153	—	1,170	...	
43 宇都宮市	* 有 1	15	354	10	76	45	
46 松本市	有 1	...	...	...	...	...	
51 若松市(福岡)	無 1	...	...	...	...	...	
52 福井市	* 1	...	...	...	...	...	

備考 1. 本會の照會に對する各市の回答による。2. \*印を附したるは公益法人其他社會事業關係團體の經營するもの。\*印なきものは市營。有は有料、無は無料宿泊所の略。

都市	施設数	收容定員 (總計) (人)	宿泊延 人員 (昭和9年度) (人)	宿泊料 (1泊分) (銭)	宿泊所費 (昭和10年度) (円)	宿泊料 收入 (昭和10年度) (円)	備考
58 水戸市	無 1	...	...	—	...	...	
61 清水市	* 無 1	24	5,116	3泊迄無料	3,617	234	宿泊料3泊後は1泊につき10銭を徴収。經營主體は社団法人
62 戸畑市	...	...	...	...	...	...	本年度豫算に更に 867圓を計上し無料宿泊所家屋新築計畫中
65 秋田市	* 無 1	33	857	—	1,236	...	
69 福山市	* 無 1	10	1,096	—	300	...	
70 郡山市	* 無 1	13	477	—	397	...	
77 宇和島市	* 有 1	15	...	—	...	...	
79 尾道市	有 1	40	7,333	20	12,455	11,472	經營主體一宮當正會
85 一宮市	* 無 1	40	2,009	3~5	1,386	100	
90 飯塚市	...	...	...	...	...	...	
97 大垣市	* 無 1	15	783	—	705	...	
103 上田市	* 無 1	3	105	0~30	40	...	個人經營の木賃宿を指定宿泊所として宿泊保護をなし宿泊券を市役所又は方面委員より交付す。料金30銭は朝、夕食費
104 米子市	* 無 1	12	1,774	—	2,522	879	山陰地方居住朝鮮人の組織せる山陰日新會の經營
106 津山市	* 無 1	10	435	—	3,739	...	
109 直方市	...	...	...	...	...	...	
113 帯廣市	* 無 1	25	904	—	1,041	...	宿泊料は無料なるも勞働可能のものには勞働せしめ宿泊所の収入となす
118 海南市	...	...	...	...	...	...	
121 八幡濱市	...	...	...	...	...	...	
122 尾道市	* 無 1	5	95	—	38	...	
128 徳山市	* 1	30	...	...	...	...	
朝鮮							
501 京城府	有 1 * 無 1 男女	100 80 30	11,240 24,864 8,328	5~10 5	11,397 2,670	807 1,510	京城府職業紹介所經營
502 釜山府	有 1	30	1,231	5	195	150	職業紹介所附帶事業、宿泊延人員1,231名中 54名は宿泊料免除
503 平壤府	1	64	9,914	5~10	1,207	682.25	職業紹介所併設
505 仁川府	1	60	11,674	5~7	...	515	
508 咸興府	...	...	...	...	...	...	
512 木浦府	—	—	—	—	—	—	
臺灣							
601 臺北市	有 1 * 無 1	30 75	5,238 20,118	18	2,490 5,700	750	
602 臺南市	* 無 1	20	2,778	—	692	...	
603 基隆市	* 有 1	27	4,166	15	679	549	
604 高雄市	* 有 1	16	541	—	430	...	
605 嘉義市	* 有 1	20	5,545	10	697	255	宿泊期間は5日間宿泊料は事情により免除
606 臺中市	* 有 1	10	1,214	10	530	50	嘉義婦人會經營
607 新竹市	* 有 1	12	73	10	720	109.50	何れも東本願寺慈光閣經營。有料宿泊料は昭和10年1月開始。
608 屏東市	* 有 1	10	873	—	...	...	
關東州							
701 大連市	有 1 * 無 1	64 280	7,177 49,466	10	— 6,250	915	職業紹介所附設事業
702 旅順市	...	...	...	...	...	...	
樺太							
802 豊原町	* 無 1	40	2,549	—	補助費 300	—	補助費は豊原町より支出



7 各市社會 A 六大

Table with 9 columns: 種別, 1 京都市, 2 大阪市, 3 京都府, 4 名古屋市, 5 神戸市, 6 横浜市, 7 種別番號. Rows include 總計, 行政機關費, 窮民救助費, 軍事故護費, 醫療保護費, 經濟保護費, 社會教化費, 兒童保護費, 其他.

備考 1. 本會の照會に對する各市の回答による。 2. 京都市、社會教化費内課(直管)隣保事業費 38,644圓、(補助)青年團少年團獎勵費...

事業費 (昭和10年度豫算) 都市

Table with 11 columns: 市, 4 名古屋市, 5 神戸市, 6 横浜市, 種別番號. Rows include 總計, 行政機關費, 窮民救助費, 軍事故護費, 醫療保護費, 經濟保護費, 社會教化費, 兒童保護費, 其他.

90,850圓、處女會女子青年團獎勵費 6,850圓、兒童保護費内課(直管)産院産婦保護費、兒...

業費 1,388,101圓、就勞統制費 8,976圓、計 1,397,077圓あり。

む。社會教化費中には社會教育費、部落改善費(不良住宅地區改良費、社會改良費)を合...



7 各市社会事業費 (昭和10年度豫算)  
B 六大都市以外の都市

都 市	行政 機関費 (円)	窮民 救助費 (円)	軍事 救護費 (円)	医療 保護費 (円)	経済 保護費 (円)	社会 教化費 (円)	児童 保護費 (円)	其の他 (円)	計 (円)
7 廣島市	38,677	31,503	—	6,959	107,021	22,726	14,688	3,151	224,725
8 福岡市	7,992	20,485	—	97,503	208,988	1,320	4,580	900	342,768
9 函館市	4,931	24,027	—	504,236	14,036	1,800	105	5,189	554,324
10 長崎市	16,248	31,448	—	31,769	183,977	3,530	6,736	2,050	271,758
11 仙台市	6,421	5,105	—	208,727	466,828	3,868	3,870	580	695,399
12 呉市	11,774	19,234	—	20,844	63,074	7,110	2,080	48,798	172,914
13 八幡市	6,108	31,403	3,850	31,547	104,794	10,834	8,814	—	197,350
14 札幌市	29,735	23,135	—	26,568	96,686	—	—	—	176,124
15 静岡市	6,359	23,478	—	47,642	131,566	12,451	14,416	30,506	266,418
16 熊本市	6,638	17,225	—	12,259	31,751	2,539	7,181	—	77,593
17 鹿児島市	10,412	35,594	—	9,291	64,571	200	5,481	5,681	131,230
18 和歌山市	3,800	32,942	—	30,953	79,415	8,757	12,848	—	168,715
19 金沢市	6,492	42,240	50	88,859	167,211	2,669	12,559	4,921	325,001
20 岡山市	—	37,037	—	40,785	11,269	200	5,810	—	95,101
21 横須賀市*	1,875	13,278	—	2,008	428,701	5,589	11,205	—	462,826
22 豊橋市	5,520	22,472	—	142,105	115,080	3,601	16,496	1,539	307,163
23 小樽市	21,672	33,118	—	202,625	19,995	6,160	10,885	300	294,755
24 佐世保市	2,920	12,911	—	56,762	121,936	1,371	3,075	—	598,975
25 川崎市	5,310	18,540	—	10,500	146,080	12,071	9,646	4,360	206,507
26 新潟市	6,389	19,493	—	35,696	34,760	2,660	16,291	3,074	118,363
27 堺市	3,893	30,600	4,800	94,392	25,366	—	—	—	159,051
28 下関市	4,261	17,117	1,870	3,522	80,484	911	4,477	400	113,042
29 濱松市*	300	23,300	—	2,830	93,660	14,519	15,000	5,612	155,221
30 岐阜市	2,016	34,365	—	91,565	251,139	3,930	10,050	1,760	394,825
31 門司市	9,462	9,273	—	16,259	11,020	800	—	—	40,814
32 高知市	4,816	24,934	—	11,258	53,593	820	91,341	5,076	109,631
33 大牟田市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34 小倉市	4,561	5,784	—	—	20,789	1,620	1,560	357	34,671
35 徳島市	2,644	11,213	—	108,762	5,807	1,150	4,355	250	134,181
36 前橋市	1,940	3,967	—	652	17,299	400	375	2,161	26,794
37 久留米市	1,524	9,360	—	3,696	16,206	2,834	—	—	33,620
38 青森市	2,804	15,091	—	39,825	7,900	1,140	460	—	67,220
39 旭川市	3,977	15,335	—	106,983	31,707	850	4,763	48,457	212,072
40 松山市	—	17,316	—	13,316	46,891	1,332	—	—	78,841
41 甲府市	20,364	15,275	—	16,368	64,124	2,934	3,247	456	122,768
42 高松市	1,570	5,654	—	24,958	30,822	540	8,292	—	71,836
43 宇都宮市	27,518	5,883	—	15,948	1,928	800	2,744	—	54,821
44 西宮市	8,270	8,745	4,500	39,526	38,952	107,722	—	5,779	251,308
45 長野市	1,392	12,685	—	1,512	47,107	680	370	710	64,456
46 松本市	2,151	9,270	—	3,098	84,838	6,708	7,578	290	113,933
47 富山市	5,679	10,426	—	280	1,838	1,730	1,125	10,209	31,287
48 姫路市	3,652	8,044	—	43,778	13,324	3,100	3,645	1,000	76,543
49 宇部市	3,767	7,329	—	3,998	74,737	6,796	520	613	97,754
50 山形市	1,725	10,044	—	3,500	8,564	—	2,950	—	23,833

備考 1. 本會の照會に對する各市の回答による。×印を附した市は前年度分。  
2. 各種目内には六大都市社会事業費に於けると同一の各細目を包含するものとし、各市(府、町、村)直營費及補助費を合算せるものとする。但行政機関費中×印を附したるものは吏員費を含まず。

7 各市社会事業費 (昭和10年度豫算)  
B 六大都市以外の都市

都 市	行政 機関費 (円)	窮民 救助費 (円)	軍事 救護費 (円)	医療 保護費 (円)	経済 保護費 (円)	社会 教化費 (円)	児童 保護費 (円)	其の他 (円)	計 (円)
×51 若松市(福岡)	1,044	16,331	1,368	2,919	8,156	2,440	16,880	3,235	52,373
52 福井市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53 岡崎市	—	7,168	—	730	10,514	2,536	—	—	20,948
54 盛岡市	924	6,729	—	17,237	7,019	—	—	—	38,928
55 宮崎市*	955	5,306	—	7,528	32,937	—	—	—	46,726
56 桐生市	4,920	2,630	—	150	75,920	3,250	1,200	—	88,070
×57 大津市*	531	13,324	—	1,900	54,055	310	80	40	70,240
58 水戸市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59 那覇市*	50	3,766	—	2,587	8,321	200	2,000	596	17,520
60 高崎市	1,938	7,924	400	18,997	43,365	2,587	2,878	2,460	80,549
×61 清水市	6,666	5,186	—	7,628	58,089	1,450	—	—	79,019
62 戸畑市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
63 長岡市	2,664	8,552	—	—	23,086	200	—	—	34,502
64 室蘭市	—	7,917	—	117,580	6,173	400	—	—	132,070
65 秋田市	884	5,764	—	20,522	121,837	—	—	—	149,007
66 大分市	1,668	3,496	1,027	6,119	13,471	920	4,364	196	30,234
67 釧路市	2,240	11,423	—	140	11,043	1,070	600	4,750	31,266
68 津山市	4,726	11,636	3,102	600	143,037	4,685	2,854	—	170,640
69 福山市*	93	1,917	—	12,632	3,230	750	1,020	495	20,136
70 郡山市	4,684	6,358	—	8,199	10,270	11,572	8,453	—	49,536
71 八戸市	48,385	4,712	—	29,943	77,735	1,230	—	—	162,005
×72 八王子市	3,805	11,619	—	2,607	92,170	590	3,809	569	114,769
73 高岡市	—	8,373	—	2,607	50,890	70	30	210	59,573
74 宇治山田市	—	11,956	—	13,799	132,533	700	3,949	2,153	165,090
75 奈良市	4,340	7,074	200	3,013	11,658	25,151	4,557	2,522	58,510
76 四日市市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
×77 宇和島市	1,476	10,276	—	950	36,729	1,185	3,061	630	54,307
78 千葉市	1,074	7,903	—	3,120	3,060	400	—	360	15,917
79 尼崎市	2,180	11,511	—	25,205	175,540	200	950	1,460	217,096
80 今治市	2,629	8,528	150	739	4,474	1,598	3,555	943	22,616
81 松江市	—	9,223	—	2,719	3,476	—	—	—	15,418
82 佐賀市	3,728	7,962	1,200	110	60,505	880	2,729	—	77,714
83 福島市	1,322	8,894	—	9,650	31,873	1,470	2,976	2,356	58,535
84 沼津市	—	7,662	—	2,300	6,146	350	—	—	16,458
85 一宮市	1,620	3,820	—	25,105	56,531	1,305	2,662	—	91,043
×86 別府市	4,040	10,524	—	—	2,632	—	—	—	17,196
87 足利市	720	2,651	—	462	32,509	4,570	1,788	1,839	44,539
88 川口市	1,026	4,428	—	7,815	3,846	2,578	389	—	20,082
89 銚子市*	330	6,691	—	2,720	2,013	—	—	—	11,754
90 飯塚市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
91 弘前市	—	7,950	1,554	570	3,563	—	500	—	13,737
92 若松市(福岡)	3,860	4,318	—	—	2,664	380	—	—	11,222
93 米澤市	8,812	4,455	—	7,121	10,623	8,896	950	—	40,857
94 浦和市	—	5,163	569	1,000	2,994	150	—	250	10,276



7 各市社會事業費 (昭和10年度豫算)  
B 六大都市以外の都市

都 市	行政 機關費	窮民 救助費	軍事 救護費	醫療 保護費	經濟 保護費	社會 教化費	兒童 保護費	其他	計
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
95 市川市*	220	1,502	—	—	2,628	—	—	—	3,900
96 鳥取市	...	...	...	...	...	...	...	...	...
97 大垣市	1,068	17,196	—	1,010	58,028	80	—	—	77,382
98 瀬戸市*	340	6,227	—	1,360	2,707	2,150	180	—	12,563
99 明石市	768	4,067	—	10,616	11,156	2,350	2,021	—	30,978
*100 都城市	34,969	1,223	—	700	68,876	—	—	—	105,768
101 熊谷市	2,860	4,107	—	1,254	42,230	484	1,347	300	52,582
102 岸和田市	600	5,541	—	11,201	6,700	950	2,421	9,523	36,936
103 上田市	...	1,350	—	100	5,122	350	100	—	7,022
104 米子市*	80	3,154	—	1,100	2,280	1,815	2,169	—	10,598
105 鶴岡市	100	8,934	—	1,401	3,068	1,150	2,480	830	17,963
106 津川市	...	3,750	—	210	6,032	290	4,725	480	15,487
107 川越市	1,384	3,260	—	4,464	48,538	1,600	2,881	30,479	92,606
108 延岡市	4,510	2,180	—	—	5,172	270	488	—	12,620
109 直方市	...	...	...	...	...	...	...	...	...
110 松阪市	...	12,155	—	6,815	174,424	—	—	—	193,394
111 平塚市	...	7,877	—	8,210	44,160	—	—	—	60,247
112 石巻市*	300	2,112	—	—	2,622	—	—	—	5,034
113 帯広市*	248	9,416	—	250	6,346	4,025	2,034	749	23,068
114 山口市	1,872	3,187	—	1,373	83,875	255	335	185	91,082
115 三條市	540	6,871	30	7,802	2,140	70	800	—	18,253
116 酒田市*	249	2,292	—	1,190	2,984	2,900	1,870	—	11,485
117 倉敷市	865	10,759	—	1,725	32,999	2,451	6,566	—	55,365
118 海田市	...	...	...	...	...	...	...	...	...
119 萩市	1,017	8,129	15	—	46,176	5,185	2,089	374	62,985
120 高田市	...	2,217	—	2,008	2,958	1,620	6,082	1,212	16,097
121 八幡濱市	...	...	...	...	...	...	...	...	...
122 尾道市	2,268	4,730	—	52,375	34,141	525	788	—	94,827
123 唐津市	770	4,153	—	—	44,727	—	832	—	50,482
*124 中津市*	380	4,080	—	—	1,652	—	—	—	6,112
125 新宮市*	300	6,939	600	—	51,979	350	—	—	60,168
126 九龜市	2,208	60	—	300	9,406	520	709	1,616	14,819
127 首里市	...	833	—	100	22,537	100	—	—	23,620
*128 徳山市*	58	2,488	—	—	110,621	—	340	—	113,507
<b>大町村</b>									
301 平野村	556	2,225	—	880	8,977	1,854	609	250	15,351
302 夕張町	...	...	...	...	...	...	...	...	...
*303 小畑村	...	5,362	1,544	5,631	—	—	—	—	12,537
304 釜石町	2,888	2,484	1,171	41,732	57,349	1,730	250	—	107,604
305 穂波村	...	...	...	...	...	...	...	...	...
*306 宮田町*	100	1,826	183	5,950	17,711	30	1,394	—	27,194
307 川内町	...	...	...	...	...	...	...	...	...
308 大宮町	...	2,668	—	4,825	82,901	1,100	920	1,000	93,414
309 栃木町*	130	1,709	—	110	30,029	685	1,059	10,220	43,942
310 鎌倉町	104	170	—	365	3,732	1,822	366	150	6,709

7 各市社會事業費 (昭和10年度豫算)  
B 六大都市以外の都市

都 市	行政 機關費	窮民 救助費	軍事 救護費	醫療 保護費	經濟 保護費	社會 教化費	兒童 保護費	其他	計
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
311 防府町	2,177	5,300	—	200	96,116	920	155	—	104,868
312 能代港町	1,693	1,909	—	—	38,946	700	631	—	43,879
313 上諏訪町	420	3,840	—	—	38,742	—	400	2,898	46,298
314 下諏訪町*	50	1,700	—	—	34,717	—	1,505	—	37,972
315 彦根町*	150	3,077	—	361	13,580	505	720	1,274	19,667
316 教賀町	50	1,392	—	150	2,106	740	1,583	1,483	7,504
317 洲本町	4,532	3,909	100	3,972	36,224	1,220	2,382	—	52,239
318 野田町	2,827	725	—	73	66,555	—	710	—	70,890
319 坂田町	...	1,765	—	1,000	1,983	730	500	431	6,409
320 飯田町	...	...	...	...	...	...	...	...	...
321 池田町	...	...	...	...	85,821	...	...	...	85,821
<b>朝鮮</b>									
501 京城府	17,655	6,005	—	125,688	78,823	9,790	—	—	237,961
502 釜山府	9,870	7,033	—	2,812	109,008	5,838	—	—	134,561
503 平壤府	5,472	2,383	—	26,139	43,557	13,266	—	—	90,817
504 大邱府	181	1,276	—	17,770	11,391	635	360	1,390	33,003
505 仁川府	...	2,268	—	—	20,363	3,628	—	3,624	29,883
506 開城府	3,616	200	—	300	10,351	1,800	—	970	17,237
507 新義州府	10,476	731	—	—	12,086	1,080	—	—	24,373
*508 咸興府	...	677	—	5,615	16,092	1,050	—	—	23,434
509 元山府	...	1,116	—	500	3,460	570	—	—	5,646
510 鎮南浦府	...	785	—	—	21,842	1,131	3,710	—	27,468
511 清津府	...	200	—	300	5,107	100	—	—	5,706
512 木浦府	3,588	205	—	81,442	11,257	2,030	30	61,625	159,808
513 馬山府	1,320	60	—	300	1,763	832	—	—	4,275
514 蔚山府	2,513	90	—	—	4,958	1,500	—	—	9,061
515 全州府	940	842	—	1,112	—	430	20	—	3,344
516 光州府	...	...	...	...	...	...	...	...	...
517 大田府	...	—	—	—	—	200	—	—	200
<b>臺灣</b>									
601 臺北市*	6,251	4,200	—	20,526	71,784	34,972	340	1,000	139,073
602 臺南市*	2,744	2,858	—	—	57,500	21,161	—	6,933	91,196
603 基隆市*	2,240	3,210	—	4,052	38,161	20,388	—	8,604	76,655
604 高雄市	11,428	1,887	—	1,000	33,672	16,964	—	—	64,951
605 嘉義市	...	1,891	—	3,474	19,105	20,850	—	5,192	26,042
606 臺中市	43,952	1,816	—	—	28,729	—	—	—	74,497
607 新竹市	3,148	1,910	—	8,402	12,163	—	—	—	25,623
608 屏東市	2,090	1,548	—	—	35,970	7,534	—	5,464	52,606
609 彰化市	—	1,070	—	—	9,127	5,208	—	—	15,405
<b>關東州</b>									
701 大連市	—	20,220	—	—	3,031,622	12,660	6,295	18,955	3,089,752
702 旅順市	...	2,672	—	—	—	—	—	—	2,672
<b>津太</b>									
801 大泊町	...	7,200	—	5,652	57,361	—	—	—	70,213
802 豊原町*	620	1,000	—	—	57,448	—	—	600	59,668

備考 大連市、經濟保護費中には中央卸賣市場費 2,351,475圓を含む。



4 一般労働者失業應急事業施行状況

(443 頁より續く)

(昭和年9度)

都 市	事業費 豫算額 (円)	同上支 出済額 (円)	勞力費 豫算額 (円)	同上支 出済額 (円)	労働者使 用豫定延 人員 (人)	同上實際 使用延人 員 (人)	備 考
103 上田市	補 17,966	17,966	10,277	12,272	10,826	13,115 (12,592)	8 年度繰越
	起 25,807	7,235	17,346	4,203	16,288	4,756 (4,472)	9 年度
105 鶴岡市	補 19,950	17,977	15,607	13,625	19,903	17,351 (17,351)	"
110 松阪市	補 13,542	7,550	4,699	4,706	5,960	5,611 (5,045)	8 年度繰越
	起 22,875	12,741	8,376	5,671	10,160	6,773 (5,685)	9 年度
111 平塚市	補 144,833	102,511	24,471	24,818	20,741	21,998 (21,998)	8 年度繰越
	起 60,000	—	16,256	—	14,340	—	9 年度
116 酒田市	補 24,860	12,360	10,240	7,799	11,933	11,450 (10,950)	"
122 尾道市	補 28,329	28,327	7,202	18,173	5,967	18,115 (14,847)	8 年度繰越
123 唐津市	補 5,699	5,699	1,429	5,698	2,041	1,250 (7,250)	"
	起 40,000	27,595	19,620	7,418	25,201	10,513 (7,566)	9 年度
126 丸龜市	補 4,448	4,447	2,220	4,197	2,014	2,978 (2,978)	8 年度繰越

第三回 全國都市問題會議總會 關係 文献

1 研究報告  
第一議題編・負擔並稅制  
(定價送料共¥1.50) P. 237

2 研究報告  
第二議題編・汚物處理並汚染防止  
(定價送料共¥3.00) P. 527

3 參考資料  
第一議題編・負擔並稅制  
(定價送料共¥3.00) P. 482

4 參考資料  
昭和六年度地方財政概要  
(總版) P. 102

5 參考資料  
第二議題編・汚物處理並汚染防止  
(定價送料共¥3.50) P. 520

6 議事要錄  
會議頭末報告・議事速記錄  
(定價送料共¥2.00) P. 296

補 研究報告  
追錄編・提出論文六篇  
册 (定價送料共¥1.00) P. 156

餘部若干册希望者に分讓す・下記宛御申込みの事  
全國都市問題會議事務局  
東京市日比谷公園・財團法人東京市政調査會内  
振替口座東京六〇八二四番



XIX

市場・屠場

中央卸賣市場概況 大正12年中央卸賣市場法の公布以來同法に依り區域の指定せられた都市は現に37市に及び、商工省の指定方針たる人口8萬以上の都市にして未だその指定なきは、和歌山市、川崎市、下關市、大牟田市、小倉市、青森市、甲府市、高松市及西宮市の9市である。既指定都市の指定年月日及指定區域は之を本篇第1表Aに掲げた。

昨年度に於て既に業務を開始してゐたのは、僅かに大阪、京都、神戸、濱横及高知の5市にすぎなかつたが、本年に入つて一部とはいへ、漸く東京市中央卸賣市場の開業を見るに至り、鹿児島市亦本年11月3日の佳辰を卜して開業の運となつた。東京市中央卸賣市場に就いては別記の如くであるが、鹿児島市中央卸賣市場の取扱見込高は、鮮魚鹽干魚を併せて年額120萬圓、青果80萬圓であつて、外に肉類及鳥卵をも併せ取扱ふ豫定である。

廣島、福岡、函館、仙臺、吳、八幡、札幌、静岡、岡山、豊橋、堺、岐阜、門司徳島、宇都宮の諸都市は目下市場建設の計畫中に在るやに傳へられるが、計畫の稍と具體的に進行中のものは静岡、佐世保、八幡及岐阜の數市にすぎない。蓋し多くは建設地の選定と建築資金獲得とに於て困難多きものの如くである。

名古屋市に於ては、大正13年10月29日建設費400萬圓を以てする中央卸賣市場創設の件一旦市會の可決を経たに拘らず、實施に關して議論を生じ、遂に臨時委員設置の建議案同14年2月23日の市會に於て可決せらるるに至り、昭和2年1月24日中央卸賣市場準備調査委員會規定設定せられ、同月28日第1回委員會の決議に基き「設備に關する特別委員會」並に「業務規程に關する特別委員會」の設

公益企業特輯

「都市問題」本年一月増大號  
菊判五九〇頁  
送定料價 四二圓五十五厘

公益企業經營上の諸問題…上田貞次郎  
公益企業概念…蠟山政道  
公益企業の限界…宇賀田順三  
公益企業の經營形態論…竹中龍雄  
交通企業の統制…田川大吉郎

大都市交通機關論…安倍邦衛  
地下鐵事業の現在並將來…野村龍太郎  
都市交通特に市營電車論…齋藤守圀  
市營交通事業經營難對策…木村尙一  
市内路面電車の將來…平塚米次郎

横濱市の電車事業…永田兵三郎  
公益企業の統一經營…石田太郎  
名古屋市電軌事業の將來…田中鎌太郎  
大阪市の港灣事業…近藤博夫  
港灣問題所感…森垣龜一郎

公營電氣事業の現勢…陣内武  
電氣事業統制私案…福澤桃介  
電力統制問題に就て…松永安左衛門  
水道事業の經營論…島崎孝彦  
瓦斯事業最近の趨勢…水越致和

東京市政調査會の公益企業法案…  
…………池田宏

公益企業行政序論 公益企業法案要綱  
公益企業法案並に理由書



定を見たが、業務規程に関する特別委員会に於て反對論續出し、荏苒日を空うした。然るに偶々商工省及愛知縣當局より強硬に市の決意を促し來つたため、昨年1月19日の市會に於て改めて中央卸賣市場設置の要否等根本的調査を爲すに要する經費5,500圓の追加豫算案の上程を見たが、同豫算案は否決せられ、之に依り名古屋市中央卸賣市場の設置は當分見込なきこととなつた。

既開業市場の活動狀況を其の累年取扱高に依つて窺へば下表の如くである。

中央卸賣市場取扱高

年次		大阪	京都	神戸	横濱	高知
昭和2	數量(噸)	—	1,928,261	—	—	—
	金額(円)	—	1,042,883	—	—	—
" 3	數量(噸)	—	78,047,828	—	—	—
	金額(円)	—	22,311,819	—	—	—
" 4	數量(噸)	—	78,135,488	—	—	—
	金額(円)	—	20,874,126	—	—	—
" 5	數量(噸)	—	78,450,300	—	—	6,057,770
	金額(円)	—	18,528,404	—	—	1,615,405
" 6	數量(噸)	...	78,883,256	—	81,009,976	8,187,081
	金額(円)	7,576,998	17,464,155	—	5,616,069	1,523,284
" 7	數量(噸)	...	93,553,571	...	109,108,436	9,813,270
	金額(円)	50,779,318	16,487,170	371,369	8,608,422	1,532,853
" 8	數量(噸)	316,224,700	97,724,730	...	100,219,979	11,922,116
	金額(円)	57,522,554	18,119,712	10,039,341	9,799,640	2,272,144
" 9	數量(噸)	362,252,700	101,719,832	...	106,378,695	10,760,382
	金額(円)	62,980,784	18,537,133	20,501,809	9,955,885	1,859,206

備考 1) 昭和2年乃至8年度取扱高は商工省統計表により、9年度分は商工省商政課の調査による。

2) 業務開始——大阪市は昭和6年11月、京都市は同2年12月、神戸市は同7年12月、横濱市は同6年2月、高知市は同5年1月。

**東京市中央卸賣市場** 東京市中央卸賣市場の第1次計畫は1本場及2分場より成るものであつて、築地本場は昭和3年3月より其の工事を開始し同8年12月漸く其の竣功を見、神田分場は昭和3年12月、江東分場は同2年11月夫々其の主要建築物設備を完成して各々市設青果市場として中央卸賣市場法の適用を受くる迄暫定的に市場業務を行ひ來つた。第2次分場計畫は昭和7年7月市會の議決を経、主として新市域に存する卸賣市場を統制せんとするものであつて、荏原、豊多摩、北豊島及南足立の4方面に設置すべき各分場の位置並面積は昭和9年4月18日附東京都市計畫として決定せられ、之に要する起債350萬圓は既に8年12月11日認可せられた。荏原分場は目下建築に著手せられ明年5月末完成の見込であり、

淀橋分場亦本年中には工事著手の豫定である。全市場の取扱見込高は1箇年115萬噸であつて、其の金額は16千萬圓に上るべしと推定せられてゐる。各市場の規模並取扱見込高は下表の如くである。

東京市中央卸賣市場規模並取扱見込高

市場名	面積 (坪)	建物總坪 (坪)	建設費		取扱見込高	
			總建設費 (円)	用地費 (円)	數量 (噸)	金額 (千円)
築地本場	59,514	21,000	15,000,000	8,389,351	428,700	106,700
神田分場	9,777	6,869	4,876,096	2,896,699	191,000	19,200
江東分場	5,366	2,831	1,523,904	784,088	118,000	8,000
荏原分場	5,000	約23,000	3,500,000	1,344,000	81,300	6,096
淀橋分場	4,000				52,000	2,950
豊島分場	5,500				101,000	5,850
足立分場	8,500				134,700	12,361

東京市に於ても亦卸賣人の市場收容に關し、所謂單複問題を惹起し、市會の内外に於て久しく論議を戦はされたが、遂に昭和9年2月16日市會を通過した業務規程は、(イ)本場魚類部に於て、魚類一般を取扱ふ者3人以内、川魚のみを取扱ふ者1人(ロ)青果部に於ては、青果一般を取扱ふ者、本場及江東分場は各2人以内、神田分場は3人以内とし、更に漬物及之に準ずる製品のみを取扱ふ者本場及神田分場各1人とし、別に本場には臺灣青果のみを取扱ふ者1人を置き得ることとし、(ハ)本場鳥卵部に於ても卸賣人を2人以内と規定して、何れの部に於ても複數制を採用した。之に基き、本場淡水魚、青果、鳥卵の各部は本年2月11日、神田・江東兩市場青果部は何れも2月20日より夫々業務を開始したが、本場海水魚部のみは依然として單複兩派相對立し、單數派は東京魚市場會社を、複數派は東京魚問屋會社を夫々設立して互に正式入場開業を逡巡してゐたが、商工省・東京府及東京市當局の斡旋により、入場後6箇月以内に兩會社合併を條件として漸く兩者の妥協成り11月21日より正式入場するに至つた。

因に、既設各市場中央卸賣市場並に東京市第2次分場に於ける既收容及收容計畫中の卸賣市場・問屋及仲買業者の數を表示すれば下の如くである。



中央卸賣市場開業前に於ける卸賣市場・問屋及仲買業者數

品目	市場・問屋 仲買業者數	東京市 中央卸賣市場		大阪市 中央卸賣市場	京都市 中央卸賣市場	神戸市 中央卸賣市場	横濱市 中央卸賣市場	高知市 中央卸賣市場	鹿兒島市 中央卸賣市場
		(I)	(II)						
魚類	市場數	1	2	3	4	4	5	1(5)	2
	問屋數	18	104	55	123	15	69	1(5)	—
	仲買業者數	523	107	—	—	—	—	—	12
	問屋兼仲買業者數	753	—	13	3	—	—	—	8
鹽干魚	市場數	1	—	3	1	1	—	4	—
	問屋數	82	—	56	87	20	6	4	—
	仲買業者數	—	—	35	1	—	—	—	—
	問屋兼仲買業者數	—	—	—	—	—	—	—	—
乾物	市場數	—	—	1	—	—	—	—	—
	問屋數	—	—	37	—	—	—	—	—
	仲買業者數	—	—	21	—	—	—	—	—
	問屋兼仲買業者數	—	—	—	—	—	—	—	—
青果	市場數	4	54	26	7	8	11	2	3
	問屋數	359	146	129	42	136	17	2	15
	仲買業者數	285	144	—	—	—	—	—	—
	問屋兼仲買業者數 投師數(註)	—	—	257	57	—	—	—	—

備考 1. 東京市中央卸賣市場の分は東京市産業局中央卸賣市場企劃係の調査、其の他の中央卸賣市場の分は商工省商政課の調査による。 2. 東京市中央卸賣市場欄(I)は第1次計畫、(II)は第2次計畫の分を示す。 3. 高知市中央卸賣市場欄中括弧内の數字は市場に準すべきものを示す。

(註) 投師は出仲買とも稱し、一市場にて仕入をなし、之を他市場にて販賣する仲買業者を謂ふ。

**中央卸賣市場法改正問題** 中央卸賣市場関係者間の利害の不一致は中央卸賣市場法改正の法律案として昭和5年第58議會以來第65議會に至るまで10回に互り議會の問題となつた。該改正案には2種あり、一は生産者の市場進出に關するものであつて、他は中央卸賣市場区域内に於ける類似市場行爲禁止の徹底に關するものである。前者の提案理由は、現行中央卸賣市場法は卸賣業者をして其の業務を獨占せしめる傾向を生じ、都市に於ける物資の配給機關を整備し食料品の配給を圓滑にし生産者並に消費者の利益を保護するてふ本法制定の精神を没却し、生産者の選擇の自由を奪ひ取引の圓滑を阻害し生産者に不利益を來すこと尠からざるに鑑み、必要に應じ生産者をして直接卸賣市場に参加せしめ自ら販賣を爲さしむべし、とするものであつて、後者の提案理由は、現に本法に依る中央卸賣市場の存在する地に於て之

と類似の業務を爲す市場あり本法運用の圓滑を缺くの現状に鑑み、之等類似業務を爲す市場を閉鎖し以て本法制定の趣旨を徹底せしめんとするに在る。政府は第65議會に於て、該改正案に對しては目下の處賛成せず、その弊害の存する所があれば、關係法規を以て十分取締り監督の厲行を期すべき旨を言明し、同議會に於ても亦委員付託の儘審議未了となつた。從來の改正案を示せば次の如くである。

(イ) 生産者の市場進出に關するもの

○第三條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四、生産者及荷主自ラ卸賣ノ業務ヲ爲ス場合ニ關スル規定

○第十條ノ二 地方長官ハ中央卸賣市場ニ於ケル取扱品ノ生産者及荷主ヨリ要求アルトキハ其ノ取扱品ノ共同販賣ヲ許可スヘシ

○第十一條中「前條」ヲ「第十條」ニ改ム

之と同趣旨にして前記「第十條ノ二」を「第十條ノ三」とし「第十條ノ二」に「地方長官前條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テハ開設者ノ意見ヲ聞キ其ノ卸賣人ノ員數ヲ制限スルコトヲ得」との1項を挿入せるものがある。

(ロ) 類似市場行爲禁止の徹底に關するもの

○第六條 主務大臣ハ中央卸賣市場開設者ノ意見ヲ聞キ其ノ中央卸賣市場ノ取扱品目ニ付當該指定区域内ニ於テ中央卸賣市場類似ノ業務ヲ爲ス市場ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得、中央卸賣市場ノ取扱品目ヲ追加スルトキ亦同シ

因に、我國現行の中央卸賣市場法並に之に附隨する諸規程の大部分は、大都市の市場に適合することを前提とし、遠隔の地よりする旅荷の取引に重點を置いて規定せられてゐる結果、所謂地場物の取引に就て、又は地場物を主とする中小都市の市場に於ては屢々其の運用に疑義を生ずるの虞なしとしないが、偶々大阪府に於ては、從來大消費地大阪市を控へて其の販賣上最も有利な地位に在つた府下の農産物が、昭和6年秋大阪市中央卸賣市場の開設以來全國各府縣の物凄い出荷進出に押されて其の出荷は却て不利な立場に陥り、激烈な販賣戦をこのまま繼續するに於ては勢ひ共倒となるの虞あるに鑑み、この程漸く大阪府農産物統制委員會を設置し、知事を會長、經濟部長を副會長とし、農務商務兩課長、府立農事試驗場長、府立農學校長、農産物検査所長、大阪市中心卸賣市場長、帝國農會大阪販賣斡旋所長、大阪青果會社取締役等約20名を協議員としその下に専門家200名を委員に任命し、事業部、金融部、検査部の3部門を置き、(1)出荷統制方針の樹立及各機關の聯絡協調、(2)出荷の勧誘調節、(3)市場經營者又は大口需要者と生産者との懇談會開催、(4)販路の開拓、(5)



其の他府縣との統制上の協調等を行ふの計畫を建て、府は之に要する經費 1 萬餘圓を府參事會に附議し可決次第直に開設する方針の由傳へられてゐる。<sup>2)</sup>

**滿洲に於ける生鮮食料品卸賣市場** 現在滿洲國內に於て食料品卸賣市場の開設を見てゐるのは、大連、奉天、新京、哈爾濱、錦洲、撫順、鞍山及安東の各地であるが、之を經營主體別に見れば、大連中央卸賣市場及哈爾濱中央批發市場等の如き市營、大連魚市場の如き公益法人營、奉天、新京市場の如き株式會社營、奉天、新京哈爾濱の滿人市場の如き個人集合のもの等に區別し得るものの如くである。

大連中央卸賣市場は昭和 3 年 6 月以來蔬菜果實の糶市場として大連市之を建設したのであるが、所謂複數制度の弊害に鑑み、昭和 7 年以來私人問屋を廢して荷受販賣、仕切等一切市の經營となし、一面關東廳に於ては廳令を以て關東州中央卸賣市場規則を發布して同市以外の市場設立を許可せず以て市場機能の完全なる遂行に協力した。哈爾濱の中央批發市場は同特別市公署の開設にかかり、現在の取扱品目は青果のみであるが、市自ら卸賣の業務を爲さず哈爾濱批發股份有限公司なる卸賣會社をして業務に當らしめてゐる。尙同市場の業務規程によれば、卸賣業務は魚類部青果部を併せて唯一箇の卸賣會社をして之を行はしむべき旨規定せられ、將來本市場に於て魚類が取扱はれる場合も卸賣會社は單一となる筈である。大連魚市場は公法人關東州水産會の經營にかかる。本市場は從來滿洲水産株式會社の經營せしものを昭和 4 年 10 月同會の買収直營としたものであつて、大連に於ては水産物の賣買取引は本市場以外に於ては之を行ふことを得ないことになつてゐるため、水産會々員の漁獲物は勿論、内地其他の輸入水産物の集散、奥地方面に對する中繼市場となつてゐる。奉天、新京に於ける滿鐵附屬地の市場は何れも株式會社の經營にかかり、特に其の株式の半數は滿鐵の所有するところとなつてゐる。兩市場共青果と共に鮮魚をも取扱ひ、賣場、事務所、倉庫等の設備も完全し、倉庫にはベチカの如き保温設備あり、寒冷地に於ける食料品市場として萬全を期せられたるものの如くである。

滿洲國に於ては康徳元年 10 月勅令第 133 號を以て中央卸賣市場法を制定實施することとされたが、該法令は概ね我國中央卸賣市場法其の儘と稱して可なるものであるが、唯關東廳令と同様、其の第 6 條に「中央卸賣市場ノ開設アリタルトキハ其

ノ取扱品目ニ付當該指定區域内ニ在リテハ市場以外ノ場所ニ於テ卸賣市場行爲ヲ爲スコトヲ得ス」と明確にして所謂類似市場發生に關する紛糾を防止し、尙同第 7 條に於ては更に、「中央卸賣市場開設ノ際其ノ取扱品目ニ付當該指定區域内ニ於テ中央卸賣市場類似ノ業務ヲ爲ス市場アルトキハ實業部大臣ハ其ノ閉鎖ヲ命スヘシ」と 1 地區 1 市場主義を明快に規定してゐる。<sup>3)</sup>

**公設小賣市場概況** 公設小賣市場は社會事業施設たるの性格を脱して、配給機關としてその經濟的職能を發揮し、近時その利用者は漸次増加し日用品の一般市場を牽制し相當の効果を擧げつつあるが、昭和 9 年 3 月末現在に於けるこの種市場は市府縣營 214、町村營 64、其の他 10、計 288 であつて、前年同期に比し總數に於て 3 の減少を示してゐる。乍然その賣上高に於ては、昭和 8 年度（昭和 8 年 4 月乃至同 9 年 3 月）賣上高總額 52,090,404 圓、同 1 箇月平均 4,340,867 圓であつて、前年度に比し年額に於て 810,176 圓、月額平均に於て 67,515 圓の増加を示してゐる。<sup>4)</sup>

六大都市のみについて見れば、昭和 9 年 12 月末現在 6 市市場總數は 143 を算へ、9 年中賣上金總額 40,135,702 圓に達してゐる。<sup>5)</sup> 昭和 2 年以降の六大都市公設小賣市場數、同賣上高を年次別に示せば次の如くである。

六大都市公設小賣市場賣上高

	昭和 2 年	昭和 3 年	昭和 4 年	昭和 5 年	昭和 6 年	昭和 7 年	昭和 8 年
東京	{ 市場數 26 賣上高(円) 8,868,569	{ 24 7,208,110	{ 22 7,208,112	{ 22 5,109,433	{ 21 4,173,789	{ 47 5,159,388	{ 45 8,306,688
大阪	{ 市場數 49 賣上高(円) 36,456,712	{ 50 35,880,628	{ 52 34,874,698	{ 53 31,273,768	{ 53 27,426,187	{ 54 23,844,136	{ 54 23,373,727
京都	{ 市場數 7 賣上高(円) 2,703,663	{ 9 2,684,199	{ 9 2,711,478	{ 12 2,599,136	{ 13 2,781,092	{ 13 2,707,954	{ 11 2,342,480
名古屋	{ 市場數 12 賣上高(円) 4,367,105	{ 13 4,271,844	{ 14 3,837,355	{ 14 3,268,448	{ 14 2,795,581	{ 14 2,483,222	{ 14 2,678,496
神戸	{ 市場數 12 賣上高(円) 2,598,237	{ 12 2,433,831	{ 12 2,279,323	{ 12 2,162,234	{ 12 2,170,413	{ 11 2,200,168	{ 11 2,397,880
横濱	{ 市場數 7 賣上高(円) 687,867	{ 9 903,133	{ 10 1,182,212	{ 10 1,173,694	{ 6 934,286	{ 9 959,826	{ 6 968,368
計	{ 市場數 113 賣上高(円) 55,682,153	{ 117 53,381,745	{ 119 52,093,178	{ 123 45,586,713	{ 119 40,281,348	{ 145 37,354,694	{ 141 40,067,639

備考 1) 商工省統計表による。 2) 東京市は昭和 7 年 10 月市域を擴張。尙東京市分には東京府市場協會經營の 34 市場（昭和 8 年末現在）を含む。



因に公設市場は大正10年10月社會事業調査會の答申に成る公設市場改善要綱に  
 則り現に内務省社會局社會部に依りその設備並に經營方法に關して指導獎勵せられ  
 てゐるが、近時小賣商窮迫問題と關聯して小賣市場亦特異の意義を有するに至つた  
 事情に鑑み、該要綱を參考の爲に示せば次の如くである。

公設市場改善要綱

(1)市場は市町村をして經營せしむること但し場合に依り公益團體の經營を認むること(2)市  
 場の位置は道路運輸交通の利便ある地を選び人口に應じ之を設くること(3)市場の構造設備は  
 別紙設計圖を參考と爲さしむること(圖面省略)(4)販賣品目は主として蔬菜果實鮮魚及鹽干魚  
 肉類鶏卵等とし米穀味噌醬油砂糖芥炭其他日用品の販賣を妨げざること(5)市場は成るべく生  
 産者製造者及卸賣商人を選定して販賣せしむること(6)販賣品種に依り市場經營者に於て直營  
 と爲すを得ること(7)市町村等に於て標準價格を指示すること(8)市場物價は一般に周知せし  
 むる方法を講ずること(9)季節に依り開閉時刻を一定すること(10)公衆用秤器を備へ計量の正  
 確を期すること(11)販賣商人の指定の場合には特に資格信用等を審査し市場の信用を害するが如  
 き行爲なからしむること(12)鑑識力ある巡視員を設置し品質價格販賣行為等に付常に監督を怠  
 らざること(13)地方の狀況に依り巡回市場を開設し又は出張販賣を爲すこと(14)品質の鑑定其  
 の他市場經營に關し關係職員の養成を爲すこと(15)市場商人の販賣價格を牽制せんとする同業  
 組合の取締を厲行すること

屠場概況 屠場は今尙明治39年4月公布の屠場法により、主として公衆衛生  
 的取締を受くるにすぎないけれども、同法亦屠場の公益性に鑑みてその公營化を助  
 長すと認められる諸規定を多分に包含し、一方中央卸賣市場法の制定と相俟つて公  
 共團體殊に市の屠場を公營するもの逐年増加の傾向を示しつつある。

經營主體別屠場數

年 度	市 營	町 村 營	組 合 營	私 營	合 計
大 正 12	55	271	3	228	557
" 13	58	282	4	222	566
" 14	62	289	8	220	579
昭 和 元	62	306	8	220	596
" 2	65	313	7	222	607
" 3	67	319	20	209	615
" 4	70	327	26	197	620
" 5	71	335	25	191	622
" 6	73	339	29	188	629
" 7	76	343	33	194	646
" 8	85	343	38	211	677

備考 1)衛生局年報による。2)組合營とは畜産組合又は産業組合の經營にかかるものをいふ。

- 註 1.官報號外、昭和9年5月25日、228—229頁参照。  
 2.大阪朝日新聞、昭和10年10月30日。  
 3.伊東俊雄氏「滿洲に於ける生鮮食料品市場」による。  
 4.内務省社會局福利課の調査による。  
 5.商工省商務局商政課の調査による。

1 中央卸賣市場

A 指定年月日及指定區域 (昭和10年5月末現在)

都 市	指定年月日	中 央 卸 賣 市 場 區 域
1 東 京 市	大正 12.12.13 昭和 5. 9.11 追加指定	東京市、(北多摩郡)砧村、千歳村
2 大 阪 市	大正 12.12.13	大阪市
3 京 都 市	大正 12.12.13	京都市
4 名 古 屋 市	大正 12.12.13	名古屋市、(愛知郡)下之一色町、(西春日井郡)萩野村、庄内村、西枇杷島町
5 神 戸 市	大正 12.12.13	神戸市、(武庫郡)御影町、住吉村、魚崎町ノ内住吉川以西
6 横 濱 市	大正 12.12.13	横浜市
7 廣 島 市	昭和 5. 4.11	廣島市、(佐伯郡)五日市町、井口村、(安佐郡)長束村、山本村、祇園村、原村、(安藝郡)戸坂村、中山村、温品村、府中村、船越村、梅田町
8 福 岡 市	昭和 5. 4.11	福岡市、(糟屋郡)箱崎町、志賀島村、和白村、香椎村、多々良村、大川村、仲原村、志免村、(筑紫郡)二日市町、席田村、那珂村、大野村、水城村、春日村、安徳村、日佐村、三宅村、岩戸村、(早良郡)姪濱町、田隈村、壹岐村、殘島村
9 函 館 市	昭和 5.12.24	函館市、(上磯郡)上磯町、(龜田郡)湯ノ川村、龜田村、錢島深村、七飯村、大野村
10 長 崎 市	昭和 4.12.23	長崎市、(西彼杵郡)茂木町、土井首村、小ヶ倉村、深堀村、香換村、小樽村、福田村、式見村、西浦上村、時津村、長興村、矢上村、喜々津村、日見村、大草村、伊木力村、(北高來郡)古賀村
11 仙 臺 市	昭和 6. 1.27	仙臺市
12 吳 市	昭和 5. 4.11	吳市、(安藝郡)吾戸町、燒山村、大屋村、本庄村、(加茂郡)廣村、郷原村
13 八 幡 市	昭和 5. 4.11	八幡市、(遠賀郡)上津役村、折尾町
14 札 幌 市	昭和 5.12.24	札幌市、(札幌郡)豊平町、白石村、琴似村、藻岩村
15 靜 岡 市	昭和 4.12.23	静岡市、(安倍郡)千代田村、有度村、大谷村、長田村、服機村、賤機村、麻糺村、南葉科村、美和村、久能村、(庵原郡)西奈村、高部村
16 熊 本 市	昭和 5.12.24	熊本市、(熊野郡)一圓、(菊池郡)西合志村、(玉名郡)小天村、(下益城郡)杉合村
17 鹿 兒 島 市	昭和 5.12.24	鹿兒島市、(鹿兒島郡)中郡字村、西武田村、谷山町、伊敷村、西樓島村、東樓島村、吉野村
19 金 澤 市	昭和 4.12.23	金澤市、(石川郡)三馬村、富樫村、崎浦村、米丸村、戸板村、湯津村、鞍月村、金石村、大野町、野々市町、押野村、内川村ノ内字別所、字三小牛
20 岡 山 市	昭和 5. 4.11	岡山市、(上道郡)操陽村、三幡村、財田村、高島村、幡多村、富山村、沖田村、(御津郡)牧石村、横井村、平津村、大野村、今村、芳田村



# 1 中央卸賣市場

## A 指定年月日及指定區域 (昭和10年5月末現在)

都 市	指定年月日	中央卸賣市場區域
21 横須賀市	昭和 6. 9.21	横須賀市、(三浦郡)田浦町、衣笠村、浦賀町、久里濱村
22 豊橋市	昭和 4.12.23	豊橋市、(渥美郡)二川町、(寶飯郡)前芝村、(八名郡)石巻村
23 小樽市	昭和 5.12.24	小樽市、(高島郡)高島町、(余市郡)余市町、赤井川村、大江村、(忍路郡)鹽谷村、(小樽郡)朝里村
24 佐世保市	昭和 4.12.23	佐世保市、(東彼杵郡)早岐町、(北松浦郡)柚木村、大野村、皆瀬村、中里村、山口村
26 新潟市	昭和 5. 4.11	新潟市、(中蒲原郡)大形村、石山村、龜田町、曾野木村、烏屋野村、大江山村、(西蒲原郡)坂井輪村、黒崎村ノ内大字寺地、大字立佛、大字鳥原、大字金巻、(北蒲原郡)松ヶ崎濱村ノ内字下山
27 堺市	昭和 4.12.23	堺市、(泉北郡)五箇莊村、百舌鳥村、踞尾村、鳳町、神石村、濱寺町、高石町、(南河内郡)金岡村
29 濱松市	昭和 4.12.23	濱松市、(濱名郡)曳馬村、蒲村、飯田村、芳川村、白鷗村、新津村、可美村、入野村、富塚村、和田村、長上村、河輪村、五島村
30 岐阜市	昭和 4.12.23	岐阜市、(稲葉郡)加納町、厚見村、北長森村、鳥村、南長森村、那加村、西部村、三里村、市橋村、饒島村、鷺山村、木田村、則武村、常盤村、(羽島郡)八鶴村、上羽栗村、下羽栗村
31 門司市	昭和 5. 4.11	門司市、(企救郡)松ヶ江村
32 高知市	昭和 4.10. 8	高知市、(土佐郡)朝倉村、鴨田村、初月村、秦村、一宮村、布師田村、(長岡郡)大津村、高須村、五臺山村、三里村、(吾川郡)浦戸村、御壘瀨村、長濱村
35 徳島市	昭和 5. 4.11	徳島市、(名東郡)八萬村、加茂名村、加茂村
36 前橋市	昭和 4.12.23	前橋市、(勢多郡)南橋村、桂萱村、木瀬村、上川淵村、(群馬郡)東村、元惣社村、惣社町
37 久留米市	昭和 9. 9.29	久留米市、(三井郡)宮陣村、合川村、御井村、高良内村、上津荒木村、山川村、弓削村、小郡村、味坂村、(三瀬郡)荒木村、大善寺村、安武村、(佐賀縣三養基郡)北茂安村、旭村、鳥栖村、基里村
39 旭川市	昭和 6. 9.21	旭川市、(上川郡)永山村、神樂村、東旭川村、東鷹栖村、神居村、鷹栖村、江丹別村、東川村、比布村、富麻村
40 松山市	昭和 6. 1.27	松山市、(温泉郡)道後湯ノ町、三津濱町、新濱村、桑原村、味生村
43 宇都宮市	昭和 5.12.24	宇都宮市、(河内郡)平石村、横川村、雀宮村、委川村、城山村、豊郷村、瑞穂野村、古里村、國本村
57 大津市	昭和 9.10.12	大津市、(滋賀郡)坂本村、下坂本村、雄琴村、堅田町、(栗太郡)大石村、下田上村、大寶村、物部村、常盤村、笠縫村、山田村、草津町、老上村、瀬田町、志津村、治田村、(野洲郡)守山町、小津村、玉津村、河西村、速野村、野洲町
90 飯塚市	昭和 9.11. 8	飯塚市、(嘉穂郡)二瀬町、幸袋町、穂波村、桂川村、稻築村、庄内村

# 1 中央卸賣市場

## B 規模及卸賣人 (昭和10年5月末現在)

名 稱	開設認可年月日	業務規定認可	建設費 (千円)	部 別	卸 賣 人	
					人 名	資本金 (千円) 卸賣業務開始日
東京市中央卸賣市場				鮮魚部	東京淡水魚株式會社	200 10. 2.11
築地本場	昭 6. 6.17	昭 9.11.13	15,000	青果部	東京中央青果株式會社	3,171.5 "
				鳥卵部	昭和青果株式會社	1,000 10. 2.20
神田分場	昭 9.10.15		4,876.096	青果部	京橋日東青果株式會社	698.3 10. 2.11
				青果部	東京中央漬物株式會社	320 "
江東分場	昭 9.10.15		1,523.904	青果部	東京中央青果株式會社	100 "
				青果部	東京食鳥株式會社	9,000 10. 2.20
住原分場	昭 10. 3. 6		3,500	青果部	神田青果株式會社	3,500 "
				青果部	東京青果株式會社	2,400 "
淀橋分場	"		3,500	青果部	東京青果株式會社	200 "
				青果部	日本青果株式會社	1,750 "
足立分場	"		3,500	青果部	江東青果株式會社	2,000 "
				青果部		
大阪市中央卸賣市場	大 14. 3.25	昭 3.10.26	18,000	鮮魚部	大阪魚株式會社	17,000 6.11.11
				鮮魚部	大阪淡水魚介株式會社	650 "
京都市中央卸賣市場	大 14. 6. 2	昭 2.12. 3	4,200	鮮魚部	大阪海産物株式會社	10,518 "
				鮮魚部	大阪青果株式會社	14,180 "
神戸市中央卸賣市場	昭 2. 3.31	昭 7.12.14	5,750	鮮魚部	大阪漬物株式會社	200 "
				鮮魚部	大阪乾物株式會社	2,000 "
横濱市中央卸賣市場	昭 2. 4. 6	昭 6. 1.26	4,000	鮮魚部	大阪食鳥株式會社	100 "
				鮮魚部	大阪食鳥株式會社	50 "
高知市中央卸賣市場	昭 4.12.24	昭 4.12.24	500	鮮魚部	京都生魚株式會社	4,500 2.12.11
				鮮魚部	京都鹽干魚株式會社	3,400 2.12.11
鹿兒島市中央卸賣市場	昭 10. 4.12	昭 10. 4.12	163	鮮魚部	京都青果株式會社	2,700 3. 1.16
				鮮魚部	京都遠藤 莊 毅	...
鹿兒島市中央卸賣市場	昭 10. 4.12	昭 10. 4.12	163	鮮魚部	鹿兒島魚類株式會社	800 10.11. 3
				鮮魚部	鹿兒島青果株式會社	500 "

備考 1. 商工省商政課の調査による。  
 2. 横濱市中央卸賣市場鳥卵部、高知市中央卸賣市場肉類部及鳥卵部は昭和9年4月以來廢業卸賣人目下缺員。鹿兒島中央卸賣市場は市有地を無償にて使用し、建設費は市場建築及設備費のみである。



### 1 中央卸賣市場

C 市場取扱高 (昭和9年中)

取扱品目	取扱高	東京市 中央卸賣市場	大阪市 中央卸賣市場	京都市 中央卸賣市場	神戸市 中央卸賣市場	横浜市 中央卸賣市場	高知市 中央卸賣市場
海水魚	数量(噸)	—	—	23,759,397	—	—	—
	金額(円)	—	121,323,370	7,898,456	—	22,177,518	5,418,860
淡水魚	数量(噸)	—	—	487,923	8,074,462	5,087,825	—
	金額(円)	188,412	26,416,386	184,832	—	—	1,276,454
鹽干魚	数量(噸)	—	51,920,360	13,564,968	—	—	932,531
	金額(円)	996,157	14,285,537	4,786,675	3,455,445	—	216,521
青果	数量(噸)	—	171,069,220	63,584,781	—	83,882,764	4,408,991
	金額(円)	25,827,788	17,762,557	5,468,455	7,377,635	4,686,958	366,231
漬物	数量(噸)	—	10,616,210	—	—	—	—
	金額(円)	—	815,257	—	433,341	—	—
乾物	数量(噸)	—	5,848,800	—	—	—	—
	金額(円)	—	3,008,698	—	863,347	—	—
生鳥	数量(噸)	—	—	4,763	—	318,413	—
	金額(円)	—	1,474,740	4,351	—	181,102	—
鶏卵	数量(噸)	195,148	692,349	175,055	—	—	—
	金額(円)	—	—	86,956	301,179	—	—
肉類	数量(噸)	—	—	142,945	—	—	—
	金額(円)	—	—	107,408	—	—	—
總額	数量(噸)	—	362,252,700	101,719,832	—	106,378,695	10,760,382
	金額(円)	27,207,505	62,980,784	18,537,133	20,501,809	9,955,885	1,859,206

備考 1. 東京市中央卸賣市場の分は同市場、他は商工省商政課の調査による。  
 2. 東京市中央卸賣市場取扱高は、昭和10年2月11日以降11月20日迄の取扱高。淡水魚、鹽干魚、生鳥鶏卵は各1卸賣人、青果は8青果卸賣人及2漬物卸賣人の取扱高の合計。

註 昭和9年中、東京市魚市場に於ける魚類取扱高は 268,880 噸、75,286,400 圓  
 神田・江東兩市場青果(漬物、加工品 其の他を含む)取扱高は 367,243 噸、29,234,028 圓。

### 2 公設小賣市場

(昭和10年4月1日現在)

都 市	市場 總數	敷地 總面積 (アール)	建物 總面積 (アール)	建設費 總額 (円)	市場内 店舗數	賣上 總金額 (昭和9年度) (円)	市場 經費 (昭和10年度) (円)	店舗使用 料收入 (昭和10年度) (円)
1 東京市	10	72.1	60.9	495,512	228	1,868,650	38,950	69,208
* 2 大阪市	34	191.7	134.2	762,574	450	6,345,000	—	121,920
3 京都市	54	657.4	494.3	3,645,548	1,519	23,315,363	432,304	508,421
4 名古屋市	13	105.6	58.5	413,703	360	2,328,290	24,991	38,755
5 神戸市	14	169.6	85.6	642,253	425	3,019,393	40,915	46,987
6 横浜市	11	—	—	—	271	2,397,880	64,822	53,842
7 廣島市	6	48.0	28.6	216,337	103	971,095	11,464	16,800
8 福岡市	6	28.8	19.5	120,319	58	210,425	987	1,733
9 函館市	2	23.4	18.0	63,684	62	637,179	27,519	16,932
10 長崎市	1	8.3	5.0	6,395	20	151,994	659	4,688
11 仙台市	6	32.5	30.2	256,669	111	534,835	13,095	30,570
12 八幡市	4	—	2.8	—	4	121,617	330	240
13 八幡市	1	2.3	1.0	2,296	9	10,616	71	218
14 札幌市	—	—	—	—	—	—	—	—
15 札幌市	6	43.5	26.3	40,514	125	491,689	3,478	8,947
16 静岡市	1	8.9	3.6	7,100	18	200,886	1,551	1,260
17 鹿兒島市	1	10.6	10.6	2,112	32	148,428	2,051	3,682
18 和歌山市	5	15.5	11.5	18,520	79	589,542	3,749	2,860
19 金澤市	5	19.8	9.7	40,000	72	281,401	2,895	5,190
20 岡山市	2	19.8	15.2	79,576	57	365,214	233	6,216
21 横須賀市	1	1.7	1.5	指定商人負擔	1	24,338	指定商人負擔	—
22 豊橋市	2	16.5	8.5	10,083	42	396,918	3,991	3,448
23 小樽市	1	10.3	7.6	28,102	30	112,555	439	3,446
24 佐世保市	5	22.4	18.7	48,109	50	316,733	5,614	9,412
25 川崎市	1	10.2	4.7	—	12	97,791	2,229	1,930
27 堺市	4	21.1	9.1	18,523	157	515,690	1,488	5,821
29 濱松市	4	8.0	6.8	4,280	23	191,043	758	500
31 門司市	2	25.0	19.4	50,151	80	199,977	2,366	5,961
32 高知市	3	8.5	6.0	10,380	24	225,689	1,289	2,261
33 大牟田市	1	2.9	1.0	—	2	7,800	—	—
35 徳島市	2	—	—	10,569	35	47,656	1,598	857
37 久留米市	1	7.5	4.9	19,817	56	390,093	13,353	12,833
39 旭川市	1	5.3	4.9	15,000	32	114,344	754	2,305
40 松山市	3	5.6	4.0	8,468	18	57,666	802	813

備考 1. 本會の照會に對する各市の回答による。\*印を附した市は前年度分。  
 2. 東京市設市場經費には別に償還金 77,788 圓を計上。東京市欄\*を附したるは財團法人東京府市場協會經營。同市場建設費總額は建物建設費のみ。  
 名古屋市建設費總額中には用地費、建物費、設計監督費を含み市場經費には負債償還額昭和10年度支出分元利合計 42,592 圓を含み。尚市場内店舗現在使用中のものは400軒。  
 仙台市は宮城縣社會事業協會管理に係るものにして店舗使用料収入は該協會への納金である。  
 和歌山市敷地總面積中には官有水面3.4アールを含む。熊本市は昭和10年3月31日限り船身崎公設市場を廢止。  
 横須賀市建物總面積は二階建なるも住居として使用中につき一階面積のみを表出。  
 小樽市は昭和9年3月31日4市場を、更に昭和10年4月1日1市場を夫々民間拂下となし合計5市場を廢止した。  
 川崎市市場内店舗は表記の外に理髮業1軒あり、其理髮料収入額は5,470 圓。  
 濱松市の店舗使用料収入欄500圓は社會事業指定寄附金として4市場の指定商人より寄附せるもの。  
 徳島市市場經費中には卸賣市場の分をも含む。



2 公設小賣市場 (昭和10年4月1日現在)

Table with 9 columns: 都市, 市場總數, 敷地總面積, 建物總面積, 建設費總額, 市場内店舗數, 賣上總金額, 市場經費, 店舗使用料收入. Lists various cities and their market statistics.

備考 高岡市市場は昭和8年10月本市都市計畫に伴ひ移轉の必要を生じ現在假市場にして昭和10年度臨時部市場改築費豫算16,400圓を以て改築計畫中。佐賀市は昭和10年度より公設市場廢止。明石市の市場經費は上記の外に火災保險料、建物資金償還元金及利息子を市費充當支辨。米澤市、市場經營はすべて米澤商業聯合會に一任しあり。

2 公設小賣市場 (昭和10年4月1日現在)

Table with 9 columns: 都市, 市場總數, 敷地總面積, 建物總面積, 建設費總額, 市場内店舗數, 賣上總金額, 市場經費, 店舗使用料收入. Lists various cities and their market statistics.

備考 鎌倉町市場は鎌倉農産品の小賣市場。野田町の分は何れも其開設期間は7月乃至10月の4箇月。大邱府7月21日より市場改築の爲休業したるに付賣上高は7月20日迄の分を揭示。開成府3市場中1市場は本年1月より開市。屏東市は昭和10年5月中旬より市内若松町に出張市場を開設、店舗9戸現在賣上高毎日20乃至30圓を計上。木浦府市場には市場内店舗の外に平場使用商120あり。元山府、店舗使用料收入は外に屋外使用料として3,908圓の收入あり。



3 公 營 屠 場 (昭和10年4月1日現在)

Table with columns: 都 市, 事業開始年月, 敷地(アール), 建設費(円), 屠殺能力(頭), 屠畜数(頭数, 肉量, 屠殺物總價), 屠場費(昭和10年度), 屠場使用料(昭和10年度). Rows list various cities like 東京市, 大阪市, 京都市, etc.

備考 1. 本會の照會に對する各市の回答による。 2. 都市名後に\*印を附したるは組合營。\*印なきものは市(町,村)の公營とす。 3. 東京市aは野方屠場(豚専用)bは目下建設中の芝浦屠場。後者は昭和8年8月起工同11年2月竣工予定。1日の屠殺能力牛300頭 猪30頭 馬80頭 豚1,000頭。本年8月末現在に於て全工事の72%の進捗。 大阪市,aは本津川屠場,bは今宮屠場,cは大阪市立屠場。屠殺物總價額は不明の爲何れも屠肉代價を示す。函館市,昭和9年3月21日の大火により畜類焼失の爲建設費判然せず。尙屠場費は經常費のみを掲げ事務員給与は組合事務費にて支出に付経費中に不含。現在屠場は昭和2年改築せるもの。長崎市屠場は古朽の爲新屠場建設工事中。其敷地總面積は28.69アール,建物面積9.78アール,昭和10年12月竣工の予定。仙臺市屠場は使用料の外に屠殺手数料を併せて徴収す。其の豫算本年度は7,519圓を計上。金澤市屠場は昭和4年7月7日改築したるもの,其建設費には同改築費を合算記入しあり。横須賀市屠場には別に屠場創立費として19,000圓を掲記。岐阜市,屠殺物總價額の中約22,000圓は屠畜皮價及内臓物價額。小倉市,從來使用中の屠場は改築のため,昭和8年4月以來使用停止中の處昭和10年3月改築成り目下使用中なれども統計上屠殺頭数は昭和7年度のものをも掲記。高松市,屠場建設費は昭和5年9月30日汚物浄化装置建設費92,392圓を合算掲記。

3 公 營 屠 場 (昭和10年4月1日現在)

Table with columns: 都 市, 事業開始年月, 敷地(アール), 建設費(円), 屠殺能力(頭), 屠畜数(頭数, 肉量, 屠殺物總價), 屠場費(昭和10年度), 屠場使用料(昭和10年度). Rows list various cities like 青森市, 旭川市, 松山市, etc.

備考 高崎市,屠場料牛1頭に付120錢,馬1頭に付80錢,豚1頭に付40錢,猪1頭に付40錢 羊1頭に付40錢を徴収するの外他は本市屠肉商組合に於て一切を處理する爲屠畜肉量,屠殺物總價額は不明。 福山市,舊屠場は腐朽甚しき爲目下経費32,000圓を計上して新屠場を建築中。



3 公 營 屠 場 (昭和10年4月1日現在)

3 公 營 屠 場 (昭和10年4月1日現在)

都 市	事業開始 年 月	敷 地 總面積 (アール)	建設費 總 額 (円)	屠殺能力 (頭)	屠 畜 數 (昭和9年度總計)			屠場費 (昭和10年 度豫算) (円)	屠場使用料 收 入 (昭和10年 度豫算) (円)		
					頭數	肉量 (噸)	屠殺物總 價額 (円)				
89 纒子	市	大	9.11	19	13,785	39	3,007	30	4,056	1,491	1,746
90 飯塚	市	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
91 弘前	市	明	41.1	...	3,850	...	...	...	...	...	...
93 米深	市	大	2.1	27	6,800	20	512	52	52,918	415	692
96 鳥取	市	大	43.2	7	6,700	30	735	81	109,579	623	863
98 瀬戸	市	昭	6.4	89	6,840	10	1,490	529	81,248	364	1,317
100 熊野	市	昭	2.8	...	42,966	...	...	...	...	...	...
101 都賀	市	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
103 上田	市	昭	4.4	40	24,400	80	1,419	139	83,152	762	1,700
104 米子	市	明	44.11	19	4,650	20	483	...	...	633	721
105 鶴岡	市	昭	9.10	16	6,132	10	1,270	85	68,000	234	1,400
106 津川	市	昭	10.7	19	6,000	24	1,372	233	164,640	1,778	2,800
107 川越	市	昭	9.7	20	...	約 100	4,505	237	131,170	1,853	5,300
108 延岡	市	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
109 直松	市	明	42.8	...	8,000	...	...	...	...	...	...
110 山形	市	昭	41.10	11	1,302	3	906	...	...	562	1,700
113 帯広	市*	大	12.1	54	5,010	20	1,903	...	...	4,995	4,995
114 山口	市	大	40.	14	12,000	5	524	62	24,892	657	1,014
115 三條	市	昭	42.9	15	2,000	30	1,061	69	55,104	300	100
116 酒田	市	昭	41.1	41	8,830	25	1,112	83	46,329	780	1,490
118 海老	市	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
119 萩	市	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
120 高田	市	明	44.9	600	2,757	27	1,924	149	26,031	538	1,575
121 八幡	市	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
123 唐津	市	大	4.5	19	6,139	20	905	57	41,370	945	1,732
124 中津	市	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
125 新宮	市*	大	10.3	34	10,000	32	321	97	41,287	387	1,600
126 丸龜	市	大	42.	13	5,236	30	936	...	...	479	1,190
127 首德	市	昭	40.2	...	1,799	...	...	...	...	...	...
128 山形	市	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
<b>大 町 村</b>											
301 平野	村	昭	2.11	8	15,286	20	1,160	129	69,046	746	1,561
302 夕張	町	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
303 小笠	村	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
304 釜石	町	昭	4.9	5	2,595	20	349	24	18,227	340	370
305 穂波	村	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
306 宮内	町	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
307 川内	町	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
308 大宮	町	大	14.9	40	43,000	350	52,750	2,385	1,500,000	31,347	30,280
309 大橋	町	昭	6.5	4	3,115	130	5,000	699	211,081	815	1,850
312 能代	町	昭	7.7	...	3,000	...	...	...	...	...	...
313 上諏訪	町	明	2.12	8	9,850	10	1,267	38	99,902	1,006	1,351
315 彦根	町	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
316 敦賀	町	大	4.12	3	2,500	1	80	...	...	30	200
317 洲本	町	昭	6.4	12	...	22	1,007	44	120,336	785	2,100

備考 川越市屠場は川越産業株式会社經營のものを昭和9年6月30日譲受けたるもの。  
松阪市、屠場建設費には敷地代金を含まず。山口市、屠畜場建設費總額 12,000  
圓は目下新設備を成し大改築を行ひつつある豫算額。

都 市	事業開始 年 月	敷 地 總面積 (アール)	建設費 總 額 (円)	屠殺能力 (頭)	屠 畜 數 (昭和9年度總計)			屠場費 (昭和10年 度豫算) (円)	屠場使用料 收 入 (昭和10年 度豫算) (円)		
					頭數	肉量 (噸)	屠殺物總 價額 (円)				
318 野田	町	昭	9.7	11	1,050	70	2,444	102	57,052	629	600
319 坂出	町	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
320 飯田	町	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
<b>朝 鮮</b>											
501 京城	府	大	14.10	18	46,964	400	36,540	518	2,420,031	17,982	56,025
502 釜山	府	昭	10.6	36	15,780	25~75	3,294	429	201,132	5,384	10,788
503 平壤	府	昭	3.4	59	42,309	300	19,668	1,948	967,437	9,033	29,595
504 大邱	府	昭	3.4	63	22,799	55	5,613	419	283,816	5,102	9,954
505 仁川	府	昭	5.9	23	3,000	140	8,818	688	357,257	3,609	9,343
506 開城	府	昭	6.10	33	4,148	130	11,800	413	281,349	6,148	12,962
507 新義州	府	昭	10.4	33	20,000	480	7,504	309	280,619	4,485	8,809
508 咸興	府	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
509 元山	府	昭	8.12	48	8,558	110	3,980	244	170,982	2,690	5,045
510 鎮南浦	府	大	5.12	27	2,860	55	6,189	374	4,214,108	1,695	7,059
511 清津	府	昭	...	9	4,625	50	3,465	326	174,074	2,423	4,495
512 木浦	府	大	元.2	4	1,480	30	2,333	188	132,475	1,077	3,251
513 馬山	府	昭	5.12	13	2,113	30	956	84	35,244	1,456	1,736
514 群山	府	昭	7.12	43	12,355	170	3,116	215	127,612	3,434	5,449
515 全州	府	昭	13.3	27	6,600	20	1,198	145	173,450	1,400	2,338
516 光州	府	昭	7.4	17	3,000	80	3,231	273	122,356	911	4,145
517 大田	府	大	7.3	7	4,335	...	1,606	167	83,566	799	2,208
<b>臺 灣</b>											
601 臺北	市	大	10.4	173	95,452	1,070	75,103	6,217	1,985,957	...	...
602 臺北	市	明	38.4	86	23,850	300~400	33,979	2,459	821,326	6,200	33,690
603 基隆	市	昭	43.9	63	34,097	...	21,939	...	611,580	約2,500	約2,500
605 嘉義	市	昭	40.	67	15,976	400	24,963	1,906	588,014	...	...
606 臺中	市	昭	3.1	54	15,013	800	20,374	1,925	76,712	3,421	19,397
608 屏東	市	a 大	6.3	93	7,654	32	10,525	1,187	311,825	...	...
		b 明	38.10	1	200	4	1,443	113	26,646	...	...
		c 昭	10.3	1	400	2	...	...	...	...	...
		d 明	35.2	1	470	2	720	48	10,420	...	...
		e 昭	43.6	1	350	2	609	52	15,644	...	...
609 彰化	市	昭	7.5	10	...	300	15,999	5,309	478,007	4,866	13,150
<b>關 東 州</b>											
701 大連	市	a 大	15.4	189	149,330	820~4,042	69,952	10,707	...	26,216	69,310
		b 昭	2.12	85	12,109	360~1,440	25,659	4,126	...	...	...
		c 昭	2.12	27	8,701	180~720	6,127	511	...	...	...
702 旅順	市	大	6.3	65	41,780	200	4,051	261	134,800	3,793	3,746
<b>禮 太</b>											
801 大泊	町	昭	5.10	47	6,000	200	633	62	23,598	320	1,748

備考 釜山府、昭和10年度豫算 100,000圓を計上、目下新築設計中。仁川府、木浦府、  
光州府は昭和10年度に於て夫々、34千圓、20千圓及15千圓を計上し理想的  
屠畜場を新築の筈。元山府、屠場開始年月日は移築に依る現在位置の分を記す。  
臺北市屠場は州營。基隆市、本表記載基隆屠場の外大武崙屠場、深澳坑屠場、  
八計子屠場の3屠場あるも臺北州警務部所管に係る爲不明記載せず。嘉義屠  
畜場は臺南州立、屠場使用料収入は臺南州の關係につき不明。  
屏東市、aは屏東屠場、bは海豐屠場、cは崇溝屠場、dは頭前溪、eは公館屠場、  
昭和10年度屠場費豫算並に使用料収入豫算は州に於て總括的に計上せるを以て  
各屠場別の明細不明、尙屠場使用料は豚1頭に付85錢牛200錢山羊20錢の割合。  
大連市、aは市立大連屠場、bは臺山分場、cは寺兔溝分場。



## 第四回全國都市問題會議紀念特輯號の内容

都市環境及び都市自治の改善濟美問題を議題とした全國都市問題會議第四回總會の開催を機とし「都市問題」九年十月號は會議紀念特輯號として編輯せられた。盛られたる内容は下記の如くであつて、蓋し議題が何れも市政界の時弊に觸れてゐる點に於て、又その執筆者が斯界第一線の人々たる點に於て、研究者の注目に價するものであると信ずる。

特輯號發刊に就て

現代都市の本質と其の統制作用 池田 宏

地方團體の政治組織の刷新に就て 中島 賢藏

公益企業の現状と指導原理 汐見 三郎

我國官公企業行政の合理化に関する準備的一考察 竹中 龍雄

都市環境と其の改善問題に對する衛生學的批判 戸田 正三

都市空地特に生産緑地の保存に就て 田村 剛

都市緑地事業 井下 清

日本庭園の保存と都市 吉永 義信

住宅地の形態統制に就て 菱田 厚介

地域の指定とその地域の設備に就て 鈴木 和夫

名古屋都市計畫區域内に於ける工業適地に關する研究 中村 綱

市街地建築物法と土地相隣者間の法律關係 葛西 奥羽之亮

建築物の突出部に就て 井上 武

交通緩和及自動車駐車を目的とする建築線後退 遠山 正壽

『ネオン・サイン』の統制 錦田 直一

都市の噪音に就て 高田 實郎  
有本 邦太

街路幅員に關する研究 栗山 寛

循環式交通整理に就て 中村 絹次郎

都市私道の統制 伊東 五郎

都市観光事業の基礎的考察 清水 照男  
富田 滋

本文 400頁、挿込圖表 10餘、定價 1.00圓、送料 0.03圓

御申込は東京市日比谷公園 東京市政調査會へ (振替東京七一六〇九)

## XX

## 勸業

**都市經濟政策概況** 明治14年農商務省の設置を轉期としてその封建主義的殖産興業的保護干渉主義を揚棄して、漸く資本主義的自由放任主義を經濟政策の基調たらしむるに至つたこの國の産業は、その後日清、日露、歐洲等の戰爭を夫々契機として躍進的に發展し、大正の末期に至り漸く工業國たるの地歩を確立するに及んで工業と農業との利害の對立を漸く顯著ならしむるに至り、内外商業の著しき發展と相俟つて遂に大正 14 年農商務省の解體を必然的ならしめ、商工・農林兩省の分化を見るに至らしめた。もと資本活動の自由を確保することを以て原則とする自由主義經濟政策の下に在つては、國は原則として個々の經濟活動に干渉することなく、纔かに幼稚産業の保護、輸出品生産の奨励に干渉する以外は、一般に各産業部門について關係者の自助協同に委するの政策を堅持し、商工業に對しては商工會議所により、農水産業に對しては農會・水産會等によつて夫々各産業の發展に寄與せしめる一方、各個の産業については原則として郡市町村を單位とする當該産業部門關係者の自主組合を成立せしめ、其の定款・規約等に對して概ね主務大臣或は地方長官に依る認可又は許可を受けしむることによつて其の活動を總括的に監督し、一面之等組合に自動的權義を附與して其の自主統制の作用を認めると同時に他面之に租稅上・金融上の特典を與へ或は其の共同施設に對し補助・助成等の優遇をなす等の方法を講じてきた。即ち商工業に對しては前記商工會議所の外、重要物産同業組合、輸出組合、工業組合、商業組合等の諸組合を認むる外、特殊のものとして酒造組合、各種蠶絲業關係組合、茶業組合等を結成せしめ、原始産業に對しては農會、水産會等の活動に俟つ外、例へば産業組合、農事實行組合、畜産組合、牧野組合、水産組合、漁業組合等の諸組合を法認することにより夫々産業自治の成果を期待してきたのである。



乍然之等産業團體に對しては第一次的監督の權は殆ど地方長官にのみ存し、市は所謂六大都市と雖も産業團體に對し法規上殆ど關係を有せず、いはば産業自治は下級地方團體の自治とは全く獨立に遂行せられてゐる一方、市は度量衡の取締につき市長に於て地方長官を補助し又は代つて之を執行するの權限を與へられてゐる外殆ど産業行政上法的權能を有せず、從來自己の境域内に於ける産業に對し法上殆ど關與の權を有し得なかつたのである。乍然主として商工業の基礎の上に立つ都市が自らの内部に於ける商工業の發展と沒交渉に在ることは許さるべくもない。然も商工會議所は其の議員選舉及被選舉資格の點より、特に大都市に於ては、中小商工業者とは稍縁遠き存在となりつつある一方、中小商工業者は其の存在の理由を十分に検討せらるることを俟たずして既に其の沒落を云爲せられる程に窮迫を告げてきたため、急かに、大都市は勿論中小都市と雖も之を關係業者の自治並に國・府縣等の政策にのみ委することを許されず、意識的にも中小商工業者を對象として市自らの政策を講じねばならなくなつてきた。かくて今や都市經濟政策は中小商工業の保護助成に於てその意義を有するに至つてゐる。

尤も都市は本來生産者の集合地であると同時に消費者の團體であるため、生産政策に於けると同時にその消費政策に於て都市自體の活動は意義づけられ、我國に於ても既に歐洲大戰後の物價騰貴を契機として都市の消費經濟政策は頗る進展し、公設小賣市場の經營、中央卸賣市場或は屠場の市營等見るべきものがある。然し之等については便宜本年鑑市場・屠場篇に於て單獨に叙説することとし、本篇に於ては専ら生産助長政策にのみ限定する。

**産業行政機關** 内地都市は何れも、局、部、課又は係（掛）等何等かの獨立産業行政機關を設置して、産業の調査及紹介、商工農水産業等の助長獎勵、市場の經營・監督、度量衡の指導・取締、其の他産業關係の諸事項を取扱ひつつあるが、殊に六大都市に在つては、横濱市の勸業課（庶務係、經理係、産業統計係、發明並商工相談係、度量衡係、小賣市場係）單一の制度を除いては其の機關も極めて複雑し、職員亦多數を擁してゐる。即ち東京市に於ては産業局の下に庶務課（庶務掛、調査掛）、商工課（勸業掛、金融掛、小賣市場掛、商工相談所、新京出張所、天津出張所、雄基出張所）、農漁課（農務掛、水産掛、畜産掛）、權度課（指導掛、取締掛）の4課10掛、1相談所、3出張所の外、別に尤大なる中央卸賣市場の獨立的存在あり、大阪市は産業部の下に庶務課（庶務係、統計係）、貿易課（貿易係、觀光係）、小賣市場課（經營係、監督係）、

の3課6係を有する外、別に廢として中央卸賣市場並に工業研究所を有し、京都市は産業部の下に商工、農林、市場、觀光の4課を、名古屋市亦産業部の下に商工、殖産、市場の3課及び奉天名古屋商品紹介所並に天津名古屋商品紹介所の特別機關を有し、神戸市は商工課の下に庶務、産業、畜産、山林、調査、度量衡の6係並に奉天出張所を、又市場課の下に公設市場及中央卸賣市場の2係を分屬せしめる等夫々各市の産業的特色に應じて産業行政の機關を整備してゐる。

六大都市を除く人口6萬以上の内地都市に就いて觀るに、産業課、勸業課或は經濟課等獨立の1課を有せず、庶務課、事業課、社會課或は稅務課等の一部として産業係を有するにすぎざる市は僅かに横須賀、門司、前橋、宇都宮、桐生、水戸、高崎、清水、室蘭等の若干都市にすぎず、仙臺市は産業部（商工課、農林課）を、静岡市は商工、農務の2課を有し、西宮市は産業衛生課中に勸業及觀光の兩係を設け、高松市は勸業社會課、下關市は港灣産業課を有してゐる。之に對し人口6萬以下の都市にして獨立の「課」を有するもの相當多く、その市名を列擧すれば次の如くである。

福山市、高岡市、宇治山田市、奈良市、四日市市、千葉市、今治市、松江市、佐賀市、沼津市、一宮市、川口市、若松市（福島）、米澤市、浦和市、大垣市、明石市、米子市、延岡市、直方市、平塚市、石巻市、山口市、三條市、酒田市、高田市、倉敷市、八幡濱市、尾道市、唐津市

**産業調査施設** 市はその産業行政の基礎資料を得るため、且又關係者の便に供せんがため各種産業の調査及統計を作成してゐるが、之等は概ね市政一斑、市勢要覽、産業要覽、勸業施設一覽、統計書等の形式に依り定期刊行物として又は随時に公表せられるのが一般である。大都市中には産業行政の事務報告を兼ね特に市内生産販賣業者に便せんがため月刊、週刊等の機關誌を發刊するものあり、例へば東京市に於ては本年7月以來毎月發行の「東京市産業時報」あり、大阪市には月刊の「東洋貿易研究」及週刊の「東洋貿易時報」あり、名古屋市は毎月1回「貨物集散統計月報」を發刊する外、「産業調査資料」を月3回、「貿易情報」を月2回發行し、神戸市亦毎月2回宛「産業通信」を發行してゐる。

市の特別調査として最近特に注目せらるるものには、昭和6年11月より同9年3月に互つて行はれた東京市に於ける商業調査及之に倣ひ商工省當局の援助を得て昨年度行はれた名古屋、横濱及神戸市等の商業調査があり、工業に就いては同じく商工省後援の下に行はれた昭和8年度の東京市工業調査及9年度に於ける大阪、



名古屋、神戸市等の諸調査がある。仙臺市は亦單獨に商業調査を施行して本年 8 月其の結果の速報を發表し、松本市も簡単ながら小賣商の業態調査を実施して本年 4 月之を刊行してゐる。之等諸調査の結果に就いては本年鑑「經濟」篇に其の一部を紹介敘述してゐる。

近時中小商工業の振興に關しては、商工省内に於ける小賣業改善調査委員會、日本商工會議所に於ける小賣商業振興委員會、東京商工會議所に於ける小賣商問題懇談會、東京實業組合聯合會に於ける小賣業改善研究委員會、神奈川縣經濟部に於ける中小商工業改善委員會、其の他各種の研究調査會の設置を見、其の對策について諸種の觀點より検討を經つつあるが、東京市亦本年 4 月以來市産業行政擔當助役を會長とする中小商工業振興調査會を設置して、商工省・大藏省關係課長、特銀關係課長、市産業局長其の他多數學識經驗者等を擧げて委員とし、鋭意本問題の調査研究を進めつつあり、諸他の調査委員會による研究の結果と相俟つて其の調査の成果は大いに期待せらるるところである。

**産業獎勵施設概況** 市は從來産業團體、各種組合又は協會等に對し獎勵金・補助金・助成金等を交付して、その産業活動を獎勵助成し來つたが、近時自ら商工獎勵館・商品陳列所等を設立經營して積極的に産業の發展獎勵に努め、或は博覽會・展覽會・共進會等を市自ら又は府縣或は産業諸團體と共同して主催し若くは後援助成して、その市内産業の發達、生産品の紹介に資しつつある。各市に於ける産業團體補助の概況並に昭和 9 年以降各市主催又は後援助成にかかる博覽會・展覽會・共進會等の概況は夫々本篇第 1 及第 2 表に記載の如くである。該表は何れも本會の照會に對する各市の回答に基いて作成したものであり、未回答都市相當數に上り、又得たる回答についても作表の技術上割愛するの止むを得ざるものありし等の事情に因り都市活動の全貌を明かにすることを得ないが、現在に於ける都市の産業獎勵に關する活動の一斑を窺ふには足るであらう。

**商品陳列所** 商品陳列所は「道府縣市立の商品陳列所、工業試験場及工業講習所規程」(昭和 4 年 7 月 15 日商工省令)に依り規律せらるるところであつて、從來府縣立に多く、市の經營にかゝるものは尙比較的少い。該施設は商品見本の展示並に商品及商取引に關する調査を行ふの外、商品及商取引に關する紹介、質疑應答及講話、商品の試賣、圖

圖書其の他刊行物の發行・蒐集及展覽、其の他商品の改良及商取引の改善發達を圖るに必要な事業を行ふことを得るものであり、更に必要ある場合は工業試験場の業務をも併せ營み得るため、唯に都市の産業獎勵施設たるに止らず、産業研究の施設として亦重要視せらるべきものである。市營商品陳列所の概要は下表の如くであるが、同種の内容を有する施設にして各市商工會議所、商工會或は同業組合、各種産業協會等の經營するもの亦少からず、府縣立の施設と共に之を所在都市に付き示せば次頁記載の如くである。

市設商品陳列所 (昭和 10.9 末現在)

都 市	施 設 名 稱	設立年月	敷地面積 (平方米)	建 物 延面積 (平方米)	建設費 (円)	専 任 職員數	經 費 (昭和 10) 年度決算
2 大 阪 市	産業獎勵館	大 14. 5	454	169	157,644	(備考 4)	
3 京 都 市	商品陳列館	明 42. 5	563	563	借家	5	21,139
9 函 館 市	水産陳列場 " A " B	明 11. 3	265	18	...	2	1,418
10 長 崎 市		明 16. 3	222	151	...	3	12,071
15 靜 岡 市	商工獎勵館	明 38. 7	2,433	1,603	24,500	11	22,184
16 熊 本 市	勸業館	昭 5. 4	2,374	1,065	90,000	8(女警員 50)	31,608
19 金 澤 市	觀光會館	昭 9. 12	449	786	75,000	15	12,000
27 堺 市	商品陳列所	大 4. 4	926	661	20,775	5	3,493
29 濱 松 市	商品陳列所	昭 4. 11	869	479	10,197	3	5,276
31 門 司 市	物産陳列所	昭 9. 12	198	198	借家	1(警守 6)	7,988
47 富 山 市	商品陳列所	...	...	...	...	...	...
53 岡 崎 市	南部商品陳列所	昭 6. 6	—	768	31,815	1	1,685
61 清 水 市	清水驛旅客待合所本市 特産物陳列戸棚	昭 9. 7	2	2	280	1	372
73 高 岡 市	商品陳列所	明 42. 9	6	1,587	...	7(警守 5)	11,741
83 福 島 市	商品館	昭 10. 8	...	661	...	3(女警員 14)	5,513
92 若 松 市(福島)	物産陳列館	大 10. 10	7	2,579	158,390	3(警守 4)	6,179
104 米 子 市	商品陳列場	...	1,051	698	...	1(警守 2)	1,885
105 鶴 岡 市	物産陳列場	大 4. 11	645	575	17,000	2	2,733
116 酒 田 市	物産陳列館	大 6. 4	...	192	...	1(警守 2)	1,187
507 新 潟 州 府	府立公會堂物産陳列所	...	...	...	...	...	...
511 清 津 府	物産陳列所	昭 9. 4	...	...	...	1	951
608 屏 東 市	地方工藝品紹介所	昭 10. 4	312	44	1,064	1	2,277
701 大 連 市	工業博物館	昭 2. 10	7,091	3,073	...	10	5,794

備考 1. 本回の紹介に對する各市の回答による。2. 施設名稱冠頭の市名は作表の都合上之を削除した。3. 函館市水産陳列場、Aは水産館、Bは先住民族館。4. 大阪市産業獎勵館の専任職員數及經費は同市工業研究所(別表参照)と合一。5. 旭川市は昭和 11 年度に於て商工獎勵館設置の豫定。



1) 府縣立商品陳列所の所在都市

東京市、大阪市、廣島市、福岡市、仙臺市、熊本市、鹿児島市、和歌山市、金澤市、新潟市、岐阜市、高知市、徳島市、宇都宮市、山形市、盛岡市、宮崎市、大津市、水戸市、秋田市、宇治山田市、奈良市、松江市、佐賀市、福島市、別府市、鳥取市

2) 商工會議所、商工會等經營商品陳列所名及同所在都市

京都市(京都驛前名産館)、横濱市(御大禮記念横濱市商工獎勵館)、廣島市(廣島市特産品販賣所)、札幌市(北海道物産館)、岡山市(岡山商品陳列所)、下關市(山口縣商品陳列所)、久留米市(久留米物産陳列所)、甲府市(商品陳列所)、長野市(長野縣商品陳列館)、長岡市(長岡商品陳列所)、弘前市(弘前物産館)、直方市(直方物産陳列所)、高田市(高田商品陳列所)、倉敷市(物産陳列所)、丸龜市(丸龜商品陳列所)、釧路市(釧路商工獎勵館)、八戸市(八戸物産館)、尼崎市(商品陳列所)、瀬戸市(瀬戸陶磁器陳列館)

3) 同業組合、産業協會等經營商品陳列所及所在都市

京都市(西陣織物同業組合經營、西陣織物館)、横濱市(横濱貿易協會經營、埠頭商品陳列所)、川口市(川口織物同業組合經營、川口物産陳列館)、新潟市(出品共勵會經營、新潟物産館)、唐津市(唐津旅館商業組合經營、唐津土産品陳列所)

備考 本會の照會に對する各市の回答並に東京市商工名鑑(昭和8年版)による。

尙、外地都市に於ては、前頁表記載の市(府)營の外、京城には朝鮮總督府經營の商工獎勵館、光州、大邱、釜山、平壤、咸興、元山の諸府には夫々道營の商品陳列所の設置あり、臺中、高雄、臺北、臺南、新竹等の臺灣諸都市には州立の商品陳列所あり、臺北市には外に總督府殖産局經營の商品陳列館の設置を見、大連市には南滿洲鐵道株式會社經營の滿蒙物産資源館が存在する。

産業研究指導施設 府縣市立の工業試験場は法規に依り、工業技術に關する試験

を行ふの外、原料・材料及製品の分析・試験及鑑定、工業用機械器具の檢定、工業技術に關する質疑應答、講話及傳習、工業参考品の配布、その他工業技術の改良發達を圖るに必要な事項を行ひ得るのであるが、一般に創設及その經營に多額の費用を要するためか市立の施設は極めて少く(別表参照)、多くは府縣の設立經營にかかる。乍然その目的は主として都市に於ける産業の試験研究に在るため利用の便に於ては市營施設と殆ど異るところ無き理である。現に縣立工業試験場の設置ある都市は、名古屋市、廣島市、仙臺市、秋田市、松江市、鳥取市、鶴岡市、山口市、三條市等であるが、尙東京及大阪の兩市には商工省經營の工業試験場が設置せられてゐる。特殊の産業試験場としては廣島市、新潟市、秋田市等に縣立醸造試験場の設置あり、新潟市には又縣營の木工試験場が在り、瀬戸市には商工省經營の陶磁器試験場が存在する。主として同業者の利便に供するものとして、桐生市には桐生織物同業組合の

經營にかかる染色試験の施設あり、尼崎市には尼崎肥料卸商業組合の經營する化學試験場等の設置を見るが、後者は一般化學試験の需に應じ且その指導をも行つてゐる。

工業講習所は工業に従事する者に工業に必要な講習を爲すを本則とし、外に數學・物理・化學・圖畫等の補助科目の講習、工業に關する講話、試験又は調査等をもなすことを得、工藝指導所は木工品及金屬工品の製作に關する技術を習得せんとする者のため傳習を行ふ施設であるが、之等施設は府縣立、市立共に甚だ少く、市立施設の概況は下表記載の如く、縣營にかかるものも僅かに上田市に長野縣染織講習所、高田市に新潟縣立木工指導所等の設置を見るにすぎず、尙仙臺市には商工省の經營する工藝指導所の存在を見る。

市設工業試験場・工藝指導所等(昭和10.9末現在)

都 市	施 設 名 稱	設立年月	敷地面積 (平方米)	建 物 延面積 (平方米)	建設費 (円)	専 任 職員數	經 費 (昭和10) 年度算
2 大 阪 市	工業研究所	大12.5	141	4,064	387,842	80	143,619
3 京 都 市	工業研究所 染織試験場	大 9.10	33	4	231,075	40	75,759
		大 5.10	6	4	148,652	30	97,415
11 仙 臺 市	産業研究所	昭 9.7	1,653	238	10,697	3	3,996
16 熊 本 市	商工研究所	昭 2.4	116	486	15,000	17	20,076
17 鹿 兒 島 市	製作研究所	昭 7.6	677	298	2,570	4	7,491
27 堺 市	金屬工業研究所	昭 6.10	992	496	...	4	2,389
41 甲 府 市	工業研究所	昭 7.10	2,215	704	20,421	9	14,561
45 長 野 市	工藝指導所	昭10.9	198	165	...	3	4,200
59 那 覇 市	若狭町漆器研究所	昭 7.	198	99	借家	3	511
75 奈 良 市	家内工業研究所	昭10.7	...	132	借家	1(職1名)	1,000
82 佐 賀 市	工藝講習所	昭 8.	331	165	...	2	2,000
514 郡 山 府	産業獎勵館	昭 9.12	757	539	8,400	5	6,361
606 台 中 市	工藝講習所	昭 3.5	496	291	13,540	9	5,000

備考 1. 各市の回答による。2. 施設名稱冠頭の市名は作表の都合上之を削除した。

商工相談施設概況 商工業者の指導は主として商工會議所、商工會等によつて

行はれるを通則とするが、近時市亦之と別個に夫々産業行政の擔當課に於て一般に市内業者の相談に應じその指導に當つてゐる。市立商品陳列所は法規により商取引の調査紹介、質疑應答等の業務を行ふことを得るに依り、堺市の如きは同市立商品陳列所に於て商工案内及商工相談の業務を行ひつつあるが、東京市、大阪市、名古屋市、神戸市、横濱市、金澤市、新潟市、松山市、高松市等は何れも専任の職員を有



する商工相談所、商工案内所或は商工相談係を特設し、内外商取引の紹介、商況の調査、特許・登録其の他商工関係の願書届書等の手続書式、法規、金融、意匠圖案、商店・工場の経営、度量衡等商工関係の諸事項につき相談及指導に任じ、又商工業者の需により翻譯等の事務をも取扱つてゐる。熊本市は目下商工經營相談所の設置につき計畫中にあり、清水市は特に市内商工農業者の相談指導のため農商工實習學校教諭を囑託してゐる。外地に在つては僅かに基隆市が本年5月市勸業課職員による基隆市勸業協會を設立して専ら商工相談の業務を行ひつつあるのを見るに止るもの如くである。

大都市のみにつき其の商工相談施設の概況を見るに、東京市商工相談所は所長以下8人の専任職員の外、商議員9名、専門囑託員11名を擁し、昭和10年度經費21,035圓を計上し、9年度取扱件數1,762件に及び、大阪市商工相談掛は主事以下市職員2名、圖案指導員3名を有し、10年度豫算3,650圓、9年度取扱件數3,234件を示し、名古屋市は内外取引相談所、金融相談所及工業相談所の3に分科してその總職員6名、外に専門囑託員13名を有し、10年度豫算1,380圓、9年度取扱件數1,213件に及び、神戸市商工相談係（専任職員2名）及横濱市發明並商工相談係は何れも別段に獨立の豫算の計上を見ないが、9年度取扱件數、前者は408件、後者は1,081件（自昭和8年11月至同9年12月）を示してゐる。

商工指導の施設として近時何れの都市に於ても力を致しつつあるものに、各種の産業講習會及講演會がある。本施設については昭和9年度の實績及10年度の事業豫定を各市に照會し、其の回答を一括して本篇第3表として示した。未回答都市相當ありし爲各市活動の全貌を知ることが得ないとはいへ、市の活動及各市夫々の産業指導の對象の一斑を窺ふよすがとはなり得るであらう。

**販路擴張施設概況** 内地に於ける生産物販路の擴張に關する施設として、從來主として縣或は同業者の團體による東京・大阪等大都市に於ける各地販賣斡旋所の設置多きを見たが、市營の施設としては纔かに東京市に於ける高岡市物産東京斡旋所等を挙げ得るに止るもののやうである。乍然各地に於ける見本市への参加斡旋或は市自ら巡回見本市を主催するもの近時漸く散見するに至り、市は之に依り市内生産品の販路擴張に資しつつある。

國外に於ける販路の擴張に關しては、從來政府及府縣等の積極的活動ありし外、僅かに若干大都市に於て滿鮮・支那・南洋等に於ける巡回見本市の開催、市内生産者の國際見本市への参加斡旋等を見るに止つたが、最近漸く諸都市の活動にも見るべきものあるに至つた。

現在都市の行ひつつある海外販路擴張の施設としては、國際見本市への参加斡旋、海外巡回見本市の開催・後援又は斡旋、海外市場調査員の派遣、海外に於ける貿易事務所・販賣斡旋所・駐在員の設置等であるが、之等施設の概況は夫々別表記載の如くである。

(1) 市設海外貿易事務所・海外販賣斡旋所・海外駐在員（昭和10.4現在）

都 市	名 稱	設置場所	設置年月	職 員	經 費 (円)
1 東京市	東京市産業局雄基出張所	朝鮮雄基	昭10.4	2	3,300
	" 新京 "	新京	昭10.4	2	4,650
	" 天津 "	天津	昭10.4	2	4,700
2 大阪市	大阪貿易調査所	上海	大11.7	4	11,208
	"	天津	大15.6	4	7,987
	"	大連	昭2.11	3	3,919
	"	哈爾濱	昭7.4	4	11,172
	"	錦州	昭9.7	1	4,239
3 京都市	京都物産紹介所	奉天	昭8.10	5	21,742
4 名古屋市	奉天名古屋商品紹介所	奉天	昭7.9	4	25,504
	天津 "	天津	昭10.1	3	
5 神戸市	神戸市商工課奉天出張所	奉天	昭7.7	7	8,000
7 廣島市	大連駐在廣島市商務員	大連	大14.	1	1,000
	濟南駐在 "	濟南	昭10.2	1	500
	臺灣廣島縣物産協會	臺北	昭5.7	1	1,800
	朝鮮 "	京城	昭4.	1	1,300
9 函館市	北米羅府市駐在函館市貿易通信員	羅府	昭5.6	1	各 200
	清津府駐在 "	清津	昭8.7	1	
	バタビヤ市駐在 "	バタビヤ	昭8.10	1	
	西貢駐在 "	西貢	昭7.10	1	
	マニラ市駐在 "	マニラ	昭5.7	1	
	函館市香港貿易調査所	香港	昭3.10	1	
10 長崎市	長崎縣物産販賣斡旋所	大連	昭9.12	1	1,500
15 静岡市	静岡市物産販賣滿洲斡旋所	奉天	昭9.7	1	3,310
16 熊本市	熊本縣輸出協會	大連	昭9.4	2	4,800

備考 本會の照會に對する各市の回答による。

因に市主催の海外巡回見本市は、大阪市の先鞭を附したところであつて、同市は既に大正13年12月上海に其の第1回見本市を開催し、爾來引續き毎年各地に巡回見本市を主催又



は後授しつつあるが、上海見本市は既に5回、天津見本市1回を主催せる外、既に南洋旅商班2回、印度、東阿、埃及近東、比律賓、中南米各旅商班各1回を後授し、又昭和5年以降毎年7月滿洲見本市の開催を後授し、大阪市に於ける各種雜貨の販路擴張に努めつつある。同市は亦夙に海外市場の調査にも意を用ひ、大正15年7月第1回南洋事情調査員を派遣せるを初めとしてその後毎年市職員を含める若干の視察員を南洋、印度、東阿、近東、中南米の諸地方に順次派遣し海外の事情調査に當らしめてゐる。

名古屋市亦從來同市生産品の海外販路擴張に留意し、海外巡回見本市の如きも、別表記載の昭和9年度に先立つ昭和8年度のみに於ても滿洲見本市への幹旋、北支見本市、阿弗利加見本市、中南米巡回見本市(2班)を他團體と共同主催又後授し、その取引額に於ても毎度優秀なる成績を擧げつつある。

(2) 各市派遣海外市場調査員 (昭和9年以降)

都 市	派 遣 地	派 遣 年 月	派 遣 員	經 費 (円)
1 東 京 市	哈爾濱	昭 9. 1	事務囑託 1	...
	上 海	昭 9. 5	" 1	...
2 大 阪 市	中南米	昭 9.10—	...	...
4 名 古 屋 市	近東市場	昭 10. 9	3	18,450
7 廣 島 市	青島、濟南	昭 9. 7	8	400
19 金 澤 市	滿洲、北鮮地方	9. 9— 9.10	9	1,250
	滿洲、北鮮、臺灣地方	10.10	15	3,500
26 新 潟 市	滿洲、朝鮮	9.	(市會議員)	(1人約) 150
31 門 司 市	大連、奉天、哈爾濱	昭 10. 7	1	(補給旅費)60
32 高 知 市	滿洲國	昭 10. 4	1	296
35 德 島 市	滿蒙地方	昭 7. 4	1	200
73 高 岡 市	滿洲國	...	...	...
93 米 澤 市	新京、哈爾濱	昭 10. 8	3	900
511 清 津 府	東北滿洲	昭 10. 4	5	630
	臺灣、南支那	昭 10. 4	1	300
608 屏 東 市	滿洲、朝鮮	昭 9. 9	1	50

備考 本會の照會に対する各市の回答による。

**中小商工業金融施設** 政府は從來中小商工業金融の特別施設として、中小商工業者應急資金(融通總額 5 千萬圓、融通決定昭和 3 年 1 月、貸付打切同 4 年 6 月)信用組合經由中小商工農業者に対する資金(融通總額 25 百萬圓、融通決定昭和 5 年 3 月、貸付打切同 7 年 5 月)、中小商工業者等産業資金(融通總額 6 千萬圓、融通決定昭和 6 年 12 月)の外、商業組合・工業組合・輸出組合並其の聯合會對する所謂各種組合普通事業資金、各種組合高利債借換資金(昭和 6 年度以降)、元利支拂資金(昭和 7 年度以降)等の名稱を以て、主として日本興業銀行、日本勸業銀行、農

(3) 市主催・幹旋又は後授・海外巡回見本市 (昭和9年以降)

都 市	名 稱	主 催・幹 旋 又は 後 授	開 催 地	開 催 年 月	参 加 者 (人)	取 引 額 (円)
1 東 京 市	東京優良商品見本展示會	東京滿蒙輸出組合と共同主催	新京	自10.10 至11. 3	...	...
2 大 阪 市	第5回滿洲見本市 第6回 "	後授 "	大連、奉天 大連、奉天、哈爾濱	9. 7 10. 7	100 40	...
3 京 都 市	第3回 滿洲 巡回商品見本市 第5回南洋見本市 第6回 "	主催 "	奉天、新京、哈爾濱 吉林、清津 臺北、高雄、マニラ、香港 香港、新嘉坡、盤谷	9. 6 9.10 10. 9	8 8 5	25,000 75,000
4 名 古 屋 市	滿洲見本市 熱河 " 中南米巡回見本市 濠洲見本市 支那 "	後授(滿洲輸入組合主催) 共同主催 "	大連、奉天、天津 錦縣、朝陽、承德 錫林、其他 上海、香港	9. 7 9.10 9. 9 10. 3 10. 9	41 1 3 8 20	590,000 300,000 270,000
5 神 戸 市	第3回 滿洲 巡回見本市	主催	新京、奉天、哈爾濱	10. 4	21	70,000
10 長 崎 市	滿洲見本市	"	大連、奉天	10. 9	17	50,000
19 金 澤 市	"	幹旋(滿洲輸入組合主催)	大連、奉天、哈爾濱	自10. 7 至10. 8	14	80,000
	石川縣特産品滿洲見本市	石川縣と共同主催	新京、奉天、哈爾濱	自10. 7 至10. 8	7	10,000
20 岡 山 市	南鮮巡回見本市	岡山商工會議所と共同主催	靈水、順天、光州、公州、京城	10.10	20	...
22 豊 橋 市	鮮滿見本市 名古屋濠洲見本市	幹旋 "	龍井 メルボルン、シドニー、其他	9. 8 10. 3	1 1	...
26 新 潟 市	第5回滿洲見本市 新潟物産宣傳會	" 縣・市・會議所共同主催	大連、奉天 大連	9. 7 9. 4	...	5,000
	"	"	京城	9.11	...	4,000
73 高 岡 市	滿鮮巡回見本市 " 滿洲見本市 國際見本市	後授 " 幹旋(滿洲輸入組合主催) 幹旋 "	滿鮮各地 奉天、哈爾濱 巴里 ライプツヒ	9. 9 10. 5 自10. 7 至10. 9 10. 5 10. 3	7 7 30	40,000 52,000
85 一 宮 市	滿鮮旅商團	後授(一宮織物商業組合主催)	京城、新京、哈爾濱 奉天	10. 6	6	120,000
120 高 田 市	第5回滿洲見本市	幹旋(新潟縣主催)	大連、奉天	9. 7	1	1,800
126 丸 龜 市	滿洲見本市	幹旋(香川縣主催)	滿洲	10. 4	1	...

備考 1. 各市の回答による。2. 参加者及取引額は各市よりの参加者及當該参加者の取引額。



工銀行、若くは北海道拓殖銀行等を通じて、府縣、市町村、各種組合を經由し又は直接に中小商工業者又は其の組合に對して低利の資金を融通せしめ來つたが、中小商工業者への金融は擔保其の他の條件により兎角圓滑を缺くの實情に鑑み、一層この種金融の圓滑を圖るため昭和7年8月、道府縣又は六大都市商工業資金融通損失補償制度を設け、各府縣又は六大都市に對し之が實施を勸奨した結果、現に商工省並大藏省の承認を得て本制度を實施せるものは、東京・京都・名古屋・横濱の4市及26府縣に達してゐる。

本制度の下に補償せられる資金は、中小商工業者等産業資金、各種組合普通事業資金並に前記資金と同一の用途に供せられる金融機關の自己資金であつて、之等資金を、無擔保貸付又は擔保物の價額小なるときは原則として確實なる保證人2名以上を立つること、年賦又は月賦償還の場合は5年以内(1年以内の据置期間を含む)、定期償還の場合は2年以内の貸付期限を附すること、損失の補償は各金融機關毎に貸付總額の2割を限度とし其の總損失額の9割以内とすること等諸種の條件の下に、(イ)預金部資金については同一市町村内に引續き1年以上居住し現に商工業を営む世帯主、(ロ)金融機關の自己資金については右の外工業組合、輸出組合、商業組合、産業組合並同一市町村内に於て引續き1年以上營業しつつある会社に限り融通し、貸付期限經過後1年を経過するも尙借受人が辨済を爲さざるとき、地方長官は金融機關の申請に依り之を調査し、その被れる損失に對し、補償審査委員會の議を経て補償金を決定し交付するの仕組である。

昭和10年6月現在に於ける政府承認の貸付資金額は、全國總計81,935,480圓に及び、市としては東京市7,500,000圓(7年10月28日付)、京都市3,000,000圓(7年11月1日付)、名古屋市5,000,000圓(7年11月11日付)、横濱市3,000,000圓(7年11月11日付)が夫々承認せられ、其の實施期間は各都市何れも3年とせられてゐる。尙京都市は外に昨年9月の風水害復興のため特に實施期間半年の貸付資金1,800,000圓を同年11月6日付承認せられてゐる。

昭和10年1月末現在に於て本制度に依る實際貸付額の全國累計は別表(1)の如く、4市の補償貸付額を資金種別により示せば別表(2)の如くである。

中小商工業金融については近時産業組合中央金庫に倣ひ、商工中央金庫設置の要望高く、第67議會に於ても重要な政治問題となつたが、本年11月に至つて漸く該金庫の具體案成り、出資總額を500萬圓とし、政府民間各其の半を出資すること、事業資金として拂込出資額の10倍を限度として商工債券を發行することを得る外預金

(1) 損失補償制度に依る中小商工業資金貸付總額 (昭和10.1末現在)

資金名	一般中小商工業資金關係分貸付額 (円)	風水害復興資金關係分貸付額 (円)	合計 (円)
中小商工業者等産業資金	10,650,622	480,500	11,131,122
工業組合普通事業資金	242,150	—	242,150
商業組合普通事業資金	22,000	—	22,000
金融機關の自己資金	8,487,424	2,204,529	10,691,953
合計	19,402,196	2,685,029	22,087,225

備考 商工省の調査による。

(2) 市補償中小商工業資金貸付額 (昭和10.1末現在)

都市	資金種別	經由機關					計 (円)
		興業銀行	勸業銀行	農工銀行	普通銀行	信用組合	
東京市	産業資金	638,647	—	—	—	971,289	1,609,936
	自己資金	10,100	—	—	—	150,220	160,320
京都市	産業資金	—	—	—	—	33,000	33,000
	自己資金	10,800	2,500	—	30,680	2,000	45,980
名古屋市	産業資金	—	12,500	—	—	271,519	284,019
	工業組合普通事業資金	—	—	—	—	—	152,150
	自己資金	—	—	—	743,987	814,579	1,558,566
横濱市	産業資金	70,400	—	59,800	—	501,387	631,587

備考 1. 商工省の調査による。2. 産業資金は中小商工業者等産業資金、自己資金は金融機關の自己資金の略。3. 京都市は外に風水害復興資金關係損失補償制度による貸付として金融機關の自己資金によるもの總額91,150圓(興銀25,000圓、勸銀54,100圓、普通銀行12,050圓)を補償貸付けてゐる。

部の低資融通を仰ぐこと、中央金庫の業務は日本興業銀行之を兼行すること等大體その要綱を得、來議會には提出を見るであらうと傳へられてゐる。



1 各市産業團體補助 (昭和10年度豫算)

Table with 4 columns: 都市, 團體名, 補助額 (円), 都市, 團體名, 補助額 (円). Lists various industry groups and their subsidies across cities like Tokyo, Osaka, Kyoto, and others.

備考 本會の照合に對する各市の回答に據り、大體、(1) 商工團體(商工會議所、商工會、實業聯合會、商店聯盟等)、(2) 商工業關係組合(同業組合、輸出組合、工業組合、商業組合、酒造組合等)、(3) 産業組合、(4) 市農會、(5) 其の他の農業關係組合(農產物出荷組合、農事改良組合、煙草耕作組合、園藝組合、畜産組合、養蠶・養鶏・養豚組合等)、(6) 水産業關係組合(水産會、漁業組合、水産組合、養魚組合等)、(7) 各種勸業協會(出品協會、觀光協會、發明・副業獎勵、能率研究の協會等)、(8) 其の他、の順序に排列した。

1 各市産業團體補助 (昭和10年度豫算)

Table with 4 columns: 都市, 團體名, 補助額 (円), 都市, 團體名, 補助額 (円). Lists various industry groups and their subsidies across cities like Kanazawa, Niigata, and others.



1 各市産業團體補助 (昭和10年度豫算)

Table with 6 columns: 都市, 團體名, 補助額 (円), 都市, 團體名, 補助額 (円). Lists various industry groups and their subsidies across cities like 佐世保市, 川崎市, 新潟市, etc.

1 各市産業團體補助 (昭和10年度豫算)

Table with 6 columns: 都市, 團體名, 補助額 (円), 都市, 團體名, 補助額 (円). Lists various industry groups and their subsidies across cities like 高松市, 西宮市, 長野市, etc.



1 各市産業團體補助 (昭和10年度豫算)

Table with 5 columns: 都市, 團體名, 補助額 (円), 都市, 團體名, 補助額 (円). Lists various municipalities and their industry groups with corresponding subsidy amounts.

1 各市産業團體補助 (昭和10年度豫算)

Table with 5 columns: 都市, 團體名, 補助額 (円), 都市, 團體名, 補助額 (円). Lists various municipalities and their industry groups with corresponding subsidy amounts.



1 各市産業團體補助 (昭和10年度豫算)

都市	團體名	補助額 (円)	都市	團體名	補助額 (円)	
97 大垣市 (續)	市農會	2,000	114 山口市	石卷市牡鹿郡水產會	200	
	農業倉庫建設費	100		山口商工會	630	
	水產會	70		市農會	630	
	商品祭協賛助成費	500		115 三條市	三條金物同業組合	1,000
	商工業各種組合	150			市農會	800
	輸出入關稅物檢査出張所建設費補助	600		三條市養蠶實行組合	30	
102 岸和田市	岸和田商工會	300	116 酒田市	酒田捐物業組合	150	
	市農會	400		酒田漆器業組合	150	
	岸和田市漁業組合	150		酒田農物業組合	150	
	津田川下流水利組合	200		市農會	1,050	
103 上田市	上田商工會議所	1,300	117 倉敷市	鮎海郡龍馬會	400	
	産組上田市部會	350		物産陳列館出品人協會	200	
	市農會	1,930		水路教導所	250	
	上田市養蠶業組合	500		119 萩市	萩商工會	750
104 米子市	米子商工會議所	500	萩實業會		2,000	
	米子商工會議所建築費	1,000	萩特産移出組合		300	
	竹林組合	50	萩夏蜜柑販賣購買組合		200	
	市農會	500	市農會		1,520	
	米子養蠶實行組合	150	松本川漁業組合		50	
	水產會	100	萩史蹟遺蹟大博覽會協賛會		2,500	
	赤貝養殖	100	町西和牛共進會協賛會		200	
米子副業斡旋所	300	120 高田市	高田スキ一業組合		500	
105 鶴岡市	羽前輸出機物同業組合		200		高田家具建具業組合	100
	鶴岡輸出機物工業組合		400		高田漆工會	100
	市農會		1,000		市農會	400
	鶴岡市蠶業組合	50	122 尾道市	尾道菓子商組合	25	
107 川越市	川越商工會	600		尾道漁業組合	200	
	川越筆筒同業組合	200		尾道遠洋延繩漁組合	100	
				尾道市養蠶業協會	300	
108 延岡市	市農會	2,500	123 唐津市	商工會議所	700	
	延岡市養蠶業組合	1,200		茶業組合	150	
	延岡市煙草耕作組合	250		農會	600	
	方財島漁業組合	430		葉煙草耕作改良團	600	
	恒富漁業組合	20				
	延岡市出荷組合聯合會	500				
110 松阪市	松阪市商工會	2,500				
	市農會	600				
111 平塚市	平塚商工會	250				
	市農會	1,000				
	須賀漁業組合	-				
112 石卷市	石卷商工會	500				
	市農會	700				

1 各市産業團體補助 (昭和10年度豫算)

都市	團體名	補助額 (円)	都市	團體名	補助額 (円)
125 新宮市	漁業組合(2組合)	300	603 基隆市	基隆製帽組合	420
	市農會	1,800		基隆水產管理信用購買利用組合	500
	126 丸龜市	丸龜商工會		1,600	基隆市畜産組合
市農會		600		社寮島漁業組合、基隆製帽業組合	1,800
	丸龜漁業組合	50		社寮島漁業組合	600
127 首里市	沖繩酒造組合	120	基隆市勸業協會	300	
	首里製紙組合	30	604 高雄市	高雄商工會	800
	市農會	160		産業組合	750
	煙草耕作組合	30		臺灣漁業組合高雄市分會	100
	首里出荷組合聯合會	45		606 臺中市	寶麟組合
朝鮮		臺中商工庶民信用組合	2,000		
501 京城府	朝鮮貿易協會	300	臺中市農業組合		600
502 釜山府	青草細工製作販賣組合	500	臺中市興農倡和會		300
	第二青草細工業組合	500	青物仲買人組合		500
	慶南蠶工作組合	500	果菜荷受組合	1,300	
	水産興業組合	500	臺中實業協會(納涼市)	1,000	
	木彫人形製作組合	500	607 新竹市	新竹商工會	2,000
	桐箱製作組合	500		新竹州水産會	500
	丸大刷毛製造組合	500		608 屏東市	屏東商工會
	土産品卸商組合	500	609 彰化市		彰化商工協會
	眞綿製造組合	500		彰化市農業組合	1,900
	水産物製造組合	500		彰化養蠶組合	100
第一女子副業組合	1,000	臺中州水産會	600		
第二女子副業組合	500				
504 大邱府	大邱商工會議所	270			
	朝鮮貿易協會	100			
506 開城府	開城商工會議所	200			
	開城府養蠶工共同組合	100			
	朝鮮貿易協會	50			
509 元山府	元山水産研究會	150			
	元山水産振興會	350			
511 清津府	清津商工會議所	50			
	朝鮮貿易協會	50			
512 木浦府	木浦農産品出荷組合	50			
514 群山府	群山商工會議所	200			
	群山沿岸貿易地帶信用組合	600			
	航路補助	1,600			
517 大田府	大德郡農會	155			

備考 釜山府補助額は全て産業獎勵貸付金(無利子)。



2 市主催又は後援・博覽

會、展覽會、共進會等 (昭和9年及10年)

都 市	名 稱	主 催 者	開 催 地
1 京 京 市	國際産業觀光博	長崎市	長崎市
	北海道工業振興共	札幌市	札幌市
	國防と産業大博	吳市	吳市
	新興熊本大博	熊本市	熊本市
	復興記念横濱大博	横濱市	横濱市
2 大 阪 市	日本萬國博	東京市外9團體	東京市横濱市
	大阪府工藝展	府工藝協會	大 阪 市
	工業大博	日本工業新聞社	"
	中南米展	大阪府立貿易館	"
	國際産業觀光博	長崎市	長崎市
	全國工藝博	岡山市	岡山市
	國産振興家庭博	倉敷市、同商工會議所	倉敷市
	新興熊本大博	熊本市	熊本市
	復興記念横濱大博	横濱市	横濱市
	國防と産業大博	吳市	吳市
3 京 都 市	近畿聯合輸出工藝作品展	近畿六府縣及市	京 都 市
	大阪府産業工藝博	大阪府市商工會、同商工會議所、大阪府工業協會、大阪府工務協會	大 阪 市
4 名 古 屋 市	大衆向工藝品展	京 都 市	京 都 市
	第6回愛知縣種牛共	愛知縣畜産組合聯合會	名 古 屋 市
5 神 戸 市	第21回商工省工藝展	商 工 省	"
	第22回商工省工藝展	商 工 省	"
	名古屋汎太平洋平和博	名古屋市	"
	兵庫縣貿易展	神 戸 市	神 戸 市
	復興記念横濱大博	横濱市	横濱市
	門司市優良物産陳	門 司 市	門 司 市
	國防と産業大博	吳 市	吳 市
	新興熊本大博	熊 本 市	熊 本 市
	蕨史蹟産業博	蕨 市	蕨 市
	名古屋市全國特産陳	名 古 屋 市	名 古 屋 市
6 横 濱 市	神戶市觀光博	神 戸 市	神 戸 市
	復興記念横濱大博	横濱市	横濱市
7 廣 島 市	特許法施行五十年記念發明展	廣島發明協會	廣 島 市
	廣島市乳牛品	廣島市畜産組合	"
10 長 崎 市	廣島酒造組合廣島市部	廣島酒造組合	"
	清 酒 品	廣島市	"
11 仙 臺 市	國際産業觀光博	長崎市	長崎市
	第3回工産品競技會並全國名産品展	仙臺市、仙臺實業組合聯合會	仙 臺 市
12 吳 市	第10回全國菓子大博	仙臺菓子商組合	"
	落祖會三百年祭記念産業觀光博	仙臺博覽會協會	"
15 靜 岡 市	國防と産業大博	吳 市	吳 市
	養豚共	靜岡市、靜岡市農會	靜 岡 市
	靜岡縣種豚役馬共	靜岡縣畜産組合聯合會	"
	養豚共	靜岡市、靜岡市農會	"
	靜岡市特産品展	靜 岡 市	"
16 熊 本 市	第4回工藝團體競技展	"	"
	輸出工藝競技作品展	"	"
16 熊 本 市	新興熊本大博	熊本市	熊本市

備考 1. 本會の照會に對する各市の回答に據り、市負擔乃至助成金、六大都市は200圓、出多額のものも本表より削除した。2. 第1欄「都市」とは博覽會、展覽會、共進會共進會、(品)は品評會、(陳)は陳列會、(展)は展覽會、(共)は及「出品人員」は出品人員並點數を示す。5. \* 印を附したるは昭和11年度以降の覽會等に於ける出品人員並點數を示す。

開催年月日	出品人員	出品點數	出 品 區 域	入場者數	市負擔乃至助成金	都 市 番 號
9. 3.25—5.23	26	1,559	全國及植民地	628,784	1,000	1
10. 7.18—8.20	20	...	北海道及全國各府縣	250,000	200	
10. 3.27—5.10	17	1,253	全國及植民地	1,168,824	1,000	
10. 3.25—5.13	27	1,253	"	1,058,172	6,000	
10. 3.26—5.24	122	14,637	"	3,229,634	20,000,000	
15. 3.15—8.31	...	...	...	...	...	
9. 5. 1—5.30	400	8,000	關 西	...	600	2
10. 4. 1—4.30	500	9,000	全 國	...	600	
10. 3.15—4. 4	...	1,000	全國及植民地	...	300	
9. 3.25—5.23	2,000	35,000	"	628,784	960	
9. 3.25—5. 8	1,000	20,000	"	...	170	
9. 4.22—5.16	800	15,000	3府15縣南洋諸島	76,297	170	
10. 3.25—5.13	2,500	36,000	全國及植民地	1,058,172	800	
10. 3.26—5.24	2,000	30,000	"	3,229,634	600	
10. 3.27—5.10	2,000	35,000	"	1,168,824	600	
9.11. 1—11. 5	400	9,000	近畿6府縣	...	150	
10. 6. 8—6.28	800	7,000	關 西	...	2,000	
10. 3. 1—3.10	368	2,294	京都市内	6,450	2,500	3
9.10.24—10.27	50	50	愛知縣下	2,530	200	4
9. 6.17—6.21	729	1,027	帝國領土	約 5,000	3,000	
10. 6.21—6.27	862	1,228	"	10,578	1,400	
12. 3.15—5.31	...	...	帝國領土委任統治地及南洋沿 岸諸國其他本市と密接な關係ある諸國	...	350,000	
10. 3.26—5.24	...	...	...	...	150	5
10. 3.26—5.24	6	...	全國及植民地	3,229,634	197	
...	6	...	...	...	195	
10. 3.27—5.10	4	...	全國及植民地	1,168,824	155	
10. 3.25—5.13	5	...	"	1,058,172	165	
10. 4. 5—5.15	6	...	全 國	...	238	
...	3	...	...	...	168	
10. 4.11—5.30	約 500	...	全 國	416,666	100,000	
10. 3.26—5.24	4,715	201,000	全國及植民地	3,229,634	130,000	6
9.11. 6—11.21	311	5,000	東京府内21府縣、朝鮮、臺灣、南洋羣島	357,000	300	7
9.11.23—11.24	13	30	廣 島 市	...	150	
10. 3.23—3.26	20	45	"	...	100	
9. 3.25—5.23	3,000	200,000	全國及植民地	628,784	94,261	10
9.11.20—11.26	301	18,271	全國都市	35,000	1,000	11
10. 5.11—5.25	3,272	10,451	全 國	1,073,726	1,500	
10. 5.12—5.31	475	26,800	"	350,000	5,000	
10. 3.27—5.10	3,807	138,269	全國及植民地	1,168,824	...	12
9.10.	55	...	靜岡市	...	165	15
9.10.	...	...	"	...	300	
10.10.	...	...	"	...	240	
19. 9.	...	...	"	...	1,500	
...	...	...	"	...	900	
...	...	...	"	...	1,300	
10. 3.25—5.13	3,500	300,000	全國及植民地	1,058,172	360,000	16

其の他の都市は100圓以上のもののみを掲ぐ。尙各市商品見本展示乃至即賣會の類は市支等を主催、後援又は助成せる都市の謂である。3. (博)は博覽會、(展)は展覽會、(共)は及「出品人員」は、主催市以外は當該市よりの出品人員並に點數を示し、主催市は當該博覽會等に於ける出品人員並點數を示す。



2 市主催又は後援博覽

會、展覽會、共進會等 (昭和9年及10年)

都 市	名 稱	主 催 者	開 催 地
19 金 澤 市	金澤市農産物品 會員試作品展	金澤市農協協會 金澤意匠圖案研究會	金 澤 市
20 岡 山 市	水産復興紀念全國名物展	岡山市、岡山市工會議所	岡 山 市
21 橫 須 賀 市	生徒創案展	橫須賀市寺岡發明協會 飯沼支部	橫 須 賀 市
22 豐 橋 市	豐橋市生產品共	豐橋市商工協會	豐 橋 市
23 小 樽 市	小樽工業品展	小樽市	小 樽 市
26 新 潟 市	北海道産業振興大博 新潟漆器競技展 全國漆器展	小樽市、同商工會議所 市及新潟漆工會 市漆器同業組合	新 潟 市
28 下 關 市	第7回中國四國10縣聯合農畜生產品展 中國四國6縣聯合工藝展 第2回下關市畜産共	山口縣 下關市及下關市牛馬畜産組合	下 關 市
30 岐 阜 市	納涼博 躍進日本大博	新愛知新聞社 岐阜市	岐 阜 市
33 大 牟 田 市	全國土產品副產品展	大牟田市	大 牟 田 市
35 德 島 市	第8回木竹製作品獎勵會	德島市	德 島 市
38 青 森 市	全國見本市並展覽 日滿興産博	青森市、青森勸業協會 旭川物産協會	青 森 市
39 旭 川 市	郷土玩具展	松山市、愛知縣品陳列所	旭 川 市
40 松 山 市	産軍共	甲府市	松 山 市
41 甲 府 市	長野縣洋服品評展	長野縣洋服組合聯合會	甲 府 市
46 松 本 市	長野縣養兔共 第10回染織圖案展 松本市特產品展	長野縣養兔組合聯合會 長野縣染織業懇談會 松本市	松 本 市
50 山 形 市	國防産業博	國民新聞社	山 形 市
53 岡 崎 市	國際産業觀光博 西31市5郡經濟更生共 全國陶磁器展 輸出向陶磁器試作品展 全國工藝博 愛知縣自力更生養蠶經營共 畜牛肥育競技會 肉牛共 岡崎工藝展	長崎市長崎西31市5郡農會 岡崎市 岡崎市、愛知縣工藝協會支部 岡崎市 愛知縣養蠶業組合 愛知縣畜産組合聯合會 岡崎市	岡 崎 市
54 盛 岡 市	北海道東北6縣工藝品展	岡崎市	盛 岡 市
59 那 珂 市	特產品	那珂市	那 珂 市
61 熊 本市	新興熊本大博	熊本市	熊 本 市
63 長 崎 市	國際産業觀光博 全國工藝博	長崎市長崎西31市5郡農會 岡崎市	長 崎 市
64 室 蘭 市	室蘭特產品展	室蘭商工會議所	室 蘭 市
65 秋 田 市	全國農産加工品展 種苗交換會協賛會	秋田商工會議所、秋田市 秋田市	秋 田 市
68 津 市	津市工藝品展	津市	津 市
69 福 山 市	全國特產品展	福山市、商工會議所	福 山 市
71 青 森 市	青森縣工産物共	青森縣、八戸市	青 森 市
73 高 岡 市	振興工藝展	高岡市	高 岡 市
75 奈 良 市	奈良漆器展 奈良市美術工藝品展	奈良漆器同業組合 奈良市出品協會	奈 良 市
79 尼 崎 市	發明獎勵展	帝國發明協會兵庫支部	東 京 市
83 福 島 市	全國土產品展 全國農産具實演展	福島市	福 島 市

開催年月日	出品人員	出品點數	出 品 區 域	入場者數	市負擔乃 至助成金	都 市 番 號
9.11.10-11.11	467	939	金澤市	1,378	300	19
9.12.2-12.6	64	431	"	13,562	250	
10.4.13-4.21	210	20,157	"	29,400	500	20
9.10.25-10.27	1,300	1,343	〔横須賀市内各小學校男女中等學校 〔青森補習學校	約 30,000	317	21
9.10.19-10.28	59	1,580	豐橋市	64,100	...	22
9.8.1-8.16	180	22,596	小樽市	39,310	1,000	23
10.8.1-8.16	200	26,802	"	55,765	1,000	
12.7.10-8.30	...	...	全國及植民地	...	800,000	
9.2.	43	212	新潟市	500	200	26
9.8.	130	2,524	全 國	2,000	150	
9.9.20-9.25	...	...	中國四國10縣	...	1,000	28
9.9.19-9.25	...	...	中國四國6縣	...	...	
9.12.18-12.19	52	53	下關市	1,200	400	
9.7.20	...	...	"	...	1,000	30
11.3.25-	...	...	"	...	800,000	
10.4.20-4.30	174	10,000	全 國	10,000	1,591	33
9.11.14-11.18	102	667	德島市一圓	5,400	650	35
10.9.21-9.23	...	...	青森縣	...	200	33
9.8.1-8.20	1,090	3,404	全國及滿洲國	184,280	2,000	39
10.6.1-6.5	300	7,000	全 國	30,000	300	40
9.10.15-10.21	...	...	甲府市	...	1,000	41
9.9.21	560	830	長野縣	12,000	200	46
9.11.21	820	1,230	"	6,200	250	
9.10.1	980	1,350	"	7,000	250	
10.5.19	3,500	45,000	松本市	75,000	5,500	
9.10.10-11.5	368	14,500	全 國	150,000	...	50
9.3.25-5.23	53	1,700	全國及植民地	628,784	500	53
9.3.10-3.14	100	2,300	西31市5郡	...	150	
9.5.15-5.21	130	500	全 國	10,000	200	
9.5.15-5.21	50	500	愛知縣	10,000	200	
9.3.25-5.8	37	500	全 國	...	500	
9.11.7-11.11	1,800	...	愛知縣	150,000	3,759	
9.12.20-12.21	...	...	"	3,000	100	
9.1.16-1.18	3	3	"	5,000	100	
9.11.16-11.25	100	500	岡崎市	...	200	
9.9.	852	3,000	北海道、東北6縣	53,250	500	54
9.12.25-12.27	40	...	那珂市一圓	3,000	150	59
10.3.25-5.13	10	191	全國及植民地	1,058,172	150	61
9.3.25-5.23	...	401	"	628,784	175	63
9.3.25-5.8	...	264	"	...	140	
...	...	...	室蘭市	...	200	64
10.11.17-11.23	...	...	"	...	400	65
10.11.17-11.23	...	...	"	...	4,000	
10.9.6	...	...	"	...	300	68
9.10.	305	50,000	全 國	100,000	1,100	69
9.11.2-11.6	713	19,373	青森縣一圓秋田縣岩手縣	29,073	400	71
11.4.15-5.15	...	...	高岡市(他市參考品)	...	34,000	73
9.5.8-5.12	25	200	奈良市内漆器同業者	25,000	150	75
9.10.4-10.9	20	220	奈良市内工藝品製作者	42,000	500	
9.11.1-11.7	30	350	"	56,000	700	
每年秋期	40	40	兵庫縣	...	100	79
9.10.16-10.18	80#	700	"	20,000	200	83
9.10.16-10.18	40	300	全 國	10,000	100	



2 市主催又は後援・博覽

都 市	名 稱	主 催 者	開 催 地
96 鳥 取 市	鳥取縣産業共	縣商工會議所聯合會	鳥 取 市
105 鶴 岡 市	全國土產品展 鶴岡・酒田聯合工藝品展	鶴岡市 鶴岡市物産協會	鶴 岡 市
110 松 阪 市	工藝品展 全國工藝品特産物即賣展	松阪市工藝協會	松 阪 市
114 山 口 市	市制五箇年記念商工生産品共 第1回山口市産産共 萩史蹟産業大博 國防と産業大博	山口市山口商工會 山口市 萩實業會 吳 市	山 口 市
116 酒 田 市	酒田工藝品展	物産陳列館出品人協會	酒 田 市
117 倉 敷 市	國産振興家庭博 更生展	倉敷市、同商工會議所 倉敷市農林更生協會、農試務部 科學研究所、倉敷市	倉 敷 市
119 萩 市	萩市物産品 萩史蹟産業大博 防長史料展	萩 市 萩實業會 萩 市	萩 市
120 高 田 市	高田工産品展 近縣6縣林産品共 高田工産品展賣	高田市 新潟縣山林會 高田市	高 田 市
123 唐 津 市	觀光と名物の會 新興熊本大博	唐津觀光協會 熊本市	唐 津 市
126 丸 龜 市	丸龜商工展	丸龜市	丸 龜 市
501 京 城 府	朝鮮工業展 京城府第2回副業展賣 京城朝鮮酒品 第1回朝鮮中部新潟酒品 始政廿五周年記念朝鮮産業博 朝鮮生産工業展 朝鮮工業資源展	社団法人朝鮮工業協會 京城府 京城朝鮮酒釀造組合 京城酒造組合 朝鮮新聞社 朝鮮商工新聞社 社団法人朝鮮工業協會	京 城 府
502 釜 山 府	釜山生產品展	釜山府	釜 山 府
504 大 邱 府	農山漁村振興副業品展 全國菓子品 大邱物産品	慶尙北道 大邱菓子商組合 大邱府商工會選出品陳列所	大 邱 府
512 木 浦 府	全鮮食料品展 工藝品展 納涼産業展	木浦府、全羅南道選出品陳列所 木浦府	木 浦 府
601 臺 北 市	始政四十周年記念臺灣博	臺灣總督府	臺 北 市
603 基 隆 市	"	"	"
604 高 雄 市	"	高雄市	高 雄 市
701 大 連 市	國防と産業大博 新興熊本大博 復興記念廣瀨大博	吳 市 熊本市 横濱市	吳 市 熊 本 市 横 濱 市
702 旅 順 市	土產品展	市商工協會	旅 順 市

會、展覽會、共進會等 (昭和9年及10年)

開催年月日	出品人員	出品點數	出 品 區 域	入場者數	市負擔乃 至助成金	都 市 番 號
10. 4.10— 4.17	1,470	8,546	鳥取縣内一圓	29,861	2,200	96
9. 9.29—10. 3	300	25,000	全 國	20,000	550	105
9. 5.22— 5.26	100	10,000	鶴岡市、酒田市	10,000	100	
10.10. 8—10.12	100	10,000	" "	...	100	
...	22	2,150	松 阪 市	6,000	100	110
...	50	5,000	全國各市	20,000	250	
9.10.15—10.29	170	2,500	山口市及附近	50,000	500	114
7.23	80	80	山 口 市	500	120	
10. 4. 5— 5.15	22	...	全 國	...	215	
10. 3.27— 5.10	5	...	全國及植民地	1,168,824	130	
9. 5.	65	5,853	酒 田 市	4,500	100	116
9.10.	86	5,786	酒田市、鶴岡市	5,200	100	
10. 5.	83	8,600	" "	4,600	100	
9. 4.22— 5.16	622	34,007	3府15縣南洋諸島	76,297	1,000	117
10. 5. 1— 5.12	150	3,800	全 國	22,237	500	
9.12. 9	850	1,248	萩 市	2,876	250	119
10. 4. 5— 5.15	946	1,596	全 國	135,820	2,000	
10. 4. 5	496	2,215	"	86,200	5,700	
9. 4.	98	2,800	高 田 市	5,000	400	120
9. 9.	820	7,832	新潟、福島、長野、富山、山形、群馬	20,000	500	
10. 9.23— 9.28	50	1,200	高 田 市	6,000	300	
10. 7. 6— 8.31	45	4,241	(限定せず)	20,000	1,280	123
10. 3.25— 5.13	23	712	全國及植民地	1,058,172	201	
9.10.11—10.15	37	3,700	丸 龜 市	21,300	150	126
9.10.12—10.21	...	1,966	全 朝 鮮	63,788	1,000	501
9. 8.25— 8.30	37	397	京城府内	28,001	506	
9.12. 2—12. 6	52	116	京城府及近部	...	150	
10. 3.28— 3.30	19	65	"	...	150	
10. 4.20— 6.10	...	...	全國及植民地	...	3,000	
10. 4. 7— 4.17	約 350	666	全 朝 鮮	約 25,000	300	
10.10.15—10.26	...	...	"	...	1,000	
9.10.17—10.22	154	2,100	釜 山 府	約 30,000	1,462	502
9. 3.23— 3.27	1,500	11,620	全 國	28,000	100	504
9. 4.14— 4.20	1,000	10,000	"	26,000	150	
10.10.11—10.23	500	6,000	"	30,000	700	
9. 5.	60	3,000	全鮮及内地	10,000	400	512
10. 3.	52	2,000	木 浦 府	3,000	110	
10. 7.	150	8,500	全鮮及内地	30,000	700	
10.10.10—11.28	...	...	全國及植民地	...	60,000	601
10.10.10—11.28	13	...	"	...	2,500	603
10.10.10	...	...	...	...	23,000	604
10. 3.27— 5.10	—	1(地圖)	全國及植民地	1,168,824	1,000	701
10. 3.25— 5.13	—	"	"	1,058,172		
10. 3.26— 5.24	—	"	"	3,229,634		
10.11. 1—11. 3	60	300	旅順管内	5,000	150	702



3 市主催産業講習會、講演會等 (昭和9年及10年度)

Table with columns: 都市, 名稱, 受講者數, 市支出, 都市, 名稱, 受講者數, 市支出. Lists various industry training and lecture events across cities like Tokyo, Kyoto, and Osaka.

備考 1. 本會の照會對する各市の回答に據り、大體市支出100圓以上のもののみを掲ぐ。 2. (演)は講演會、(座)は講座、(談)は座談會又は懇談會、(傳)は傳習會、(話)は講話會、(研)は研究會の略。上記略名を附せざるものは全て講習會。 3. \*印を附したるは昭和10年度(既催及豫定)、\*印なきは昭和9年度の實績。

3 市主催産業講習會、講演會等 (昭和9年及10年度)

Table with columns: 都市, 名稱, 受講者數, 市支出, 都市, 名稱, 受講者數, 市支出. Lists various industry training and lecture events across cities like Niigata, Kanagawa, and Chiba.



XXI

教育

既往10年間の教育界概観 我國の教育法制上明に市の領域外に置かれてあるのは師範學校及高等學校の設置經營であつて、その他は市が經營するや否やは一に各市の自由裁量に一任されて居るが、事實上に於て市が自ら經營の掌に當りつつあるものは初等教育並に實業補習教育の類を除いては、未だ甚だ小範圍に止まると言はねばならぬ。近年大都市發展の勢は寔に顯著なるものがあつて、その財力優に府縣を壓するものもあり、従つて教育施設に於ても市立の專門學校乃至大學を有する市も絶無ではないが、それは極めて稀なる異例に屬し、未だ一般的現象を以て目し得るの域に達して居ない。學校圖書館を初とする諸般の教育施設が概ね都市に集中して居ることは周知の通りであるが、その中等程度以上に屬するものの多くは國又は府縣の經營に非れば私人の經營にかかり、市の關する處は甚だ尠少である。即ち都市と教育施設就中その最も主なる部分を占むる學校施設との關聯は主として初等教育並に實業補習教育の方面に於て見るべく、中等乃至高等專門教育に就ては單にその所在地としての關係を有するに過ぎぬと言ふべきである。この意味から言へば行政主體としての都市の視角より觀たる都市教育は比較的單純であるとも言へるが、他面今後の發展に俟つべき領野の頗る大なることを思はねばならない。而して財政上の理由から大部分の都市に在つては初等教育以外に手を伸ばすことが甚しく困難なるの事實は勿論一應肯定しなければならない處ではあるが、少しく思を潛めて眼を廣く社會の全局面に注ぐときは一にも二にも財政難に藉口することの必ずしも是認せられがたきことを知り得るであらう。而して今、既往10年間に於ける都市教育界を回顧するに當り之が變遷の跡を辿るべき正確なる資料の甚だ乏しきことを憾とせざるを得ないが、茲には文部省の調査に基き主要教育施設に關する全國一般を通ずる數字を掲げてその一端を知るに資しよう。

東京市政調査會調査

第一編 都市と其生活  
第二編 都市教育の充實改造  
定價金五圓五拾錢  
書留送料貳拾七錢

都市教育の研究

略 概 容 内

總 論

第一編 近代都市と其生活

第一章 近代都市の發展

第二章 都市生活の身體に及ぼす影響

第三章 都市に於ける道徳及び其生活

第四章 都市に於ける兒童青年

第五章 市民の心理

第二編 都市教育の充實改造

第一章 教育より見たる都市の特質と其教育政策

第二章 米國都市の教育組織

第三章 一都市一施設

第四章 歐洲に於ける都市教育一斑

第五章 歐洲に於ける都市教育一斑

第六章 本邦六大都市教育組織一斑

第七章・第八章 本邦都市教育の缺陷と其改造充實策

第三編 行政制度

第一章 米國都市教育廳

第二章 歐洲及び本邦都市教育局

第三章 四章 都市教育費

第五章 都市教育充實の機關

第六章 校舍と其利用

索引——件名別  
都市名別

〔東京朝日評〕 爲政治家にも教育家にもよい参考書で、たしかに都市教育の改善を促す一種の刺戟とならう。

〔東京日日評〕 材料の豊富、言論の公正、堂々たる好著として一般に推薦したいものである。

電話二〇二・一〇二座銀話電  
番九〇六一七京東替振

會查調政市京東 團財 人法

區町麴市京東 區町麴市京東  
内國公谷比日



公學費地方團體別累年比較

年 度	北海道地方 費及府縣費 (円)	市 費 (円)	市町村學 校組合費 (円)	町 村 費 (円)	總 計 (円)
大正 13	96,740,450	69,054,306	—	207,443,774	373,238,530
" 14	96,044,130	83,913,039	—	208,745,446	388,702,615
昭和 元	109,151,851	100,195,128	46,702	231,882,461	441,276,142
" 2	111,887,548	106,493,406	138,955	241,213,420	459,733,329
" 3	113,295,483	101,832,676	61,740	256,132,052	471,321,951
" 4	114,502,616	96,687,293	79,182	235,899,221	447,168,312
" 5	111,298,987	81,642,411	71,733	213,334,298	406,347,429
" 6	106,856,178	77,676,969	87,829	197,723,655	382,344,631
" 7	97,885,783	87,580,024	89,838	199,345,796	384,901,441
" 8	100,106,129	102,318,577	87,274	202,816,370	405,328,350

備考 文部統計摘要に據る。以下同じ。

小 學 校 累 年 比 較

年 度	學 校 數				學 級 數	二部教授 學 級 數	學 齡 兒 童 數
	尋 常	尋常高等	高 等	合 計			
大正 13	8,173	17,147	165	25,485	185,517	735	10,701,665
" 14	7,822	17,478	159	25,459	189,199	597	10,758,631
昭和 元	7,548	17,787	155	25,490	193,996	490	10,942,611
" 2	7,327	18,074	145	25,546	198,916	443	11,112,373
" 3	7,186	18,271	149	25,606	203,730	396	11,298,789
" 4	7,121	18,348	157	25,626	207,940	337	11,491,662
" 5	7,114	18,397	162	25,673	210,097	311	11,717,561
" 6	7,090	18,414	161	25,665	211,030	341	12,082,253
" 7	7,097	18,442	158	25,697	215,306	...	12,471,162
" 8	7,079	18,457	166	25,702	221,515	...	12,720,331

中等以上各學校累年比較

年 度	中 學 校	高等女學校 <sup>1)</sup>	實業學校 <sup>2)</sup>	專 門 學 校	高 等 學 校	大 學
大正 13	491	746	819	82	28	32
" 14	502	805	847	85	29	34
昭和 元	518	862	903	89	31	37
" 2	532	899	927	97	31	37
" 3	546	940	962	102	31	40
" 4	555	970	1,007	106	32	46
" 5	557	975	1,026	111	32	46
" 6	558	980	1,055	111	32	46
" 7	558	963	1,078	116	32	47
" 8	554	975	1,095	117	32	45

備考 1 實科高等女學校を含む。2 實業專門學校を含む實業補習學校を除く。

圖 書 館 其 他 累 年 比 較

年 度	圖書館數	圖書冊數 (千冊)	男女青年 團 體 數	實業補習 學 校 數	同 生 徒 數	青 年 訓 練 所 數	同 生 徒 數
大正 13	3,404	7,038	...	15,054	1,025,544	—	—
" 14	3,904	7,191	...	15,316	1,051,437	—	—
昭和 元	4,337	7,623	25,766	15,300	1,130,920	15,588	891,555
" 2	4,306	8,182	27,857	15,361	1,182,024	15,753	883,607
" 3	4,490	8,592	28,338	15,297	1,181,906	15,766	843,702
" 4	4,553	9,276	28,466	15,284	1,226,835	15,787	806,454
" 5	4,609	9,636	28,427	15,248	1,277,338	15,617	794,171
" 6	4,609	10,138	28,759	15,083	1,271,971	15,550	796,132
" 7	4,686	10,563	28,678	15,091	1,270,874	15,546	835,723
" 8	4,634	10,762	28,908	15,140	1,271,530	15,576	819,968

顧るに我國が義務教育年限を4年より6年に延長したのは明治40年であるが、後更に之を延長して8年となすの議が世上に現はれてからも既に久しきに及むで居る。乍併之を學校經營の負擔に任せる市町村の側より言へば必ずしも之に應ずべき財政上の餘裕ある譯でないのみならず、連年の經濟界の不況と底止する處を知らざる人口増加の勢とは彌が上にも市町村財政に異常の重壓を加へ、特に就學兒童の激増は自ら非常なる勢を以て學級増加を要求し、學級増加は忽ちにして校舎の増築を要求せざるを得ず、増税起債相次ぐも尙足らざらんことを恐るるの状況にある。その結果は大正7年以來年々1千萬圓を支出し來りし市町村義務教育費國庫負擔金は大正12年には全面的なる法規の改正と共に一舉4千萬圓に増額せられ、爾來大正15年には7千萬圓、昭和2年には75百萬圓に増額を見、更に昭和5年には85百萬圓に増額せられ以て今日に至り茲數年間に著しき躍進を遂げたのであるが、依然として財政難は變ることなく今や教員給全額國庫負擔の要望の聲甚だ高きを傳へて居る。所謂非常時下に於て全國缺食兒童の數頗る多きを加ふると共に一部町村には小學校教員俸給未拂問題すら生じ、是等の事實はいかに町村財政窮迫の著しきかを物語るものであるが、この勢は市部と雖も對岸の火災視するを許さず之が對策には當局者の苦心少からざるものがある。乃ち政府もこの窮乏に應ぜんがため昭和7年度以降同9年度までは別に市町村立尋常小學校の經常費に對し毎年度12百萬圓を補助し、10年度に於ても9百萬圓の補助金を交付した。今や即ち市町村は教育改善の要求に耳を藉す前に、先づいかにして焦眉の急に應ずべきかに腐心せざるを得ず、寔に多事多



難の現状と言はざるを得ない。

然るに眼を放つて廣く社會の活現象を諦觀するとき、社會の要求と學校教育の授くる處とは必ずしも函蓋相合することを得ざるのみならず、時に或は甚しく懸絶せるの感なき能はざるものがある。近時漸く實際に即する教育の強く要望せられつつあることは寔に故なしとしない。高等専門教育を受けた者の大量無業状態、それにも拘らず中學校を初とする依然たる入學難、公的自覺の不充分より來る市政上の腐敗事實の如きは實に日常偶目の最も顯著なる事例の一端に過ぎないが、之を教育刷新の力に俟つべきもの隨處に在りと言つて可なりである。乍併社會教育、公民教育に關する國の施設も近年漸く多きを加へ來つたことは疑ふべからざる事實であつて、青年の心身を鍛鍊して國民たるの資質を向上せしむる目的を以て大正15年以來青年訓練所が設置せられたが、昭和10年度に於て之と實業補習學校とを統合して新に青年學校を設け益々青年教育の進展充實を期することとなつた外、軍事教育方面に於ては大正14年度より中等學校以上の學校に現役將校を配して軍事教育を行ひ來れるが如き或は昭和5、6、7年の頃より相次いで中學校、師範學校、實業學校、高等女學校に公民科を新設して公民教育の徹底を圖れるが如き、又昭和8年には圖書館令を改正して圖書館事業に劃期的躍進の機運を與へたるが如き、他面文部省には昭和6年社會教育局を新設し、昭和7年4月全國市町村に社會教育委員を設置したること等は其の主なる事實と言ふべきである。

學制改革に就ては屢次調査立案せられたが、昭和6年中學4學年以上を第一種第二種に分ち、師範學校第二部の修業年限を2年に延長したこと等部分的改正ありし以外には未だ實行の運に至らず、最近には中學修業年限短縮問題が世上の議に上つたが、是等は凡て別項所掲の如く改めて内閣審議會の議に附せられたる文教刷新に關する根本方策の究明と相俟つてその根本的解決を見ることであらう。尙文部省には昭和8年5月教育調査部新設せられ諸般の研究調査に當つて居ることも正に時代の要求を反映するものと言ふべきである。

次に最近1箇年間に於ける教育關係事項中主なるものを擧ぐれば凡そ次の如くである。

**學校建築物の災害対策** 文部省は昭和9年9月關西地方を襲へる暴風に際し學

校の蒙れる慘害の特に甚しかりし實情に鑑み、學校建築物の營繕並に保全に關する注意要綱を發し（昭和9年12月18日文部省訓令第16號）、(一)一般、(二)新築の場合、(三)既設木造校舎に分ち細密なる指示をなすと共に、新に地方學校營繕職員制（昭和9年12月28日勅令第398號）を設け、北海道地方費又は府縣費を以て道廳又は府縣に通じて學校營繕技師專任47人以内、同技手專任118人以内を置くことを得る旨定め、之をして學校營繕の監督に當らしむることとなつた。

**市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中改正** 從來この補助は時局匡救事業の一として昭和7年度より同9年度まで3箇年と定めありしを、昭和10年3月27日法律第12號を以て1年を延長し昭和10年度も補助を與ふることとし且つその貧弱市町村に對する補助率を改め、町村に對しては從來第1條の補助金の $\frac{40}{100}$ 以内を増加交付すにあつたのを $\frac{70}{100}$ 以内とし、市に對しては $\frac{7.5}{1000}$ 以内にあつたのを $\frac{5}{1000}$ 以内とした。尙從來補助金總額は毎年12百萬圓であつたが、昭和10年度に於ては3百萬圓を減じ9百萬圓となつた。

**青年學校令の公布** 久しき歴史を有する實業補習學校と大正15年度に設けられた青年訓練所を統合して單一機關となし以て青年教育の進展を圖らんとするの議は年來の懸案であつたが、愈々昭和10年4月1日勅令第41號を以て青年學校令の公布を見、同年10月までに兩者を廢して新に青年學校を設置することに定められた。青年學校の目的とする處は男女青年に對しその心身を鍛鍊し徳性を涵養すると共に、職業及實際生活に須要なる知識技能を授け以て國民たるの資質を向上せしむるに在る。蓋し小學校卒業後直に社會の實務に従事する男女青年に對して普ねく教育の機會を與ふると共に、青年教育上最も重要なる時期に於て其の教養に間隙なからしめんことを期するものである。而して此等男女青年は概ね業務の餘暇に於て修學するものであるから、學校の組織内容は通常の學校に比して著しく簡易自由を旨とし以て地方の情況、青年の境遇等に適應せしめるの用意が拂はれて居る。青年學校を設置し得るものは北海道、府縣、市町村、市町村學校組合及町村學校組合等の外、商會議所、農會其の他之に準すべき公共團體及私人である。青年學校には普通科及本科を置くを本則とするが、土地の情況に依りその一を缺くことを得、又研究科を置くことを得る。普通科の教授及訓練期間は2年で之に入學し得る者は尋常小學校卒業者又は之に相當する



素養ある者。本科の教授及訓練期間は男子5年、女子3年を原則とするも土地の情況に依り男子4年、女子2年となすことを得、之に入學し得る者は普通科修了者、高等小學校卒業生又は之に相當する素養ある者、研究科の教授及訓練期間は1年以上とし之に入學し得る者は本科卒業生又は之に相當する素養ある者とする。尙別に専修科を附置して短期間主として職業に關する特別の事項を修得せしむることが出来る。教授及訓練科目は、普通科男子は修身及公民科、普通學科、職業科、體操科（女子は外に家事及裁縫科あり）、本科男子は普通科々目中體操科を除き教練科を加へ、女子は普通科に同じ。研究科に在りては本科の教授及訓練科目に付き適宜之を定むべきも修身及公民科は之を缺くことを得ない。青年學校の設置廢止は道府縣立の學校に在りては文部大臣、其の他の學校に在りては地方長官の認可を受くることを要する。尙附則に於て本科の教授及訓練期間に付、經過的規定を設け土地の情況に依り道府縣立の學校に在りては文部大臣、其の他の學校に在りては地方長官の認可を受け當分の内之を男子に在りては2年又は3年となすことを得る。青年學校には相當員數の専任教員を置くべきの定であるが當分の内監督官廳の認可を受け之を置かざることを得る。本令施行の際現に存する公立の實業補習學校及青年訓練所は之を本令に依り設置したる青年學校と看做し、右の青年學校にして本令に依り難きものは本令施行後6月を限り仍從前の實業補習學校及青年訓練所の例に依り教育を爲すことを得と定めらる。

**文教刷新根本方策の諮問** 政府は昭和10年内閣審議會設置せらるるや、諮問第2號として「我國内外の情勢に鑑み文教を刷新するの根本方策如何」を同會の議に附し11月5日同會第6回總會を最初として引續き審議中である。右諮問の提出理由として政府の掲ぐる處は次の如くである。「方今内外の情勢に鑑みるに我國運の進展は文教の力に俟つ所愈々大なるものあり乃ち時運の趨向と社會の實情とに徴し文教諸般の施設を検討して之が刷新を圖り以て國力の伸張と文化の宣揚とに資するは寔に喫緊の要務なりと認む依て茲に學校教育の改善は固より學術の振興、社會教化の徹底等廣く文教の刷新に關する根本方策に付貴會の意見を諮ふ。」尙多年文教振興の上に貢獻する所尠からざりし文政審議會は、内閣審議會の誕生に伴ひ是等調査會整理の方針に基き廢止せられ新に文部大臣の諮問機關として學者、教育家、有識者等より成る教育調査會の設置を見ることとなつた。

**國體明徴の聲明と教學刷新評議會の設置** 第67議會に端を發したる憲法學說問題に因み政府は昭和10年8月及10月の兩回次の如き聲明を發した。

恭シク惟ミルニ。我ガ國體ハ 天孫降臨ノ際下シ賜ヘル 御神勅ニ依リ昭示セラレル所ニシテ、萬世一系ノ 天皇國ヲ統治シ給ヒ、寶祚ノ隆ハ天地ト與ニ窮ナシ。サレバ憲法發布ノ 御上諭ニ「國家統治ノ大權ハ 朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ」ト宣ヒ、憲法第一條ニハ「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」ト明示シ給フ。即チ大日本帝國統治ノ大權ハ儼トシテ 天皇ニ存スルコト明ナリ。若シ夫レ統治權ガ 天皇ニ存セズシテ 天皇ハ之ヲ行使スル爲ノ機關ナリト爲スガ如キハ、是レ全ク萬邦無比ナル我ガ國體ノ本義ヲ愆ルモノナリ。近時憲法學說ヲ繞リ國體ノ本義ニ關聯シテ兎角ノ論議ヲ見ルニ至レルハ寔ニ遺憾ニ堪ヘズ。政府ハ愈々國體ノ明徴ニ力ヲ效シ其ノ精華ヲ發揚センコトヲ期ス。乃チ茲ニ意ノ在ル所ヲ述ベテ廣ク各方面ノ協力ヲ希望ス(8月13日)。

曩ニ政府ハ國體ノ本義ニ關シ所信ヲ披瀝シ以テ國民ノ嚮フ所ヲ明ニシ愈々其精華ヲ發揚センコトヲ期シタリ抑々我國ニ於ケル統治權ノ主體カ 天皇ニマシマスコトハ我國體ノ本義ニシテ帝國臣民ノ絶對不動ノ信念ナリ帝國憲法ノ上諭並條章ノ精神亦茲ニ存スルモノト拜察ス然ルニ漫リニ外國ノ事例學說ヲ授イテ我國體ニ擬シ統治權ノ主體ハ 天皇ニマシマスシテ國家ナリトシ 天皇ハ國家ノ機關ナリトナスガ如キ所謂天皇機關說ハ神聖ナル我國體ニ戻リ其本義ヲ愆ルノ甚シキモノニシテ嚴ニ之ヲ芟除セサルヘカラス政教其他百般ノ事項總テ萬邦無比ナル我國體ノ本義ヲ基トシ其眞髓ヲ顯揚スルヲ要ス政府ハ右ノ信念ニ基キ茲ニ重ネテ意ノアルトコロヲ闡明シ以テ國體觀念ヲ愈々明徴ナラシメ其實績ヲ收ムル爲全幅ノ力ヲ效サンコトヲ期ス(10月15日)。

本問題に關し曩に文部大臣は訓令を發する處あつたが(昭和10年4月10日文部省訓令第4號)、更に11月新に有力なる學者、教育家、有識者より成る教學刷新評議會を設け國體觀念、日本精神を根本として學問、教育刷新の方途を議し、宏大にして中正なる我が國本來の道を闡明し、外來文化攝取の精神を明瞭ならしめ、文政上必要なる方針と主なる事項とを決定し以て我が國教學刷新の歩を進め、其の發展振興を圖ることになつた。その要綱次の如くである。(一)教學刷新評議會は文部大臣の諮問に應じ



て教學の刷新振興に關する重要なる事項を審議す、教學刷新評議會は上記の事項に付文部大臣に建議することを得、(二)教學刷新評議會は會長1人、委員60人以内を以て組織す、特別の事項を審議する必要があるときは臨時委員を置くことを得、(三)會長は文部大臣之に當り、委員及臨時委員は文部大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず (四)教學刷新評議會に幹事を置く文部大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず (五)教學刷新評議會に書記を置く文部大臣之を命ず。

**成人 勤勞者教育中央會の設立** 從來我國には成人勤勞大衆の教育に關する中央機關を缺いて居たが、昭和10年11月新に財團法人勤勞者教育中央會なるものの設立を見るに至つた。その趣旨とする所は君民一家の國體觀念を基として國民教化網を擴大し工場、鑛山、商店、會社の従業員並に農山漁村の成人勤勞大衆をして學藝發達の洪澤に浴せしめ圓滿なる人格の完成を期し着實穩健にして公正妥當なる公民思想を涵養すると共に、教育の實際化を圖り學問技藝の應用に意を用ひ國民大衆の生活並職業指導の實績を擧げんとするに在る。

**各市の新規事業** 昭和10年度に於ける各市の教育關係新規事業としては校舎の増改築、校地擴張の類をその最も主なるものとするが、事業種目として稍異色あるものは東京市の圖書館3館改築及び視學制度改善、教育研究調査、大阪市の明治天皇記念館建設、京都市の産前産後休養教員に對する補充教員制度の確立及び專修商業學校の創設、名古屋市の教員講習所及び實務學校の設置、松山市の學校藥劑師設置、水戸市の映畫教育研究、高崎市及び福島縣若松市の圖書館設置、津市の高等公民學校開設等を擧げることが出来る。

**學校醫設置狀況** 專任學校醫を設けあるものは回答を寄せたる内外都市126市中下記32市で、その他は概ね開業醫に囑託して校醫の事に當らしめて居る。而して下記都市は和歌山、姫路、上田、倉敷の4市を除く外は凡て專任學校醫と共に囑託開業醫を併置せるものである。

名古屋、神戸、廣島、函館、長崎、仙臺、札幌、和歌山、岡山、横須賀、豊橋、佐世保、新潟、堺、久留米、西宮、長野、姫路、岡崎、大津、室蘭、大分、四日市、鳥取、上田、倉敷、京城、釜山、大邱、高雄、新竹、大連

**社會教育及公民教育施設** 各市に於ける社會教育並に公民教育施設は圖書館、各

種講座、講演會、講習會、各種團體に對する補助、體育獎勵施設、映畫等をその主なるものとするが如くであるが、是等の事業は名目のみを以て判斷を下すことに多大の危險を感ずることは多言を要せぬ所であつて、且つこの方面に今後都市が創意を働かす分野の極めて廣大なるものあることを思はざるを得ない。



1 市(町村)立小學校

都 市	市(町村)立小 學				
	學 級 數	學級増加數	1 學級平均 兒 童 數	兒童1人當運 動場面積(坪)	經常費兒童 1人當 (円)
1 東 京 市	(1,258) 12,915	454	57	0.65	32.67
2 大 阪 市	(792) 6,507	296	* 54	0.53	26.70
3 京 都 市	2,303	68	* 49	...	32.70
4 名 古 屋 市	(177) 2,634	88	56	0.80	20.67
5 神 戸 市	(394) 2,091	56	54	0.52	28.03
6 横 濱 市	(332) 1,658	41	61	1.00	19.71
7 廣 島 市	776	27	53	1.51	19.77
8 福 岡 市	(16) 674	19	59	0.85	19.52
9 函 館 市	(349) 522	15	62	...	18.61
10 長 崎 市	526	10	61	0.70	15.47
11 仙 臺 市	549	12	...	1.16	17.06
12 吳 市	522	17	63	0.88	17.40
13 八 幡 市	(100) 471	...	...	...	17.31
14 札 幌 市	487	30	65	0.15	20.33
15 静 岡 市	(18) 569	27	* 56	1.34	20.17
16 熊 本 市	417	12	* 60	1.37	18.15
17 鹿 兒 島 市	497	1	53	1.67	18.00
18 和 歌 山 市	443	9	58	1.09	17.77
19 金 澤 市	(12) 409	12	53	0.03	22.36
20 岡 山 市	338	11	57	1.20	19.36
21 横 須 賀 市	335	8	* 62	0.79	16.57
22 豊 橋 市	352	6	57	...	18.57
23 小 樽 市	402	3	63	7.60	20.44
24 佐 世 保 市	384	15	58	0.87	18.23
25 川 崎 市	(76) 395	34	58	1.08	22.87
26 新 潟 市	366	15	55	0.81	22.57
27 堺 市	290	13	61	0.46	21.07
28 下 關 市	(2) 12	8	* 60	0.91	18.72
29 濱 松 市	(2) 280	12	67	1.03	16.09
30 岐 阜 市	330	9	52	1.34	20.93
31 門 司 市	276	7	63	1.55	21.11
32 高 知 市	214	4	* 59	0.95	16.86
33 大 牟 田 市	284	8	61	1.65	18.09
34 小 倉 市	(14) 268	12	58	1.00	19.20
35 徳 島 市	242	14	53	...	18.25
36 前 橋 市	173	...	...	...	15.25
37 久 留 米 市	223	5	59	1.33	18.98
38 青 森 市	212	9	* 63	1.60	16.66
39 旭 川 市	245	6	57	0.16	21.23
40 松 山 市	208	3	58	1.34	19.81
41 甲 府 市	218	5	60	1.72	17.48
42 高 松 市	196	3	58	0.87	18.17
43 宇 都 宮 市	231	2	66	2.55	22.31

備考・金額は昭和10年度當初豫算、その他は昭和10年度初現在とす。但し青年學校は開校  
大坂市、學級數には夜間部113を含む。京都市、青年學校は訓練所の實數、教員平均給  
1人當前橋市小學校及八幡、富山、姫路、桐生、八王子、高岡、別府、足利、都城  
市、臺中市の分は總て昭和9年度分。野田町、教員平均給59圓は本科正教員。

及 青 年 學 校

校	市(町村)立青年學校					都 市 番 號
	教員平均給 (円)	經費豫算額 (円)	校 數	生徒總數	專 任 教 員 數	
74.90	24,199,871	182	33,060	206	670,869	1
75.08	21,032,066	135	28,500	94	144,912	2
67.09	3,288,100	67	5,835	—	81,345	3
73.00	3,094,135	...	...	...	...	4
83.77	1,869,962	35	12,794	67	149,820	5
74.00	2,534,480	38	7,988	57	132,568	6
62.00	1,186,893	35	6,017	18	84,574	7
67.00	948,993	24	2,900	46	74,878	8
63.50	1,789,000	7	1,740	14	31,740	9
60.00	494,361	11	2,002	7	26,156	10
63.95	715,024	18	2,523	8	25,241	11
61.00	802,139	13	1,355	7	20,179	12
62.25	860,940	...	...	...	...	13
69.88	888,350	11	2,316	5	29,516	14
62.50	1,028,722	29	5,293	20	47,332	15
63.70	659,190	12	1,627	14	34,449	16
68.00	762,804	7	3,265	45	70,878	17
60.52	484,055	23	1,300	15	31,989	18
62.90	739,835	20	3,610	46	16,414	19
61.95	696,959	10	1,458	23	86,143	20
61.14	346,902	6	1,353	18	20,181	21
63.00	368,148	20	2,450	28	19,666	22
68.66	728,988	7	782	3	13,985	23
62.50	735,376	4	601	4	14,199	24
62.14	1,008,199	8	1,388	3	17,355	25
67.00	520,015	10	1,527	8	21,670	26
76.21	371,954	11	875	—	10,998	27
64.00	596,737	5	822	11	10,332	28
61.14	393,572	7	1,443	9	14,965	29
63.12	895,425	11	2,777	14	31,443	30
67.00	532,279	7	633	14	21,724	31
59.68	289,266	10	789	—	7,749	33
63.00	599,081	3	1,249	8	20,907	33
61.38	589,538	3	721	6	13,490	34
61.67	257,408	10	1,849	2	10,312	35
61.16	175,373	6	501	4	8,520	36
63.12	318,987	9	1,437	17	28,030	37
59.66	308,662	4	470	—	5,505	38
67.63	651,042	9	574	2	13,067	39
—	215,177	1	2,046	12	13,030	40
65.50	501,513	9	1,087	9	13,199	41
61.32	236,744	11	1,979	5	21,876	42
72.06	259,631	6	633	1	7,609	43

當初現在とす。1學級平均兒童數欄中\*印は尋常科分  
67.09圓は本科正教員。名古屋市、教員平均給73圓は本科訓導。徳島市、松江市經常費兒童  
津山、帶廣、山口、萩、首里の各市、宮田町、平塚府、大邱府、新義州府、咸興府、臺北



1 市 (町 村) 立 小 學 校

都 市	市 (町村) 立 小 學				
	學 級 數	學級增加數	1 學級平均 兒 童 數	兒童1人當 運動場面積(坪)	經常費兒童 1人當 (円)
44 西宮市	209	4	55	1.40	29.75
45 長野市	217	1	* 54	1.81	21.58
46 松本市	177	4	58	1.45	19.35
47 富山市	203	...	...	...	20.29
48 姫路市	195	...	...	...	33.04
49 宇都宮市	208	10	* 53	1.82	24.62
50 山形市	200	4	* 57	1.44	2.73
51 若松市(山形)	...	...	...	...	...
52 福岡市	...	...	...	...	...
53 岡崎市	181	10	55	2.46	23.44
54 盛岡市	194	5	53	1.75	17.32
55 宮崎市	166	2	54	4.31	17.20
56 桐生市	...	...	...	...	16.44
57 大津市	146	9	54	1.08	20.59
58 水戸市	162	5	56	1.33	18.04
59 那覇市	189	—	53	0.98	18.00
60 高崎市	160	3	62	1.34	15.91
61 清瀬市	196	10	54	1.07	18.72
62 戸田市	...	...	...	...	...
63 長岡市	...	...	...	...	...
64 室蘭市 (8)	185	15	63	0.11	18.78
65 秋田市	154	4	59	1.33	20.75
66 大分市	146	3	55	1.70	20.24
67 鋼路市	144	6	66	—	17.61
68 津市	139	△ 6	56	1.78	16.00
69 福山市	166	4	53	12.44	18.82
70 郡山市	8	3	54	1.50	18.20
71 八戸市	174	11	60	2.00	15.28
72 八王子市	136	...	...	...	19.63
73 高岡市	143	...	...	...	20.67
74 宇治山田市	145	5	46	1.28	18.84
75 奈良市	126	2	53	1.54	21.01
76 四日市市	149	—	55	1.42	19.08
77 宇和島市	...	...	...	...	...
78 千葉市	131	3	54	1.74	20.53
79 尼崎市 (52)	150	17	53	0.63	21.19
80 今治市	6	3	58	1.86	17.13
81 松江市	109	1	56	1.01	20.91
82 佐賀市	129	3	57	2.00	18.88
83 福島市	102	2	64	1.82	15.99
84 沼津市	131	4	61	1.10	18.26
85 一宮市	115	2	62	1.19	24.12
86 別府市	171	...	...	...	22.84
87 足利市	110	...	...	...	17.28
88 川口市 (24)	134	11	57	1.00	18.41
89 銚子市	140	3	* 54	4.00	17.69
90 飯塚市	...	...	...	...	...

及 青 年 學 校

校	市 (町村) 立 青 年 學 校					都 市 番 號
	教員平均給 (円)	經費課算額 (円)	校 數	生徒總數	專 任 教 員 數	
...	80.00	724,786	4	487	3	9,857
...	63.00	255,640	6	812	7	14,833
...	74.70	368,319	1	773	13	8,744
...	61.00	229,200	...	...	...	...
...	76.00	318,102	10	890	15	21,539
...	61.00	251,602	8	1,439	1	9,246
...	55.62	206,107	8	757	7	10,815
...	...	...	...	...	...	...
...	69.00	261,194	9	868	3	19,759
...	55.62	671,150	1	925	3	8,473
...	56.00	162,828	1	561	9	6,106
...	62.49	158,505	...	...	...	...
...	60.85	317,392	8	630	12	18,079
...	55.61	163,747	5	244	—	4,269
...	53.50	178,550	5	534	7	9,315
...	69.05	159,610	6	389	—	9,533
...	59.75	478,091	7	1,172	1	14,684
...	...	...	...	...	...	...
...	66.65	489,273	10	862	1	8,385
...	63.00	357,058	8	585	4	9,629
...	61.54	242,421	2	586	10	9,419
...	63.95	517,509	8	618	—	2,952
...	55.83	132,128	8	1,745	38	56,761
...	62.00	172,196	8	...	8	13,579
...	64.22	222,590	4	498	3	...
...	50.54	385,158	10	2,026	10	11,182
...	70.50	162,764	...	...	...	...
...	55.37	191,901	...	...	...	...
...	63.35	156,201	7	730	—	6,080
...	62.03	425,596	5	489	5	10,727
...	61.00	308,756	9	8,132	4	8,249
...	...	...	...	...	...	...
...	61.09	232,864	1	744	3	7,569
...	79.00	443,582	6	960	17	17,817
...	60.73	171,076	2	1,249	10	8,999
...	60.30	126,945	2	485	1	3,782
...	62.20	196,038	1	816	4	7,992
...	62.00	107,178	4	818	17	20,349
...	55.00	130,495	3	666	5	4,568
...	65.69	189,768	4	532	—	5,323
...	60.59	142,685	...	...	...	...
...	53.77	108,629	...	...	...	...
...	53.68	228,792	4	1,119	5	8,278
...	60.00	304,075	4	514	12	9,909
...	...	...	...	...	...	...



1 市(町村)立小學校

都 市	市(町村)立小學校				
	學級數	學級增加數	1學級平均 兒童數	兒童1人當 運動面積(坪)	經常費兒童 1人當(円)
91 弘前市	114	2	—	1.02	15.01
92 若松市(舊)	133	2	59	1.07	16.40
93 米澤市	129	4	63	2.04	14.54
94 浦和市	113	4	53	1.80	22.61
95 市川市	130	11	* 50	1.65	21.03
96 鳥取市	139	2	47	1.20	23.01
97 大垣市	126	12	54	4.60	23.06
98 瀨戸市	127	6	57	1.53	16.08
99 明石市	111	2	55	1.12	22.49
100 都城市	116	...	...	...	16.59
101 熊谷市	102	2	55	2.70	17.88
102 岸和田市	99	2	60	0.86	23.20
103 上田市	117	1	52	2.00	21.03
104 米子市	87	1	57	0.90	18.51
105 鶴岡市	103	2	58	1.09	18.77
106 津山市	106	...	...	...	22.28
107 川越市	90	—	* 61	1.29	18.87
108 延岡市	127	6	52	3.00	2.67
109 直方市	...	...	...	...	...
110 松阪市	95	3	56	1.11	17.45
111 平塚市	122	3	* 53	1.40	18.52
112 石巻市	94	1	60	2.00	15.63
113 帯廣市	90	...	...	...	19.11
114 山形市	69	...	...	...	24.60
115 三條市	98	4	58	0.73	15.75
116 酒田市	92	1	60	1.40	16.74
117 倉敷市	82	2	54	1.52	18.80
118 海老名市	...	...	...	...	...
119 萩原市	107	...	...	...	20.74
120 高田市	79	1	55	1.50	17.97
121 八幡濱市	...	...	...	...	...
122 尾道市	75	—	56	0.84	21.00
123 唐津市	79	2	54	3.60	19.41
124 中津市	80	3	* 58	...	19.75
125 新宮市	92	1	57	1.00	18.14
126 丸龜市	73	1	53	1.48	46.09
127 首里市	49	...	...	...	12.69
128 徳島市	...	...	...	...	...
大町村					
301 平野村	95	2	54	2.02	18.54
302 夕張町	...	...	...	...	...
303 小釜町	...	...	...	...	...
304 釜石町	87	39	64	0.77	15.40
305 穂波村	...	...	...	...	...
306 宮内町	40	...	...	...	19.05
307 川内町	...	...	...	...	...
308 大宮町	98	4	54	2.50	18.46

及青年學校

校	市(町村)立青年學校					都市番號
	教員平均給 (円)	經費豫算額 (円)	校 數	生徒總數	專任教員數	
...	58.85	121,727	6	325	—	3,539 91
...	57.25	130,807	6	518	11	11,512 92
...	58.00	128,215	2	656	9	5,998 93
...	58.00	136,471	3	404	2	7,622 94
...	59.41	293,956	4	800	2	6,010 95
...	59.92	150,400	2	686	8	18,038 96
...	49.51	274,725	7	618	8	8,703 97
...	55.95	137,654	6	894	21	11,330 98
...	79.00	143,378	4	495	3	6,487 99
...	54.24	116,923	...	...	...	... 100
...	63.00	102,911	7	562	5	10,015 101
...	71.00	578,074	4	269	4	7,597 102
...	56.28	140,196	1	515	6	5,062 103
...	58.29	117,474	2	480	6	5,926 104
...	59.00	282,392	2	905	6	6,619 105
...	63.89	147,433	...	...	...	... 106
...	65.00	101,309	2	278	4	4,123 107
...	56.00	318,652	2	560	19	... 108
...	...	...	...	...	...	... 109
...	58.34	353,628	3	463	8	10,235 110
...	57.50	122,086	1	210	5	6,902 111
...	58.57	98,225	4	420	3	5,150 112
...	75.06	115,068	...	...	...	... 113
...	61.67	156,920	...	...	...	... 114
...	46.66	93,817	4	355	5	7,153 115
...	48.50	97,803	2	564	4	6,626 116
...	59.30	159,943	6	282	11	7,700 117
...	...	...	...	...	...	... 118
...	63.79	174,657	...	...	...	... 119
...	61.74	82,943	1	428	6	3,505 120
...	...	...	...	...	...	... 121
...	62.00	84,392	2	250	—	3,383 122
...	52.50	88,107	1	837	30	59,716 123
...	60.77	127,761	1	217	4	5,359 124
...	60.00	102,000	4	502	4	4,081 125
...	56.59	561,804	3	840	3	7,989 126
...	49.50	38,077	...	...	...	... 127
...	...	...	...	...	...	... 128
...	59.17	107,417	1	588	2	4,176 301
...	...	...	...	...	...	... 302
...	...	...	...	...	...	... 303
...	42.30	114,123	3	184	1	2,820 304
...	...	...	...	...	...	... 305
...	59.95	78,259	...	...	...	... 306
...	...	...	...	...	...	... 307
...	57.00	99,446	1	205	4	3,453 308



1 市 (町 村) 立 小 學 校

都 市	市 (町村) 立 小 學					
	學 級 數	學級增加數	1 學級平均 兒 童 數	兒童1人當運 動場面積(坪)	經常費兒童 1人當 (円)	
309	栃木町	96	3	59	1.87	16.03
310	鎌倉市	76	3	49	1.80	23.53
311	防府市	86	4	53	1.25	17.51
312	能代市	77	—	65	1.18	16.93
313	上野市	71	4	55	0.70	19.53
314	下野市	52	1	57	1.40	18.51
315	津島市	...	...	...	...	...
316	教賀町	64	2	59	1.50	17.45
317	洲本町	92	1	54	1.00	18.91
318	野田町	70	2	47	0.76	24.37
319	坂出町	40	—	62	2.50	22.54
320	飯田町	...	...	...	...	...
321	池田町	72	4	59	2.02	23.67
...	...	...	...	...	...	...
501	關東 京城市	279	13	60	1.31	36.06
502	關東 釜山市	318	19	70	1.14	22.59
503	關東 平塚市	136	4	53	1.00	35.25
504	關東 大田市	83	6	72	1.00	18.70
505	關東 仁川市	166	...	...	...	26.80
506	關東 開城市	105	...	...	...	27.36
507	關東 新城市	7	—	—	—	—
508	關東 新成市	48	—	43	1.00	46.92
509	關東 元山市	52	...	64	0.60	24.08
510	關東 鎮南市	22	...	...	...	42.33
511	關東 清津市	28	1	70	2.50	31.68
512	關東 木浦市	28	1	51	2.33	42.89
513	關東 馬山市	16	1	51	2.33	36.15
514	關東 群山市	28	1	65	2.05	32.00
515	關東 全州市	28	2	51	2.00	34.21
516	關東 光州市	32	1	68	3.00	20.75
517	關東 大田市	17	1	51	1.70	37.78
...	...	...	...	...	...	...
601	關東 臺南市	479	...	...	...	9.26
602	關東 臺南市	191	9	64	2.38	4.90
603	關東 臺南市	53	3	57	2.52	10.81
604	關東 臺南市	48	2	64	2.50	7.31
605	關東 臺南市	116	11	68	5.22	5.33
606	關東 臺中市	122	...	...	...	8.40
607	關東 臺中市	92	5	65	4.00	3.64
608	關東 臺中市	17	1	60	5.90	7.72
609	關東 臺中市	51	3	68	8.30	5.18
...	...	...	...	...	...	...
701	關東 大連市	13	1	45	2.00	64.23
702	關東 旅順市	365	22	49	4.54	46.41
...	...	...	...	...	...	...
801	關東 大泊町	41	...	...	...	56.69
802	關東 豐原町	91	2	46	3.40	9.34
...	...	...	...	...	...	...

及 青 年 學 校

校	市 (町村) 立 青 年 學 校					都 市 番 號
	教員平均給 (円)	經費預算額 (円)	校 數	生徒總數	專 任 教 員 數	
...	58.00	93,715	1	167	1	2,699
...	61.70	95,731	1	128	3	6,789
...	59.90	84,442	3	730	3	9,941
...	58.07	85,159	2	600	6	9,350
...	66.18	77,152	1	310	5	6,894
...	60.27	51,822	1	120	7	3,713
...	...	...	...	...	...	...
...	58.25	90,017	1	324	5	6,536
...	63.54	390,394	3	520	5	9,211
...	59.00	79,454	1	300	2	7,777
...	59.00	64,715	1	568	1	3,580
...	...	...	...	...	...	...
...	68.17	162,208	4	237	6	3,633
...	...	...	...	...	...	...
...	126.52	916,246	4	322	5	7,995
...	56.00	990,952	1	346	1	6,641
...	59.92	369,676	—	—	—	—
...	54.18	192,313	—	—	—	—
...	99.64	531,111	—	—	—	—
...	89.00	266,765	1	196	1	2,730
...	...	...	...	...	...	...
...	84.92	18,106	—	—	—	—
...	69.29	299,358	1	30	—	630
...	87.68	131,687	—	—	—	—
...	94.20	44,334	—	—	—	—
...	90.48	63,411	—	—	—	—
...	88.63	37,804	...	...	...	...
...	95.00	51,017	—	—	—	—
...	93.90	53,976	—	—	—	—
...	66.52	81,025	—	—	—	—
...	134.37	64,200	—	—	—	—
...	120.61	48,762	—	—	—	—
...	95.53	90,619	—	—	—	—
...	65.39	78,741	—	—	—	—
...	...	...	...	...	...	...
...	82.21	775,501	1	...	...	...
...	72.73	160,920	1	100	1	3,300
...	101.08	66,749	1	120	—	3,609
...	73.08	156,829	1	212	10	4,392
...	80.51	115,624	—	—	—	—
...	68.54	91,541	—	—	—	—
...	53.19	132,082	1	44	—	2,000
...	77.30	41,889	1	53	—	2,000
...	52.46	42,376	1	19	—	1,749
...	...	3,445	1	...	...	...
...	119.67	965,173	4	955	48	9,349
...	78.37	100,012	...	...	...	...
...	100.73	41,469	1	212	1	1,624
...	60.62	73,306	2	168	—	1,960



2 中 等

都 市	市 (町 村) 立			府 縣
	学 校 数	生徒数	経費豫算 (円)	
1 京 都 市	中2. 夜間中2. 商 (甲)4. (乙)1. 工 (甲)1. (乙)1. 商工 (乙)1. 高女4. 職業 (甲)1. 賞務女(甲) 1.	9,175	1,083,243	師 3. 中 (夜間中を含む) 13. 高女 8. 實業學校 10.
2 大 阪 市	商 (甲)5. 夜間商 (甲)2. 工(甲)2. 工 藝(甲)1. 商工(乙) 2. 高女2. 女職2. 聾 1. 盲1.	12,534	1,748,573	師2. 中7. 夜中2. 高女7. 育1. 聾1. 盲 1. 職工3. 海員1.
3 京 都 市	商(甲)2. (乙)1. 美 術工藝1. 高女2. 賞 高女1. 工 (甲)1. (乙)1. 商業 實 修 (乙)1. 商務(乙)1. 商3. 工藝1. 高女3.	9,120	1,150,208	師2. 中4. 夜中1. 青教養1. 農林1. 工 1. 高女3.
4 名 古 屋 市	商3. 高女2. 女商1. 女技1.	5,951	405,146	師2. 中4. 高女2. 商(甲)1. 工(甲)1. 工(乙)1.
5 神 戸 市	商(甲)2. 高女1.	5,690	704,929	中3. 高女2. 商2. 工1.
6 横 濱 市	商1. 高女1.	1,690	103,546	中3. 賞2. 高女1. 女師1.
7 廣 島 市	商1. 高女1.	2,095	113,245	師1. 中2. 高女1. 商(甲)1. 工(甲)1. 育1. 聾1.
8 福 岡 市	商1. 高女1.	1,381	88,707	師2. 中3. 賞2. 高女2.
9 函 館 市	商(甲)2. 夜中1. 高 女1.	—	—	師1. 中1. 商(甲)1. 工(甲)1. 水(乙)1. 高女1.
10 長 崎 市	商(甲)2. 夜中1. 高 女1.	1,985	115,403	師1. 中2. 高女1. 水産1.
11 仙 臺 市	商1. 工1. 夜中1. 賞 高女2. 高女1. 賞高女1.	1,835	135,292	師2. 中2. 高女2. 賞2.
12 奥 市	高女1.	808	40,240	中2. 高女1.
13 八 幡 市	高女1.	—	—	中1. 高女1.
14 札 幌 市	高女1.	1,037	65,992	師1. 中2. 工(甲)1. 高女1.
15 静 岡 市	商工(乙)1. 高女1.	—	—	師2. 中1. 高女1. 農1. 工2. 商2.
16 熊 本 市	商1. 女興業1. 高女1. 夜間商1. 工1. 商1. 女職1.	1,324	89,120	師2. 中2. 商(甲)1. 農(甲)1. 工(甲) 1. 賞補教養1. 高女2.
17 鹿 兒 島 市	商1. 女興業1. 高女1. 夜間商1.	1,915	121,694	師2. 中2. 高女2. 賞2.
18 和 歌 山 市	工1. 商1. 女職1.	1,093	52,972	師2. 中1. 高女. 工1. 商1. 盲啞1.
19 金 澤 市	商1. 工藝1.	1,445	120,994	師2. 中3. 高女2. 賞2.
20 岡 山 市	賞高女1.	842	126,896	師2. 中2. 高女1. 高商(甲)2. 工1.
21 横 須 賀 市	商1. 高女1.	594	133,620	中1.
22 豊 橋 市	中1. 高女1.	1,856	104,846	中2.
23 小 樽 市	商1. 夜中1. 高女1.	1,037	86,898	中1. 商(甲)1. 水(甲)1. 高女1.
24 佐 世 保 市	工(乙)1. 高女1.	1,155	69,173	中1. 高女1. 商1.
25 川 崎 市	高女1.	890	282,496	中1.
26 新 潟 市	高女1. 賞女1.	344	20,581	中1. 高女1. 師1. 商(甲)1. 盲1.
27 堺 市	商1. 高女1.	1,795	105,304	中1. 高女1. 農1.
28 下 關 市	商1.	1,073	67,707	中1. 高女1.
29 濱 松 市	高女1. 賞女1.	1,159	69,645	師1. 中2. 工1. 商2. 農2.
30 岐 阜 市	商1.	912	64,963	師1. 女師1. 中2. 高女2.

備考 経費豫算額は昭和10年度當初豫算、生徒数は同年度初現在とす。  
 学校名は夫々略稱を用ゐ、中は中學校、高女は高等女學校、師は師範學校、工は工  
 6 横濱市府縣立中等學校豫算中には附屬小學校費をも含む。 18 和歌山は縣立學

學 校

立	生徒数	経費豫算 (円)	私 立		都 市 番 號
			学 校 数	生徒数 経費豫算 (円)	
立	26,510	2,513,101	中 40. 高女 (資料高女を含む) 73. 實業學校 84.	89,130 6,004,016	1
立	20,412	1,653,194	中3. 高女 17. 商13. 女商1. 貿易1. 美髪(女)1. 高 理髪1. 女高職1.	29,488 2,968,489	2
立	9,524	733,614	中11. 商3. 高女11. 女賞2.	16,251 956,821	3
立	8,940	654,655	中5. 高女6. 賞(甲)5. 賞(乙)3.	10,056 698,128	4
立	8,073	552,593	高女7. 商4. 工1. 職3. 中2.	11,726 886,847	5
立	5,079	432,586	中3. 賞8. 高女7.	10,575 792,572	6
立	5,816	380,993	中4. 高女5. 商(甲)2. 女商(甲)1. 職女(乙)1.	7,276 481,969	7
立	6,204	506,207	高女3. 實業女1.	2,007 117,933	8
立	4,447	375,283	高女2. 女職(甲)1.	1,181 71,971	9
立	3,178	408,814	中2. 高女3. 商1. 職1.	3,303 225,133	10
立	5,385	373,210	中2. 高女3. 賞3.	2,883 177,572	11
立	2,786	142,404	中2. 高女2. 賞高女2. 商(甲)1. 女商(甲)1.	2,519 196,609	12
立	1,995	102,225	家政高女1.	274 13,856	13
立	4,215	346,463	中1. 商(甲)2. 高女2. 女子賞(甲)2.	4,460 269,397	14
立	4,229	780,462	高女3. 賞高女2. 商2. 職2.	2,417 163,245	15
立	6,469	530,252	中2. 高女5. 賞1. 女職1. 女賞1.	3,383 234,949	16
立	5,375	449,135	中1. 高女3. 賞6.	3,773 245,365	17
立	3,642	283,570	高女1.	530 28,448	18
立	5,606	357,694	中1. 高女2.	1,044 57,796	19
立	5,547	485,884	中1. 商(甲)1. 高女4. 職2.	4,289 281,875	20
立	781	44,867	商1.	537 32,654	21
立	1,501	106,740	賞(甲)2.	477 ...	22
立	3,707	277,303	商(甲)1. 高女2.	1,383 73,927	23
立	2,542	127,225	中1. 職1.	914 59,758	24
立	753	43,659	高女1.	212 20,121	25
立	3,619	267,818	女子職業1.	480 23,389	26
立	2,335	173,769	高女1.	626 38,089	27
立	1,290	99,734	高女1. 女子賞1.	1,078 64,498	28
立	3,239	494,940	高女2. 商2. 職2.	2,164 152,728	29
立	3,310	236,650	高女2. 賞高女1.	548 18,300	30

業學校、賞補教養は實業補習學校教員養成所をあらはしその他之に倣ふ。  
 校数生徒数以外は9年度。22 豊橋市私立中等學校経費は名古屋市立中等學校分に含む。



2 中 等

都 市	市 (町 村) 立			府 縣 立	
	學 校 數	生徒數	經費豫算 (円)	學 校 數	生徒數
31 門司市	商1. 實高女1.	1,099	67,121	中1. 高女1	
32 高知市	商1.	719	48,248		...
33 大牟田市	商(甲)1.	503	30,295	中1. 高女1.	
34 小倉市	商(甲)1.	500	40,367	師2. 中1. 工1. 高女1.	
35 徳島市	...	...	...	師2. 夜中1. 商1. 工1. 高女1.	
36 前橋市	工1. 家政女1.	568	49,872	師2. 中1. 農林1. 商1. 高女1.	
37 久留米市	商(甲)1.	698	52,984	中1. 高女1.	
38 青森市	工(甲)1. 夜中(甲)1. 高女1.	860	139,031	師2. 中1. 高女1. 實1.	
39 旭川市	高女1.	991	52,931	師1. 中1. 商1. 高女1.	
40 松山市	—	—	—	中1. 高女2. 師1. 商1. 農1. 工1. 盲啞1. 實補教養1.	
41 甲府市	商1. 工農1.	956	74,017	師1. 中1. 實1. 高女1. 青學教養1.	
42 高松市	中1. 高女1.	1,038	19,197	師1. 中1. 高女1. 商1. 工農1.	
43 宇都宮市	商1. 實踐女1.	954	53,243	中1. 師2. 高女2. 商1. 工1. 農1.	
44 西宮市	高女1. 商1.	1,029	154,794	—	—
45 長野市	實高女1. 女職1.	262	18,480	師1. 中1. 高女1. 工1. 商(甲)1. 農1.	
46 松本市	夜間中1.	816	41,410	中2. 高女2. 師1.	
47 富山市	高女1. 工1. 藥1.	...	...	師2. 中1. 高女1. 商1.	
48 姫路市	高女1.	635	137,925	中1. 高女1. 商1. 師1.	
49 宇部市	—	—	—	中1. 工1. 高女1.	
50 山形市	商1.	487	33,477	師1. 中1. 工1. 女師1. 高女2.	
51 若松市(旧)	商工専修1. 家政女2	184	15,513	中1. 高女1.	
52 福井市	商(甲)1. 實高女1.	1,039	67,837	師1. 中1. 農(甲)1. 工(甲)1. 高女1.	
53 岡崎市	商1. 高女1.	1,220	70,277	師1. 中1.	
54 盛岡市	—	—	—	師2. 中1. 高女1. 商1. 工1. 農1.	
55 宮崎市	商1.	462	27,990	中1. 高女. 工1. 農1. 技藝1. 實補教養1.	
56 桐生市	—	—	—	中1. 工1. 高女1.	
57 大津市	高女1. 家政女1.	520	28,680	中1. 師1. 高女1. 商(甲)1. 女師1.	
58 水戸市	高女1.	460	25,370	中1. 高女2. 師2. 實3.	
59 那覇市	商1.	290	22,764	師1. 中1. 高女2. 水産1.	
60 高崎市	實踐高女1	485	20,258	中1. 商1. 高女1.	
61 清水市	商1.	493	36,460	中1. 高女1.	
62 戸田市	—	—	—	高女1.	
63 長岡市	—	—	—	中. 高女. 女師. 工(甲). 商(甲). 農(乙). 師. 實各1.	
64 室蘭市	—	—	—	中1. 高女1. 商(甲)1.	
65 秋田市	商1.	492	42,289	中1. 高女1. 師2. 工1.	
66 大分市	—	—	—	中1. 高女2. 師2. 工(甲)1. 商(甲)1. 盲啞1.	
67 鎮江市	實高女1.	225	8,550	中1. 高女1.	
68 津门市	工農1. 商1. 中1. 高女1	870	73,824	師1. 中1. 高女1.	
69 福山市	—	—	—	中1. 高女1. 工(甲)1.	
70 郡山市	商(甲)1. 高女1.	587	36,149	中1. 高女1.	
71 八戸市	商(甲)1.	254	13,914	中1. 高女1. 實1.	
72 八王子市	—	—	—	高女1. 實業學校2.	

34. 小倉市府縣立中等學校經費は臨時費不定とあり。  
 37. 久留米市府縣立中等學校生徒數及經費中には市立商業の分をも含む。

學 校

立	生徒數	經費豫算 (円)	私 立		都 市 香 號
			學 校 數	生徒數	
1,550	80,632	中1. 商1. 高女1. 女商専修1.	1,600	89,646	31
...	...	...	...	...	32
2,023	107,439	工1. 高女1.	294	86,277	33
2,891	243,534	中1. 高女2.	1,608	131,968	34
2,572	...	高女1. 女職2.	487	...	35
2,641	248,378	—	—	—	36
2,724	152,932	中1. 高女1. 家政女1.	1,396	68,913	37
2,647	214,901	高女1. 職1.	515	22,215	38
3,157	260,671	實高女1.	184	11,850	39
5,322	393,333	中1. 高女1.	1,188	83,862	40
2,358	195,358	高女2. 實1.	763	45,369	41
3,112	241,326	高女2.	1,203	94,210	42
4,103	312,070	中1.	266	20,812	43
3,193	329,564	—	—	—	44
3,130	222,058	商(甲)1.	692	50,838	46
3,740	301,858	高女1. 職(女)1.	190	12,550	47
3,286	262,798	職1.	461	24,200	48
13,040	121,073	—	—	—	49
3,043	276,898	—	—	—	50
1,401	75,632	裁高女1.	308	12,450	51
3,116	254,610	中1. 高女1.	718	54,618	52
1,020	128,068	—	—	—	53
3,167	305,392	中1. 高女2. 商1. 女商1.	1,389	72,897	54
2,756	299,051	高女1.	320	13,576	55
1,151	71,331	職1.	225	9,306	56
2,394	220,078	高裁女1.	233	7,960	57
4,196	369,036	中1. 高女1. 實高女1.	503	45,558	58
2,077	133,560	高女1. 實高女1. 夜中1.	439	27,144	59
1,845	99,804	—	—	—	60
941	209,261	商1.	66	12,273	61
549	25,568	—	—	—	62
3,358	287,563	女子職業2.	523	26,759	63
1,808	116,182	—	—	—	64
3,041	517,229	高女1.	420	21,635	65
4,139	360,833	實高女1.	420	30,616	66
1,174	72,684	—	—	—	67
2,026	168,519	—	—	—	68
2,117	138,094	高女1. 商(甲)1.	972	56,196	69
1,510	81,465	—	—	—	70
1,391	86,493	職1.	138	5,784	71
1,493	80,716	中1.	116	5,220	72



2 中 等

都 市	市 (町 村) 立			廳 府 縣	
	學 校 數	生徒數	經費豫算 (円)	學 校 數	
73 高岡市	高女1.	528	30,306	中1. 高女1. 工藝1. 商1.	
74 宇治山田市	高女1.	798	42,122	中1. 商1.	
75 奈良市	—	—	—	中1. 商(甲)1.	
76 四日市市	高女1. 商工(乙)1.	1,286	71,030	商(甲)1.	
77 宇和島市	...	...	...	中1. 高女1. 職1.	
78 千葉市	商1.	403	110,234	師2. 中1. 高女1. 盲1. 聾1.	
79 尼崎市	高女1.	757	274,400	中1.	
80 今治市	—	—	—	中1. 高女1.	
81 松江市	高等家政女1.	568	25,682	師1. 中1. 高女1. 農1. 商1. 工1.	
82 佐賀市	高女1.	996	54,023	師2. 中. 高女. 商. 工. 盲. 實補教養各1	
83 福島市	—	—	—	師2. 中1. 高女1. 商(甲)1. 置(甲)1.	
84 沼津市	—	—	—	農(乙)1. 青教養1.	
85 一宮市	高女1.	720	39,692	中1. 高女1. 商1. 農2.	
86 別府市	中1.	192	599,806	中1.	
87 足利市	—	—	—	高女1.	
88 川口市	高女1.	310	31,156	中1. 高女1. 工1.	
89 銚子市	—	—	—	高女1. 商(甲)1.	
90 飯沼市	—	—	—	中1. 農1. 高女1.	
91 弘前市	商(乙)1. 實高女1.	500	5,342	中1. 高女1. 實1.	
92 若松市(旧)	—	—	—	中1. 高女1. 商1. 工1. 農林1.	
93 米澤市	—	—	—	中1. 商1. 工1. 高女1.	
94 浦和市	商1.	609	33,488	師2. 中1. 高女2.	
95 市川市	—	—	—	—	
96 鳥取市	高女1.	486	150,012	師1. 中2. 高女1. 商1.	
97 大垣市	—	—	—	中1. 高女1. 農(甲)1. 工(甲)1. 商(甲)1.	
98 瀬戸市	—	—	—	寮(甲)1. 高女1.	
99 明石市	高女1.	494	38,877	中1. 師1.	
100 都城市	—	—	—	中1. 高女1. 農1. 商工1.	
101 熊谷市	商(乙)1.	...	15,282	中1. 高女1. 實(甲)1.	
102 岸和田市	高女1.	232	61,628	中1. 高女1.	
103 上田市	實高女1.	270	16,597	中1. 高女1. 置業1.	
104 米子市	高女1.	398	18,682	中1. 高女1. 工1. 商置1.	
105 鶴岡市	—	—	—	中1. 工1. 高女1.	
106 津山市	—	—	—	中1. 高女1. 商1.	
107 川越市	商1.	262	20,255	中1. 高女1. 實2.	
108 延岡市	—	—	—	中1. 高女1. 商1.	
109 直方市	...	...	...	中1. 高女1. 高實業女1.	
110 松阪市	—	—	—	工(甲)1. 商(甲)1. 高女1.	
111 平塚市	實高女1.	175	7,605	農1. 高女1.	
112 石巻市	商1. 實高女1.	597	33,810	中1. 高女1.	

備考 94 浦和市縣立中等學校經費中には市立商業の分をも含む。  
該在學者數合計に付き 94 浦和市第一種(五年制)444名第二種(三年制)165名。

學 校

都 市 番 號	立		私		立	
	生徒數	經費豫算 (円)	學 校 數	生徒數	經費豫算 (円)	
73	2,730	194,649	—	—	—	73
74	1,511	92,787	—	—	—	74
75	943	66,308	高女1. 商(甲)1.	440	48,330	75
76	889	51,439	—	—	—	76
77	1,363	89,505	—	—	—	77
78	2,565	328,141	中1. 高女2. 商(甲)2.	812	55,968	78
79	911	51,380	—	—	—	79
80	1,713	91,193	高女1. 實高女1.	395	33,746	80
81	3,062	218,856	高女1.	190	9,420	81
82	3,301	302,497	中1. 高女1. 女子職業1.	1,063	80,513	82
83	3,093	291,854	高女1.	300	13,296	83
84	2,547	201,104	高女1. 商1. 職1.	433	39,508	84
85	674	46,438	—	—	—	85
86	406	22,664	—	—	—	86
87	1,599	100,333	女職2.	788	28,247	87
88	—	—	—	—	—	88
89	920	55,080	—	—	—	89
90	2,132	126,925	商(甲)1. 高女1.	1,222	87,920	90
91	2,008	124,037	中1. 高女1. 職2.	1,428	83,911	91
92	2,887	324,408	—	—	—	92
93	2,299	153,818	職2.	418	20,302	93
94	2,734	266,670	中1. 實1.	276	17,088	94
95	—	—	高女1. 實(乙)1.	841	52,926	95
96	2,911	211,338	—	—	—	96
97	3,360	205,349	—	—	—	97
98	395	53,319	—	—	—	98
99	1,332	129,311	—	—	—	99
100	2,001	125,620	—	—	—	100
101	2,517	215,238	—	—	—	101
102	1,937	115,713	—	—	—	102
103	2,014	129,716	—	—	—	103
104	2,294	160,457	—	—	—	104
105	1,957	124,684	—	—	—	105
106	1,937	114,761	商1. 實高女1.	588	37,187	106
107	1,868	124,297	實1.	131	5,228	107
108	1,525	96,827	—	—	—	108
109	1,990	107,021	商1. 礦山1.	314	47,768	109
110	1,684	109,202	—	—	—	110
111	1,210	79,553	實2.	385	13,125	111
112	948	53,903	—	—	—	112



2 中 等

都 市	市 (町 村) 立			廳 府 縣	
	學 校 數	生徒數	經費豫算 (円)	學 校 數	數
113 帶廣市	—	—	—	中1. 高女1.	
114 山口市	—	—	—	中1. 高女.	
115 三條市	—	—	—	中1. 高女1. 商工(乙)1.	
116 酒田市	商1.	385	33,701	中1. 高女1.	
117 倉敷市	實1.	378	29,542	商(甲)1. 高女1.	
118 海南市	—	—	—	中1. 高女1. 女師1.	
119 萩市	商(甲)1.	445	38,702	中1. 高女1.	
120 高田市	—	—	—	中1. 高女1. 師1. 農(甲)1. 商工(甲)1.	
121 八幡濱市	—	—	—	—	
122 尾道市	—	—	—	中1. 高女1. 商(甲)1.	
123 唐津市	—	—	—	中1. 高女1. 商1.	
124 中津市	—	—	—	中1. 高女1. 商(甲)1.	
125 新宮市	—	—	—	中1. 高女1. 商1.	
126 丸龜市	商1.	400	24,767	中1. 高女1.	
127 首里市	女子工藝(乙)1.	328	11,177	師1. 中1. 工(甲)1.	
128 徳山	—	—	—	中1. 高女1.	
大 町 村					
301 平野村	—	—	—	高女1. 蠶絲1.	
302 夕張町	—	—	—	—	
303 小田村	—	—	—	—	
304 釜石町	商1. 實高女1.	397	26,822	—	
305 穂波村	—	—	—	—	
306 宮田町	—	—	—	—	
307 川内町	—	—	—	中1. 高女1.	
308 大宮町	工1. 高女1.	513	33,906	—	
309 栃木町	商1. 實業高女1.	804	42,391	中1. 高女1. 農1.	
310 鎌倉町	實高女1.	267	11,794	師1.	
311 防府町	商1.	466	36,130	中1. 高女1.	
312 能代町	—	—	—	—	
313 上飯町	裁專修(乙)	139	5,255	中1. 高女1.	
314 下飯町	實高女1.	126	6,090	—	
315 彦根町	—	—	—	中1. 高女1. 商(甲)1. 工1. 育1.	
316 敦賀町	—	—	—	商(甲)1. 高女1.	
317 洲本町	商1.	286	81,022	中1. 高女1.	
318 野田町	高女1.	273	21,904	農(甲)1.	
319 坂出町	—	—	—	師1. 高女1. 商(甲)1.	
320 飯田町	—	—	—	中1. 高女1. 農1.	
321 池田町	—	—	—	師1.	
朝 鮮					
501 京城府	商1. 高女2. 女實業1.	2,964	268,909	商(甲)1. 高女2. 女實業1.	
502 釜山府	高女1.	965	83,671	中1. 高普1. 高女1. 女高普1. 商(甲)2. 職1.	

學 校

立	私		立	都市番號
	生徒數	經費豫算 (円)		
892	58,823	—	—	113
1,747	120,650	中1. 高女2. 女子實1.	987	87,939
1,397	86,162	—	—	115
1,215	70,807	—	—	116
1,531	77,929	—	—	117
983	95,060	—	—	118
1,264	87,452	—	—	119
2,578	223,239	女子職業1.	217	11,400
—	—	—	—	121
1,980	112,046	高女1.	133	6,680
1,696	105,574	—	—	123
2,138	118,123	高女1.	216	27,315
1,216	80,828	—	—	125
1,540	73,646	高女1.	113	10,495
1,261	120,360	—	—	127
1,296	82,347	—	—	128
712	18,937	—	—	301
—	—	—	—	302
—	—	—	—	303
—	—	—	—	304
—	—	—	—	305
—	—	—	—	306
1,506	86,768	實2.	404	20,862
—	—	實1. 職1.	209	16,780
1,819	97,715	—	—	309
430	96,053	中1. 高女1.	988	66,104
1,408	89,594	—	—	311
—	—	—	—	312
1,578	89,147	—	—	313
—	—	—	—	314
2,113	160,876	—	—	315
863	54,930	—	—	316
1,026	75,580	實高女1.	305	19,350
150	15,368	—	—	318
1,174	95,722	—	—	319
1,530	100,531	—	—	320
546	129,262	—	—	321
3,056	293,154	—	—	501
3,592	394,852	—	—	502



2 中 等

都 市	市 (町 村) 立			府 縣	
	学 校 数	生徒数	経費概算 (円)	学 校 数	
503 平 壤 府	高女1.	697	98,742	中1. 農1. 商(甲)1. 高普1. 女高普1. 高女1.	
504 大 邱 府	工補1. 商實修1. 高女1.	710	604,699	師1. 中1. 高普1. 商1. 農1. 高女1. 女高普1.	
505 仁 川 府	中1. 高女1.	484	185,576	...	
506 開 城 府	高女1.	—	—	商(甲)1.	
507 新 義 州 府	中1. 高普1. 商1. 職1. 高女1.	1,358	186,605	中1. 高普1. 高女1. 商1. 職1.	
508 咸 興 府	高女1.	261	118,747	高普1. 女高普1. 商(甲)1. 農(甲)1. 高女1.	
509 元 山 府	中1. 商1. 高女1. 女高普1.	1,466	194,215	高女1.	
510 鎮 南 浦 府	高女1.	211	31,254	中1. 商(甲)1. 高女1.	
511 清 津 府	高女1.	270	66,879	商工1. 高女1.	
512 木 浦 府	高女1.	384	37,885	商(甲)1. 高女1.	
513 馬 山 府	高女1.	485	81,685	高女1. 商(乙)2.	
514 群 山 府	商補1. 高女1.	302	27,069	中1. 高女1.	
515 全 州 府	...	...	...		
516 光 州 府	中1. 高普1. 農(甲)1. 高女1. 女高普1.	1,604	242,978	—	
517 大 田 府	高女1.	391	39,787	—	
<b>臺 灣</b>					
601 臺 北 市	—	—	—	中2. 高女3. 商1. 工1.	
602 臺 南 市	商(乙)1. 水産専修(乙)1. 技藝(乙)1.	453	13,158	中2. 高女2.	
603 基 隆 市	—	—	—	中1. 高女1.	
604 高 雄 市	—	—	—	中1. 高女1.	
605 嘉 義 市	—	—	—	中1. 高女1. 農(甲)1.	
606 臺 中 市	—	—	—	師1. 中2. 商(甲)1. 高女1.	
607 新 竹 市	—	—	—	中1. 高女1.	
608 屏 東 市	—	—	—	高女1. 農(甲)1.	
609 彰 化 市	商専修1.	136	3,062	高女1.	
<b>關 東 州</b>					
701 大 連 市	中1. 實(乙)2. 高女1	2,287	769,933	中2. 商1. 工1. 高女1.	
702 旅 順 市	—	—	—	中1. 高女1. 高公1.	
<b>畿 本</b>					
801 大 泊 町	—	—	—	中1. 高女1.	
802 豊 原 町	—	—	—	中1. 高女1. 拓殖1.	

備考 701 大連市立諸学校生徒数及経費中には公立学校分をも含む。  
次の事項は昭和9年度の数字を掲ぐ、新潟、松江、長岡、宇和島、別府、臺北、基隆、田、大分、今治、佐賀、都城、延岡、三條、海南、高田、唐津、中津、新宮各市の縣

學 校

立		私		立		都 市 番 號
生徒数	経費概算 (円)	学 校 数	生徒数	経費概算 (円)		
3,677	392,480	高普1. 女高普1. 商(甲)1.	1,564	79,598	503	
3,498	454,780	—	—	—	504	
...	...	...	...	...	505	
300	34,752	高普1. 女高普1.	1,038	55,090	506	
1,391	178,622	—	—	—	507	
1,336	237,425	高普1. 女高普1.	868	64,975	508	
1,172	165,716	女高普1.	317	28,814	509	
632	79,327	—	—	—	510	
—	—	—	—	—	511	
858	86,293	—	—	—	512	
643	88,023	—	—	—	513	
714	83,255	—	—	—	514	
—	—	—	—	—	515	
—	—	—	—	—	516	
—	—	—	—	—	517	
4,943	734,606	—	—	—	601	
2,058	295,408	—	—	—	602	
859	126,759	—	—	—	603	
949	53,221	—	—	—	604	
1,422	227,305	—	—	—	605	
2,183	264,146	—	—	—	606	
858	29,791	—	—	—	607	
680	116,987	—	—	—	608	
411	16,585	—	—	—	609	
5,828	1,194,944	商1. 女商1. 高女2.	2,198	332,346	701	
1,831	339,721	—	—	—	702	
1,071	199,859	—	—	—	801	
1,745	287,874	—	—	—	802	

高雄、屏東各市。若松(福岡)、高岡、松江、首里各市、平壤、咸興各府の市立。宮崎、水戸、秋私立。



3 公立高等諸學校

都 市	學 校 數	在 學 者 數	經費 豫 算 (円)
1 東 京 市	(府) 高等學校 1	...	162,959
2 大 阪 市	(市) 商科大學 1	學部 437 理科 337 高商部 543 研究部 11	525,413
	(府) 高等學校 1	...	...
	(府) 女子專門學校 1	...	...
3 京 都 市	(府) 醫科大學	...	...
	(府) 女子專門學校	...	...
	(市) 繪畫專門學校	271	32,255
5 神 戸 市	(縣) 高等商業學校 1	463	101,199
6 横 濱 市	(市) 商業專門學校 1	430	72,705
7 廣 島 市	(縣) 女子專門學校 1	316	44,812
8 福 岡 市	(縣) 女子專門學校 1	264	52,866
11 仙 臺 市	(縣) 女子專門學校 1	354	43,167
30 岐 阜 市	(市) 藥學專門學校 1	388	82,999
45 長 野 市	(縣) 女子專門學校 1	93	23,211
46 富 山 市	(縣) 高等學校	...	...
朝 鮮			
503 平 壤 府	(道) 醫學專門學校 1	294	63,939
504 大 邱 府	(道) 醫學專門學校 1	275	68,465

備考 神戸市經費豫算中には臨時費を含まず。

XXII

警 察 ・ 保 安

**警察概況** 我國に於ては警察事務は凡て國家の司る所で大都市と雖も自己に固有の警察權を有つてゐない。近時特別市制の問題と關聯して警察權の一部を大都市に委讓すべしとの説もある様であるが、之が具體化に就ては尙考究の餘地ありとせられ、未だ實現の機運に立到つてゐない。

近時經濟界に於ける動搖、思想界の不安狀況の打續くと共に各種の犯罪も續出するに至つたが、思想犯財物犯の増加は特に著しきものがあつた。大正14年の治安維持法制定(同年4月22日法律第46號)昭和3年の同法中改正(同年6月29日勅令第129號、死刑、無期の規定挿入追加)大正15年の暴力行爲等處罰に關する法律、(同年4月10日法律第60號)昭和5年の盜犯等の防止及處分に關する法律、(同年5月2日法律第9號)等は孰れも斯うした社會狀態に相應せるものに外ならない。最近に於ては左翼思想運動は社會情勢の轉化と共に漸く下火となつた觀があるけれども、之に代り擡頭した極右的思想運動の跋扈も亦甚だしく遂に神兵隊事件の如きを惹起し、加之愛國運動の名を藉り人民の安寧を害する各種の犯罪も急激に増加するに至つた。(第65議會に於て既に貴衆兩院により右翼暴力團の取締りが要求せられたが、就中第67議會に提出せられた「不法團結等處罰に關する法律案」(不成立)は、極右思想激成の此の時期を反映するものである)而して當局に於ても斯かる狀態に鑑み、昨昭和9年來警察機構の全國的統一を圖り警察プロツクの完成を期すると共に、警察界の刷新警察精神の作興に努め、他方又警察操典を改正し、内務省警保局に防犯課を新設し、或は全國に互る暴力團檢舉を斷行する等種々對策を講じつつあるのである。

次に都市に於ける犯罪に就て考ふるに、大都市は犯罪の貯水池なりと一般に謂はれ



てゐるけれども、警察管轄区域と市域とは必ずしも一致せざるため、都市のみの犯罪を抽出して以て都市の犯罪状態を實證的に明示する事は、一般に考へられてゐる程容易ではない（次表(1)参照）。

(1) 昭和8年刑法犯發生件數

			刑法犯發生件數 (昭和8年中)	内閣統計局推定人口	人口1萬人當發生件數
東 大 京 愛 兵	京 阪 都 知 庫	府	160,412	5,954,900	269
		府	106,771	3,824,300	279
		府	35,052	1,639,500	214
		縣	61,469	2,714,000	226
		縣	53,141	2,759,700	233
神 奈 川	上 合 計	縣	28,137	1,739,600	162
		計	445,082	18,632,100	239
		道	48,606,500	164	
		縣	797,100	164	
		計	1,242,182	67,238,600	185

備考 内務省警保局編警察統計報告に據る。以下特に註記するものを除き總て同報告に據る。

上掲の表(1)に依れば、東京府と大阪府は人口1萬人當り犯罪發生件數最も多く、京都、愛知、兵庫等の府縣も爾餘道縣平均乃至全國平均に比し多數を占め、大都市に於て犯罪の多數發生する事を實證してゐる様でもあるが、前述の如く此等の數字は都市ブローパーのみのものでなく、此の點一應の注意を要する（最近數年間の犯罪發生件數に就ては次表(2)参照）。

尙之と關聯して市部及郡部の巡查配置状態を示せば表(3)の如くである。

(2) 最近數年間刑法犯發生件數

	昭和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
六大都市所在府縣合計	250,871	270,243	315,083	382,034	371,269	419,863	445,082
爾餘道縣合計	405,028	421,688	455,137	513,336	566,674	642,185	791,700
全國合計	655,899	691,931	770,220	895,370	937,943	1,062,048	1,242,180

内務省警保局防犯課の新設、高等課の廢止 内務省警保局防犯課は、近時犯罪の急激なる増加と、犯罪態様の深刻化とに鑑み、之が豫防及檢舉の萬全を期し且つ捜査方法の改善を圖る必要から創設せられたもので（10年5月14日）之により犯罪の豫防、

刑事警察上の人的物的施設の整備、犯罪に關する諸研究、刑事警察従事員の教養訓練等に關し、全國的統制連絡の下に諸種の對策を講ぜんとするものである。又多年府縣高等課の元締をなしてゐた内務省高等課は、時代の推移に伴ひ10年5月14日付を以て廢止せられたが、各廳、府縣の高等課も之に應じて廢止せられる事となり、同じく5月14日、警保局長より各地方長官宛依命通牒を發した。

(3) 巡查配置數（昭和8年12月末日現在）

		巡查定員	巡查1人當り受持人口	10平方軒當巡查定員
市	内地市部合計	34,591	555.6	80.2
	東大京愛兵	13,312	377.3	233.8
	神奈川	5,169	504.7	246.1
	府	1,532	621.6	69.6
	府	1,626	732.8	46.4
	縣	2,032	498.4	156.3
	縣	1,571	531.4	86.8
	郡部合計	28,848	1,567.5	0.8

(4) 暴力行爲等檢舉人員一覽表

區分	一齊取締 實施期日	檢舉人員					犯罪別 計	計
		恐	喝	脅	追	暴力行爲		
警視廳	5.2	2,445	181	272	3,215	—	6,113	
	6.22	...	...	...	...	955	955	
	5.10	126	8	12	545	1,037	1,728	
	7.10	...	...	...	...	943	943	
	7.5	...	...	...	...	962	962	
大京愛兵	7.5	...	...	...	...	962	962	
	6.3	189	4	6	497	—	696	
	5.15	...	—	...	...	741	741	
	5.13	212	50	79	339	—	680	
	6.17	...	...	...	...	588	588	
神奈川	6.28	...	...	...	...	572	572	
	5.24	...	...	...	...	452	452	
	6.10	53	—	18	143	238	452	
	6.4	81	1	—	378	—	460	
	...	17	1	29	2	268	317	
埼玉	6.20	138	6	26	117	—	287	
	5.29	54	12	14	202	—	282	
	6.14	46	—	—	212	—	258	
	7.1	40	39	5	134	—	218	
	8.1	7	—	1	1	242	251	
福岡	...	358	131	203	692	862	2,269	
	...	3,766	432	665	6,477	7,880	19,220	

備考 内務省警保局防犯課の訓に據る。



**暴力団検挙** 恐喝、脅迫、暴力行為等により善良なる市民の生活を不安ならしむる事例は、大都市に於て就中多く見る所であるが、最近國家主義的思想の擡頭に伴ひ、愛國の假面の下に此の種の暴力行為をなす者が急激に増加するに至つた。内務省はここに鑑みる所あり昭和10年5月2日の警視廳管下の大検挙を初めとし各府縣警察部を督勵して全國に互る暴力団の大量検挙を斷行せしめた。各地方に於ける検挙人員の主なるものは前表(4)の如くである。

**警察操典の改正** 最近各般の社會情勢の變化に伴ひ警察の團體的活動を必要とする事例は益々増加する状態にあるが、殊に昭和7年9月には非常警備規定が制定實施せられ、大部隊編成員としての警察官吏の訓練を行ふ事は愈之を必要とするに至つた。然るに現行警察操典は大正13年の制定に係り大規模の部隊訓練を行ふ上に遺憾の點が尠くないので今回の改正（昭和9年10月5日内務省訓令第15號）を見るに至つたのである。改正の要點は、(1)、教練の目的を詳細明確に規定したる事、(2)、従前規定中の不備缺點を補正したる事、(3)、新に中隊教練以上の大部隊訓練に関する規定を設けたる事等であつて、之に依り鞏固なる警察精神を涵養し、規律統制ある警察力を練成し、その行動を敏活適正ならしめ、以て警察各般の要求に適應せしめん事を期したものである。

**警察共済組合規則の改正** 警察共済組合は大正9年組織されて以來（大正9年3月勅令第44號、警部補、巡查、消防手共済組合に関する件、同年7月内務省令第21號、警察共済組合規則）、順調にその事業を遂行し、大いに警部補以下警察官吏相互救済の實を擧げ、今日に於ては既に1千萬圓に上る巨額の資金をさへ所有するに至つた。然るに最近警察事務愈繁劇多端となり、その責務も著しく重大性を加ふるに至つた現狀に鑑み、警察官吏優遇の見地から今回規定の改正（昭和10年8月2日勅令第244號、同内務省令第50號）並に救済事業の範圍擴張が行はれたのである。改正は、(1)、從來組合組織以外に置かれてゐた警部、消防士及消防機關士を乙種組合員として新に組合加入を認めたる事、(2)、特別給與金、分俸給與金、學資補助金等の新規救済金項目を設定したる事、及び其の他從來規定の不備の點を改正したる事等であつて、本改正規定は10年10月1日から施行する事とされた。

尙、内務省警保局に於ては、警察共済組合の資金の一部を割き、之を基本として警

官のため特別の金融機關を設置すべく計畫中の由であり、大阪府警察部に於ても、近く我國最初の大警察病院を建設して大いに警察官吏の福利増進を圖る事に決したと傳へられてゐるが、近時頻發する警官瀆職事件と關聯して警察官吏の待遇改善が喧しく叫ばれてゐる折柄、何れも大いに注目すべき事柄である。

**消防** 消防施設としては、六大都市にあつては官吏を以て組織する特設消防施設を置くも、其の他の各市に於ては夫々公設の消防組組織を有し市警備費を以て經營してゐる。最近數ヶ年間に於ける特設消防經費並に各市、町村警備費を見るに次表(5)及び(6)の如くである。

(5) 最近特設消防經費及市町村警備費

年 度	昭和元年度 (円)	5 年 度 (円)	6 年 度 (円)	7 年 度 (円)	8 年 度 (円)	9 年 度 (円)
特設消防經費合計	3,715,809	3,513,006	3,618,650	3,513,013	4,827,029	4,890,249
各市警備費合計	1,986,923	2,201,047	2,165,469	2,211,932	2,375,185	2,424,605
町村警備費合計	8,552,702	7,595,076	6,941,936	7,177,099	7,132,320	7,730,351

備考 (1) 特設消防經費は警察統計報告に據り、市警備費、町村警備費は夫々地方財政概要に據る。(2) 警備費は昭和7年度までは決算、8年度9年度は豫算である。

(6) 六大都市特設消防經費（昭和9年度）

東 京 (円)	大 阪 (円)	京 都 (円)	名 古 屋 (円)	神 戸 (円)	横 濱 (円)
2,947,670	994,298	259,435	203,942	209,151	275,753

近時大都市に於ける高層大建築物の激増と共に火災に因り被る都市の損害も亦極めて甚大であり、過般の警察部長會議に於ても建築物の立體化に伴ふ火災慘害に處すべき消防訓練に就て特に内務大臣の訓示があつたのである。而して大都市火災の甚大化に對しては防火施設も最近極めて科學的に整備せられその効果も大いに見るべきものがあるが、尙近代大都市の火災に備へて完全なりとは云ひ難い。新しき機械的技術的施設と共に市民自體の自治的防火訓練が近代大都市の防火上特に肝要であつて、近時全國各市に設立せられつつある防護團組織、昭和9年6月神戸市に新設された火防組合等は、この意味に於て大いに注目に値する。又多年懸案であつた六大都市消防



官吏及各廳府縣判任官待遇消防手服制の統一が本年6月遂に成就せられ(昭和10年6月20日勅令167號、169號、6月21日、内務省訓令665號)、去る6月10日神戸市に開催せられた六大都市消防懇談會に於ては、内務省に消防課を新設すべき建議がなされたが、何れも近時に於ける消防の重大性に鑑み、消防事務の全國的刷新統一を圖らんとするものに外ならない。尙去る10月23日、大日本消防協會總裁梨本宮殿下台臨の下に日比谷公園に於て我國最初の消防招魂祭が舉行されたが、大火災により殉職者の出づる事多き折柄、極めて意義深き事と云はねばならぬ。

**都市防空概況** 最近國際關係の情勢頃に緊張の度を加へ國際間の危機をさへ胚胎するに至つた結果、國防の必要も亦大いに國民の注意を喚起する所となつた。殊に一國の政治、産業、文化の中心たる都市を近代戰特有の空襲の慘害破壊より防護する事が何より重要なるため、軍當局に於ても最近全國主要都市に於ける防護團と協力して數次の防空演習を行ひ一朝有事の際に備へんとしてゐるのである。

昭和9年は東京、横濱、川崎地方(9月1日より3日間)、大阪京都を中心とする近畿地方(7月27日)、松山市を中心とする四國地方等に於て防空演習が行はれたが、10年に於ても、東京、横濱、川崎地方(7月6日より3日間)、阪神地方(10月12日より2日間)京都市(10月21日より2日間)、新潟市(6月5日)徳島、香川縣地方(5月28日より2日間)、北海道(7月24日)等諸地方に於てその實施を見た。

陸軍では主要都市地方に於ける防空陣を更に一層充實するため、東京市に東部防衛司令部(昭和10年8月1日より施行)大阪市に中部防衛司令部(昭和12年8月1日より施行)小倉市に西部防衛司令部(同上)を設置する事とし、本年5月29日防衛團司令部令(陸軍軍令第8號)を公布した。又内務省都市計畫課に於ても、陸軍、警視廳、専門學者等と防空都市計畫に就き協議を重ねた結果、農綠地域の指定、防火區域の設定、住宅建築の分散、消防力の維持、重要施設の防護、避難計畫、軍事施設計畫等の大綱に關し、最近決定を見たとの事であるが、之は單に防空のみならず、火災地震其他の災害の場合にも活用され得るものとして大いに其の實施を期待されてゐる。

**各市の防護團組織** 防護團は斯かる國防充實、都市防空の要望に促されて最近全國の各都市に設立せられつつある自治的組織であり、戰時警備防空の必要を認むる時若くは非常事變、變災等に際し市内の重要諸機關及市民を保護する事をその目的と

する。防護團員は、在郷軍人會會員、青年團員、青年訓練所生徒、女子青年團員、町内會員、婦人團體員、醫事衛生團體員、少年團體員等から組織せられ、團長には市長を以て之に充つる事としてゐる。本會の調査に依れば、回答を得たる全國115都市中、防護團の組織ある都市47(内昭和6年設立のもの2、7年設立のもの5、8年設立のもの6、9年設立のもの22、10年設立のもの12)設立計畫中の都市7、常設防護團なきも臨時組織編成する都市2、從來の自警團等の組織を以て之に代らしめてゐる都市4であり、防護團を有する都市は次の如くである。

東京、大阪、京都、名古屋、神戸、横濱、廣島、吳、札幌、静岡、金澤、横須賀、豊橋、小樽、佐世保、川崎、堺、濱松、高知、小倉、徳島、久留米、青森、西宮、姫路、宇部、岡崎、清水、戸畑、長岡、室蘭、福山、尼崎、佐賀、飯塚、市川、瀬戸、明石、岸和田、延岡、松阪、山口、三條、高田、唐津、京城、開城、高雄、新竹、大連、旅順。

防護團が主として國防、都市防空の必要に促されて生じたるものなる事は前述の如くであるが、震火災、水災等の非常變災に際し自治的防災組織として貢献する所も亦大であり、最近各地方に頻發した災害に際しても非常な活動振りを示したと傳へられて居る。

**各種災害とその対策** 災害による損害は年々少しとしないが、昭和9年から10年にかけて程災害の頻發した事は近年稀である。昭和9年9月の關西地方大風水害は未だ耳新しい所であるが、昭和10年に於ても相次で各地に災害が起り、その主なものを挙げて次の如くである((7)、(8)の兩表参照)。

(7) 各地水害

災害年月日	災害地方	人		家 屋				損害 見 積 額 (円)
		死	傷	全潰 (棟)	半潰 (棟)	流失 (棟)	浮上 (棟)	
昭和10年6月27日28日	北九州及關西 中國地方	147	283	702	1,688	513	51,151	13,653,762
昭和10年8月10日	京阪神地方	15	80	153	316	125	9,245	5,902,460
昭和10年8月28日30日	九州四國關西 中部關東地方	59	132	800	1,400	638	25,519	9,461,344

備考 内務省警保局の調に據る。



(8) 各地震災

災害年月日	災害地方	被害状況			
		人		家屋	
		死	傷	全潰家屋	半潰家屋
昭和10年4月21日	臺灣中部地方	3,249	11,993	17,893	11,244
昭和10年7月11日	静岡市	8	218	906	2,454
"	清水市	1	68	81	366

備考 臺灣地方の被害は臺灣總督府警務局調査に據り、静岡縣地方の其れは内務省警保局の調に據る。

尙昭和10年9月22日の利根川沿岸、北關東地方に於ける水害も甚だしく、群馬、茨城、山梨の3縣に於て、死者230名、傷者63名、全潰家屋276戸、流失家屋944戸に達したと報ぜられて居る。

斯かる頻々たる天災地變に對し、當局に於ても速に災害地方の救助恢復に努むる所があつたが、更に此の際確乎たる災害防備對策を樹立すべく夫々の關係方面に於て考究が續けられてゐる。就中昨今の水害の多きに鑑みて從來の水害防止策を根本的に改善する必要を認め、下の如く諸種の準備が進められつつある由である。

- (1) 從來の水害防止策が兎角齊合統一を缺いてゐたのに鑑み、内務、鐵道、農林、商工、逓信等關係各省の聯合會議を開き、以て綜合的水害防止國策の確立を圖る事。
- (2) 現行治水計畫の擴張に依り、直轄河川、中小河川を綜合包括する河川改修計畫を樹立する事。又明治29年制定の現行河川法を改正し、その適用範圍を擴張して、以て時勢の進運に伴ひ、治水行政と利水行政との矛盾を調和せしめる事。
- (3) 農林省森林治水事業の第二期計畫に於て、第一期事業に比し、水害防備林、遊水地帯改良等の新考案を加へ、治水の點に最も力を注ぐ事。

尙災害防備に關聯する注目すべき新省令訓令の項としては次の如きものを挙げ得る。

廳府縣宛文部省訓令、非常災害に關する教養基準(昭和9年10月31日)、廳府縣、公私立大學高等專門學校宛、學校建築物の營繕並に保全に關する文部省訓令(同、12月18日)、何れも9年9月關西地方大風水害に際し、學校建築物の倒壊に依り多數の死傷者を出したに鑑み、發せられたものである。(昭和10年の警察部長會議に於ても、學校等特殊建築物の保安保持に就き特に留意する様との指令があつた。)水防團規則(昭和10年5月4日、朝鮮總督府令第68號)、消防組に對し新に水防團を設ける事としたもので、特に水害の豫防を目的とする。

河川堰堤規則(昭和10年5月27日、内務省令第38號)、近時灌漑、水道、發電、工業用等とし

て河川に堰堤を築造して大規模に貯水する事が多いが、その結果かかる大規模な堰堤の破壊等により自然の洪水と同様の危険を生ずる虞あるため、本規則は之が防止を目的とするものである。最近傳ふる所に依れば、頻發する天災地變に備へ全國主要都市に無線電信局を設置し、中央との連絡を一層合理化する様内務省に於て計畫中の由である。又昭和10年7月13日中央氣象臺告示第1號(天氣豫報、天氣特報、暴風雨警報規定)により、之を應用する人々の立場を主眼として従前の豫報警報規定の全部を改正し好結果を得たが、偶々去る9月27日の北關東利根地方の大洪水は氣象通報に更に一步を進め、洪水警報の必要を痛感せしむるに至つた。依つて文部省では全國の測候所を中央氣象臺の直轄として全國氣象臺の統一充實を圖り、暴風警報、洪水警報の正確迅速を期すべく考案中とも傳へられて居る。



警察・消防 (昭和10年4月1日現在)

Table with columns: 都市, 警察署数, 警察官数, 犯罪検挙件数 (刑法犯, 市會議員選挙違反), 特設消防職員又は公設消防組員数, 火災 (件数, 焼失戸数, 損害額), 備考

- 備考 1. 本表は各道府県警察部の回答に據り作製した。
2. 犯罪検挙件数及火災件数は夫々昭和9年中の件数である。
3. 本表附記の数字は警察署管内全部の件数なる故郡部の事實を含むものがある。
4. 市會議員選挙違反欄中括弧内の数字は選挙執行の年度を示す。
5. 東京市消防職員 2292. 組員 7359. 名古屋市特設消防職員 194. 豫備 1638. 神戸市、消防官吏 158. 常備消防組 36. 豫備消防組 721。
6. \* 印は昭和9年3月末及昭和8年中の数字である。

警察・消防 (昭和10年4月1日現在)

Table with columns: 都市, 警察署数, 警察官数, 犯罪検挙件数 (刑法犯, 市會議員選挙違反), 特設消防職員又は公設消防組員数, 火災 (件数, 焼失戸数, 損害額), 備考



警察・消防 (昭和10年4月1日現在)

Table with columns: 都 市, 警察署數, 警察官數, 犯罪檢舉件數 (刑法犯, 市會議員選舉違反), 特設消防職員又は公設消防組員數, 火災 (件數, 燒失戶數, 損害額(円)). Rows include cities like 佐賀市, 福岡市, 津島市, etc.

警察・消防 (昭和10年4月1日現在)

Table with columns: 都 市, 警察署數, 警察官數, 犯罪檢舉件數 (刑法犯, 市會議員選舉違反), 特設消防職員又は公設消防組員數, 火災 (件數, 燒失戶數, 損害額(円)). Rows include cities like 新宮市, 丸龜市, 首里市, etc.



XXIII

娯樂・歡興

娯樂

**概説** 娯樂は都市に於ける日常生活上重要な地位を占めて居るものであるが、就中大衆的娯樂機關としての映畫の最近の發展は注目に値するものがあり、全國に於ける映畫常設館數に付て見るも、昭和元年に於て 1,028 なりしもの、同 8 年に於ては 1,459 を算へてゐる。之に反し寄席の數はむしろ減少の傾向を示して居り、昭和元年全國寄席數 611 なりしもの同 8 年には 587 に減じてゐる。資本主義社會に於ては映畫を初め諸興行物等は殆んど凡て營利企業として經營せられ、殊に大都市に於ては益々大規模な企業として經營せられつつあるのであるが、最近東京に於ての丸の内附近に於ける多數の映畫館、劇場等の出現も其の顯著な一例と見ることが出来る。

**諸興行物特に映畫館** 映畫館、劇場、寄席等の諸興行物は民衆を集める事最も多きものであるが、就中映畫はその愛好者の多き事に於て第一位を占めてゐる。昭和 9 年中に於ける六大都市映畫館に就て見るも其の入場者總數は 104,212,526 人に及び、1 年を通じて一人約 9 回映畫を観る割合であつて、演劇の 21,166,816 人、演藝の 11,585,749 人に較べて斷然頭角を現はして居る。前述の如く又下に掲ぐる表(1)に依つても、劇場、寄席等は近年その數減少の傾向に至るにあらざれば増加の停滞を示してゐるに反し、獨り映畫館のみが年々増加しつつある状態を看取し得る。

最近傳ふる所に依れば、内務省警保局では國民全般に絶大な影響力を有つ映畫に對して指導統制に乗出すべく豫てから計畫中であつたが、愈近く「財團法人大日本映畫協會」を設立して映畫國策の實行に移る事に決した由である。本協會は、優秀映畫の表彰及獎勵、映畫技術學校、研究所等の設立、教育映畫の製作、國産映畫の配

給、統制、輸出獎勵等々の事業に著手するとの事である。

(1) 全國諸興行場の數及臨時興行回数累年比較

	劇 場		映 畫 館		寄 席		觀 覽 場	
	常設館	臨時興行回数	常設館	臨時興行回数	常設館	臨時興行回数	常設館	臨時興行回数
昭和元年	1,599	33,742	1,028	65,819	611	25,886	27	13,788
2 年	1,846	36,758	1,270	69,863	679	17,641	55	11,737
3 年	1,753	40,908	1,209	79,101	625	21,472	63	11,064
4 年	1,733	33,907	1,273	75,594	589	17,930	37	10,559
5 年	1,805	30,695	1,355	69,620	562	15,837	56	10,996
6 年	1,759	29,790	1,399	69,842	592	16,431	59	11,528
7 年	1,835	31,109	1,420	75,814	571	18,828	60	11,153
8 年	1,878	33,217	1,459	76,118	587	16,302	59	12,544

備考 内務省警保局編、警察統計報告に據る。以下特に註記するものを除き、總て同報告に據るものとす。

**ラヂオ** ラヂオは通信機關、教育機關としても重大な意義を有つてゐるが、就中娯樂機關として市民の日常生活上に有する役割は大なるものがある。殊にラヂオ器具が以前とは比較にならぬ廉價で供給される最近に於ては都市に於けるラヂオの普及は極めて著しい。昭和 9 年末に於ける全國聴取加入者現在數は、1,897,398 に

(2) 六大都市所在府縣聴取加入現在數 (昭和 9 年度)

府 縣 別	加入現在數	100世帯當り加入	内 譯			
			市 部	100世帯當り	郡 部	100世帯當り
東 京	538,098	47.8	526,374	49.9	11,724	16.6
大 阪	273,435	35.5	228,145	39.7	45,290	23.2
兵 庫	125,728	22.3	83,133	36.5	42,595	12.7
愛 知	118,769	22.8	87,782	35.6	30,987	11.3
京 都	86,065	26.2	76,569	37.8	9,496	7.6
神 奈 川	71,721	22.2	54,849	28.4	16,872	13.0

備考 日本放送協會編、ラヂオ年鑑昭和10年用に依る。

達し 100 世帯當り 14.9 の普及率にして、此の中市部加入者は 72% 郡部の其れは 28% を占めて居る。六大都市所在府縣に就き市部郡部の加入者數を示せば前表(2)の如くである。

上表に依れば市部の普及率は郡部の其れに比し 2 倍乃至數倍の多きを示し、東京市の如きは一世帯置き毎に 1 セットを備ふる割合に達してゐる。

**遊戯場** 前述の映畫の如き場合に在つては之を観る者の側に於て全く受動的に



享樂し得るに對して、撞球場麻雀クラブ等の諸遊戯場は幾分その娯樂的性質を異にしその普遍性も前者程大ではないが、都市の娯樂として相當重要な地位を占めて居る。(次表(3)参照)

(3) 全國遊戯場數累年比較

	昭和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
麻雀クラブ	—	—	—	—	6,048	6,033	5,895	5,635
其他の遊戯場	11,662	13,009	14,044	15,309	18,384	18,723	21,623	20,398

娯 興

等しく享樂の機關とは云ふものの料理屋、待合茶屋、藝妓置屋、カフェー、遊廓の類は、前述の娯樂機關とは大に趣を異にし、社會の風紀上影響を與へる事が大であり、特に警察上取締りの對象となるものであるから、此等を便宜上茲には歡

(4) 全國料理屋、待合、藝妓、カフェー等の數

	料理屋	飲食店	待合茶屋	カフェー	同女給 (人)	藝妓置屋	藝妓 (人)	酌婦 (人)
昭和元年	56,295	145,880	4,121	—	—	20,923	79,934	101,966
2年	58,431	158,736	4,080	—	—	20,854	80,086	111,032
3年	61,185	153,181	4,090	—	—	21,468	80,808	104,931
4年	62,640	159,956	4,226	—	51,559	21,708	80,717	73,942
5年	61,735	152,276	4,297	27,532	66,840	21,530	80,075	75,535
6年	61,044	156,638	3,969	27,041	77,381	21,343	77,351	81,019
7年	61,261	159,393	4,055	30,598	89,549	21,040	74,999	85,951
8年	63,084	159,340	4,031	35,200	99,312	20,949	74,200	85,590

備考 酌婦の數が昭和4年に急に減少してゐるのは此の年から從來此の中に含まれてゐた女給を別掲する事とした爲であるが、地方により兩者の分界の尙明でないものが多い。

興機關として其の狀況の一斑を紹介する。

料理屋、待合茶屋、カフェー、藝妓置屋等 此等の中待合茶屋、藝妓置屋等は近年その數が減少する傾があるに反しカフェー、バーが急激に増加してゐるのは時代の反映とも云へるであらう。(前表(4)参照)

最近カフェー、バー等の激増と共に風紀上取締を要する事項も頗る増加したが、之が取締りに就ては從來府縣に依り規則を異にしてゐたので 内務省に於ては今般此

等の營業に對する全國的取締りの根本方針を確立し、全國府縣に通牒して公娼廢止と同時に風紀取締りの徹底を期する事に決した由であるが、特に、(1) 主要道路に面せる場所に於けるカフェー、バー、ダンスホール營業の禁止、(2) 女給の屋外客引きの禁止、(3) 室内色電氣の制限等を嚴重に勵行するとの事である。

遊廓 遊廓(公娼制度)は我國特有の存在として、多年重大な社會問題の一をなし、之が廢止の議會に於て問題となつた事も一再ではなかつたが、今日に至るまでその實現を見るに至らなかつた。然るに最近遊廓經營の困難、貸座敷營業の不振を來すと共に斯かる經濟的事情に基き漸く遊廓制度の廢止も其の實現の機運に立到つた。既にこれ迄に於ても、秋田、長崎、群馬、埼玉、青森の各縣は廢止を實行してゐるが、内務省に於ても愈々昭和10年末迄に公娼廢止を斷行し、其れに代る風紀取締規則を實施する事に決したと傳へられ、多年の懸案も漸く解決を見んとしつつある。

最近數年間の遊廓に關する全國的統計を示せば次表(5)の如くであるが、貸座敷營業者、引手茶屋の漸次的減少は注目に値する。

(5) 全國遊廓統計

	貸座敷免許地	同營業者	引手茶屋	娼妓 (人)	遊客 (人)
昭和元年	546	11,532	93	50,800	22,587,440
2年	550	11,383	94	50,056	22,273,849
3年	547	11,155	79	49,058	22,794,221
4年	546	11,081	79	49,477	22,360,170
5年	542	10,861	79	52,117	22,827,730
6年	534	10,799	68	52,064	22,393,870
7年	532	10,500	64	51,557	22,736,341
8年	509	10,281	55	49,302	24,922,504

註(1) 内務省警保局警察統計報告に據る。

(2) 孰れも本會の照會に對する各府縣警察部の回答に據り作製。但し六大都市中神戸市に關する數字は昭和8年中のものとする。

(3) 日本放送協會編、ラヂオ年鑑昭和10年用に依る。



1 演劇・映畫・演藝 (昭和10年3月末現在)

都 市	演 劇		映 畫		演 藝	
	劇場數	入場人員	常設館數	入場人員	常設館數	入場人員
1 東 京 市	32	11,852,600	231	38,239,054	142	3,553,334
2 大 阪 市	75	4,295,428	77	41,013,974	48	4,911,850
3 京 都 市	5	...	40	2,912,489	16	...
4 名 古 屋 市	19	1,610,044	31	6,023,097	17	485,753
*5 神 戸 市	8	1,324,657	27	6,156,338	13	688,735
6 横 濱 市	5	480,444	28	4,867,574	10	1,124,892
*7 廣 島 市	4	382,997	12	1,861,066	4	319,625
8 福 岡 市	5	544,211	9	2,712,624	1	75,388
9 南 海 道 市	2	35,405	9	1,101,469	—	—
*10 長 崎 市	4	182,490	6	950,257	—	—
*11 仙 臺 市	2	145,378	7	534,238	1	32,710
*12 吳 橋 市	4	233,464	4	980,675	1	6,155
13 八 幡 市	5	461,041	7	1,222,129	1	38,284
14 札 幌 市	2	103,953	7	1,528,953	2	88,100
15 靜 岡 市	2	58,403	5	946,712	1	82,217
*16 熊 本 市	5	315,829	3	746,299	1	1,250
17 鹿 兒 島 市	2	89,765	5	1,578,563	—	—
18 和 歌 山 市	1	48,652	9	1,594,783	—	—
19 金 澤 市	2	192,280	6	1,292,788	1	204,720
20 岡 山 市	6	...	6	...	—	—
21 横 須 賀 市	1	43,344	7	747,794	2	27,962
22 豊 橋 市	3	221,920	6	979,494	2	7,200
23 小 樽 市	4	19,205	7	1,078,051	1	23,557
*24 小 佐 世 市	3	125,537	5	985,740	—	—
25 川 崎 市	1	77,000	5	1,086,182	3	344,850
26 新 潟 市	1	291,069	7	913,963	1	30,925
27 堺 市	8	456,965	5	1,051,130	4	179,147
28 下 關 市	5	250,829	8	592,724	—	—
29 濱 松 市	6	217,796	8	1,279,128	7	247,126
30 岐 阜 市	3	357,550	4	895,870	—	—
31 門 司 市	3	192,034	7	921,725	1	39,228
32 高 知 市	4	...	7	894,410	1	...
33 大 牟 田 市	6	121,473	6	1,033,486	—	—
34 小 倉 市	3	236,393	4	749,578	1	29,669
35 德 島 市	4	66,000	4	969,800	—	—
36 前 橋 市	2	59,673	4	472,801	1	12,730
37 久 留 米 市	1	98,847	5	1,142,941	—	—
38 青 森 市	x	150,084	7	665,973	—	—
39 旭 川 市	4	33,659	6	825,088	—	—
*40 松 山 市	2	106,351	5	786,533	—	—
41 甲 府 市	2	34,850	3	525,910	—	—
42 高 松 市	2	...	5	952,020	1	...
43 宇 都 宮 市	2	58,872	3	568,506	1	1,108

備考 1. 入場人員は昭和9年中の總數。  
 2. x印は劇場兼演藝場。  
 3. ⊗印は劇場兼映畫館。  
 4. \*印の都市は昭和9年3月末及昭和8年中の數字を掲げた。

1 演劇・映畫・演藝 (昭和10年3月末現在)

都 市	演 劇		映 畫		演 藝	
	劇場數	入場人員	常設館數	入場人員	常設館數	入場人員
*44 西 宮 市	3	301,588	3	691,129	1	44,045
45 長 野 市	2	70,626	2	92,315	—	807
46 松 本 市	6	152,055	5	248,620	—	—
47 富 山 市	5	61,931	3	656,563	—	—
*48 姫 路 市	2	119,911	5	571,546	1	15,568
49 宇 部 市	4	298,523	4	296,391	—	—
50 山 形 市	—	—	4	1,249,806	—	—
51 若 松 市(舊岡)	2	165,696	3	366,933	—	—
52 福 井 市	3	112,287	4	751,841	—	—
53 岡 崎 市	7	95,659	3	398,058	2	17,614
54 盛 岡 市	x	21,500	5	154,789	—	18,200
55 宮 崎 市	3	141,450	5	649,176	—	—
56 桐 生 市	x	23,702	3	315,562	—	18,397
57 大 津 市	2	85,710	5	328,633	2	49,150
58 水 戸 市	—	—	—	—	—	—
59 那 覇 市	2	1,848	2	1,525	—	—
60 高 崎 市	3	65,100	3	359,579	—	—
61 清 水 市	8	46,660	7	505,985	—	—
62 戸 畑 市	1	115,238	2	409,904	—	—
63 長 岡 市	1	31,683	4	165,726	1	1,660
64 室 蘭 市	3	6,058	3	201,989	1	2,687
65 秋 田 市	1	16,830	2	283,509	—	—
*36 大 分 市	3	35,560	3	224,900	—	—
67 鋼 路 市	3	33,765	6	239,200	—	—
68 津 市	3	388,643	3	373,370	1	1,260
*69 福 山 市	3	183,858	4	578,161	1	63,045
70 郡 山 市	4	98,079	4	352,623	—	—
71 八 戸 市	x	45,372	4	165,201	—	—
72 八 王 子 市	4	102,125	9	685,787	2	9,457
73 高 岡 市	1	20,913	3	846,525	2	12,235
74 宇 治 山 田 市	8	164,929	2	136,090	—	—
*75 奈 良 市	1	35,171	3	159,428	2	49,390
76 四 日 市	1	114,490	3	307,491	—	—
*77 宇 和 島 市	2	79,330	3	379,985	—	—
78 千 葉 市	—	—	3	311,826	—	—
*79 尼 崎 市	1	52,160	6	1,085,687	2	96,908
*80 今 治 市	2	9,558	4	459,763	1	46,759
81 松 江 市	3	48,856	3	144,883	4	38,678
82 佐 賀 市	2	52,704	5	320,758	...	37,199
83 福 島 市	7	25,453	5	755,138	2	12,079
84 沼 津 市	2	2,596	3	370,819	3	42,579
85 一 宮 市	6	265,764	3	451,355	—	—
*86 別 府 市	4	558,818,000	4	1,210,200	—	—



1 演劇・映畫・演藝 (昭和10年3月末現在)

都 市	演 劇		映 畫		演 藝	
	劇場數	入場人員	常設館數	入場人員	常設館數	入場人員
87 足利市	⊗ 2	12,900	3	378,231	1	26,500
88 川口市	⊗ 4	24,324	...	640,924	...	7,932
89 銚子市	—	—	3	276,029	—	—
90 飯塚市	8	198,621	8	934,599	—	—
91 弘前市	×	—	5	360,322	—	—
92 若松市(郡)	1	54,316	5	736,942	—	—
93 米澤市	—	—	3	145,800	—	—
94 浦和市	⊗ 5	6,096	...	248,268	...	1,291
95 市川市	—	—	2	210,300	—	—
96 鳥取市	3	398,710	5	125,019	—	—
97 大垣市	1	57,880	3	174,392	—	—
98 瀬戸市	3	117,292	3	348,275	—	—
*99 明石市	2	156,550	1	145,812	1	38,556
100 明都市	1	12,781	3	259,458	—	—
101 熊谷市	⊗ 3	27,516	...	287,256	...	9,012
102 岸和田市	×	46,779	7	800,751	—	116,084
103 上田市	7	40,005	2	115,920	—	—
104 米岡市	1	12,570	3	18,175	—	—
105 米鶴市	—	—	2	99,283	—	—
106 津山市	3	...	3	...	—	—
107 川越市	⊗ 3	16,201	...	210,216	...	7,905
108 延岡市	1	68,750	3	118,127	—	—
109 直方市	7	277,846	3	292,920	—	—
110 小松市	3	52,850	1	13,520	—	—
111 平塚市	1	7,652	3	270,000	—	—
*112 石巻市	1	19,746	2	118,332	—	—
113 帯山市	2	52,369	3	354,412	—	—
114 山口市	2	67,907	3	290,250	—	—
115 三條市	2	16,154	2	138,159	—	—
116 酒田市	—	—	2	118,500	—	—
117 倉敷市	6	...	6	...	—	—
118 海南市	1	33,528	3	197,528	—	—
119 萩市	1	49,438	2	172,671	—	—
120 高田市	1	29,296	2	56,152	—	—
121 八幡濱市	—	—	—	—	—	—
*122 尾道市	2	40,841	3	297,940	1	2,304
123 唐津市	3	54,404	2	103,218	—	34,947
*124 中津市	2	89,981	2	24,630	—	—
125 新宮市	1	62,279	3	204,473	—	—
126 丸龜市	2	...	3	316,976	...	...
127 首里市	1	265	—	—	—	—
128 徳山市	—	—	—	—	—	—

2 料理屋・飲食店其他 (昭和9年12月末現在)

都 市	料理屋數	飲食店數	カフエー	カフエー及	酌 婦 數	藝 妓 數
			及パ-數	パ-女給數 (人)		
1 東 京 市	675	25,360	10,061	33,307	—	9,640
2 大 阪 市	928	6,668	4,966	18,524	7,416	6,256
3 京 都 市	950	4,378	818	3,001	388	1,601
4 名 古 屋 市	1,144	4,980	1,008	5,347	4,365	2,283
5 神 戸 市	(5)1,054	(5)3,429	(5)1,028	(5)2,277	—	(5)989
6 横 濱 市	376	3,988	663	2,378	5,556	1,046
7 廣 島 市	218	1,247	163	936	1,026	558
8 福 岡 市	305	772	110	500	461	863
9 函 館 市	169	734	89	562	52	254
10 長 崎 市	—	—	—	—	—	—
11 仙 臺 市	(5)249	(5)740	(5)100	(5)380	—	(8)198
12 吳 橋 市	168	596	54	319	1,049	231
13 八 幡 市	323	640	44	232	625	255
14 札 幌 市	298	508	541	1,127	392	561
15 釧 路 市	64	464	71	178	387	190
16 熊 本 市	(5)228	(5)617	(5)57	(5)178	—	(5)435
17 鹿 兒 島 市	132	488	66	195	147	301
18 和 歌 山 市	241	597	119	786	722	410
19 金 澤 市	126	310	51	160	1,278	687
20 岡 山 市	364	508	143	537	826	368
21 横 須 賀 市	46	677	128	525	1,450	141
22 豊 橋 市	157	660	80	194	153	481
23 小 樽 市	220	318	176	542	254	226
24 佐 世 保 市	(5)292	(5)102	(5)106	(5)331	—	(5)360
25 川 崎 市	251	565	79	392	928	39
26 新 潟 市	273	159	84	223	—	312
27 堺 市	59	304	133	532	185	441
28 下 關 市	290	475	61	325	477	556
29 濱 松 市	183	492	88	317	1,126	554
30 岐 阜 市	115	45	79	437	161	635
31 門 司 市	191	393	66	454	477	212
32 高 知 市	89	101	46	198	152	97
33 大 牟 田 市	188	374	9	52	381	256
34 小 倉 市	241	399	41	343	373	147
35 徳 島 市	487	386	23	130	64	250
36 前 橋 市	115	344	129	224	138	219
37 久 留 米 市	208	386	46	101	511	381
38 青 森 市	153	308	35	331	252	148
39 青 旭 市	221	379	129	305	304	261
40 松 山 市	(5)76	(5)147	(5)32	(5)80	—	(5)183

備考 1. 本表の數字中には警察署管内全部のものにして郡部の事實を含む場合がある。  
2. (8)又は(5)印の數字は夫々昭和6年末又は昭和5年末のものである。



2 料理屋・飲食店其他 (昭和9年12月末現在)

都 市	料理屋數	飲食店數	カフェー 及バー數	カフェー及 バー女給數 (人)	酌婦數 (人)	藝妓數 (人)
41 甲府市	318	315	121	178	295	254
42 高松市	257	377	68	215	104	145
43 宇都宮市	375	285	75	225	194	129
44 西宮市	(8)189	(8)421	—	—	—	(8)84
45 長野市	234	422	69	138	89	183
46 松本市	367	372	90	152	78	268
47 富山県市	141	293	37	195	94	160
48 姫路市	(8)102	(8)339	(8)91	(8)419	—	(8)141
49 宇部市	193	217	32	97	186	86
50 山形市	51	186	46	50	157	85
51 若松市(福岡)	141	189	32	147	391	144
52 福岡市	289	263	28	182	135	389
53 岡崎市	223	316	71	261	58	467
54 岡崎市	201	729	53	269	40	130
55 宮崎市	161	806	25	142	—	212
56 桐生市	101	175	147	123	53	183
57 大津市	65	385	45	75	112	160
58 水戸市	(5)73	(5)131	(5)76	(5)278	—	(5)119
59 那珂市	16	220	9	17	5	341
60 高崎市	130	342	127	221	237	147
61 清戸市	53	273	49	197	633	103
62 戸田市	109	176	15	66	309	43
63 長岡市	203	129	37	115	—	213
64 室蘭市	142	88	55	187	167	89
65 秋田市	41	76	32	117	67	95
66 大分市	(5)83	(5)531	—	(5)76	—	(5)73
67 鋼路市	107	168	208	312	92	168
68 津山市	76	173	64	209	265	196
69 福山市	58	393	31	191	167	46
70 郡山市	165	179	27	66	190	220
71 八戸市	49	149	68	198	50	76
72 八王子市	10	337	137	250	—	111
73 高岡市	131	143	30	87	330	177
74 宇治山田市	50	587	59	203	265	220
75 奈良市	183	364	66	170	193	127
76 四日市市	26	266	53	133	32	112
77 宇和島市	—	—	—	—	—	(8)130
78 千代田市	(5)70	(5)396	(5)76	(5)98	—	(5)137
79 尼崎市	(5)57	(5)292	(5)119	(5)828	—	(5)42
80 今治市	(5)32	(5)111	(5)14	(5)54	—	(5)170

2 料理屋・飲食店其他 (昭和9年12月末現在)

都 市	料理屋數	飲食店數	カフェー 及バー數	カフェー及 バー女給數 (人)	酌婦數 (人)	藝妓數 (人)
81 松江市	180	169	55	167	6	165
82 佐賀市	73	228	17	94	95	105
83 福岡市	148	168	28	133	176	100
84 沼津市	55	113	62	171	105	106
85 一宮市	142	249	66	114	281	417
86 別府市	(8)184	(8)261	(8)27	—	(8)430	(8)184
87 足利市	273	189	67	122	162	173
88 川口市	42	38	132	199	137	40
89 銚子市	142	209	19	42	188	62
90 飯塚市	213	701	39	119	630	165
91 弘前市	96	188	47	150	108	11
92 若松市(山口)	189	245	21	55	127	200
93 米澤市	46	132	36	42	224	54
94 浦和市	42	174	125	176	39	65
95 市川市	53	236	38	55	32	109
96 鳥取市	149	189	57	179	—	103
97 大垣市	96	37	21	96	80	282
98 瀨戸市	74	196	59	189	78	145
99 明石市	(8)138	(8)462	—	—	—	(8)114
100 都城市	42	159	10	54	—	59
101 熊谷市	86	122	56	120	113	68
102 岸和田市	27	93	12	94	86	123
103 上田市	187	206	50	82	88	118
104 米子市	231	581	44	146	60	37
105 鶴岡市	90	179	8	24	274	86
106 津山市	168	201	29	79	154	75
107 川越市	54	112	96	144	60	47
108 延岡市	48	487	11	55	—	113
109 直方市	146	367	19	62	325	128
110 松阪市	46	82	31	21	132	146
111 平塚市	60	90	35	66	237	45
112 石巻市	(5)60	(5)64	(5)9	—	—	(5)65
113 帯廣市	181	402	115	191	290	147
114 山口市	49	225	17	79	230	89
115 三條市	61	104	18	58	—	62
116 酒田市	124	83	12	24	102	60
117 倉敷市	137	259	50	264	126	39
118 海田市	114	90	6	38	180	62
119 萩市	104	163	12	82	93	33
120 高田市	118	96	30	86	—	79